

会津坂下町 地域防災計画書



会津坂下町防災会議

計 画 編

計 画 編 目 次

第1編 総則編

第1章 総則

第1節	計画の目的及び方針	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第3	計画の推進	2
第4	計画の修正	2
第5	計画の周知徹底	2
第2節	計画の方針と活動目標	2
第1	災害対策の基本理念	2
第2	基本方針	3
第3	発災直前及び発災後の活動目標	4
第3節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	5
第1	防災関係機関の実施責任	5
第2	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6

第2章 会津坂下町の概要

第1節	会津坂下町の概要と災害要因の変化	10
第1	災害の誘因	10
第2	会津坂下町の自然条件	10
第3	会津坂下町の社会的条件	11
第4	会津坂下町における主な災害の履歴	13
第5	災害危険個所の概要	14
第6	地震災害の想定地震	15
第2節	調査研究体制の整備	16
第1	災害のないまちづくり（町の基本姿勢）	16
第2	調査研究推進体制の充実	16
第3	自主防災組織等地域における取り組み	16
第4	防災施策の大綱	17
第3節	住民等の責務	17
第1	住民の責務	17
第2	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	17

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	防災組織の整備・充実	19
第1	防災に関する組織	19
第2	自主防災組織	20
第3	事業所等の防災組織	20
第4	応援協力体制の整備	20
第5	公的機関等の業務継続性の確保	22
第6	町の各課における平常時からの業務	22
第2節	防災情報通信網等の整備	24
第1	防災情報通信網の整備	24
第2	その他通信網の整備・活用	24
第3	「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」	25
第3節	気象等観測体制	25
第1	気象等観測施設網	25
第2	事業計画	27
第4節	災害別予防対策	27

第1	水害予防対策	27
第2	風害予防対策	28
第3	土砂災害予防対策	28
第4	雪害予防対策	30
第5節	訓練に関する計画	31
第1	個別訓練	31
第2	総合防災訓練	33
第3	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	33
第6節	火災予防対策	34
第1	消防力の強化	34
第2	広域応援体制の整備	35
第3	予防消防の徹底	35
第4	初期消火体制の整備	36
第5	火災拡大要因の除去計画	36
第6	消防教養訓練の充実	36
第7節	建造物及び文化財災害予防対策	37
第1	建築物の現況	37
第2	建築物災害予防対策の内容	37
第3	文化財災害予防対策	38
第8節	電力、ガス施設災害予防計画	38
第1	電力施設災害予防対策	38
第2	ガス施設（LPガス）災害予防対策	40
第9節	緊急輸送路等の指定	41
第1	緊急輸送路等の指定	41
第2	緊急輸送路等の整備	42
第10節	避難対策	44
第1	避難計画の策定	44
第2	指定緊急避難所の指定等	47
第3	指定避難所の指定等	48
第4	指定緊急避難所を指定する場合の留意点	50
第5	避難路の選定	50
第6	避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知	50
第7	学校、病院等施設における避難計画	51
第11節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	52
第1	医療（助産）救護体制の整備	52
第2	防疫対策	53
第3	し尿処理体制の整備	53
第12節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	53
第1	食料、生活物資の調達及び確保	54
第2	飲料水の確保	55
第3	防災資機材等の整備	55
第4	災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	55
第13節	防災教育・広報	56
第1	町民に対する防災教育	56
第2	防災上重要な施設における防災教育	57
第3	学校教育における防災教育	58
第14節	自主防災組織の整備	58
第1	自主防災組織の現況	58
第2	自主防災組織の育成指導	58
第3	自主防災組織の編成基準	58

第4	自主防災組織の活動	58
第5	地区防災計画の作成	60
第15節	要配慮者対策	60
第1	地域防災計画、全体計画において定める全体的事項	60
第2	避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供	61
第3	個別計画の策定	63
第4	社会福祉施設における対策	63
第5	在宅者に対する防災対策	64
第6	外国人に対する防災対策	64
第7	避難所への移送	65
第8	避難所における要配慮者支援	65
第9	要配慮者利用施設における対策	65
第16節	ボランティアとの連携	70
第1	ボランティア活動の意義	70
第2	ボランティア団体等の把握、登録等	71
第3	ボランティアの受け入れ体制の整備	71
第4	ボランティアの種類	71
第2章 災害応急対策計画		
第1節	応急活動体制	72
第1	活動体制（災害対策本部）	72
第2	本部連絡員	79
第3	現地災害対策本部の設置	79
第4	災害救助法が適用された場合の体制	79
第2節	職員の動員配備	80
第1	配備基準	80
第2	活動要領	82
第3	動員の伝達方法	83
第4	非常参集等	83
第5	職員配備状況の報告と安否確認の実施	83
第3節	相互応援協力	84
第1	防災関係機関への応援要請	84
第2	公共的団体等との協力	85
第3	民間事業者との災害時応援協定	85
第4節	災害情報の収集伝達	86
第1	気象注意報・警報等の伝達	86
第2	被害情報の収集、報告	94
第5節	通信の確保	97
第1	通信手段の確保	98
第2	防災行政無線の運用	98
第6節	災害広報	99
第1	広報活動	99
第2	広報内容	99
第3	市町村間の協力による広報	100
第7節	水害等応急対策	100
第1	水害応急対策（水防計画）	100
第2	土砂災害応急対策	101
第8節	救急・救助	103
第1	自主防災組織、事業等による救助活動	103
第2	町（消防機関を含む）による救助活動	104
第3	救助	104

第9節	自衛隊災害派遣要請	105
第1	災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲	105
第2	災害派遣要請の要求	106
第3	自衛隊の自主派遣	107
第4	災害派遣部隊の受入れ体制	107
第5	経費の負担区分	108
第6	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限	109
第7	派遣部隊の撤収	109
第10節	避難	109
第1	避難の準備情報提供、勧告、指示及び屋内での安全確保措置の指示	109
第2	警戒区域の設定	113
第3	避難の誘導	113
第4	避難行動要支援者等対策	114
第5	避難順位及び携行品の制限	116
第6	広域的な避難対策	118
第7	安否情報の提供等	118
第11節	避難所の設置・運営	119
第1	避難所の設置	119
第2	避難所の運営	120
第12節	医療（助産）救護	122
第1	医療機関の被災状況等の収集、把握	122
第2	医療（助産）救護活動	123
第3	助産	124
第4	災害時医療品等備蓄供給体制の確立	124
第5	人工透析の供給確保	124
第13節	緊急輸送対策	124
第1	輸送計画	125
第2	緊急輸送路等の確保	125
第3	車両等の確保及び調達	126
第14節	警備活動及び交通規制措置	126
第1	警備体制	126
第2	交通規制措置	128
第15節	防疫及び保健衛生	130
第1	防疫活動	130
第2	栄養指導	131
第3	保健指導	132
第4	精神保健活動	132
第5	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	132
第6	動物（ペット）救護対策	132
第16節	廃棄物処理対策	133
第1	ごみ処理	133
第2	し尿処理	134
第3	廃棄物処理施設の確保	135
第4	応援体制の確保	135
第17節	救援対策	135
第1	給水援助対策	135
第2	食料援助対策	136
第3	生活必需物資等救援対策	137
第4	支援物資等の支援体制	137
第5	義援物資及び義援金の受入れ	137

第18節	被災地の応急対策	138
第1	被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談	138
第2	障害物の除去	138
第3	災害相談対策	141
第19節	応急仮設住宅の供与	141
第1	応急仮設住宅の建設	141
第2	借上げ住宅等の提供	143
第3	住宅の応急修理	144
第20節	死体の捜索、遺体の処理等	145
第1	一般的な事項	145
第2	遺体の捜索	145
第3	遺体の収容	146
第4	遺体の火葬・埋葬	147
第5	災害弔慰金の支給	147
第21節	生活関連施設の応急対策	148
第1	上水道施設等応急対策	148
第2	下水道施設等応急対策	148
第3	電力施設等応急対策	149
第4	ガス施設〔LPガス〕応急対策	150
第5	鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社〕応急対策	151
第6	電気通信施設等の応急対策	152
第22節	文教対策	154
第1	生徒等の保護対策	154
第2	応急教育対策	155
第3	社会教育施設（文化財）の応急対策計画	157
第23節	町管理施設の応急対策	157
第1	建築物等の応急対策	157
第2	土木施設の応急対策	158
第24節	要配慮者対策	159
第1	要配慮者に係る対策	159
第2	社会福祉施設等に係る対策	160
第3	障がい者及び高齢者に係る対策	160
第4	児童に係る対策	161
第5	外国人に係る対策	161
第25節	ボランティアとの連携	162
第1	ボランティア団体等の受入れ	162
第2	ボランティア団体等の活動	163
第3	ボランティア保険の加入促進	163
第26節	災害救助法の適用等	163
第1	災害救助法の適用	163
第2	災害救助法の適用基準	164
第3	災害救助法の適用手続き	164
第4	災害救助法による救助の種類及び職権の委任等	164
第3章	災害復旧対策計画	
第1節	公共施設の災害復旧（対策）計画	166
第1	災害復旧事業計画の作成	166
第2	災害復旧事業に伴う財産援助及び助成計画の作成	167
第3	激甚災害の指定	169
第4	災害復旧事業の実施	169
第2節	被災者の生活確保対策	169

第1	義援金の配分	169
第2	被災者の生活確保	169
第3	被災者生活再建支援法に基づく支援	171
第4	災害弔慰金の支給	172
第5	資金の融資等	172
第6	罹災証明書等の交付	174
第7	被災者台帳の作成	174

第3編 地震災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的及び方針	176
第1	計画の目的	176
第2	計画の指針	176
第3	発災直後及び発災後の活動目標	177
第2節	会津坂下町の地震災害	179
第1	地質構造・地形	179
第2	既往の地震災害と地震発生の特性	180

第2章 災害予防計画

第1節	防災組織の整備・充実	188
第1	町防災組織	188
第2	防災関係機関の防災組織	188
第3	自主防災組織	188
第4	応援協力体制	188
第2節	防災情報通信網等の整備	189
第1	防災情報通信網の整備・活用	189
第2	その他の通信網の整備・活用	189
第3	通信手段の周知	189
第4	防災施設・設備の整備	189
第3節	地震観測計画	189
第1	地震観測網	190
第2	福島県震度情報ネットワークシステムの概要	190
第4節	市街地の防災対策	190
第1	建築物防災対策	190
第2	防災空間の確保	191
第3	住環境整備事業の推進	192
第4	各施設の対策	192
第5節	上下水道施設災害予防対策	193
第1	上水道施設予防対策	193
第2	下水道施設予防対策	194
第6節	電気、ガス施設災害予防対策	194
第7節	鉄道施設災害予防対策	194
第8節	電気通信施設等災害予防対策	194
第9節	道路及び橋梁等災害予防対策	195
第1	道路の整備	195
第2	橋りょうの整備	195
第3	町管理の道路及び橋梁災害予防対策	195
第4	農道・林道及び橋梁災害予防対策	195
第5	道路付帯施設災害予防対策	195
第6	道路開通用資機材の確保	195
第10節	河川等災害予防対策	196

第1	河川管理災害予防対策	196
第2	砂防施設災害予防対策	196
第3	ため池施設災害予防対策	196
第11節	地盤災害等予防対策	196
第1	土石流災害予防対策	196
第2	地すべり災害予防対策	196
第3	急傾斜地災害予防対策	197
第4	液状化災害予防対策	197
第5	二次災害予防対策	197
第12節	火災予防対策	197
第1	出火防止対策	197
第2	初期消火体制の整備	197
第3	火災拡大要因の除去計画	198
第4	消防力の強化及び広域応援体制の整備	198
第5	消防水利の整備	198
第6	救助体制の整備	198
第13節	積雪・寒冷対策	199
第1	積雪・寒冷対策の推進	199
第2	交通の確保	199
第3	寒冷対策の推進	199
第14節	緊急輸送路等の指定	199
第15節	避難対策	201
第16節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	201
第17節	食料等の調達・確保及び防災資機材の整備	202
第18節	防災教育	202
第19節	防災訓練	203
第1	総合防災訓練	204
第2	個別防災訓練	204
第3	緊急初動訓練	204
第20節	自主防災組織の整備	204
第21節	要配慮者対策	206
第22節	ボランティアとの連携	207
第23節	緊急整備事業の推進	207
第3章 災害応急対策計画		
第1節	応急活動体制	208
第1	活動体制	208
第2	災害救助法適用時の活動体制	209
第2節	職員の動員配備	209
第1	職員の配備体制	209
第2	職員の配備状況の報告と安否確認の実施	210
第3節	地震災害情報に関する対策	210
第1	地震情報等の受理・伝達	210
第4節	通信の確保	214
第5節	災害広報	214
第6節	消火活動	215
第1	消火活動	215
第2	他都道府県等への応援要請	216
第7節	救急・救助	216
第8節	自衛隊災害派遣	217
第9節	避難	217

第10節	避難所の設置・運営	2 1 9
第11節	医療（助産）救護	2 1 9
第12節	道路の確保（道路障害物除去等）	2 1 9
第13節	緊急輸送対策	2 1 9
第14節	警備活動及び交通規制措置	2 2 0
第1	警備活動	2 2 0
第2	交通対策	2 2 1
第15節	防疫及び保健衛生	2 2 2
第16節	廃棄物処理対策	2 2 2
第17節	救援対策	2 2 3
第18節	被災地の応急対策	2 2 4
第19節	応急仮設住宅の供与	2 2 4
第20節	死体の搜索、遺体の処理等	2 2 4
第21節	生活関連施設の応急対策	2 2 4
第1	上水道施設の応急対策	2 2 5
第2	下水道施設の応急対策	2 2 6
第3	電力施設等応急対策	2 2 7
第4	ガス施設（L P ガス）応急対策	2 2 8
第5	鉄道施設応急対策	2 2 8
第6	バス運行応急対策	2 2 9
第7	電気通信施設応急対策	2 3 0
第22節	道路、河川管理施設及び公共建築物等の応急対策	2 3 1
第1	道路の応急対策	2 3 2
第2	河川管理施設等の応急対策	2 3 2
第3	公共建築物等の応急対策	2 3 2
第23節	文教対策	2 3 3
第24節	要配慮者対策	2 3 4
第25節	ボランティアとの連携	2 3 4
第26節	危険物施設等災害応急対策	2 3 5
第1	火薬類施設応急対策	2 3 5
第2	高圧ガス施設応急対策	2 3 5
第27節	災害救助法の適用等	2 3 6
第4章	災害復旧対策計画	
第1節	公共施設の災害復旧（対策）計画	2 3 8
第2節	被災者の生活確保対策	2 3 8
第4編	事故対策編	
第1章	総則	
第1節	計画の目的	2 4 0
第2章	航空災害対策計	
第1節	航空災害予防対策計画	2 4 2
第1	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	2 4 2
第2	要配慮者対策	2 4 2
第2節	航空災害応急対策	2 4 3
第1	災害情報の収集伝達	2 4 3
第2	活動体制の確立	2 4 3
第3	搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	2 4 3
第4	災害広報	2 4 3
第3章	鉄道災害対策計画	
第1節	鉄道災害予防対策	2 4 4

第1	鉄道交通の安全確保	244
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	244
第3	要配慮者対策	245
第4	防災知識の普及・啓発	245
第2節	鉄道災害応急対策計画	245
第1	災害情報の収集伝達	245
第2	活動体制の確立	245
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	245
第4	災害広報	246
第3節	鉄道災害復旧対策計画	246
第4章 道路災害対策計画		
第1節	道路災害予防対策	248
第1	道路交通の安全のための情報の充実	248
第2	道路施設等の整備	248
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	248
第4	要配慮者対策	249
第5	防災知識の普及・啓発	249
第2節	道路災害応急対策計画	249
第1	災害情報の収集伝達	249
第2	活動体制の確立	249
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	250
第4	危険物の流出に対する応急対策	250
第5	道路施設・交通安全施設の応急復旧	250
第6	災害広報	250
第3節	道路災害復旧対策計画	251
第5章 危険物等災害対策計画		
第1節	危険物等災害予防対策	252
第1	危険物等の定義	252
第2	危険物等施設の安全性の確保	252
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	252
第4	要配慮者対策	253
第5	防災知識の普及・啓発	253
第2節	危険物等災害応急対策計画	254
第1	災害情報の収集伝達	254
第2	活動体制の確立	254
第3	災害の拡大防止	254
第4	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	254
第5	危険物等の大量流出に対する応急対策	255
第6	避難誘導	255
第7	災害広報	255
第3節	危険物等災害復旧対策計画	255
第6章 大規模な火事災害対策計画		
第1節	大規模な火事災害予防対策計画	256
第1	災害に強いまちづくりの形成	256
第2	大規模な火事災害防止のための情報の充実	256
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	256
第4	防災知識の普及・啓発	257
第5	要配慮者対策	257
第2節	大規模な火事災害応急対策計画	257
第1	災害情報の収集伝達	257

第2	活動体制の確立	257
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	258
第4	避難誘導	258
第5	要配慮者対策	258
第6	災害広報	258
第3節	大規模な火事災害復旧対策計画	259
第7章 林野火災対策計画		
第1節	林野火災予防対策計画	260
第1	林野火災の特性	260
第2	林野火災に強い地域づくり	260
第3	林野火災防止のための情報の充実	260
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	260
第5	防災知識の普及・啓発	261
第6	要配慮者対策	261
第2節	林野火災応急対策計画	261
第1	災害情報の収集伝達	261
第2	活動体制の確立	262
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	262
第4	避難誘導	263
第5	災害広報	263
第6	二次災害の防止	263
第3節	林野火災復旧対策計画	263
第5編 原子力災害対策編		
第1節	総則	264
第1	原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え	264
第2	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	265
第2節	原子力災害事前準備	266
第1	住民等への的確な情報伝達体制の整備	266
第2	環境放射線モニタリング体制の整備	267
第3	広域避難の受入れ体制の整備	267
第4	避難収容活動体制の整備	268
第5	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	269
第3節	原子力災害応急対応計画	270
第1	県からの情報提供	270
第2	庁内連絡会議（災害対策本部）における活動	270
第3	広域避難の実施	270
第4節	原子力災害中長期対策	271
第1	放射性物質による環境汚染への対処	271
第2	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	271
第3	心身の健康相談体制の整備	271

第1編

総則編

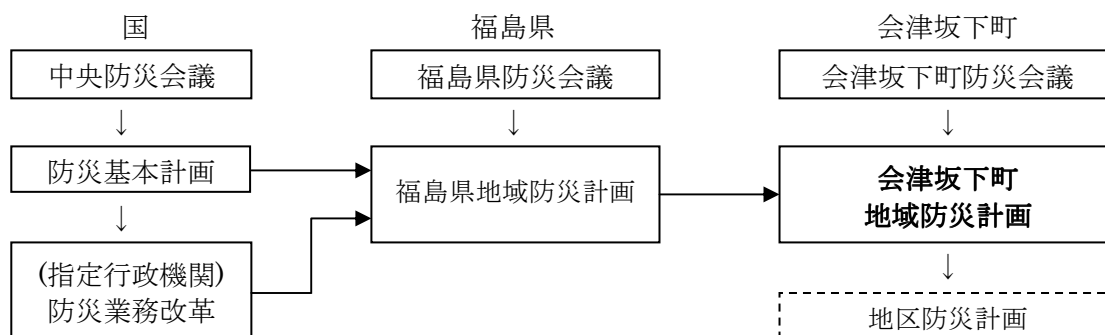
第1章 総 則

第1節 計画の目的及び方針

第1 計画の目的

この計画は、風水害、雪害等に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び会津坂下町防災会議条例第2条の規定に基づき、会津坂下町防災会議が作成する計画であり、国の防災基本計画や県の地域防災計画と連携した会津坂下町の地域防災に関する計画である。本計画に基づき、安全で災害に強いまちづくりを進めるとともに、町及び町内の防災関係機関が処理しなければならない事務及び業務について総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用することによって町域及び住民の生命、身体財産を保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする。

国、県、市町村における防災会議と防災計画の位置づけ



第2 計画の構成

会津坂下町地域防災計画は、次の各編で構成する。

第1編 総則編

総則編は、防災諸対策のうち災害の発生を未然に防止しようとする事、すなわち災害予防措置の促進を図ることであって、最も根本的かつ重要であるが、計画に係る経済的環境や自然的環境を十分把握して、これを計画に活かすことが肝要であり、さらに町土の開発計画等と総合的に調整の必要があるので「水害、雪害、土砂災害」の各計画については、町の地域に係る防災の関係機関が重点的に取り上げようとする事業又は業務について掲げた。

第2編 一般災害対策編

一般災害対策編は、災害時における応急対策と復旧計画に分け、災害応急対策計画については、努めて町の地域に係る防災の関係機関が応急的対策を実施する際の実態の把握と活用の方法を事項別に分類して定め、併せて災害応急対策の実現体制の確立と責任体制の明確化を図った。

また、災害復旧計画については、災害発生に際し、社会経済活動の早期回復、社会

第1編 総則編

秩序の回復を期して復旧事業と迅速かつ適切な推進を図るための計画と、再度災害の発生を防止するため必要な施設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業についての計画である。

第3編 地震災害対策編

地震災害対策編は、地震が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、災害の予防、初期措置等を円滑に実施し被害を最小限にいとめることを目的とする計画である。

第4編 事故対策編

事故対策編については、近年の社会構造の変化、過去の大規模な災害を踏まえ、総合的な対策を定め、住民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする計画である。

第5編 原子力災害対策編

原子力災害対策編については、住民に対する放射線等に関する知識の普及など必要な体制をあらかじめ確立するとともに、原子力災害対策を講ずる上で必要となる応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置についての計画である。

資料編

各章に関連する各種資料を掲載する。

第3 計画の推進

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づく実践活動を行う場合の細部行動マニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

第4 計画の修正

災害対策基本法第42条の規定に基づき、福島県地域防災計画等と整合性を図り、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。

第5 計画の周知徹底

防災関係機関に対し、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

第2節 計画の基本方針と活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念にもとづき策定するものとする。

災害対策基本法第2条の2（基本理念）抜粋

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発

第1編 総則編

生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて、必要な体制を確立し、関係機関の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連携を図るための基本を示すものであり、災害は、突発的に不測の事態が発生し、しかもその実態も多様にあることから迅速かつ適正な活動が行われねばならないため、特に関係機関との連携が強く要求される。また、特定災害については、科学的研究の成果及び発生した災害とその対策の経験を重ねることによって修正を加え、逐次完備していかなければならない。

また、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（地域相互扶助の精神に基づく自発的な防災組織）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進していかなければならない。

1 防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

災害が発生した場合、円滑な防災活動が遂行できるような防災業務施設、設備、資機材等の整備に努めるものとする。

2 自立型防災対策の推進

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントであることから、各々の生活圏の自立的な防災性を高めていくことが重要である。

このため、災害に強い、安全・安心な町づくりを進める上で、それぞれの地域特性を活かし、生活圏ごとに防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図るものとする。

3 災害に強いコミュニティの形成

大規模な災害の発生直後においては、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられ、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であることから、町民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、これらに迅速かつ的確に対応していくため、地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していくことができる体制をあらかじめ整備しておかなければならない。

そのため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

4 広域連携による災害対応力の強化

被災地域による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、県内の生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速かつ的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールやしくみづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

5 災害応急対策等への備え

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第3 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

活動区分	活 動 目 標
事前対応	○災害直前活動 ・気象情報、情報等の伝達

活動区分	活動目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、堰、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要因の確保（非常招集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ○ 生命・安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救急、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助 ・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路警戒、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ○地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復 ・生活の再建
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ○地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

なお、活動区分ごとに活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

第3節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 会津坂下町

防災の第一次的責任を有し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 福島県

市町村を包括する広域地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保

第1編 総則編

護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 会津坂下町の事務又は業務

- (1) 会津坂下町防災会議の連絡調整
- (2) 防災組織の整備及び育成指導と訓練
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 消防活動その他の応急措置
- (8) 避難対策
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施に関すること。
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- (16) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。

2 福島県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育

第1編 総則編

- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 町が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

3 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部会津坂下消防署及び消防団

- (1) 火災の予防
- (2) 危険物等の安全確保及び規制
- (3) 救助及び救護
- (4) 自主防災組織の育成
- (5) 火災の鎮圧、その他の災害の軽減措置
- (6) 大火災対策及び消防力の強化
- (7) 消防計画の作成指導
- (8) その他、町から要請された事項

4 会津坂下警察署

- (1) 情報収集、伝達及び広報
- (2) 避難の指示等及び誘導
- (3) 被災者の救出、救護
- (4) 緊急輸送の確保・交通規制
- (5) 犯罪の予防及び社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

- (1) 東北地方整備局（郡山国道事務所）、北陸地方整備局（阿賀川河川事務所）
 - ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
 - イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理
 - ウ 洪水予警報等の発表及び伝達
 - エ 水防活動の支援
 - オ 災害時における交通規制及び輸送の確保
 - カ 被災直轄公共土木施設の復旧
 - キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - ク 町が行う避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力

第1編 総則編

(2) 仙台管区気象台（福島地方気象台）

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 県や町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

6 自衛隊（郡山駐屯地）

災害応急対策の支援協力

(3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

7 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（坂下郵便局）

- ア 災害時における郵便事業運営の確保
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

(2) 東日本高速道路株式会社

- ア 道路の耐災整備
- イ 災害時の応急復旧
- ウ 道路の災害復旧

(3) 通信事業者（東日本電信電話株式会社福島支店、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)）

- ア 電気通信施設の整備及び防災管理
- イ 非常通話の確保及び気象予警報の伝達
- ウ 被災電気通信施設の復旧

(4) 日本赤十字社（会津坂下分区）

- ア 救助等の協力及び連絡調整
- イ 義援金の募集
- ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(5) 東北電力株式会社（会津若松支社）

- ア 電力供給施設の整備及び防災管理
- イ 災害時における電力供給の確保
- ウ 被災電力施設の復旧

(6) 東日本旅客鉄道株式会社（会津坂下駅）

- ア 乗客の安全確保及び安全輸送の確保
- イ 鉄道施設等の整備及び防災管理

8 指定地方公共機関

(1) 会津乗合自動車

- ア 被災地の人員輸送の確保
- イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力

第1編 総則編

(2) 新聞社

災害状況及び災害対策に関する情報の収集・提供

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 会津宮川、阿賀川、只見川、袋原土地改良区

自己の管理に係る農業用施設等の被害調査及び点検

(2) 会津坂下町商工会等商工業関係団体

ア 緊急物資の供給又は斡旋

イ 災害時における物価安定についての協力

(3) 燃料供給業者（福島県石油商業組合加盟業者）

ア 施設の安全管理

イ 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給

(4) 会津みどり農業協同組合

ア 被害状況調査及び応急対策への協力

イ 農作物災害応急対応の指導

ウ 主要食糧の自給対策

エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん

オ 被災組合員に対する融資のあっせん

(5) 病院等医療施設の管理者

ア 災害時における収容者の保護及び誘導

イ 災害時における病人等の収容及び保護

ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

10 小中学校、高等学校（保育所、幼稚園）

ア 災害時における児童生徒の安全確保

イ 災害時における応急教育・保育対策計画の確立と実施

第2章 会津坂下町の概要

第1節 会津坂下町の概要と災害要因の変化

第1 災害誘因

1 地域の気象の特性（概況）

会津盆地西縁部に位置する会津坂下町は、冬に多くの雪をみる日本海側の気象を示す。また夏と冬の寒暖の差が激しく、気象の日較差も大きい内陸性気候が加味される。

2 災害誘因の概要

(1) 気象災害の主たる季節別区分は、次のとおりである。

季節区分	災 害 種 別
春 季	風害、水害、風水害、霜害
夏 季	水害、冷害、風水害
秋 季	風害、水害、風水害
冬 季	風雪害、雪害

(2) 水害危険箇所の概要

会津坂下町水防計画書に定める重要水防区域とする。

(3) 土砂災害に誘因

地形、地質、降雨量との関係から災害が発生するのである。特に本町の場合は、断層の岩質が主な特性である。

第2 会津坂下町の自然条件

1 位置

会津坂下町は会津盆地の西部に位置し、東から北にかけて阿賀川を隔て、東部は会津若松市、湯川村、喜多方市（旧塩川町）、西部は柳津町、西会津町、喜多方市（旧高郷村）。南部は会津美里町（旧新鶴村）、北部は喜多方市（旧山都町）に接し、会津の主要市町村との距離は、会津若松市、喜多方市、会津美里町（旧会津高田町）、柳津町へそれぞれ12kmとなり、東経139度49分、北緯37度33分で、東西11km、南北14kmで、91.65km²の面積を擁している。

2 地勢

会津坂下町は海拔175m～452mに位置し、河川は一級河川阿賀川が町の東部で宮川と合流して北へ流れ、東北部では日橋川と合流して北西へ流れる。また、北部では町の中心を北流する旧宮川（鶴沼川）と合流し、西北部で町の西部を北流する只見川と合流しており、これらの河川は総て阿賀野川水系となって越後平野に注いでいる。

また、かんがい用水として、栗村堰、富川頭首工などの中小河川と多くの溜め池がある。

山岳は、町の西部に大蔵山、高寺山などがそびえ丘陵地帯を形成しているが、標高450m以下の山々がそのほとんどである。活断層については、会津盆地西縁断層帯が町の

第1編 総則編

西部に位置している。

3 地質

会津盆地周辺山地及び阿賀川・只見川流域の広い地域には、緑色凝灰岩を主とする堆積岩類・火山岩類からなる海成の新第三系が厚く発達している。また、会津盆地西縁の丘陵には陸水成の堆積物からなる鮮新・更新系が広く分布している。

第3 会津坂下町の社会的条件

災害、特に地震災害においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人口の分布や、建築物の状況等の社会的条件によってもたらされたものが、同時複合的に発生することが特徴である。

1 人口

国勢調査（平成17年）によると、人口は18,274人であり推移は、昭和35年の25,867人をピークに減少傾向にあり、昭和50年から平成7年までの20年間に4,266人の減少で、平成7年から平成17年までの10年間に1,809人の減少し、平成27年度までの10年間では、1,971人の減少となった。

また、65歳以上の人口は、平成22年では、5,126人、人口比率29.5%であったが、平成27年度国勢調査の結果では、5,210人、人口比率32.0%となり、高齢化社会が一層進んでいる現状にある。

単位：人

	平成17年	平成22年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口	18,274	17,360	16,702	16,442	16,303
00歳～14歳	2,672	2,342	2,091	2,016	1,944
15歳～64歳	10,434	9,878	9,521	9,253	9,120
65歳～ (内75歳以上)	5,165 (3,412)	5,126 (3,150)	5,076 (3,116)	5,159 (3,070)	5,210 (3,021)
その他(不詳)	3	14	14	14	29

(資料：平成17年・平成22年及び平成27年は国勢調査、平成25年及び平成26年は10月1日現在の福島県の推計人口)

2 昼夜間人口比（流入流出人口の推移）

単位：人

		平成22年	平成27年			平成22年	平成27年
流入人口	通勤	2,377	2,550	流出超過数	通勤	1,095	899
	通学	442	269		通学	42	227
	計	2,819	2,819		計	1,137	1,126
流出人口	通勤	3,420	3,449	常住人口	18,271	16,303	
	通学	484	496	昼間人口	17,316	15,177	
	計	3,904	3,945	昼間/常住比率	94.8	93.1	

(資料：国勢調査)

3 土地利用

平成22年度の土地利用については、農用地が町土面積の約38%を占め、本町の基幹産業である農業における生産の場としての役割に加え、自然環境保全など重要な役割を担うとともに、緑地空間として田園風景や快適な生活環境の形成の上でも重要なものとなっている。また、森林は、町土面積の33%を占め、自然環境の保全、水源かん養等の公益的機能、木材生産などの経済的機能を併せ持っている。

○本町の土地利用の推移

単位：ha

	平成13年	平成22年	平成28年	平成33年
農用地	3,590	3,490	3,485	3,473
森林	3,067	3,056	3,054	3,048
原野	—	—	—	—
水面・河川・水路	423	416	420	420
道路	658	675	677	679
宅地	416	433	433	446
その他	1,011	1,095	1,096	1,099
合計	9,165	9,165	9,165	9,165

4 交通

町の中心を一般幹線道路である国道49号が東西に走り、町の南側を磐越自動車道が東西に走っている。

また、これに付随するかたちで、主要地方道（県道）、町道が東西南北に走り、地域住民の日常生活に密着した道路網を構成している。

5 災害の要因

ア 地域間の人口分布の変化

都市部への人口の集中による過疎化現象により、農山村部では、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足することが想定されている。

また、急速な高齢化など、いわゆる要配慮者の増大についても配慮しなければならない。

イ 時間別人口分布の変化

日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口分布の変化である。昼間時には市街地中心部に人口が集中することから、農山村部では夜間に比べて極めて人口が少なくなる傾向にある。このため、市街地を中心に被害が集中する可能性が高くなる一方で、その周辺部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足するといったことが起こりうる。

ウ 生活様式の変化

生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることから、これら施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要することばかりか二次災害発生の危険も含んでいる。また、行政機関において

もこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

エ コミュニティ意識の低下

都市化の進展とともに、コミュニティ意識の低下傾向が見られる。災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という町民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような本町における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状況にあるとはいえない。したがって条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的調査や防災意識の普及活動を不断的に続けていくことが必要である。

第4 会津坂下町における主な災害の履歴

災害履歴

発生年月日	災害名	被害内容
慶長 16 年 (1611) 8/21	地震	辰の下刻、大地震。死者 3700 人、民家 2 万戸潰れる。処々の山岳崩れ大川・新橋川以下の諸水氾濫。耶麻郡に山崎湖ができ、勝負沢の越後街道崩壊。越後街道路線変更。坂下が宿場となる。心清水八幡神社社殿・立木観音堂倒れる。特に両沼、南会津の被害が多かった。
享保 8 年 (1723) 4/1	大火	坂下大火。311 戸焼失。諏訪神社も類焼。もぐら焼け(御夢想焼け)。
享保 19 年 (1734) 5/5	大火	坂下大火。(『新編会津歴史年表』には 276 戸焼失とあるが、『福島県災害誌』では 444 戸焼失とある。)
明治 12 年 (1879) 5/11	大火	福原村大火(福原小学校も類焼)。
明治 12 年 (1879) 6/7	大火	坂下町新町から出火、ほとんど全町を焼く。(ベコ屋火事と称す)。
明治 17 年 (1884) 5/23	大火	天屋村東松火災。
明治 24 年 (1891) 6/5	大火	川西村長井で 32 戸焼失。
明治 30 年 (1897) 8/31	大火	坂下町大火、住家 182 戸・半焼 86 戸・河沼郡役所などが類焼。
明治 31 年 (1898) 8/	大火	坂下町地内から出火(薬用人参乾燥場)、住家など 300 戸を焼失。
明治 35 年 (1902) 9/28	台風被害	県内全域台風被害。広瀬尋常小学校では暴風雨による校舎損壊・立木倒伏・日橋川増水による浸水。その他町域被害甚大。
明治 38 年 (1905) 5/6 6/8	大火 大火	坂下町上町地内から出火。上町の両側 100 戸を焼失。 坂下町内から出火、類焼棟数 184 (居宅・土蔵・小屋含む)。
明治 40 年 (1907) 8/27	大雨	県内各地に 100 mm 以上の大雨が降り各河川が氾濫し、坂下町の降水量は 121.7 mm となる。
明治 44 年 (1911) 7/13~17	大雨	会津地方に大水害。塩川・喜多方方面床上浸水 49 戸、床下浸水 389 戸、田浸水 811 町歩、畑浸水 337 町歩、道路損壊 462 間、橋損壊 26 ヶ所、堤防決壊 364 間。水害後、会津地方では伝染病の発生が多くなる。(『福島県史』では(猪苗代地方)で家屋浸水 1392 戸、河沼郡で 49 戸床上浸水被害)

第1編 総則編

発生年月日	災害名	被害内容
大正2年(1913)8/26~27	大雨	両日暴風雨となり県北地方では200mmを越える大雨、坂下町は宮川・只見川大洪水にて浸水家屋605戸・床下218戸・流失家屋3戸・宮川(鶴沼川)の堤防破壊・橋梁・田畑流失埋没・桑園・片門村の校舎も一部流失など大被害。
大正3年(1914)8/3	大雨	午後3時頃より大雨、同12時頃宮川の出水は平水より7尺以上となり堤防3ヶ所破壊(宮川筋)・浸水家屋500戸・田畑流失埋没などの被害。
昭和2年(1927)4/4~5	大雨	4/4の夜半から4/5にかけ大雨となり、湯川・阿賀川・鶴沼川各川が出水、坂下町は床下浸水300戸・水田埋没10町歩・橋流失3ヶ所の大被害。
昭和26年(1951)5/2	大火	川西村長井集落で11時30分頃火災、全住家73戸の中49戸・土蔵9棟・精米所など合計60棟を焼失、さらに山林に飛火した。
昭和31年(1956)7/14~17 7/20	大雨	数日にわたった豪雨により、山間部の貯水池・栗村堰・鶴沼川の堤防決壊が随所に起こり、坂下地区・若宮地区の住宅や田畑に甚大な被害。 会津坂下町で水害。道路浸水50cm。家屋床上浸水300戸、床下浸水470戸、その他田畑の浸水被害も出した。
昭和33年(1958)9/17~18	大雨 「台風21号」	17日昼頃から大雨が降り発電所ダムの放水のため朝から只見川の水量が急増し、片門村内は浸水、農作物に被害。広瀬・川西地区でも水害による大被害、青津区で死者が出る。
昭和38年(1963)1/21	豪雪 「38豪雪」	前年末からの豪雪で車両の便も絶え、生鮮食料品をはじめとする物資の輸送が極めて困難となり自衛隊を要請。
昭和39年(1964)6/16	新潟地震	町の被害額は1億8千万円。
昭和40年(1965)7/16~22	大雨	連日降り続いた大雨で、各中小川が決壊・はん乱、会津坂下町は住家床下浸水400戸の被害。
平成23年(2011)3/11	東日本大震災	午後2時46分マグニチュード9.0東日本大震災発生。町内では家屋・土蔵など全壊・半壊等170件以上多大な被害。地震、津波および福島第一原子力発電所から放射性物質が放出。その後町内に被災地の葛尾村、南相馬市等から「川西公民館」「農村環境改善センター」「会津自然の家」、一般家庭などに約1000名避難。
平成23年(2011)7/30	新潟・福島豪雨	7/28からの大雨により只見川水系が大洪水。新潟県、会津地方で約40万人が避難指示・避難勧告。町内では、片門・舟渡・和泉・平井で避難勧告。7/31まで高寺地区停電。
平成29年(2017)5/8	大火 朝立区大規模火災(建物・林野)	午前11時45分出火 翌5月9日(火)午前9時10分鎮火 ・罹災状況 住家(全焼3棟、部分焼1棟 549.43㎡) 非住家(全焼6棟、部分焼2棟 314.62㎡) 山林 約10ha ・出動車両 ポンプ車、水槽者外合計48台 ・出動人員 消防署員、消防団員合計411名 ・防災ヘリ等 自衛隊大型ヘリ外 合計7機

参考資料 『福島県災害誌』 福島県 昭和47年、『会津坂下町史 III歴史編』 会津坂下町 昭和54年 『会津坂下町. 1985年要覧 合併30周年記念誌』 会津坂下町 昭和60年 『阿賀川史-改修70年のあゆみ-』 建設省北陸地方建設局阿賀川工事事務所 平成6年 『新訂 会津歴史年表』 会津史学会編 歴史春秋社発行 平成17年 『会津坂下町史 第3巻 通史編III近代・現代』 会津坂下町 平成24年

第5 災害危険箇所の概要

1 水害危険箇所

第1編 総則編

水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定により指定された、水防管理団体である町が、同法第25条の規定に基づき定めた水防計画書に掲載した重要水防区域について、洪水等の水災が予想される。

2 地すべり、山崩れ、土砂災害等危険箇所

地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山腹崩壊、崩壊土石流及び土砂災害の危険箇所は、町の西部に位置する丘陵地帯に発生することが予想される。

第6 地震災害と想定地震

1 既往の地震災害

本町における大きな災害をもたらした地震としては、1611年（慶長）の会津地方における地震（M6.9）があり、神社仏寺の堂倒壊、大破多く、家屋も多く潰れ大破した。また、1964年（昭和39年）6月16日13時01分（JST）ごろ発生の新潟地震（M7.5）は、家屋の倒壊、店舗、商品等、道路、橋梁、農業施設に甚大な被害をもたらし、被害総額は1億8千万円に達した。

2 地震による被害想定

福島県による地震津波被害想定調査の結果、震源地は本町の平野部西部に位置している「会津盆地西縁断層帯」地震では、広範囲にわたり大規模な液状化被害の発生が見込まれ、本町においては最大で震度6強の強い地震の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅倒壊が予想されており、この地震による人的被害については、死者が最大で130名近くに及ぶほか、負傷者も最大で2,000名を大きく上回るなど極めて深刻な被害がもたらされるものと想定される。また、数多くの法面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。さらに、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市機能や市民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下におかれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

想定地震の概要

	地震名	マグニチュード	震源の深さ等	会津坂下町の想定震度
内陸部	福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M7.0	震源の深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km	5弱～5強
	会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源の深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km	6弱～6強
	双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M7.0	震源の深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km	3～4
海洋部	福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源の深さ浅部 20 km 東西幅 60 km 南東長さ 100 km	4

第2節 調査研究体制の整備

第1 災害のないまちづくり（町の基本姿勢）

過去に自然災害による多大な被害をもたらした河川については河川改修、築堤、護岸工事等の施工により災害発生の危険は少なくなった。

しかし、豪雨、地震、都市災害の発生の危険もあるので町の総合的な災害対策である地域防災計画を強化するとともに、誰もが安心して住める町とするために自然災害の防止に努め、災害発生時には、その影響を最小限に食い止めるような防災体制を構築する。

1 自然災害の防止

本町は水辺空間が多く、風景を豊かなものにするのに重要な役割をはたしているものの平野部の勾配が緩く、集中的な降雨に弱い。また、傾斜度15度以上の急傾斜地が丘陵を中心として数箇所あり、その他、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、砂防指定地、保安林の指定があり、今後ともこれら指定箇所の管理と定期的な調査を行うとともに、水害を中心とした総合的な治山、治水対策を実施することにより災害を事前に防止することが課題である。

2 消防、防災体制の充実

自然災害や火災等に対して強い町をつくるために、各種の防災対策事業を進めるとともに、防災情報システムの構築を図るため、防災行政無線システムの効率的な活用を図り、情報の正確化、迅速化に努める。

3 地域防災の基本

住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、行政施策としての「公助」が適切に役割分担された社会を形成することが重要である。

これらの「三助」を実現するためには、住民や事業者の防災力を向上させることも重要だが、何よりも地域防災計画において、防災に係る各主体の役割を定め、災害対策の原則的事項の詳細を定め、これらの推進を約束する行政の役割がもっとも重要である。

本計画では、「先を見越した（読む）防災力で、まちを守る」を防災ビジョンとし、アメリカの危機管理の原則として知られている「プロアクティブ（proactive）の原則」を行動原則として導入する。

第2 調査研究推進体制の充実

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

第3 自主防災組織等地域における取り組み

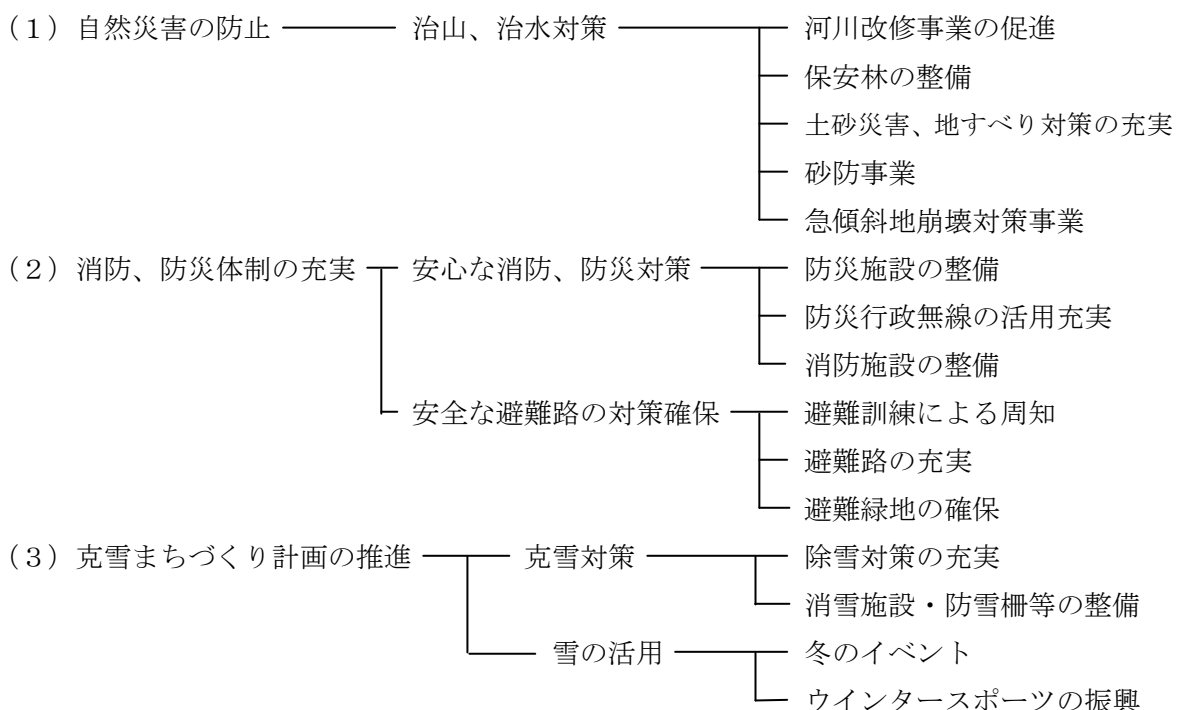
阪神・淡路大震災や東日本大震災、新潟福島豪雨災害などでは、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

第1編 総則編

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成し、自らの防災への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第4 防災施策の大綱



第3節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他必要物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を生業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材並びに役務の供給又は提供を生業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するものとする。



宮川 開津量水標

平成26年7月9日 梅雨前線停滞による豪雨時

栗村水路（原地内）



第2編

一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

(総務課)

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制に万全を期すものとする。

第1 防災に関する組織

1 会津坂下町防災会議

(1) 根拠

会津坂下町防災会議は、会津坂下町長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく、会津坂下町防災会議条例第3条に規定する機関の長又はその指名する職員を委員として組織する。

(2) 所掌事務

町防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

ア 町地域防災計画、町水防計画を作成及びその実施を推進すること。

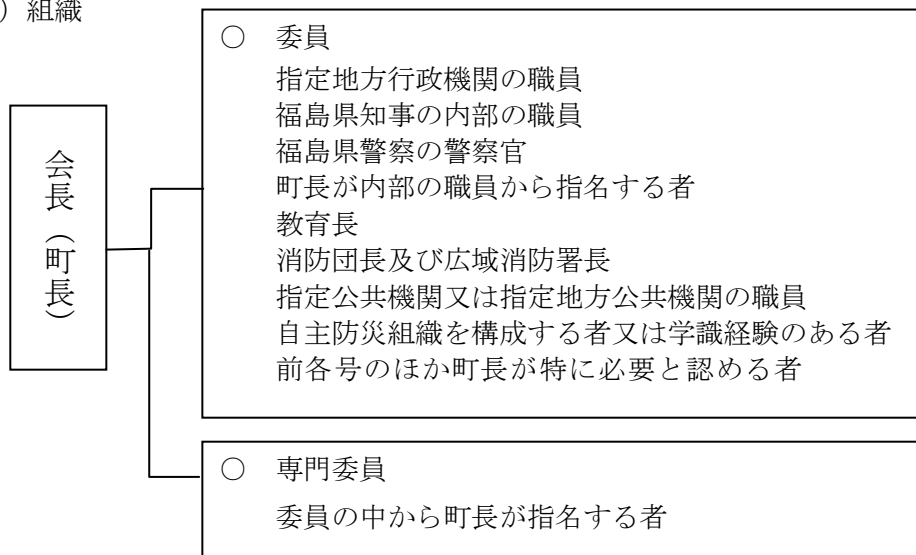
イ 町の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 町の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係指定地方行政機関、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。

オ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(3) 組織



第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画

2 会津坂下町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、災害予防及び応急対策を実施する。

3 会津坂下町水防管理団体等

水防法第3条に基づき設置し、会津坂下町における河川等の洪水による水災を警戒し、防御する。

第2 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、各行政区等单位として設置する。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによる。

なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第14節 自主防災組織の整備」のとおりとする。

第3 事業所等の防災組織

事業所（企業等）は、消防法第8条及び第36条の規定により「消防計画」を作成すべき事業所である場合はもちろん、地域の安全と密接な関連がある場合においては従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行うものとする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努めるものとする。また、町が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

○ 具体的な主な活動

- ア 防災訓練
- イ 従業員の防災教育
- ウ 情報の収集・伝達方法の確立
- エ 火災その他の災害予防対策
- オ 避難対策
- カ 応急救護対策
- キ 地域の防災活動への協力

第4 応援協力体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各行政機関及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。なお、埼玉県北本市、会津坂下町内の郵便局、会津坂下町建設業組合、会津坂下町管工事組合、会津坂下町電友会、コープあいつ、リオン・ドールコーポレーションなどと災害応援協定を締結している。（資料：54）

1 市町村との相互応援

町は、適切な災害応急対策を実施（広域避難、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）

するため、あらかじめ会津若松地方広域圏管内、隣接市町村、会津地方振興局管内等を単位として応援協定に基づき、常日頃から体制を整備し、効率的な運用が図られるよう努めるとともに、大規模災害時に圏内市町村が広範囲に被災することも想定されることから、既存の文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

また、応援協定を締結していない市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

2 行政機関に対する応援要請

(1) 知事又は他の市町村長に対する応援の要請等については迅速な対応をとられるように努めるとともに、次に掲げる事項については口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を要請する機関名
- ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関の長に対して、災害応援対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、次の(3)ア～オをもって当該機関に職員の派遣を要請することができる。

(災害対策基本法第29条)

(3) 知事に対して、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、文書をもって指定地方行政機関の職員のあつせんを求めることができる。

(災害対策基本法第30条)

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

(4) 消防の相互応援

会津若松地方広域市町村圏整備組合管内の消防相互応援協定等に基づき体制の整備を図ると共に効率的な運用が図られるように努める。

3 民間団体等に対する応援要請

災害時における応急対策等に対し、その積極的な協力が得られるよう災害支援協定締結等により協力体制を整える。

第5 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第6 町の各課における平常時からの業務

町は、災害応急対策を的確かつ確実に実施するため、平常時から災害に備え、次に係る業務を行うものとする。

1 各所属における平常時からの業務分担（各課共通事項）

- (1) 所掌事務に係る災害対策の実施に関する実施要領等の整備に関すること。
- (2) 発災時所掌する事務・活動に必要な基礎的情報の収集、整理、更新に関すること。
- (3) 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡体制の構築・整備（協定締結等を含む。）に関すること。
- (4) 職員の安全確保に係る職員への周知に関すること。
- (5) 職員に対する災害応急対策への実施に必要な知識の習得に関すること。
- (6) 災害対策に関する訓練への参加に関すること。

2 各所属における平常時からの主な業務分担

	所 属	事 務 分 掌
総務課	行政管理班	1 各課等における配備計画の把握に関すること。 2 災害発生時における職員の非常招集に関すること。 3 災害発生時における県に対する職員の派遣要請及び派遣あっせん要請に関すること。 4 災害発生時における要望及び苦情相談等の処理手続きに関すること。
	危機管理班	1 危機管理に関する庁内調整に関すること。 2 災害対策基本法に関すること。 3 地域防災計画に関すること。 4 避難行動要支援者対策の庁内調整に関すること。 5 災害発生時における通信設備の確保に関すること。 6 緊急時環境モニタリングに関すること。 7 各地区防災並びに自主防災組織の指導・育成に関すること。 8 その他防災対策一般に関すること。
	税務管理班	1 災害発生時における町税の減免及び猶予措置手続きに関すること。

第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画

	所 属	事 務 分 掌
政策財務課	政策企画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地区コミュニティセンター避難所運営に関する事。 2 災害発生時における広報活動その他広報の実施手続きに関する事。 3 災害発生時における国・県に対する要望等に関する事。 4 視察団の視察の総合調整に関する事。 5 災害発生時における道の駅の活用方法の関係機関との調整に関する事。
	財務管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎及び附随施設等の情報収集体制に関する事。 2 災害発生時における起債等予算に関する事。
生活課	戸籍環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における環境衛生に関する事。 2 災害発生時における動物（ペットに限る。）救護対策に関する事。 3 災害発生時における廃棄物の処理及び清掃に関する事。
	福祉健康班	<ol style="list-style-type: none"> 1 N B C災害発生時における関係機関との連絡体制に関する事。 2 災害発生時における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。 3 災害発生時における医療救護班の派遣に関する事。 4 福祉避難所の把握に関する事（福祉健康班が所掌するもの）。
	保険年金班	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所の把握に関する事（保険年金班が所掌するもの）。
建設課	都市土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送路に関する事。 2 災害発生時における被災建築物の応急危険度判定に関する事。
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設等の連絡体制に関する事。 2 災害発生時における飲料水の供給に関する事。
産業課	農林振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業気象に関する事。 2 災害発生時における農・林業金融及び農業災害補償に関する事。 3 災害発生時における家畜伝染病予防及び防疫に関する事。 4 農作物の技術支援に関する事。 5 災害発生時における家畜救護対策に関する事。 6 災害発生時における農業水利に関する事。
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工関係機関との連絡体制に関する事。 2 災害発生時における協力事業者等の把握に関する事。
出納室		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に基づく経費の支弁に関する事。 2 災害弔慰金の支給に関する事。
教育課	教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における教育関係職員の動員に関する事。 2 災害発生時における教育関係職員の非常招集に関する事。 3 公立学校の応急復旧に関する事。 4 災害発生時における児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事。 5 災害発生時における被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事。 6 災害発生時における義務教育の確保及び教職員の動員に関する事。
	学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における学校給食に関する事。
	社会文化班	<ol style="list-style-type: none"> 1 収蔵品の防災対策に関する事。 2 文化財の防災対策に関する事。 3 社会教育施設の防災対策に関する事。 4 災害発生時における避難所の開設支援等に関する事。（中央公民館）
子ども課	子ども支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、母子世帯等の要配慮者対策に関する事。 2 児童福祉施設等の連絡体制に関する事。
	保育所・幼稚園	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時における教育関係職員の動員に関する事。 2 災害発生時における教育関係職員の非常招集に関する事。 3 施設の応急復旧に関する事。 4 災害発生時における被災園児等のメンタルヘルスケアに関する事。

第2節 防災情報通信網等の整備

(総務課、政策財務課)

災害の未然防止と被害の軽減を図るため必要な防災（業務）施設等の整備促進に関する計画とする。

第1 防災情報通信網の整備

1 防災行政無線

平成9年8月に防災行政無線設備（同報系・移動系）の運用が開始され、平成25～26年度の2カ年事業で従来の通信機能に加え、情報伝達の高度化を図るためのデジタル化に整備するとともに、雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、防災重点地域には戸別受信機も設置した。また、放送を聞き洩らした方に対しては、電話自動応答装置を設け、電話回線を使用して通報内容の再確認ができるようシステムを追加し、平成28年7月には、防災行政無線設備（移動系）の運用を停止し、各行政区との防災情報連絡網の再構築のため、新たに携帯型デジタル無線装置を各行政区防災担当者に配備するなど、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段として活用していく。（資料13）

また、消防庁が運用するJ-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

2 福島県総合情報通信ネットワーク

衛星系と地上系による通信の多ルート化の整備により、迅速かつ的確な情報の収集等災害情報システムの充実化が図られた。

3 防災情報通信網の整備

町及び防災関係機関は、携帯電話等の整備に努めるとともに、不感地帯に対応した通信機器の整備に努める。

4 職員参集システムの整備

現在職員参集については、福島県総合情報通信ネットワーク等からの気象情報をもとに防災担当職員が情報を収集し、平成28年度に整備した安否確認等緊急通報システムにより、職員に対し、防災情報を提供するとともに職員等の安否確認をし、緊急時に備える。

第2 その他通信網の整備、活用

町は、災害時等に加入電話又は町が所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとする。また、緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網

の整備に努める。

第3 「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」

町は、地理的特性を踏まえ、国道49号宮古橋のたもとに位置し非常時自家発電設備及び太陽光蓄電設備を備えた「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」を防災拠点として位置付け、大規模な災害時には共同設置者である湯川村、郡山国道事務所、阿賀川河川事務所と連携を図りながら、災害情報の受信・収集及び道路利用者への情報提供、負傷者や避難者の安全な受入れ、救援・救助及び災害応急活動を担う防災関係機関の集結場としての役割を果たします。

第3節 気象等観測体制

(総務課、建設課)

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測体制の充実を図るとともに防災関係機関相互の連絡通信体制の強化を推進する。

第1 気象等観測施設網

1 福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報

- (1) 気象注意報
- (2) 気象警報
- (3) 地震
- (4) 台風情報
- (5) アメダス
- (6) 天気予報
- (7) 気象レーダー情報
- (8) 河川流域総合情報システム

2 統一河川情報システム(東北地方整備局、北陸地方整備局、(一財)河川情報センター)

国土交通省は、関係機関と協力し、雨量、水位、水質等の河川、土砂災害に関する情報伝達システムの高度化、情報伝達範囲の拡大を行う。

(一財)河川情報センターの情報は以下のとおりである。

- (1) 雨量情報
 - ア 雨量観測所概況図(10分更新)
 - イ 時間雨量概況表(10分更新)
 - ウ 時間雨量現況表(10分更新)
 - エ 時間雨量経過表(10分更新)
 - オ 時間雨量グラフ(10分更新)
 - カ 日雨量現況表(1日更新)
 - キ 日雨量経過表(1日更新)
 - ク 日雨量グラフ(1日更新)

(2) 雪情報

ア 毎時刻積雪深状況（1時間更新）

イ 日降雪量・積雪深一覧表（8時又は16時更新）

※県土木部内では「豪雪災害時に於ける道路交通確保のための緊急措置要領について」に基づき、平常時は1日1回、警戒時は3回、緊急時は3回+随時の気象状況等の情報連絡を行っている。

(3) 水位情報

ア 水位流量観測所概況図（1時間更新）

イ 時刻水位量概況表（10分更新）

ウ 時刻水位流量現況表（10分更新）

エ 時刻水位流量経過表（10分更新）

オ 時刻水位流量グラフ（10分更新）

カ 水位流量伝播グラフ（1時間更新）

(4) 警報

ア 警報発表状況一覧表

イ 雨量・水位概況一覧表

ウ 洪水予警報

エ 水防警報状況図

オ 水防警報

(5) その他

臨時ニュース：水質事故、堤防決壊など河川にかかわる緊急な情報

3 レーダー雨量システムの設置（東北地方整備局）

(1) 雨量

ア 東北（北陸）地方全域定性分布

イ 東北（北陸）全域定量分布

ウ 河川流域別時間雨量

エ ダム流域別時間雨量

オ 道路路線別時間雨量

カ 東北（北陸）地方定性分布

キ 近接地方定性分布

(2) 降雪

東北地方他の定量分布

(3) 予測雨量

東北（北陸）全域予測雨量分布（1時間、2時間、3時間）

4 河川ライブ映像の発信（阿賀川河川事務所）

阿賀川河川事務所において河川の状況をライブ映像で発信

5 防災情報提供システムによる防災情報（福島地方気象台）

気象庁は、都道府県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用し、市町村等防災関係機関に限った防災情報の提供を行っている。

以下の情報は、避難勧告等を検討すべき危険なエリアをメッシュ情報として提供するもの。

- (1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報
- (2) 大雨警報（浸水害）の危険度分布
- (3) 洪水警報の危険度分布

第2 事業計画

自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努めるものとする。

第4節 災害別予防対策

（総務課、建設課、産業課）

水害、土砂災害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策

本町の河川は、異常降雨による災害の発生の頻度が高く、流域内における都市化の急速な進展に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、浸水被害の増大につながるおそれがある。

このため、水害を予防するため次の事業及び施設の整備を行うものとする。

1 治山事業

災害防止林の造成に関する治山事業及び溪流又は山林等の砂防に関する通常砂防事業又は緊急砂防事業を行うものとする。

また、荒廃地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防を啓蒙する必要がある。

- (1) 河床上昇による荒廃河川の流路整理

2 河川・排水路の整備と維持管理

町並びに関係機関は、出水時に氾濫溢水する危険性がある地域や他動的原因により湛水したことのある地域など整備の必要性の高いものから順次整備を進めるとともに、観測機器や資機材の整備点検を行う。

また、その雨水流下能力を保全するため、定期的な巡視を行うとともに、除草、浚渫等の機能管理に努める。

- (1) 河水統制又は河川改修（改良）に関する治水事業

- ア 未改修河川を改修し築堤護岸を施工する。
- イ 再災害の発生防止のための事業
- ウ 河道の屈曲部を矯正し、堤防の保護と河床の維持を図る。
- エ 洪水調整ダムに係る関連施設の新設又は改修事業

(2) 施設の維持補修

- ア 流下土石により河床が上昇し流水断面が不足している河川における堆砂の除去
- イ 経年の結果、河床及び護岸等の施行
- ウ 改修工事により築堤した河川構造物の維持補修

(3) 排水施設や樋門等の維持管理

内水被害を未然に防止するため、増水時に支川に向けて逆流することを防ぐための樋門、樋管等の日常的な管理運営のほか、設備の維持補修を行う。

(4) 雨水出水（内水）ハザードマップ整備の促進

町は、想定される最大規模の雨水出水によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を定め、住民に情報を提供し、必要に応じ見直しを行う。

(5) 水防施設、河川防災ステーション、資機材等の点検・整備

- ア 各河川管理者等は、氾濫防止と治水機能維持のため水防施設の点検・整備を行う。
- イ 各河川管理者等は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達をおこなうとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。
- ウ 町は、大規模な水害が発生した場合、阿賀川河川事務所で整備した河川防災ステーションを防災拠点として位置付け、水防センターの共同設置者である湯川村と連携を図りながら、災害応急活動を行う。

3 ダムによる防災対策

ダムは、発電や一定規模の洪水の適切な貯留など大きな役割を果たしている。このことも踏まえ、ダム管理者は、貯留、放流等の調整を行い、下流域の水害を防止する必要がある。

4 その他

(1) 橋梁の維持補修

町道、農道、林道に係る橋梁の維持補修

(2) 湛水防除事業

他動的原因により湛水したことのある地域における湛水を防除するための施設の新設又は改良工事の施工

(3) 老朽のため池の維持補修

5 災害危険箇所

災害危険箇所は、会津坂下町水防計画書に定める重要水防区域一覧表のとおりである。

第2 風害予防対策

強風による災害を防止するため、次の事業及び対策を行うものとする。

1 風害防止事業

(1) 農作物等の指導

農耕地湿、気温の調整を図り、農作物の生産増強並びに農地の保全を期するため、寒冷季節風の常風地帯に対し防風林等による暴風対策に努める。

(2) 家屋等の危険防止の指導

空き家、看板、広告物、その他の構築物を定期的あるいは台風期前に調査し、危険防止策

を講じるように指導する。

第3 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨による土砂災害が発生し、住民の生命、財産に多大の損害を与える可能性がある土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所他）が本町に多数存在している。

このため、土砂災害による危険が著しい箇所については、災害を未然に防止するため、避難地や避難路等の防災施設や病院、介護施設等の要配慮者に関連して施設に対する対策を重点化したうえ、次の事業及び対策を行うものとする。

1 地すべり防止事業

治山事業及び砂防関係事業を進め、危険防止を図るものとする。

2 地すべり防止区域等の周知

県と連携を図り、注意標識を設置し住民等への周知徹底及び警戒・避難に資する観測・監視体制の強化に努める。

(1) 危険区域内の住民に対しては、大雨注意報、大雨警報及び台風情報をもれなく伝達すること。

(2) 危険区域内に相当量の降雨があったとき又はある見込みのときは、時期を失することなく住民に避難の勧告を行うこと。また、町長の避難勧告がなくとも住民が自主的に避難する方途を講じておくこと。

(3) 避難場所については、会津坂下町地域防災計画に定める避難場所を常に検討し、危険地区ごとの避難場所を指定するとともに危険区域内の住民に周知する。

(4) 危険区域内に災害又は特異事象が発生した場合は、町長へ通報する者をあらかじめ定めておき、町長が災害等の実態を早急に把握できるよう措置を講じておくこと。

3 山崩れ等の対策

コンクリート杭、鋼管杭、排水路工の施設を整備し、危険区域内の住民の生命身体及び財産の保護に努める。

4 二次災害予防対策

危険性が高いと判断された箇所については警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等について整備を図るものとする。

5 土砂災害危険箇所の周知（資料4、5、6）

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、指定された箇所については、特に土砂災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握するものとし、危険箇所に注意標識を設置するなどにより関係者への周知徹底を図るとともに、当該地域の住民に対しても、平常時から災害の危険性及び災害時の避難体制等について周知を図るものとする。

6 土砂災害警戒情報

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに市町村長が防

災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

県等が発表する土砂災害警戒情報を受け、町は、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、前兆現象、土砂災害情報システム（県の補足情報）の危険度指数等も併せて総合的に判断し、住民への避難情報等を提供する。

また、住民への情報伝達は、防災行政無線や通信業者のエリアメール等を活用し、速やかに伝達する。

第4 雪害予防対策

降雪積雪期における町民の安全安心な暮らしや円滑な産業経済活動を確保するために、雪害の発生を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関が連携し交通、通信、電力等のライフライン関連施設を確保するなど雪害予防対策の整備を図り、積雪又はなだれによる災害を防止するため、次の事業及び対策を行うものとする。

1 雪害防止施設事業

- (1) なだれの発生を一時的に止める柵及び階段工の施工
- (2) 崩壊による道路の災害を防止する工作物を築造し、交通を確保する事業
- (3) 冬期間道路の異常凍結による解凍期に交通不能状態となるのを防止するため、道路の構造を改良する事業
- (4) なだれ等による交通災害を防止する工作物を築造し、交通を確保する施設事業
- (5) 冬期間における交通確保のための除雪路線計画

2 なだれ危険箇所の周知及び危険防止対策（資料7）

なだれの発生しやすい危険箇所について、行政区長と連携し、注意標識等を設置し、通行者又は関係者への周知を図るとともに、危険地域を巡視し、なだれ発生予防査察を実施し、危険防止に努める。

3 交通輸送の確保

緊急輸送路の確保のための除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路の確保に努める。

4 農業関係対策

ビニールハウス及び果樹等の雪害防止を図る。

5 ライフライン施設の雪害対策

(1) 電力施設

東北電力㈱と緊密な連携をとり、電力施設を防御し電力供給の確保に努め、緊急事態に迅速に対応するものとする。

(2) 通信施設

東日本電信電話㈱並びに携帯通信各社と緊密な連携をとり、雪害を最小限にとどめ、迅速な通信網の確保に努め、緊急事態に迅速に対応するものとする。

(3) LPガス

降積雪時におけるLPガスの安定供給のため、LPガス容器の大型化、複数化を進め、

一般家庭におけるLPガス設備の安定供給能力の向上に努めるものとする。

6 寒冷時の避難対策

避難施設には、ストーブ等の電力を要しない暖房機器、燃料のほか、積雪寒冷時を想定した資機材（長靴、防寒具等）の備蓄に努める。

また、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のために早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、生活確保のため長期対策を検討しておく必要がある。

第5節 訓練に関する計画

（総務課、政策財務課、生活課、教育課）

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

防災訓練は、災害応急対策計画に基づく応急対策の完全な遂行を図るため、次に掲げる計画を中心関係機関が緊密なる連携をとり、図上又は実地に行い、総合的かつ計画的に実施するものとする。実施予定日時、実施方法はその都度定める。

なお、各種訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

第1 個別訓練

1 消防訓練

会津坂下町における消防訓練は、次の事項別に行うものとする。

- | | | |
|-----------------|----------------|---------------|
| (1) 消防用機械器具操法訓練 | (2) 機関運用及び放水演習 | (3) 操縦訓練 |
| (4) 非常招集訓練 | (5) 人命救助訓練 | (6) 飛火警戒訓練 |
| (7) 通信連絡訓練 | (8) 破壊消防訓練 | (9) 出動訓練 |
| (10) 財産保護訓練 | (11) 林野火災防御訓練 | (12) 車両火災防御訓練 |
| (13) 自衛消防隊教育訓練 | | |

2 災害避難救助訓練

(1) 通信連絡訓練

災害情報の伝達、被害報告、対策の連絡の訓練

(2) 非常招集訓練

災害対策活動機関及び人員の招集訓練

(3) 避難誘導訓練

避難命令の伝達、誘導方法、避難誘導隊の組織、編成指揮命令系統の整備及び適正避難の訓練

(4) 警備訓練

災害時の人心動揺を未然に防御し、社会秩序の維持に努めるための訓練警戒地区の設定、

立入禁止区域の設定及び交通の規制等の訓練

(5) 救護訓練

災害時における避難者及び災害対策の実施者等の医療救護訓練、医療機関、医療従事者、会津保健福祉事務所等の協力体制の確立及び救護班等の活動訓練

(6) 救出訓練

災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する訓練

(7) 物資輸送と給水訓練

救助物資の輸送、飲料水の供給訓練

(8) 炊き出し訓練

避難者、災害対策の実施者に対して炊き出しを行う訓練

(9) 水避難救助訓練

水避難者の救助訓練

(10) 避難救助訓練

山岳遭難者等の救助訓練

3 非常招集訓練

(1) 非常招集措置の整備

平常時において次の項目について調査し、非常招集措置の整備を図る。

ア 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等の整備状況

イ 招集の区分の整備状況

ウ 招集命令伝達、示達要領の整備状況

エ 非常招集命令簿、非常招集記録簿の整備状況

オ 非常招集の業務分担、配置要領の整備状況

カ 待機命令の基準の整備状況

キ その他非常招集のために要する事務処理状況について

(2) 非常招集命令の伝達、示達

伝達、示達の方法は、災害の緊急性から最も早く到達する方途を講ずべきものであるが、内容において特に、命令の発令者、集合日時、場所、服装携行品、招集の理由等を明示した非常招集命令票により正確なる伝達を原則とする。

(3) 集合の方法

集合の方法は、第一義的には迅速に行うべきものであるが、訓練においては集合通路の崩壊等の被害等を想定して実施する。

(4) 点検

ア 伝達方法、内容の確認点検

イ 受令時間の確認

ウ 受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検

エ 装備、着装等の整備の点検

オ 集合人員の確認の点検

カ その他対策準備体制に関する点検

(5) 訓練後の措置

訓練は実施効果の検討を行い、非常招集の適正実施に改善及び是正を行うよう努め、訓練記録を記載しておくものとする。

4 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、リエゾン協定による情報連絡員の派遣申請等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

5 避難所設置運用訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確保するため、避難所となる施設の管理者及び区・自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運営訓練を実施する。

6 水防訓練

別に定める会津坂下町水防計画による。

7 その他の訓練

防災活動の円滑な遂行を図るため、必要に応じて消火訓練、給食給水訓練、図上演習等の訓練を実施する。

8 訓練の評価と地域防災計画等への反映

訓練の実施後において地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じ防災体制の改善を図る。

第2 総合防災訓練

1 方針

災害対策基本法第48条の規定に基づき町の地域における災害対策関係機関、団体及び住民が一体となり、総合的共同訓練を実施して災害応急対策活動の習熟を図るとともに、災害対策関係機関団体相互の協力体制及び住民の防災意識の高揚に資することを目的とする。

2 実施要領

大規模な地震、風水害等の発生を想定し、「総合防災訓練実施要領」を策定して実施する。

(1) 参加機関

ア 会津坂下町役場 イ 町の防災関係機関 ウ 応急対策活動を要する公共機関
エ 防災上重要な施設 オ 公共的団体等 カ 町民

(2) 実施場所及び時間

想定災害の種別、規模等によりその都度関係機関と協議のうえ定めるものとする。

(3) 訓練種目

想定災害状況により訓練種目を決定するが、想定災害防御訓練、災害避難救助訓練、非常招集訓練等の各項目についてできるだけ多くの項目を実施するよう努める。

(4) 実施方法

ア 「総合防災訓練実施要領」に定め「被害規模状況」及び「訓練進行要領」に基づき参

加機関がそれぞれ「細部訓練実施要領」を策定して実施するものとする。

イ 訓練の指揮命令系統はそれぞれ各参加機関ごとの系統によるものとし、想定に基づく訓練の進行の円滑化を図るため参加機関からの連絡員による訓練連絡本部を設けるものとする。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 方針

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場及び他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防法に基づき、訓練を毎年実施するものとする。

また、地域一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため町及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して訓練の参加実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4 住民等における訓練

町民一人ひとりの災害時の行動の重要性をかんがみ、防災訓練に際して広く住民参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の向上に努めるものとする。

第6節 火災予防対策

（総務課、建設課、産業課、消防機関）

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。

なお、林野火災対策については、第4編 事故対策編 第7章 林野火災対策計画に定める。

第1 消防力の強化

1 消防施設等

町は「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、

年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業債等を活用して充実強化に努めるものとする。（資料14）

2 消防水利の整備

町は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び河川、ため池等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努めるものとする。

3 救助体制の整備

自主防災組織等にコミュニティ防災資機材による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

4 消防団の育成強化

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として、消火、救出救助等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかし、近年の消防団は、団員対象者の減少や生活圏域の広域化による活動の衰退、団員の高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっており、町は、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図るものとする。

(1) 消防団員の技術向上

町は、消防団員の知識及び技術の向上を図るため、必要に応じ県消防学校に派遣する等の研修を実施する。

(2) 地域住民の理解・協力の確保

消防団員の知識・技能等は有用であり、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

第2 広域応援体制の整備

会津若松地方広域市町村圏整備組合構成市町村並びに隣接する町村と消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の効率的な運用が図られるよう体制の整備を図る。

第3 予防消防の徹底

1 火災予防思想の普及徹底

火災防止を図るために、防災行政無線、広報紙及び広報車等による広報をするとともに、新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得て火災予防思想の普及の徹底を期するものとする。

ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 民間防火の徹底

少年（幼年）防火クラブ、婦人消防協力隊の協力団体等の民間消防協力組織及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、モデル団体の指定及び防火指導員を養成し、家庭防火等民間防火の徹底を図る。

3 住宅防火対策の推進

火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅防災機器の普及に努めるものとする。

第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画

また、公共建築物は原則として耐火構造とし、その他の建築物についても、広報により不燃及び耐火建築を促進するとともに新築建造物及び防火対象物については、不燃化の指導を行い、大火防止を推進するものとする。

4 危険物等特殊防火対象物の規制

危険物施設及び特殊防火対象物等について適正な規制を行い、施設の改善及び消防用設備等の整備を促進し、危険物等特殊火災の防止を期するものとする。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

災害発生時における初期消火の実行性を高めるため、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火

自主防災組織を中心とした防火訓練などを通じ、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 要配慮者のための火災予防対策

一人暮らしの高齢者及び身体障がい者等要配慮者に対する住宅防火対策の推進について、優先的に住宅防火診断を実施する。

4 家庭での初期消火

家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法の啓蒙指導をするため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

公共建築物は原則として耐火構造とし、その他の建築物についても、広報により不燃及び耐火建築物の建築の促進を啓蒙指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下による発火、爆発する危険性を有しているため、薬品等の管理及び落下防止の徹底を図る。

第6 消防教養訓練の充実

消防教養訓練については、消防団の入校を促進し初任教養、普通教養、幹部教養、専科教養を実施するほか移動消防学校を開催して入校できない新入消防団員の訓練を実施するものとする。

1 消防訓練指導員の配置及び運用

消防訓練指導員の養成及び消防訓練指導員による消防教養訓練の実施要綱に基づき、福島県消防協会に委託して実施するものとする。

第7節 建造物及び文化財災害予防対策

(総務課・建設課・教育課)

災害による建築物の被害の未然防止とその軽減を図るため所要の対策を講じるとともに、災害発生後の火災から貴重な国民的財産である文化財を保護するための対策に関する計画とする。

第1 建築物の現況

本町の市街地形成の推移をみると、鉄筋コンクリート造りその他の耐火・耐震性建築物は年々増加しているが、木造建築物の方が圧倒的に多く、建築物の不燃化のためその利点と効果を一般に啓蒙し、かつ、行政的施策の推進に努める必要がある。

第2 建築物災害予防対策の内容

1 建築物の不燃化

(1) 公営住宅の不燃化促進

公営住宅、改良住宅等の公的住宅は、積極的にその不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配慮を考慮した団地造りを推進するものとする。

(2) 民間住宅の不燃化促進

特に市街地においては、住宅の不燃化を促進するよう、指導するほか、防災面での行政指導等により、民間住宅の不燃化を積極的に図るものとする。

2 建築物の耐震性促進

町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等の施策を積極的に推進し、耐震性の確保に努めるものとする。

(1) 防災上重要な建造(築)物の耐震性確保

災害応急対策は、迅速かつ的確な情報伝達とともに、避難、救助活動の本拠となる建築物が基本(必要)となるので、本町は、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保に努めるものとする。

ア 震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる役場庁舎、町民体育館、健康管理センター、農村環境改善センター及び中央公民館・各地区コミュニティセンター等の町有施設

イ 震災時の緊急救護所、被災者一時受入施設となる学校、病院等

(2) 一般建築物の耐震性促進

一般建築物の耐震性について、広く町民の認識を深めるとともに、耐震化の指導に努める。

(3) 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとする
ことを指導する。

第3 文化財災害予防対策

1 文化財保護の普及啓蒙

文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強化週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者は、消火用水、避雷設備等の防火設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 訓練の実施

町・町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時行うものとする。

第8節 電力、ガス施設災害予防計画

（総務課、東北電力株、LPガス事業者）

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス設備の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支店及び営業所（以下、この節において「店所」という。）に災害対策組織を整備しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 災害予防のための施設整備

ア 風害対策

風害については、各設備とも設計計画時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分に考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

イ 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した水害による被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の高上げ、ダム通信確保の

ための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化とケーブルダクトの閉鎖等）等を実施するものとする。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施するものとする。

- a 取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸
- b 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁、橋梁
- d 土捨場、巡視路
- e 水位計

(イ) 送電設備

a 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更又は擁壁や石積みによる補強等を実施するものとする。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある場合は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落とし、防火扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、これらの防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施するものとする。

また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うものとするが、嵩上げ困難なものは、防水耐水構造化、又は防水壁等を組合わせて対処するものとする。

エ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、設置抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

(イ) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行うものとする。また、重要系統の保護継電装置を強化するものとする。

(エ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、架空地線等の取付けにより対処するものとする。

(2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう確保し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

ア 本店及び店所は、災害に備え平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努め

るものとする。

イ 本店は、災害対策用資機材の保有を有効的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

本店及び店所は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア 本店及び店所は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 本店及び店所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、町が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設（LPガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、保安規定及び災害対策に関する規定に基づく体制を整備し、実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

イ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、対震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置や集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被災情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確認しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用（充填用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業をおこなうため、あらかじめ次の事項を考慮し、一般社団法人福島県エルピーガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

災害対策時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(6) 防災機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第9節 緊急輸送路等の指定

（総務課、政策財務課、建設課、教育課）

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定

町は、陸、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため緊急輸送路等を指定する。

また、町は、隣接する地方公共団体が指定している輸送路とも整合性を図り、広域的な輸送当の確保を図るものとする。

1 緊急輸送路

(1) 町は、役場（災害対策本部）等及び近隣市町村の主要路線と接続する路線等（別表1）を緊急輸送路として指定する。

(2) 確保すべき路線の順位は次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

町内への輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

イ 第2次確保路線

避難場所等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

2 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの物資等の受け入れ並びに傷病者等の緊急搬送拠点としてヘリコプター臨時離着陸場（別表2）を指定する。

3 陸上輸送拠点

県は、「会津総合運動公園」を会津地方の広域陸上輸送拠点として指定している。町は、これらの緊急物資等の受入れの拠点・避難所への配送を行うための陸上輸送の拠点を指定する。

陸上輸送拠点

名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
ばんげひがし公園	大字福原字殿田98	町長	建設課	83-3755

第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く。）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

別表1

緊急輸送路

(1) 第1次確保路線

種別	路線名	区間
一般国道	49号（県指定1次路線）	湯川村境～柳津町境
	252号	国道49号～柳津町境
高速自動車道	磐越自動車道（県指定1次路線）	会津若松市（旧北会津村）境～西会津町境
主要地方道	会津坂下会津高田線	国道49号～会津美里町（旧新鶴村）境
	会津坂下会津本郷線	国道49号～会津若松市（旧北会津村）境
	喜多方会津坂下線	県道会津坂下会津高田線～喜多方市（旧塩川町）境
	塩川山都線	県道慶徳会津坂下線～喜多方市（旧山都町）境

種 別	路 線 名	区 間
	会津坂下山都線	国道49号～県道上郷舟渡線
一般県道	熱塩加納会津坂下線 会津坂下山都線 上郷舟渡線 別舟渡線 山都柳津線 赤留塔寺線	国道49号～喜多方市境 国道49号～喜多方市（旧高郷村）境 県道会津坂下山都線～喜多方市（旧高郷村）境 県道上郷舟渡線～天屋・本名境 県道別舟渡線～柳津町境 県道会津坂下山都線～会津美里町（旧新鶴村）境
1級町道	坂下東原線 寿の宮線 水原線 塔寺宇内線 勝大線	県道会津坂下会津高田線～会津若松市（旧北会津村）境 中村線～若宮コミセン～水原線 寿の宮線～坂下南幹線 県道会津坂下山都線～八幡コミセン～県道熱塩加納会津坂下線 県道会津坂下会津高田線～坂下南幹線
2級町道	中村線	寿の宮線～坂下南幹線
その他町道	坂下南幹線 公園通り線	県道会津坂下会津高田線～国道49号 国道49号～坂下東原線

(2) 第2次確保路線

今後、逐次指定をおこなっていくものとする。

(3) 第3次確保路線

今後、逐次指定をおこなっていくものとする。

別表2

ヘリコプター臨時離着陸場

○福島県が指定しているヘリポート（県消防防災ヘリコプター・県ドクターヘリ他）

番号	名 称	所 在 地	管理者	連絡先	電話番号
1	ばんげひがし公園 (野球場・多目的広場)	大字福原字殿田98	町 長	建設課	83-3755
2	会津農林高等学校	字曲田1391	学校長	学 校	83-4115
3	坂下高等学校	大字白狐字古川甲1090	学校長	学 校	83-2911

※ 上記No.2並びにNo.3の離着陸場は、「県ドクターヘリ」だけの離着陸場として指定している。

○町が指定するヘリポート

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	阿賀川防災ステーションヘリポート	大字宮古字下川原 118	阿賀川河川事務所長	管理課	26-6441
2	坂下南小学校	字石田甲650	学校長	学校	83-2046
3	若宮コミュニティセンター附属グラウンド	大字牛川字寿ノ宮 1715	町長	政策財務課	83-2209

第10節 避難対策

(総務課、政策財務課、生活課、教育課)

風水害等やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難誘導することが人命を守る上で重要となるため、町及び防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定にあたっては、避難先の伝達方法、避難の長期化や県外も含めた町外避難など広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始の情報を伝達する必要がある。

また、町は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所やタイミング、~~や~~判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル（会津坂下町避難行動計画）を作成し、必要に応じた見直しを実施する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

さらには、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準

(1) 避難勧告等の判断基準の策定について

平成17年に策定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、被災対応の検証を踏まえ、数次にわたり改訂が行われ、平成29年1月の改訂では、平成28年台風10号の教訓を踏まえ、避難情報の名称変更、要配慮者の避難の実効性を高めるための体制構築等を盛り込み、「避難勧告等に関するガイドライン」として示された。

このことを受け、町は、ガイドラインの改訂等を踏まえ、定量的かつわかりやすい指標等を用いた避難勧告等の判断基準・避難体制等を策定するものとする。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、避難勧告等の発令範囲を絞り込むため、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等発令の対象要素としてあらかじめ定めておき、土砂災害警戒判定メッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。

特に、避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

町が、各災害に関する避難勧告等の判断基準を策定する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、会津若松建設事務所、阿賀川河川事務所等）
- ・土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、会津若松建設事務所等）

2 避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(1) 給水措置

(2) 給食措置

(3) 毛布、寝具等の支給

(4) 衣料、日用必需品の支給

(5) 負傷者に対する応急救護

(6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援

6 指定避難所の管理に関する事項

避難所は、次の事項に関し管理を徹底するものとするが、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査し、避難所としての適正について当該施設の管理責任者等と平常時から検討を行い、避難機能の充実に努める。

- (1) 避難所の管理責任者（原則として町職員を指定）及び運営方法（運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成する）
- (2) 避難受入中の秩序保持
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (5) 避難者に対する各種相談業務（健康管理業務も含む）

7 指定避難所の整備に関する事項

避難所には、次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、または必要な時は直ちに配備できるように準備しておくものとする。

- (1) 受入施設（毛布、寝具等も含む）
- (2) 給食施設（炊き出し用関係資機材等）
- (3) 給水施設（給水用資機材等）
- (4) 情報伝達施設等（通信機材、情報伝達媒体等）
- (5) 衛生施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- (6) 照明設備（非常用発電機を含む）
- (7) ペット等の保管施設

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

町は、防災に関する一般的広報に加え、防災指導等の機会を捉え、地域の防災（福祉）関係者と協働して在宅要配慮者やその家族に対し、家庭内での在宅要配慮者の安全対策について指導する。

また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要配慮者を守る」という自主防災意識の普及啓蒙を図る。

(1) 情報伝達方法

町は、要配慮者各自の情報伝達方法について把握し、行政区長、福祉関係者、消防団並びに自主防災組織等と連携し、情報伝達体制を整備する。避難支援のための通信確保にあっては、適切な通信手段を選択し、平常時から確認し合うとともに、要支援者を支援するための専用の通信手段の構築を図るものとする。

(2) 避難及び避難誘導

要支援者の避難誘導については、地域の助け合いを基本として、町の防災組織等の自主防災組織が民生（児童）委員、保健協力員等と連携し、特に支援を要する高齢者、障がい者等要支援者の避難所への避難誘導を行う。

また、町は総務課と生活課が連携し、要支援者や避難支援者への避難勧告等の情報伝達を円滑に行うため、災害発生後速やかに生活課（仮称：要配慮者支援グループ）を中心に情報を共有し、要配慮者の支援業務を的確に行う。

(3) 避難所における配慮等

生活課（仮称：要配慮者支援グループ）が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得ながら、各避難所内に要配慮者専用の窓口を設置し、要配慮者からの相談対応や的確な情報伝達と支援物資の提供を行う。

(4) 福祉避難所への移送

避難所に避難した要配慮者のうち避難所の生活に対応できないと判断された場合には、「搬送協力に関する協定」事業者の協力を得ながら、福祉避難所に移送する。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行及び町ホームページへの掲載

(2) 標識、誘導標識等の設置

(3) 住民に対する巡回指導

(4) 防災訓練の実施等

第2 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

町は、防災施設の整備状況、地形、資質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認める時は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設または場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、町は、災害の想定等に応じて必要性があると判断される場合は、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(1) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置または地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

(2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命または身体に危険がおよぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りでない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動または沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、または発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配慮され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 上記以外においても、下記条件を満たすように努める。

ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるに体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般記号を用いた標識の見方についても防災マップ等で周知する。

2 管理者の同意

町は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届け出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または改築その他の事由による現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定避難所の指定

町は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合において、適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設などを福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- (2) 速やかに被災者等を受入れ、または生活関連物質を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室

が可能な限り確保させること。

(6) 上記以外においても、下記条件を満たすよう努める。

ア 指定避難所における避難所一人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を受入できるよう配慮する。

ウ 指定避難所は、崖くずれや浸水などの危険がないところとする。

エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がされている施設とする。

オ 指定避難場所は、安全が確保され、必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて選定する。

カ 延焼火災の発生するおそれ大きい地域にあつては、一次避難場所、広域避難場所を避難路の選定と併せて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

キ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定避難所を指定したときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定場所を廃止し、または改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定避難場所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

6 指定した施設の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

特に、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

また、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、指定避難所の学校等の施設においては、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

7 避難地区分けの実施

(1) 避難地区分けの境界線は、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難するこ

とを避けるものとする。

(2) 避難地区分けに当たっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所

指定緊急避難場所と指定避難場所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設解放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるため、体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的に教育施設であることに留意し、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と施設使用の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておくものとする。

4 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所または指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

5 「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」の利用

町は、地域の実情等を考慮し、「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」を指定緊急避難場所または指定避難所として指定するときは、運営方法について湯川村及び指定管理者とあらかじめ協議する。

6 その他の施設利用

町は、指定した避難所で不足が生じた場合、または避難が長期化する場合には、県と協議の上、旅館等の借上げ等により避難所を開設するなどの対策を講じる。

第5 避難路の選定

町が策定する避難計画の避難路の選定基準は概ね次のとおりとする。

避難路の選定基準

(1) 避難路は、おおむね8m以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。

(2) 避難路は相互に交差しないものとする。

(3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。

(4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

1 災害時における避難の万全を期すため、広報誌、掲示板、パンフレット等により、住民に地域内の避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は、

広報を行うなど周知徹底を図る。

特に、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- 2 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 3 町は、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。その際、町は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

第7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。

(8) 避難者の確認方法

(9) 家族等への連絡方法

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外を含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含め、避難計画の策定に努めるものとする。

第11節 医療（助産）救護・防疫・衛生体制の整備

（総務課、生活課、消防機関）

災害時には、広域的あるいは局地的、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予想されるところである。

町は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

町は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図る。

1 医療（助産）救護活動体制の確立

災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

(1) 救護所の指定及び整備と住民への周知

(2) 救護班の編成体制の整備

2 災害時医療品等備蓄供給体制の確立

災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき県に調達要請を行う。

3 血液確保体制の確立

災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について町民へ普及啓発を図る。

4 自主救護能力の向上等の推進

町民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のため事前準備として、応急救護知識、技術の普及活動、災害時救急医療活動方針に関する広報活動を推進する。

また、医療機関外において重篤患者等が発生した場合、早急な手当てを行うことが重要であることから、自動体外式除細動器（AED）の設置を推進し、多くの町民の方々が操作方法等を習熟できるよう指導する。

5 傷病者等の搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

町並びに消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保しておく。

(2) 搬送経路、搬送拠点の確保

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の広域輸送を考慮し、後方医療機関への複数の輸送経路や広域搬送拠点を確保しておく。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離着陸箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

第2 防疫対策

町及び県は、被災地における防疫体制の整備を図る。

1 防疫用薬剤等の備蓄

防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

第3 し尿処理体制の整備

大規模な災害発生後に処理すべきし尿の量は、全壊、全焼、床上・床下浸水等の汲み取り式便槽及び浄化槽のし尿分と機能が停止した下水道処理区域内の世帯から排出されるし尿の量は、一人一日当たりの処理量は1%と推定され、これに対応して処理の方法を考える方法がある。

1 災害用簡易トイレの備蓄

発災時に避難場所及び下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備、共同仮設便所として使用できるよう、災害用簡易トイレについて災害時支援協定に基づき、レンタル事業者と災害時の際の事前協議を進めるとともに、年次計画により災害対策現地本部等に簡易トイレの備蓄に努めるものとする。

2 搬送・管理体制の整備

避難所等のし尿は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。

第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定

(総務課、生活課、建設課、産業課)

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、

災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定を図る。

また、町民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食料

(1) 町は、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料の調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。

(2) 食料の調達及び供給

ア 町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の米穀等を調達し、備蓄食料も被災者等に供給する。町内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。

イ 町は、災害に備え、独自で食料品の備蓄に努めるほか、地域住民の非常用食料の備蓄整備の推進を図るとともに、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結する。

(3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

(4) 非常用食品として備蓄品は、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じることも必要である。

(5) 備蓄数量の設定

町は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近隣市町村間の連携などによる多様な方法によって確保を図る。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発する。

2 生活物資

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、卸売業者と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。

(2) 生活物資の調達及び供給

ア 町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の物資等を調達し、被災者等に供給する。

町内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。

イ 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、災害弱者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある。

(3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

(4) 備蓄数量の設定

町は、県の地震・津波想定調査等の結果をもとに、倒壊家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近隣市町村間の連携などによる多様な方法によって確保を図る。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での提供訓練等の実施に努めるものとする。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

(1) 町は、発災後3日間は被災者1人1日3ℓに相当する量を目標として応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。

(2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸等の把握に努める。

(3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ自主防災組織や住民に対し、3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発する。

(4) 町は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的に調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資材の整備に努める。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる救出用など応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機等）の整備充実を図る。

また、町は、長期間の避難者受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資機材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理で

きるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、会津若松地方広域市町村圏整備組合や周辺の市町村との連携・協力のあり方等について、会津坂下町災害廃棄物処理計画（仮称）を策定し、具体的に示すものとする。

- 2 町は、会津若松広域市町村圏整備組合及び県と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多様性や代替性の確保を図るものとする。

第13節 防災教育・広報

（総務課、政策財務課、生活課、教育課）

町は、災害の発生の防止、或いは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災関係機関のみならず町民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第1 町民に対する防災教育

1 実施時期

- （1）町は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く防災知識の普及啓発活動を実施する。

- ア 防霜対策に関する事項（4月初旬～5月下旬）
- イ 風水害予防に関する事項（5月～9月）
 - ・水防週間（5月1日～5月31日）
- ウ 土砂災害予防に関する事項（6月）
 - ・土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
 - ・がけ崩れ防止週間（6月1日～6月7日）
- エ 火災予防に関する事項
 - ・春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）
 - ・秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）
- エ 雪害予防に関する事項（12月～3月）
- オ 地震災害に関する事項
 - ・防災の日（9月1日）
 - ・防災週間（8月30日～9月5日）
 - ・防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
 - ・防災とボランティアの日（1月17日）



- （2）年間を通し、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。

2 普及方法

防災知識の普及は、次の媒体の利用により行う。

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ
- (2) 広報誌
- (3) 防災行政無線放送
- (4) 広報車
- (5) 講習会

3 普及内容

防災知識の普及啓発にあたっては、防災関係機関の協力を得ながら、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図るものとする。

- (1) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- (2) 町が地域防災計画で定めている緊急指定避難場所や応急救護方法、住宅内外の危険箇所などの把握
- (3) 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- (4) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

4 地域防災力の向上

町は、各地区地域づくり協議会を通し、地域に根ざした防災教育に努めるとともに、地域防災マップや災害情報看板等を公共施設に設置するなどして、地域全体の防災力向上を図る。

また、防災の地域リーダーとして、防災士を育成し、地域活動の中から防災に関する意識の高揚を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災機関は、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、人的災害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、災害発生時において特に大きな人的災害を受けやすいため、管理者等に対し、災害に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日頃から定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害時の避難方法等について、

パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

2 ホテル、旅館等における防災教育

ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者等は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

第3 学校教育における防災教育

学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

第14節 自主防災組織の整備

(総務課)

災害の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講じるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要になる。

第1 自主防災組織の現況

本町における自主防災組織の現況は、行政区単位に、区長・自治会の役員を中心とした組織編成であり、連絡調整が主とする業務となっている。

第2 自主防災組織の育成指導

町は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し、自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通して地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解が得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、町は、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織のリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備に努める。

第3 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成にあたっては、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区（区・自

治会) 単位の規模で編成するものとする。

第4 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防火資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会等を活用して正しい防災知識の普及啓蒙に努める。

なお、民生（児童）委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識を及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、町及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練の実施に努める。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、火災に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救助、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷者に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などに習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常用持出品を準備するとともに、誘導避難班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、災害弱者の安全確保に留意して行うものとする。

カ 地域における事業所等との連携体制の確立を計り、合同訓練の実施に努める。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対処できるよう備えるものとする。

3 事業所の自衛消防組織の設置

消防法等の規定により消防計画等を作成し、自衛消防組織を設置している事業所については、防災活動の充実・強化を図り、自主防災組織を整備するとともに、特に法令により設置を義務づけていない事業所についても、設置について育成指導をすすめるものとする。

(1) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所

(2) 旅館等多数の人が利用する事業所

(3) 危険物、高圧ガスの貯蔵所又は取扱所

第5 地区防災計画の作成

各地区の地域づくり協議会中心に地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう各地区の地域づくり協議会中心に地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認める時は、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第15節 要配慮者対策

(総務課、生活課、社会福祉協議会、国際交流協会)

災害において、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、少子高齢化が進む中で、平常時から要配慮者に対する適切な予防対策を積極的に推進していくことが重要である。

第1 地域防災計画、全体計画において定める全体的事項

1 地域防災計画において定める事項

町は、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、地域防災計画において以

下の事項を定めるものとする。(これまでの「災害時要援護者」は、「避難行動要支援者」と読み替えし、取り扱うものとする。)

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

2 全体計画において定める事項

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月内閣府(防災担当))に基づく「全体計画」を会津坂下町地域防災計画の下位計画として位置づけ、この地域防災計画において定める事項に加え、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- (6) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための名簿を作成しておくものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町が必要と認める事項

2 避難行動要支援者の範囲

一般的には、高齢者、障がい者等の中には、避難支援が不要な人も相当数含まれているため、各人の介護保険の要介護の程度や障がいの程度（人工呼吸器・人工透析が必要、医療機関の受診が必要等も含む）、さらに災害危険箇所やこれまでの災害の履歴等の地域の安全性などを考慮し、速やかな避難を要する者などを特定する。

このように避難行動要支援者情報の収集・共有に向けた取組を進めるにあたっては、対象者の範囲を明確にし、要支援者や被災リスクの高い者を重点的・優先的に進める。

会津坂下町避難行動要支援者の範囲は以下のとおりとする。

(1) 要介護認定3～5を受けている者

(2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）

(3) 療育手帳Aを所持する知的障害者

(4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

(5) 町の生活支援を受けている難病患者

(6) 上記以外で、民生（児童）委員若しくは行政区長が支援の必要があると認めた者

3 要支援者の情報利用等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

4 名簿情報の提供

町は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生（児童）委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿を提供するものとする。ただし、会津坂下町個人情報保護条例等に特定の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

5 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供する時は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受けるものに対して名簿の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者または第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つ。

第3 個別計画の策定

町は、民生（児童）委員や社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、要支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人ひとりの個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

併せて、個別計画により役割分担を担う関係者に当該個別計画による支援の方法等について周知を図る。

第4 社会福祉施設における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者が寝たきり老人や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、施設相互間及び他の施設近隣住民並びにボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制作りを行うものとする。

さらに入所者を施設相互で受け入れるための協定を締結するなど施設が被災した後の対応についても検討し、体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がと

れるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害《PTSD》）の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

第5 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）等の安全を確保するため、聴覚障がい者用防災行政無線戸別受信機やファクシミリなど多様な通報システムによる情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置又は住宅用スプリンクラー設備、住宅用火災警報器等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基本的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

町は、発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生（児童）委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者を把握しておくなど、避難誘導体制の整備に努めるものとする。

特に発災初期においては、町等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、民生（児童）委員、自主防災組織等と連携を図りながら、自主防災組織等において、避難行動要支援者の所在をあらかじめ把握しておき、発災時においては、地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

4 居宅支援事業者との連携

町は、介護保険にかかる指定居宅介護支援事業者や障がい者支援事業にかかる指定居宅支援事業者等と連携を密にし、要支援者に対して、平常時から災害発生時の対処法や避難経路等の喚起を依頼する。

また、災害発生時にあつては、上記事業者に対し、要支援者の情報提供や場合によっては状況確認等の協力を得られる体制づくりを行う。

第6 外国人に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 広域避難場所、避難標識等の災害に関する標示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- 4 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第7 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、搬送協定締結事業所等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。(資料：53)

第8 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（バリアフリー化）

町が避難所として指定する施設は、生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされた公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない避難所に要配慮者が避難した場合は、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 福祉避難所の指定

町は、健康管理センター等に、特別の配慮を必要とする者が避難でき、生活相談等の必要な生活支援が受けられ、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定しておくものとする。

また、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

第9 要配慮者利用施設における対策

1 避難確保対策

町は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設の利用者の避難体制の強化が図られるよう、下記事項について指導・指示を行う。

なお、指導・指示の対象となる要配慮者利用施設は、表1及び表2とする。

(1) 避難確保計画の作成

表1及び表2に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げた事項を定めた避難確保計画を作成する。

- ア 防災体制
- イ 避難誘導
- ウ 施設の整備
- エ 防災教育
- オ 訓練の実施（自衛水防組織の設置）

(2) 避難確保計画等の作成報告

表1及び表2に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の避難確保計画を作成、又は変更した時は、その計画を町へ報告する。

また、自衛水防組織を設置した場合、構成員等を町へ報告する。

(3) 避難訓練の実施

表1及び表2に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の避難確保計画に基づき、職員のほか、可能な範囲で利用者の協力のもと、避難訓練を実施する。

表1 要配慮者利用施設への避難情報伝達方法（水防法第15条の施設等）

区 分	団体・施設名	住 所	電話番号 F A X 番号	浸水想定 区 域	連絡担当課
障がい者 事業所	ニチイケアセンター ばんげ	大字宮古字 村西40-30	85-6157 85-6258	区域内 阿賀川	福祉健康班 (重複)
介護関係 事業所	あったかI'z ケアホームつぼみ	大字宮古 字台畑52	93-9140 93-9154	区域内 阿賀川	保険年金班
	デイサービスセンターあ そびりステーション	大字新開津 字村内96	85-8154 85-8154	区域内 阿賀川	保険年金班
	こばんげホーム	字台の下 745	84-3411 84-2210	区域内 阿賀川	保険年金班
	ニチイケアセンター ばんげ	大字宮古字 村西40-30	85-6157 85-6258	区域内 阿賀川	保険年金班 (重複)
教育施設	町立坂下東小学校	字上口705	84-3450 84-1445	区域内 阿賀川	教育総務班
	町立坂下東幼稚園	字上口705	83-8590 83-8590	区域内 阿賀川	坂下東幼稚園
コミュニテ ィセンター	金上コミュニティセ ンター	大字福原 字家東 59	83-3535 83-3538	区域内 阿賀川	政策企画班
	広瀬コミュニティセ ンター	大字青木 字青木 139	83-2326 83-2326	区域内 阿賀川	政策企画班
児 童 福祉施設	えくぼ遊育園	大字宮古 字中西29	82-2665 82-2665	区域内 阿賀川	子ども支援班

	もみの木保育園	字福原前 1412-1	23-7577 23-7577	区域内 阿賀川	子ども支援班
	子育てふれあい交流 センター	大字福原 字福川原 913	84-1784 84-1784	区域内 阿賀川	子ども支援班
福祉避難所	健康管理センター	字五反田 1296	83-1000 83-1757	区域内 阿賀川	福祉健康班
医療機関	平野医院	上ノ台乙 429	83-2243 83-2243	区域内 阿賀川	保険年金班
	荒井医院	字古市乙 150	83-2224 84-1025	区域内 阿賀川	保険年金班
	菅原医院	字市中二番 甲 3597	83-2311 83-2354	区域内 阿賀川	保険年金班
	大友歯科医院	字小川原 96	84-1688 84-1677	区域内 阿賀川	保険年金班
	小久保歯科医院	字小川原 1035-3	83-2421 83-2475	区域内 阿賀川	保険年金班
	猪俣歯科医院	字市中二番 甲 3661	83-3100 83-2475	区域内 阿賀川	保険年金班

表2 要配慮者利用施設への避難情報伝達方法 (土砂災害防止法第8条の施設等)

区 分	団体・施設名	住 所	電話番号 F A X 番号	種 類	連絡担当課
介護関係 事業所	もも太郎さん (坂下)	大字見明字 古屋敷771-1	83-3000 83-3000	土砂災害	保険年金班
	会津寿楽荘	大字塔寺 字北原645-1	83-0185 83-0311	土砂災害	保険年金班

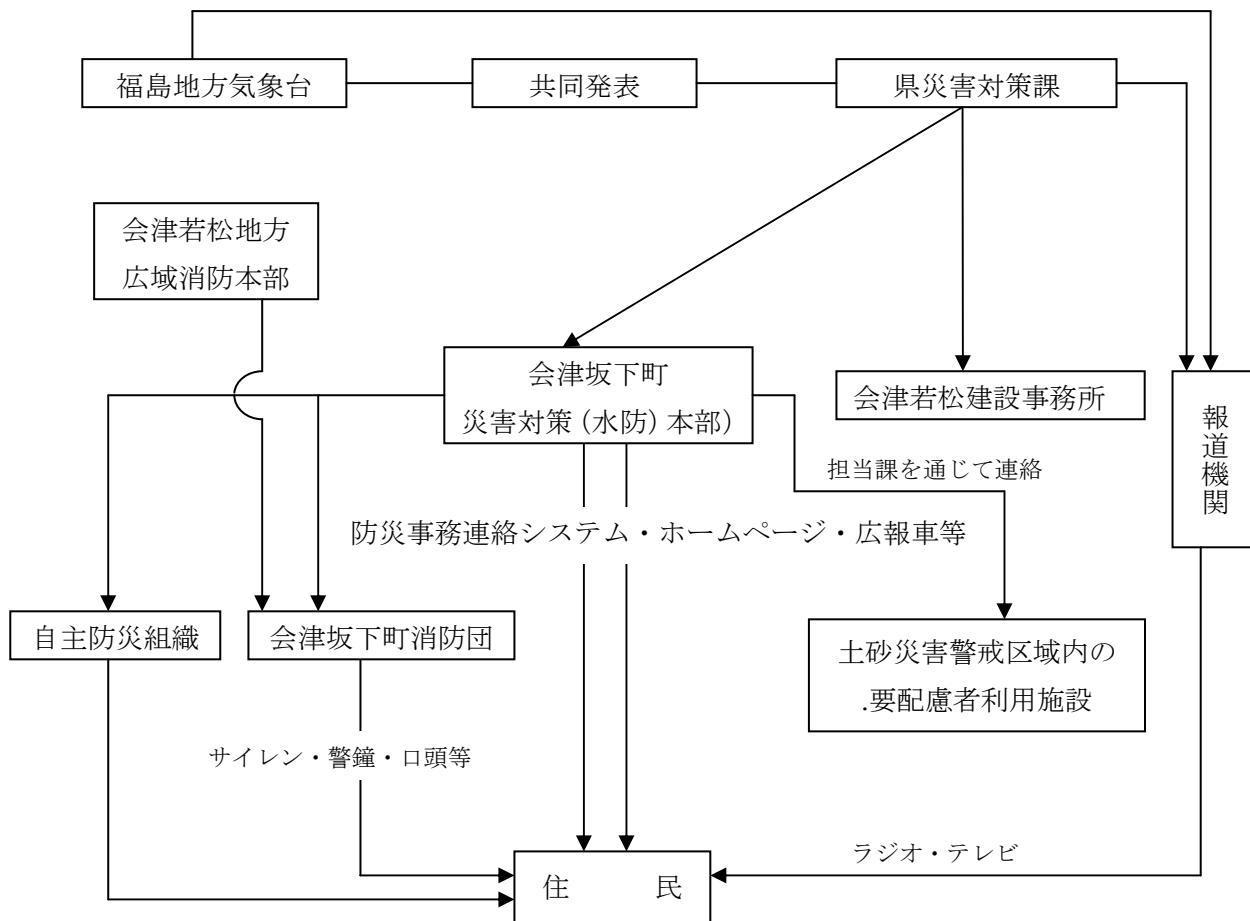
2. 情報伝達体制の整備

(1) 町は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報、避難準備・高齢者等避難開始、避難判断水位（特別警戒水位）、到達情報、避難勧告及び避難指示の確情報について、防災行政無線、一般加入電話及び車両広報を軸として伝達を行う。

洪水予報伝達方法については、図1による。

要配慮者利用施設への避難情報の伝達方法については表1による。

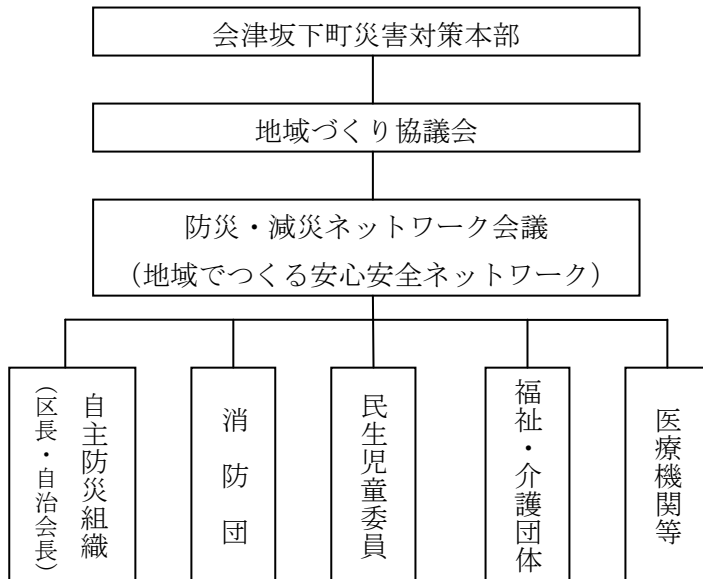
図2 土砂災害予報伝達系統図



第10 要配慮者避難支援ネットワークの整備

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、地域の福祉関係者、防災関係者、及び地域住民の代表者等による地区等を単位とした「要配慮者避難支援ネットワーク（図3）」の構築を図るものとする。

図3 要配慮者避難支援ネットワーク（例）



第16節 ボランティアとの連携

(生活課、社会福祉協議会、N I V O)

大規模な災害発生時には、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられ、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制について検討しておく必要がある。

また、ボランティアの受け入れに際しても、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮することが求められる。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に活かされる方法等について検討を進める必要がある。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされることが予想される。これらのボランティアは組織化された集団ではない場合も多く、町は日本赤十字福島県支部、社会福祉協議会などと連携を取りながら個々のボランティア活動を把握するとともに、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

第3 ボランティアの受け入れ体制の整備

1 情報提供・共有

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのか、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。そのため、町は、関係機関等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、情報提供・共有に努めるものとする。

2 コーディネート体制の整備

町は、社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携をとりながら、あらかじめコーディネートをを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。この場合において、行政組織内においてボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また、自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくものとする。(例えば、被災地以外からのボランティアの活動拠点について、「新鶴P/A」、「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」等の活用を検討する等)とともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

3 ボランティア保険

ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を

図り、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の公的助成について検討する。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと専門ボランティアの2つが考えられる。

専門ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格あるいは介護職等の経験を持つ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防・警察業務に知識・経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していくものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、協力がつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 活動体制（災害対策本部）

1 災害対策本部設置前の組織計画

本部設置に至らない災害については、平常時の町の組織をもって対処するものとする。

2 災害対策組織計画

(1) 災害対策本部

町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係機関相互間の連絡調整を図る。

ア 設置基準

町長は、町内に災害発生のおそれがあるとき又は発生した場合、その災害の予防、拡大防止又は救護、救援若しくは応急復旧活動を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく会津坂下町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとし、その基準は次のとおりとする。

- (ア) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- (ウ) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

イ 解散

本部の解散は災害の応急対策が終了した場合及び災害対策本部長（以下「本部長」という。）がその必要がないと判断したときは解散する。また、本部は、発生した災害の応急対策措置が完了し、平常の体制で処理できると認められるに至ったとき、本部長の指示により解散する。ただし、設置が前（1）のアの（ウ）の基準によった場合は、本項前段のほか当該法の規定に基づく救助が完了した場合に解散するものとする。

ウ 設置・廃止時の通報先

本部を設置・廃止したときは、速やかに次の機関に通報する。

- (ア) 福島県知事
- (イ) 隣接市町村長
- (ウ) 指定公共機関の長、指定地方行政機関の長
- (エ) 陸上自衛隊郡山駐屯地（陸上自衛隊第6特科連隊長）

エ 大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は副町長が決定し、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

オ 動員伝達法

動員の伝達は、総務課長より防災担当者を通じて各所属長へ連絡するものとする。

また、勤務時間外、休日等における伝達方法は、防災担当者が防災行政無線、一般加入電話等により各所属長へ連絡するものとする。

キ 本部会議

災害対策本部長は、災害対策の実施上必要があるときは、本部員、各部長をもって構成する本部会議を招集する。会議の内容はおおむね次のとおりである。

(ア) 報告

気象情報、災害情報、配備体制、各対策部の措置事項

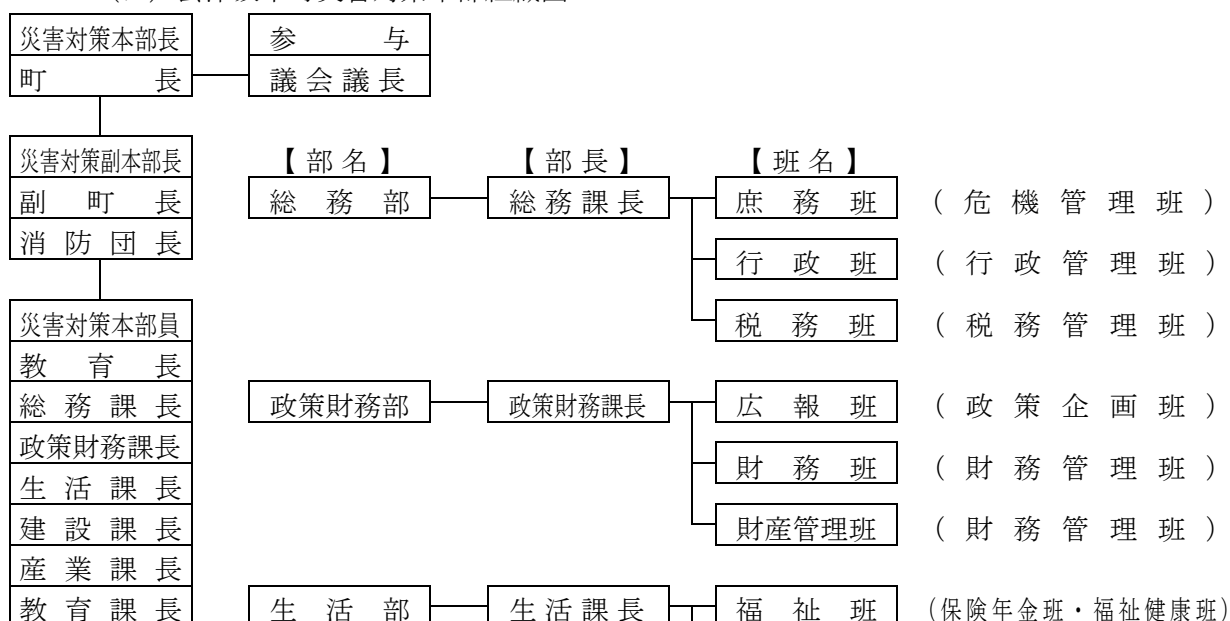
(イ) 協議事項

- a 応急対策、各対策部門調整事項の指示
- b 他市町村応援要請の要否
- c 自衛隊災害派遣要請の要否
- d 災害救助法適用申請の要否
- e 被害状況視察隊編成の要否
- f 被害者に対する見舞金品の給付決定
- g 次回本部会議開催予定日時の決定

ク 組織編成

災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「会津坂下町災害対策本部条例」、「会津坂下町災害対策本部規定」により、次のとおりとする。

(ア) 会津坂下町災害対策本部組織図





注：各班の長は、各部長が命ずるものとする。

(イ) 各部班の事務分掌

部 名	班 名	事 務 分 掌
総務部	庶務班	1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部の庶務に関すること。 3 総合的災害対策の立案と各部との連絡調整に関すること。 4 災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命令の伝達に関する こと。 5 消防機関との連絡に関すること。 6 災害救助法の適用に関する全般的な具体策の立案及びその実施に関 すること。 7 災害救助基金の運用に関すること。 8 職員の非常招集に関すること。

第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画

部 名	班 名	事 務 分 掌
		9 災害時における職員の動員及び調整に関すること。 10 気象情報の接受及び通報に関すること。 11 部内の他の班に属しない所掌事項。 12 水防に関すること。 13 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	行政班	1 災害情報の収集連絡に関すること。 2 県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること。 3 部内各班との連絡調整に関すること。 4 県及び国等に関する要望等の資料作成に関すること。 5 県又は他町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること。 6 自衛隊の要請等に関すること。 7 自動車等の配車に関すること。 8 防災会議関係機関との連絡調整に関すること。 9 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	税務班	1 被災者に対する公的徴収金の減免等に関すること。 2 被害状況に基づく各種申告等の期限の延長公示に関すること。 3 本部長の命ずる応急対策に関すること。
政策財務部	広報班	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、防災行政無線、広報車による広報活動、その他広報に関すること。 2 災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。 3 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	財務班	1 災害対策費の予算措置に関すること。 2 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。 3 応急復旧資金のあっせん等に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	財産管理班	1 廃道敷、廃河川敷の管理対策に関すること。 2 役場庁舎、附属施設等の被害の調査並びにその他応急復旧に関すること。 3 義援物資の保管場所の確保に関すること。 4 義援物資の受給状況の把握に関すること。 5 避難所等への物資の配給に関すること。 6 災害義援金（寄附金）の受付、管理に関すること。 7 本部長の命ずる応急対策に関すること。
生活部	福祉班	1 災害救助に関すること。 (1) 被災者の避難及び受入施設の設置に関すること。

部 名	班 名	事 務 分 掌
		(2) 炊き出し及び食料品の給与に関する事。 (3) 被服、寝具類、その他生活必需品の調達に関する事。 (4) 被災者の生活相談、援護に関する事。 2 被災者に対する援護対策に関する事。 3 災害ボランティアセンター設置並びに同センターとの連絡調整に関する事。 4 被災者に対する生活福祉資金等に関する事。 5 社会福祉関係施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 6 被災地区における高齢者世帯・心身障がい者（児）世帯等の災害時 要支援者世帯の援護対策に関する事。 7 老人福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 8 心身障がい者（児）福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に 関する事。 9 要配慮者の把握及び避難状況の確認に関する事。 10 福祉避難所の設置に関する事。 11 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに 関する事。 12 医療及び助産に関する事。 13 医薬品の確保及び配分に関する事。 14 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	衛生班	1 住民の安否情報の把握に関する事。 2 防疫及び清掃に関する事。 3 衛生資材の確保及び配分に関する事。 4 死体の処理及び埋葬に関する事。 5 その他衛生全般に関する事。 6 被災地区における応急救護に関する事。 7 医療機関の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 8 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。 9 動物（ペットに限る。）救護対策に関する事。 10 本部長の命ずる応急対策に関する事。
建設部	土木建築班	1 道路、橋りょう等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 その他土木全般に関する事。 4 気象情報の収集及び通報に関する事。 5 建設事務所等からの公共土木施設被害報告の収集に関する事。 6 河川の被害の調査並びにその応急復旧に関する事。

第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画

部 名	班 名	事 務 分 掌
		7 林道施設及び治山施設の被害の調査並びにその応急復旧に関する こと。 8 町営住宅等の応急復旧に関すること。 9 仮設住宅の建築に関すること。 10 住宅改良資金のあっせんに関すること。 11 災害応急住宅等の建設に要する資材の調達及びあっせんに関する こと。 12 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	管理班	1 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	都市計画班	1 都市施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	下水道班	1 下水道の被害調査及びその対策に関すること。 2 被災地における仮設トイレ等の衛生設備の設置及び管理に関する こと。 3 下水道施設等の応急復旧に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	上水道班	1 上水道の被害調査及びその対策に関すること。 2 被災地における飲料水の供給に関すること。 3 上水道施設等の応急復旧に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
産業部	農林班	1 農作物及び森林の被害調査並びに応急対策に関すること。 2 農薬、肥料の確保、配分に関すること。 3 応急用米穀、そ菜及び調味料の調達、あっせんに関すること。 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達、あっせんに関す ること。 5 農林畜産関係の補助と融資起債等に関すること。 6 その他農林業全般に関すること。 7 農業気象に関すること。 8 被災農業者に対する農林金融に関すること。 9 農産物の防虫及び駆除に関すること。 10 森林病虫害の防除及び駆除に関すること。 11 農地及び農業用施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 12 林業用施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 13 災害応急国有林の需要量の掌握及び払い下げのあっせん並びに 森林管理署との連絡に関すること。

第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画

部 名	班 名	事 務 分 掌
		14 農業水利の確保に関する事。 15 災害時における木材及び薪炭の調達並びにあっせんに関する事。 16 本部長の命ずる応急対策に関する事
	商工観光班	1 商工業関係の被害調査に関する事。 2 被害時における労働力確保に関する事。 3 応急対策のための食料品類（かん詰、漬物等）毛布、衣料品等その他生活必需品及び資材等の調達に関する事。 4 その他商工業全般に関する事。 5 被害地区における消費者保護対策に関する事。 6 物価対策の連絡調整に関する事。 7 金属製品等の調達に関する事。 8 被災時における高圧ガス及び火薬類の取締りに関する事。 9 被害労働者の福祉に関する事。 10 本部長の命ずる応急対策に関する事。
教育部	教育総務班	1 学校施設の被害の調査及び応急対策に関する事。 2 被害地の応急教育及び教職員の動員に関する事。 3 被災した児童及び生徒に対する学用品の調達及びあっせん等に関する事。 4 被災した児童及び生徒の保健管理に関する事。 5 学童の避難に関する事。 6 被災地の養護教育の確保及び教職員の動員に関する事。 7 体育施設の被害の調査に関する事。 8 被災地の教育関係職員の福利厚生に関する事。 9 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	学校給食センター班	1 被災園児、児童、生徒に対する学校給食に関する事。 2 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	社会文化班	1 文化財等の被害の調査に関する事。 2 公民館等の社会教育施設の被害の調査に関する事。 3 社会教育施設の応急復旧対策に関する事。 4 本部長の命ずる応急対策に関する事。
子ども部	子ども支援班	1 被災地区における児童及び母子世帯等の援護対策に関する事。 2 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	保育所班	1 児童福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 2 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	幼稚園班	1 幼児教育施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 2 本部長の命ずる応急対策に関する事。

部 名	班 名	事 務 分 掌
議会事務局 部	議会班	1 町議会議員との連絡に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
出納部	出納班	1 災害救助基金の出納に関すること。 2 災害応急対策に要する経費の経理に関すること。 3 その他経理全般に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
農委事務局部	農委班	1 本部長の命ずる応急対策に関すること。

備考 事務分掌によるもののほか、事務に余裕のある部又は班は、必要に応じ他部又は他班の行う事務について応援するものとする。

3 災害対策本部員会議

- (1) 災害対策本部員会議（以下「会議」という。）は、副町長室で開催するものとする。
- (2) 災害対策本部員は、所掌事項に関する必要な資料を会議に提出するものとする。
- (3) 災害対策本部員は、会議の招集を認めるときは総務課長にその旨申し出るものとする。

第2 本部連絡員

各部署は、防災に関する所掌事務の円滑なる遂行及び防災活動に即応する体制を確立しなければならない。

- 1 本部連絡員は、各部長の指名するものをもって充てる。
- 2 本部連絡員は、本部に常駐し、災害応急対策の推進に当たるものとする。
- 3 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い被害及び災害対策に関する全般の情報及び資料の収集及びその整備に努めるものとする。
- 4 本部連絡員において措置することが困難な事項については、本部連絡員は速やかにその旨を各班長に連絡し、その円滑な処理を図るものとする。

第3 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌は、その都度本部長が定めるものとする。

第4 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における救助体制についても、町は県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

1 非常配備の種別、内容、時期等の基準については、別表「非常配備に関する一般基準」とおりとする。

(1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため非常配備の体制をとるものとする。

(2) 各班長は、事務分掌に基づき、各班ごとの配備基準を定めこれを班員に徹底しておくものとする。

別表「非常配備に関する一般基準」

1 配備要員数

(1) 災害対策本部設置前

指揮者：総務課長

配備職員：総務課危機管理班、行政管理班、建設課、産業課農林振興班の職員の10%

種別	配備内容	配備時期
事前配備	情報連絡のため、庶務班、行政班、建設部各班、農林班の人員をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	<p>1 大雨、台風、降雪期において、気象注意報（大雨、洪水、大雪注意報等）が1以上発表され、なおかつ警報の発表が予想されるとき（翌日までに気象台の提供する「警報級の可能性」が「高」の場合等）で、総務課長が配備を決定したとき。</p> <p>2 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。</p>

指揮者：総務課長

配備職員：関係部等の職員の20%

種別	配備内容	配備時期
警戒配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 大雨、台風、降雪期において、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報が1以上発表されたとき。 「土砂災害警戒判定メッシュ情報」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」で町域の一部が薄紫色（非常に危険）となったとき。 震度4の地震により人的被害及び住宅被害が発生したとき。 その他総務課長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	関係各部の所要人員をもって当てるものとするもので、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じてそのまま第1非常配備に移行できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想され、または被害が発生したとき。 「土砂災害警戒判定メッシュ情報」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」で町域の一部が濃い紫色（極めて危険）となったとき。 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 その他必要により町長（本部長）が指令したとき。

(2) 災害対策本部設置後

指揮者：町長

配備職員：全所属部の職員数の50%

種別	配備内容	配備時期
第1非常配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、突発的災害に対し応急措置をとり救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズにできる体制をとり、速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 町域に局地的災害が発生し、さらに、複数地域で災害が予想される時。 震度5弱以上の地震が発生し、甚大な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき。 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

指揮者：町長

配備職員：全所属部の職員数の100%

種別	配備内容	配備時期
第2非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、複数地区について救助活動を行い。また、その他町内全域に被害が拡大するのを防止できる体制とする。	1 町内の全域にわたって、災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

第2 活動要領

1 事前配備下の活動

- (1) 庶務班（危機管理班）は、気象情報連絡機関（危機管理総室、会津地方振興局、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部等）から、気象情報、対策情報等を確実に収集するとともに、現地の情報及びラジオ、テレビ等の情報も収集し、直ちに総務課長、建設課長産業課長に報告するものとする
- (2) 各班長は、相互に情報を交換して当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
- (3) 事前配備につく職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機するものとする。
- (4) 事前配備を行う各班の責任者は、庶務班（危機管理班）からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行うものとする。
- (5) 事前配備につく職員の数人は、状況により各班長において増減するものとする。

2 警戒配備下の活動

- (1) 総務課長及びその他の関係班長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するものとする。
- (2) 総務課長は、災害に関する情報及び町民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線、電話、広報車等をもって、町民に対して速やかにその周知を図るものとする。
- (3) 総務課長は、関係各班長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断し応急措置を行う。
- (4) 警戒配備につく職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機するものとする。
- (5) 警戒配備を行う各班の責任者は、庶務班（危機管理班）からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行うものとする。
- (6) 事前配備につく職員の数人は、状況により各班長において増減するものとする。
- (7) 各班長は、次の措置をとり、その状況を随時総務課長に連絡するものとする。
 - ア 状況に関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
 - イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
- (8) 総務課長及びその他の関係班長は、速やかに非常配備に移行できる体制をとる。

3 第1非常配備下の活動

- (1) 第1非常配備が指令された後及び被害が発生した後は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。
- (2) 本部の機能を円滑ならしめるため、災害対策本部室を副町長室、本部員室を総務課危機管

理班に設置する。

- (3) 総務課長及び関係班長は、情報の収集及び伝達の体制を更に強化するものとする。
- (4) 総務課長は、関係各班長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要のある都度随時これを本部長に報告するものとする。
- (5) 総務課長は、災害に関する情報及び町民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線、電話、広報車等をもって、町民に対して速やかにその周知を図るものとする。
- (6) 各班長は、次の措置をとり、その状況を随時本部に連絡するものとする。
 - ア 状況に関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
 - イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
- (7) 本部連絡員は、本部（副町長室）に集合するものとする。
- (8) 本部長は、必要に応じ災害対策本部員会議を招集するものとする。

4 第2非常配備下の活動

第2非常配備が指令された後及び被害が発生した後は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

5 記録の励行

本部長の発する指令等又は班長が発する指示連絡等の伝達若しくは町民、会津地方振興局長等から本部あての報告、要請、照会等の受領に当たる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、常にこれを記録し、その伝達及び受領の確実を期するものとする。

第3 動員の伝達方法

動員の伝達は、総務課長より庶務班（危機管理班）職員を通じてあらかじめ定められたルートにより、災害時安否確認等緊急通報システムや一般加入電話等によるほか、町防災行政無線により伝達するものとする。

第4 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、非常配備に関する一般基準に基づき、直ちに役場庁舎又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、総務部庶務班（危機管理班）へ直ちに報告するものとする。

第5 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各所属長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を災害対策本部庶務班に報告する。災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があるときは、行政班を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各所属長は、職員や家族の安否情報を併せて行うこととし、その状況を災害対策本部行政班に報告する。

第3節 相互応援協力

(総務課)

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 防災関係機関への応援要請

町長は、町の災害応急措置を実施するにあたり、町職員のみでは不足し的確かつ円滑に行うために必要があると認めるときは、各関係機関及び民間団体組織の応援（協力）求めるものとする。

1 行政機関に対する応援要請

(1) 町長は、町地内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要が認められるときは、災害対策基本法第68条の規定により、県知事に対し応援（職員の派遣を含む。以下同じ）又は、応援のあつせんを求めるものとする。

(2) 町長は、町地内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要が認められるときは、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。

(3) 町長は、町の災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、災害対策基本法29条の規定に基づき、指定行政機関の長に対し知事との協議のうえ、職員の派遣を要請するものとする。

(4) 町長が知事又は他に市町村長の応援又は応援のあつせんを求める場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を要請する機関名

ウ 応援を要請する職種別人員、物資等

エ 応援を必要とする場所、期間

オ その他必要な事項

(5) 町長は、町の災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、消防組織法第21条の規定により、消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請するものとする。

2 国に対する応援要請

(1) 町長は、災害対策または災害復旧対策のために必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。（災害対策基本法第29条）。

なお、本町においては、東北地方整備局郡山国道事務所との間において災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣に関する協定を締結している。

(2) 町長は、災害対策または災害復旧対策のために必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

(3) 町長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次に事項を記載

した文書をもって行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりとする。

3 緊急消防援助隊の派遣要請

町長又は会津若松広域市町村圏整備組合消防本部の長は、大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事（災害対策本部総括班）に連絡し、応援を要請するものとする。

第2 公共的団体等との協力

町は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行い、これらの団体等の協力業務及び協力方法についても明確にしておくものとする。

- ア 異常気象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他の関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ 罹災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第3 民間事業者との災害時応援協定

町は、それぞれに締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

さらに、迅速かつ円滑な応援協力要請体制を構築するため、町が実施する防災訓練に積極的に参加を呼びかけていくものとする。

第4節 災害情報の収集伝達

(総務課、建設課、産業課)

災害時における災害の情報収集・報告・伝達は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定など災害応急対策の基本であり、その任に当たる者は、適正かつ迅速に行うものとする。

第1 気象注意報・警報等の伝達

県における気象業務法に基づく予警報を受信したときは、直ちに行政班は、地域関係団体に連絡するものとする。

1 定義と種類

(1) 定義

予 報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警 報：重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。

注 意 報：気象現象により災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

情 報：気象等の予報に関係のある台風・その他異常気象等について、その状況や推移を説明する。

(2) 種類

ア 特別警報



イ 警報

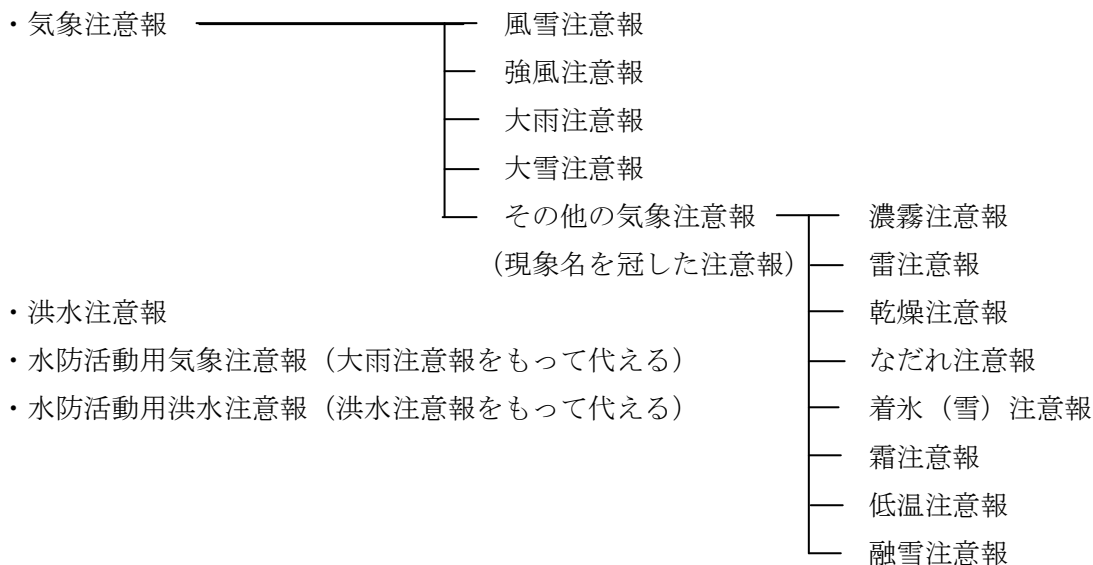


・洪水警報

・水防活動用気象警報（大雨警報または大雨特別警報をもって代える）

・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）

ウ 注意報



エ 情報

(ア) 全般気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や警報・注意報が発表された後の経過や予報、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(イ) 土砂災害警戒情報

福島県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨特別警報または大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難勧告等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう発表する。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表する。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、福島県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(オ) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報。5km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示している。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、対象市町村内で土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができる。

(カ) 大雨警報（浸水害）の危険度分布

大雨警報（浸水害）の危険度分布は、大雨警報（浸水害）を補足する情報。短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示している。

(キ) 洪水警報の危険度分布

洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報。指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示している。

オ その他

(ア) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報は、おおむね次のとおりとする。

「イ」の基準：実効湿度60%以下、最小湿度40%を下回り平均風速8m/sを超える見込みのとき。

「ロ」の基準：平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし降雨降雪中は通報しないこともある。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学ダイオキシンの濃度が注意報発令基準に達しそのような場合に県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報

※ 「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：ダイオキシン濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

2 注意報・警報等の発表基準と構成

(1) 発表基準

ア 特別警報

種 類	内 容
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。

イ 警報

種 類	内 容
暴風	平均風速が18m/sを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
暴風雪	平均風速が18m/sを超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合 (平成29年7月7日現在) 表面雨量基準： 11 土壌雨量指数基準 127 大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように警戒すべき事項が明記される。
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合 (平成29年9月7日現在) 雨量基準 3時間雨量80mm (R3=80) 流域雨量指数基準 只見川流域=72.7, 旧宮川流域=6.8, 宮川流域=25.2 複合基準 只見川流域=(5, 52.5), 阿賀川流域=(5, 49.1) 指定河川洪水予報による基準 阿賀川(馬越・宮古・山科)
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 40cm

注) 平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上

ウ 注意報

種 類	内 容
風雪	平均風速が12m/s以上で、雪を伴い災害が発生するおそれがあると予想される場合。
強風	平均風速が12m/s以上で、強風による災害が発生するおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合 (平成29年7月7日現在) 表面雨量指数基準： 7 土壌雨量指数基準： 81
洪水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合 (平成29年7月7日現在) 流域雨量指数基準 只見川流域=58.1, 旧宮川流域=5.4, 宮川流域=20.1 複合基準 只見川流域=(5, 47.3), 旧宮川流域=(5, 5.4), 阿賀川流域=(5, 35.8) 指定河川洪水予報による基準： 阿賀川(宮古・山科)
大雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 20cm
濃霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視界が陸上で100m以下

種 類	内 容
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 最低気温が、早霜期、晩霜期におおむね2℃（早霜は農作物の成育状況を考慮して実施する。）
乾燥	空気が乾燥し火災の危険性が大きいと予想される場合。 ・実効湿度60%以下、最低湿度40%以下、風速8m/s以上 ・実効湿度60%以下、最低湿度30%以下
なだれ	なだれが発生し災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
着雪(氷)	着雪(氷)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合。
霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜+、晩霜期に概ね2℃ 注：+は農作物の成育を考慮し実施する。
低温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 （夏季）最高、最低又は平均気温が平年より4~5℃以上低い日が数日以上続く。 低温のため水道管の凍結や破裂により著しい被害があると予想される場合。 （冬季）会津の平地 最低気温が-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続く。
融雪	融雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。

※表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※複合基準：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上

エ 指定河川洪水予報

(単位：水位(m))

観測所名	馬越水位観測所	宮古水位観測所	山科水位観測所
	大沼郡会津美里町	河沼郡会津坂下町	喜多方市
レベル4 はん濫危険水位※	6.60	5.19	7.70
レベル3 避難判断水位※	5.00	4.00	6.30
レベル2 はん濫注意水位	3.90	2.00	2.70
レベル1 水防団待機水位	3.40	1.50	1.80
受け持ち区間	阿賀川 左岸 会津若松市蟹川から 会津美里町穂馬 右岸 会津若松市四合から 会津若松市大戸町	阿賀川 左岸 喜多方市塩川町会知 から会津若松市蟹川 右岸 喜多方市塩川町会知 から会津若松市四合	阿賀川 左岸 喜多方市山都町三津 合から喜多方市塩川 町会知 右岸 喜多方市山都町小舟 寺から喜多方市塩川 町会知
はん濫が発生した場合の浸水想定区域			

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所
の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

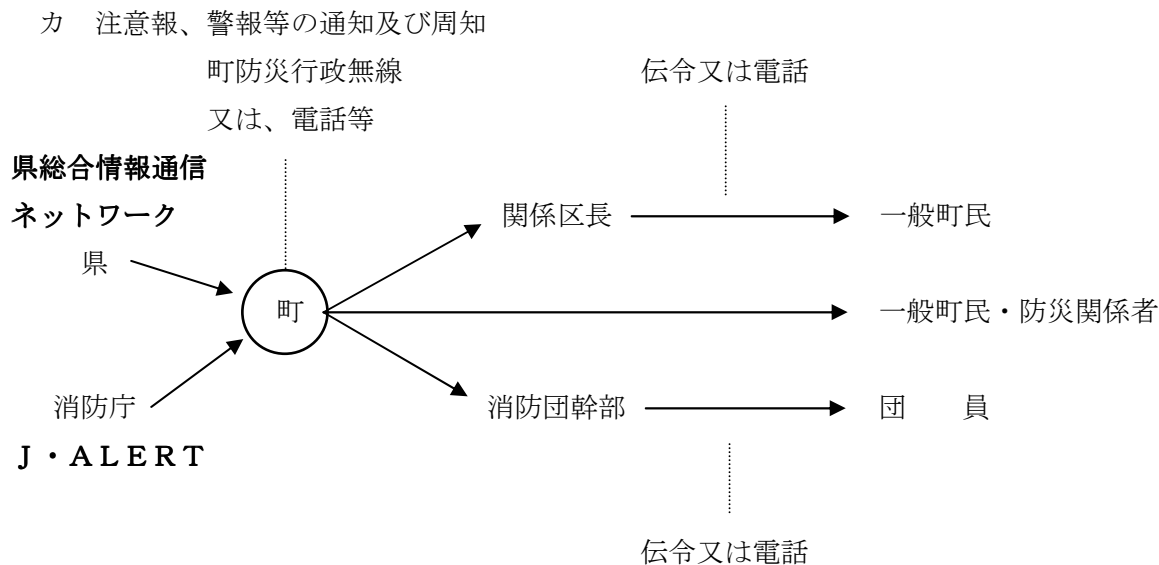
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

(カ) 洪水予報のための河川の区域は以下のとおりである。

阿賀川 大沼郡会津美里町大字穂馬字井戸川乙 538 番地の 2 地先馬越堰堤 から
左岸 喜多方市山都町大字三津合字古屋敷 5845 番地の 14 地先 まで
右岸 喜多方市山都町大字小舟寺字中崎乙の 2538 番地の 2 地先 まで

オ 土砂災害警戒体制

大雨特別警報または大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予想に基づく予測雨量が 1 km メッシュごとに設定した監視基準の土砂災害発生危険基準線を超過した場合。



キ 特別警報の伝達

- (ア) 県は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに町に通知する。
- (イ) 町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。
- (ウ) 東日本電信電話(株) (㈱エヌ・ティ・ティ ソルコ情報案内サービス事業本部仙台センター) は、特別警報を受領したときは、一般通信に優先してファクシミリにより直ちに町に伝達する。
- (エ) NHK福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

3 町における「気象警報、注意報及び情報等の取扱要領」は次のとおりである。

(1) 気象警報等及び霜注意報の受領並びに伝達

福島県地方気象台から県を経て町に通知される気象業務法及び消防法に基づく、警報、注意報、気象情報及び火災予防のための気象通報（以下「気象通報等」という。）は、霜注意報を除き、総務課長が受領し、気象業務法に基づく霜注意報については産業課長が受領するものとする。

- (2) 総務課長及び産業課長は前項により、受領した場合は、速やかに部内及び関係先へ必要な伝達を行うとともに、重要と認められるものについては上司に報告するものとする。
- (3) 総務課長は、関係機関及び発見者等から異状気象が刻々と推移し、災害の発生のおそれがあるような現地の情報を受領したときは、その内容により、速やかに上司に報告するとともに、関係部署へ所要の連絡を行うものとする。
- (4) 建設課長は、関係機関及び発見者等から洪水の発生のおそれがあるような雨量、水位又は、流量の状況その他の水防に関する情報を受領したときは、その内容により、速やかに上司に報告するとともに、関係部署へ所要の連絡を行うものとする。
- (5) 夜間休日等の気象通報等及び霜注意報の取扱い

町に通知される上記警報等の夜間休日等の取扱いは宿直者が受領し、記録し、「休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領」により必要な連絡を行うものとする。

(6) 受領伝達に関する業務担当者との記録の整備

ア 気象通報及び霜注意報の受領、伝達に関する取扱いの責任を明らかにするため、あらかじめ各部において業務担当者を定めて総務課長へ届け出ておくものとする。

イ 受領、伝達に関する記録については、日直日誌に記録するものとする。

4 総務課長及び産業課長の伝達相当区分表

伝達責任者及び気象通報等の相当区分	伝 達 先
【総務課長】 ・ 特別警報 ・ 気象警報（水防活動用気象・洪水警報） ・ 気象注意報 風雪、強風、大雨、大雪、その他異状現象 ・ 気象情報（水防活動用気象情報） ・ 各種気象関係情報 土砂災害警戒情報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報他気象情報 【産業課長】 ・ 気象注意報 霜注意報 ※ため池の連絡調整	伝達責任者は、それぞれ上記の「気象警報、注意報及び情報等の取扱要領」によりの確に通報するものとする。

5 休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領

(1) 災害発生（被害）報告の受信及び通報

受信内容については宿日直日誌に記録し、直ちに連絡体制表によって通報すること。

通報の区分	通 報 先			受信の要点
	部 名	順位	職 名	
災害で下記以外に関するもの	総務課	1	防災消防交通係長	(1) 受信日時及び発名 (2) 災害発生年月日 (3) 場 所
		2	危機管理班長	
		3	総務課長	
霜注意報等農政に関するもの	産業課	1	振興係長	(4) 被害原因 (5) 被害の概要
		2	農林振興班長	
		3	産業課長	

注1 通報区分にかかわらず、総務課には必ず通報すること。

注2 特定の部を指定して通報があった場合は、上記の通報と併せて当該部の責任者へ通報すること。

(2) 気象通報の受信及び通報

受信内容を宿日直日誌に記録し、直ちに次の区分により通報すること。

連 絡 先		種 類
部 名	職 名	
総務課	防災消防交通係長	風雪、強風、大雨、大雪、洪水の警報、注意報 霜注意報、低温等農政に関する気象情報
産業課	振興係長	

第2 被害情報の収集、報告

1 被害状況報告

(1) 被害状況の掌握

災害による被害が発生した場合における各部門別の被害の状況は、別紙（第1章第1節の事務分掌）によりそれぞれの所管事項に関し、関係各係において掌握するものとする。

各係において掌握した被害の状況は各部毎にとりまとめ庶務班（危機管理班）に報告するものとする。

ア 被害報告の収集は、災害発生初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害状況を優先して収集するものとする。

イ 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

ウ 各班長はそれぞれの所掌事項に関し掌握した被害の状況を次により本部連絡員に通知するものとする。

(ア) 被害が累増する見込みのときは、集計日時を明記し随時通知する。

(イ) 被害の全般の状況が把握されているか否かを明らかにするとともに、これが不明の地域について班の範囲を通知するものとする。

(ウ) 通知の様式は、被害状況報告書（資料12）に定めるところによる。

(2) 夜間及び休日等の被害報告の収集及び通報の要領

被害が予想される状況下にある場合には、おおむね関係各班は待機し掌握に努めるものとするが、予想されない突発的な被害等については、住民等の通報により被害を覚知した場合には、宿日直者は直ちに災害連絡体制により連絡するものとする。

2 関係機関への情報の伝達

関係機関への情報の伝達は、関係機関情報連絡図により行うものとする。

(1) 被害状況等の報告

町は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、関係機関情報連絡図の経路のとおり速やかに報告する。この場合において、町が県へ報告することができない場合は、直接国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。また、会津地方振興局長へ報告することができない場合においては、直接、危機管理総室に報告するものとする。

また、大規模な災害等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに電話により総務省消防庁及び危機管理総室に報告するものとする。

(2) 町から県への報告

ア 町から県への報告に当たっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。

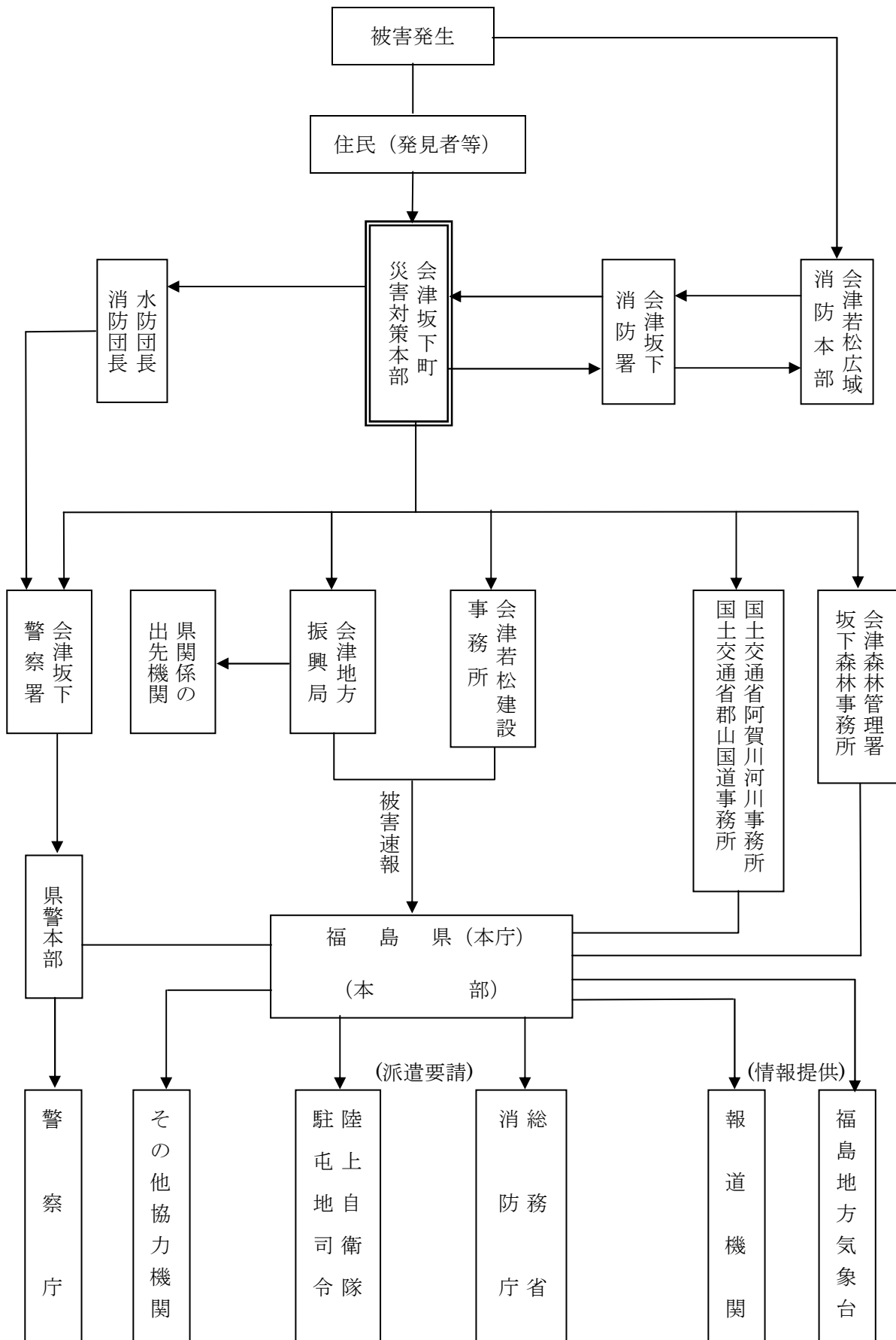
イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、ファクシミリ、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

【被害状況報告先】

県	N T T回線		024-521-7194	(F A X) 024-521-7920
	総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	(F A X) TN-8-10-201-5524
		地上系	TN-8-11-201-2632、2640	(F A X) TN-8-11-201-5524

国 (消防庁等)	区分		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	回線別			
	N T T回線	電話(ファクシミリ)	03-5253-7527、(F)03-5253-7537	03-5253-7777、(F)03-5253-7553
	消防防災無線	電話(ファクシミリ)	90-49013、(F) 90-49033	90-49102、(F) 90-49036
	地域衛星通信ネットワーク	電話 ファクシミリ	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033

ウ 関係機関情報連絡



3 被害状況等の報告方法

- (1) 被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順に町から県、さらに県から国（総務省消防庁）へと、有線または無線通信等、もっとも迅速かつ確実な手段により行う。
- (2) 有線が途絶した場合は、県総合情報通信ネットワーク、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局、またはその他の無線局を利用する。
- (3) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

4 報告の内容と種類

(1) 町から県への報告

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。県は自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告、なお被害が増加すると見込まれるときは、集計日を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定し行う報告

イ 報告の様式

(ア) 報告様式は、県が別に定める被害報告書様式によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に沿った内容に準じて行うものとする。

- (2) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

第5節 通信の確保

（総務課、政策財務課）

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、町防災行政無線及び県総合情報通信ネットワークにより速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (4) 町及び防災関係機関は、電子メール等を災害発生時に連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。

その際、電子メール等の情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信ともに混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

町及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局、福島県警察本部、東北電力(株)福島支店、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て無線施設の利用を図るものとする。

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者または管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

町は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時に応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を申請する。

第2 防災行政無線・一般業務用無線局の運用

防災行政無線及び一般業務用無線局は、災害時において役場を中心として災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため、また、各種の防災活動に関する諸情報の伝達収集の役割を担うものである。

1 防災行政無線

(1) 防災行政無線施設

防災行政無線施設の回線構成及び配置図は資料12のとおりである。

- (2) 防災行政無線の運用については、会津坂下町防災行政無線局管理運用規定（参考に掲載）の定めるところによるものとする。

2 一般業務用無線

- (1) 災害発生時においては、一般業務用無線設備を非常時通信網として運用する。また、設備の回線構成及び配置図は資料12のとおりとする。
- (2) 一般業務用無線の運用については、非常通信として、会津坂下町一般業務用無線局管理運用規程（参考に掲載）の定めるところによるものとする。

第6節 災害広報

（総務課、政策財務課）

災害時において、被災住民及び町民に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町は、災害発生後速やかに広報活動を展開する。

第1 広報活動

町は、区域内の防災関係機関と調整を図り、住民の不安や動揺を防ぎ、被害の軽減のため、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオの広報番組などの協力を得ながら、次のとおり広報活動を実施する。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、被害発生から時間経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要である。

その際、町は、災害対策本部を設置した場合に広報の窓口を災害対策本部内広報班（政策企画班）に一元化し、混乱した状況の中で、不正確な情報が提供されることを防ぎ、災害の拡大を防止し、町民の安全・安心につながる情報を積極的に広報する。

第2 広報内容

1 住民に対する広報の方法

- (1) 住民に対して広報する場合は、いたづらに人心を動揺させることを避け、災害状況等を確実に広報すること。
- (2) 住民に対する広報は、防災行政無線放送、広報車、電話、消防団による広報等により短時間に最も要領を得るよう広報する。その場合の指揮はすべて広報班（政策企画班）の指揮によるものとする。
- (3) 災害発生の広報は、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項とする。
- (4) 災害発生後は、災害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況等とする。
- (5) 指定された避難所以外に避難した被災者への支援に関する情報も併せて行う。
- (6) 公共情報コモンズ

県及び町は、公共情報コモンズに被害情報や避難勧告等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようにする。

2 地域の応急対策活動に関する情報

- (1) 救護所の開設に関すること。
- (2) 交通機関及び道路の復旧に関すること。
- (3) 電気水道の復旧に関すること。
- 3 安否情報、義援物資、義援金の取扱いに関する情報
- 4 その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - (1) 給水及び給食に関すること。
 - (2) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - (3) 防疫に関すること。
 - (4) 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - (5) 被災者への支援策に関すること。

第3 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第7節 水害等応急対策

（総務課、建設課、産業課）

この計画は、水防法（昭24年法律第193号）第25条の規定に基づき、洪水又は水災を警戒し防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、同法第10条による洪水予報の通知等を受けたときから、洪水による危険が解消するまでの間の実施運用等を示したものであり、詳細は会津坂下町水防計画による。

第1 水害応急対策（水防計画）

1 水防の責任

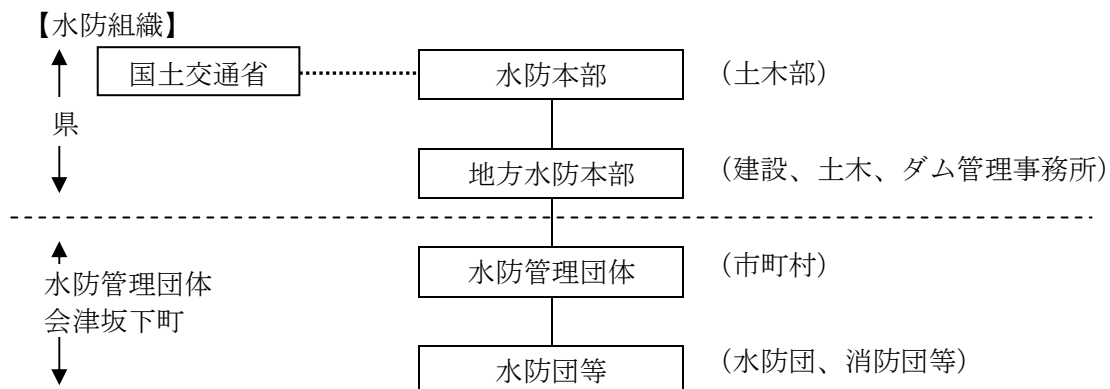
(1) 水防管理団体の水防責任

水防管理団体は、水防法第3条の規定により、その区域の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 水防組織

(1) 水防組織の概要

県と町は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間において正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。



(2) 水防管理団体の役割

町の水防事務を総括する。(地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等(以下、「水防団等」という。)への出動指令(水防法第17条)、他の水防管理者等の応援要請(同法第23条)、決壊の通報(同法第25条)、避難所立退の指示(同法第29条)等の業務を実施)

(3) 水防管理団体は、所轄水防団等の活動状況を常に把握し、的確な連絡体制をとるものとする。

(4) 水防管理団体が設置する水防組織の事務分掌、設置基準、非常配備体制等は、県水防本部の基準等を参考に適宜定め、水防計画書に明記しておくものとする。

3 水防活動

(1) 監視、警戒活動

水防管理者は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長(消防団分団長)に対し、その通報を通知し、必要団員を火災及び水門、樋門等の巡視を行うように指示するものとする。また、異常を発見した場合には、直ちに所轄建設事務所長に報告する。

(2) 水防活動の実施

管理者は、監視及び警戒により水防活動が必要と認められた場合には、水防活動を実施する。また、水防活動内容を直ちに所轄建設事務所長に報告する。

第2 土砂災害応急対策

1 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

ア 町は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するため、県並びに関係機関と迅速かつ確かな情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

イ 町は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。

また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等(以下「土砂災害

等」という。)を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生（児童）委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

特に、避難準備・高齢者等避難開始に係る情報の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や被害のおそれが高い区域の居住者等の自主避難を促進するなど、町があらかじめ定めたマニュアルに沿った避難支援を行う。

(3) 土砂災害等の調査

ア 国、県（河川港湾総室）並びに町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

イ 町は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(4) 応急対策工事の実施

国、県（河川港湾総室）並びに町は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難勧告・指示等の実施

町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

また、異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

2 土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害緊急情報

国、県（河川港湾総室）は、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知する。

(2) 市町村の情報の伝達について

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難勧告等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

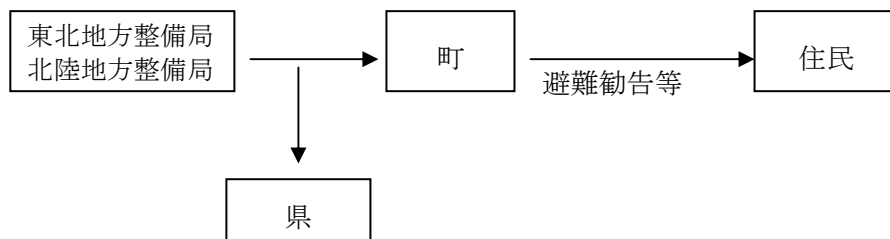
また、住民は、市町村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発

的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

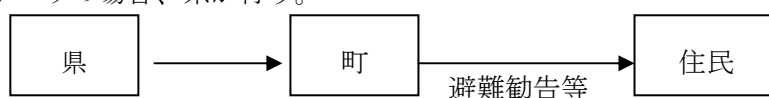
ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(4) 調査結果の通知

ア 国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市町村に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市町村に通知する。

イ 県（河川港湾総室）は、地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市町村に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を市町村に通知する。

第8節 救急・救助

（総務課、生活課、教育課）

災害発生時において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係者の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

1 自主防災組織、事業所の防災組織及び町民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 救助活動が困難な場合は、消防機関又は、警察等に連絡し、早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察等と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

第2 町（消防機関を含む）による救助活動

- 1 災害により救出を要する事態が発生した場合町は、消防機関との協力により救助活動を行うとともに、地元警察署、自主防災組織及び事業所等関係機関と連絡を密にしながら救助作業を実施する。

なお、その状況については逐次、県に報告する。

- 2 被災者の救助活動が被害甚大等のため町及び消防機関等による救出が困難な場合は、県に対し救助活動の実施を要請し、知事に自衛隊の災害派遣を要請するとともに、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。また必要に応じて、町長は、県（危機管理部）を通じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊及びヘリコプター等の応援を要請するものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員・資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する時期
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

- 3 町は、町内で予想される災害特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立

第3 救助

- 1 救出の対象者

救出の対象となる者は、災害のため現に生命が危険な状態にあり、救助を要する状態におかれている者をいう。

- 2 救助の方法

- (1) 会津坂下町消防団を7班に区分し、救出班を第1班から第7班に編成する。災害による救出を必要とする事態が生じたときは、直ちに警察機関に連絡するとともに、直ちに救出に当たりその状況を県に報告する。
- (2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各関係との連絡、被災者の受入状況その他の情報収集を行う。

- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じて町長等が指示する。
- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し消防防災及び自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期するものとする。
- (5) 救出現場には、負傷者に応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、防災機関は速やかに医療機関へ搬送するものとする。
- (7) 消防機関は、医療救護班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

3 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜査として扱う）に完了するものとする。
ただし、特に必要があると認められる場合にはこの限りではない。

第9節 自衛隊災害派遣要請

(総務課)

町長は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（危機管理総室）に対して、自衛隊災害派遣要請をするものとする。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請基準

災害が発生した場合、人命及び財産を災害から保護するため、自衛隊派遣要請を知事に対し要求するものとする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護又は防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水

- (10) 物資の無償貸与及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- (11) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- (12) 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。）

【具体的例】

- ア 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
 - イ 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る2次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- (13) その他
- 知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

町長は、町内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要と認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領

町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、会津地方振興局長を経由して、知事（危機管理総室）へ要求するものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合には電話等により直接知事（危機管理総室）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに会津地方振興局長に連絡するものとする。

(1) 提出先 県危機管理部危機管理総室

(2) 提出部数 2部

(3) 記載事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

3 町長不在時の対応

災害派遣要請等を判断する町長が不在時の非常時においては、副町長が決定し、それも困難な場合には教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

4 災害派遣活動の内容

(1) 活動内容は、人命又は財産保護のための諸活動、土木作業、航空機車両による救援、救助、輸送及び無線機による通信支援等である。

5 郡山駐屯部隊

第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画

特科連隊を有し、機械力による大規模な土木作業車両による土砂運搬作業、人員輸送作業、舟艇による人員、車両輸送、組立橋梁による架橋作業、軽無線機による通信支援、関係部隊の航空機による救援作業などである。

6 災害派遣担当部隊

郡山駐屯部隊第6特科連隊第3科

担当者：第6特科連隊第3科長

所在地：郡山市大槻町字長右エ門林1

(電話 郡山 024-951-0225 内線 235)

(県総合情報通信ネットワーク 811-380-01)

時間外：郡山駐屯地当直司令 内線 302

(県総合情報通信ネットワーク 811-380-02)

第3 自衛隊の自主派遣

町長が通常の派遣要求ができない場合は、当該市町村を災害派遣隊区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知する。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するものとするとともに、その旨を通知する。なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

災害派遣隊区担当部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- 1 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められていること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4 その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

町長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊急に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材等の準備

知事及び町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にし、役場又は災害現場に連絡所を設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

知事は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、町長及び関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受け入れの体制を整備するものとする。

(1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

(2) 宿舎

(3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

(4) 駐車場（車一台の基準は3 m×8 m）

(5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30 m×30 m、多用途ヘリで50 m×50 m、輸送ヘリで100 m×100 m並びにヘリポート周辺に仰角60度以上の工作物等がないこと。）

第5 経費の負担区分

派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、町、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 自衛隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地往復等の経費

第6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置を取ったときは直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限
- 2 他人の土地の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の撤去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること。

また、自衛隊法の規定により災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

なお、その際、自衛官の措置に伴う損失及び損害の補償については、町が行うものとする。

第7 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成された時は、会津地方振興局長を経由して知事に撤収を要請する。この際次の事項について十分協議を行うものとする。

- 1 町、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整
- 2 行方不明者の捜索の場合、家族との調整

第10節 避難

（総務課、生活課、教育課）

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導がおこなわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について、特に配慮が求められている。

第1 避難の準備・高齢者等避難開始、勧告、指示及び屋内での退避等安全確保措置の指示

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は、災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の勧告又は指示を行う。

1 避難の実施機関

（1）実施責任者及び基準

避難の勧告及び指示権者は次のとおりであるが、勧告、指示を行ったときは、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、安全な場合へ住民を避難させる必要がある。避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動、屋内での退避等、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等が各住民に周知徹底するよう情報伝達の方法に十分配慮する。

町は、避難勧告等について、第1章第10節第1で策定した避難勧告等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、避難準備・高齢者等避難開始に係る情報の発令等を検討する。

また、町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始	町長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の勧告	町長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示 屋内での待機等の安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示 屋内での待機等の安全確保の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	町長 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水によるはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立ち退き及び立ち退き先の指示	町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を發し、又は特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

(2) 避難勧告等の要否を検討すべき情報

ア 洪水

洪水に関する避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に府県気象情報、記録的短時間大雨情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難勧告等発令の視点では、降ったが土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）、土砂災害警戒判定メッシュ情報がある。

ウ その他

町で定める基準に達したとき

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難勧告、指示または屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関または県に対し助言を求めることができる。この場合、

助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関または県は、その所掌事務に関し必要な助言を行う。

町は、各災害に関する避難勧告等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所、阿賀川河川事務所等）
- ・土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）

2 避難勧告及び指示の基準

避難勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、概ね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 知事への報告

町長は、避難のための立ち退きを勧告・指示し、又は立ち退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- ア 避難勧告・指示、屋内での退避等の安全確保措置の指示の有無
- イ 避難勧告・指示、屋内での退避等の安全確保措置の指示の発令時刻
- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 住民への周知

町は、自ら避難の勧告、指示及び屋内での退避等安全確保措置の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

4 避難勧告等の解除

町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、土砂災害に関する避難勧告等解除に当たっては、必要に応じ県に意見を求めるものとする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条（1）～（3）の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条 町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関または県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められたときは、指定行政機関、指定地方行政機関または県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等により警戒区域の表示をしておき、その区域への立ち入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難指示（緊急）を発した者がその措置に当たるものとする。

2 避難指示等の伝達

町は、防災行政無線と併せて広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ的確に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

また、町民等に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設置等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合は、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項を留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある

場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

- (2) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか状況により誘導員を配置し安全を期すこと。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努める。
- (5) 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できるかぎり町内会等の単位で行うこと。

4 避難に対する誘導者

小中学校にあっては、各学校の教職員、各団体の職員が当たり、その他一般住民については消防機関等の団員が当たる。

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員が入所者を避難場所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらに老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

町は、地域住民、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。誘導に当たっては、医療、救護設備が整備された病院等とする。

(4) 観光客及び外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、観光客及び外国人を避難誘導させるものとする。

第4 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

(2) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生（児童）委員、地域住民、自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮

する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

町は、ラジオ、テレビ等マスメディア等を通じ多言語で避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要す。

(2) 在宅者対策

町は、消防機関、民生（児童）委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院とする。

(4) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

3 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命または身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者が、あらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うとともに、町は平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請する。

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ町から提供されている避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人または家族等の生命または身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支

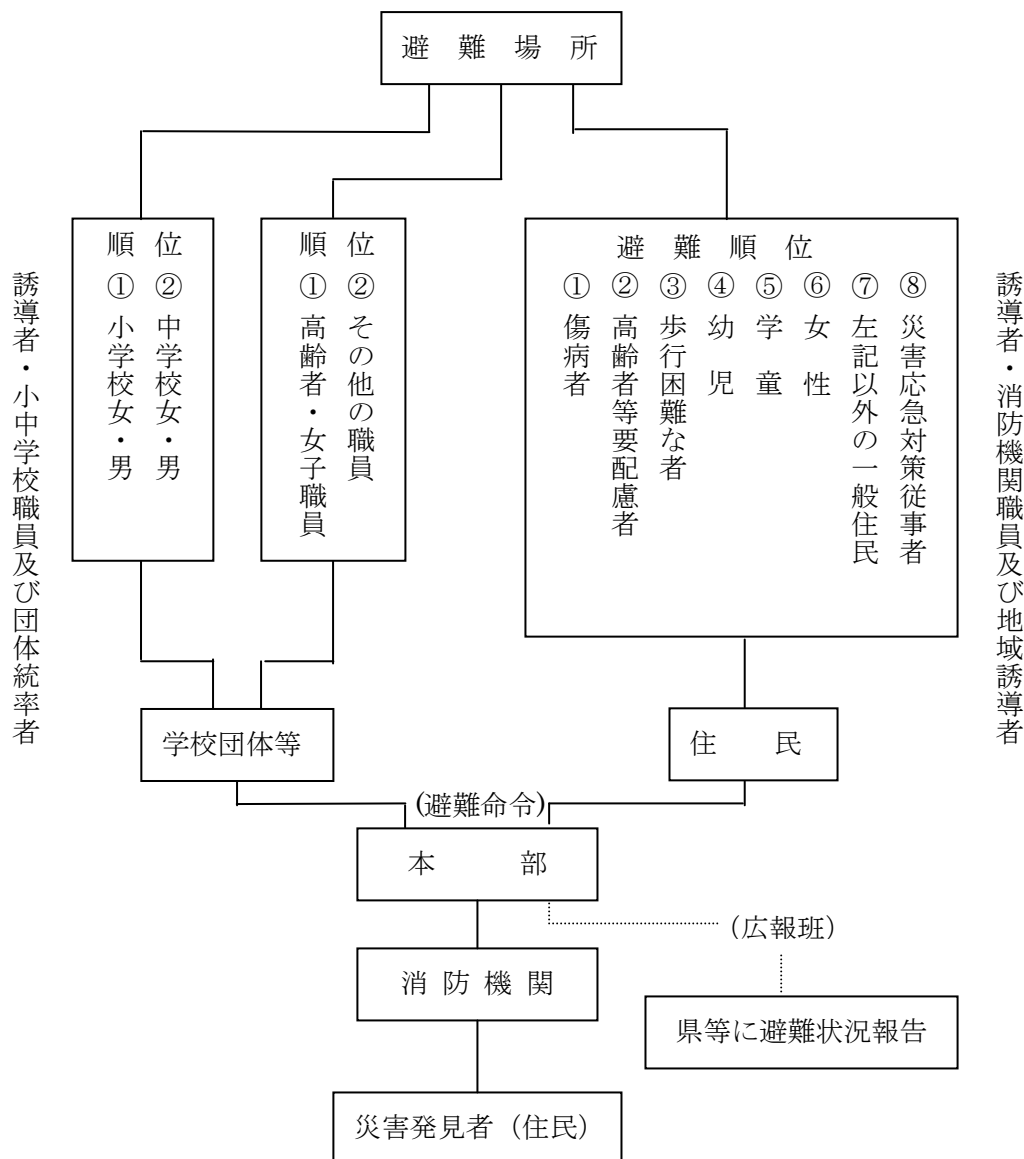
援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

第5 避難順位及び携行品の制限

1 避難順位

要配慮者を含め、避難の順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者等要配慮者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット



2 携帯品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品、（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学校の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

3 避難道路の通行確保

警察官及び消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行を確保に努める。

4 車両の立ち往生への対応

豪雪の際、国道を中心に車両の立ち往生が発生したことから、道路管理者、町等は、迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行うも

のとする。

第6 広域的な避難対策

1 県への要請

町は、大規模災害により広域避難を余儀なくされ場合は、県に対し受入先確保の要請を行う。

その際は、避難経路や避難者数の見込み等の情報を提供する。

2 町が被災した場合の役割

町が被災し、広域避難を余儀なくされた場合には、町全域及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者の為に県と協力して輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

3 町が受入れる場合の役割

広域避難を受け入れる場合には、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

第7 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することがないように配慮する。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 被災者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証等法律またはこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示または提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況または連絡先
- イ 被災者の親族（ア以外）または職場の関係者その他であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意または公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第11節 避難所の設置・運営

(総務課、生活課、社会福祉協議会)

避難所は、災害のために現に被害を受け、または受ける恐れがある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、コミュニティセンター、健康管理センターその他既存の建物または応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

第1 避難所の設置

1 実施機関

(1) 避難所の設置は、町長が実施するものとする。

(2) 町が壊滅的な被害が発生し、避難所の設置が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

(3) 大規模災害などで町内で開設する避難所だけでは避難者を受け入れできず市町村間を越える避難が必要となった場合、町は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

2 町長は、地域防災計画であらかじめ避難所(資料18)を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所を周知し、受け入れすべき者を誘導し、保護にあたる。

また、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所(資料19)を開設し、町民等に対し、周知徹底を図るものとする。

(1) 避難所の開設

町長は、地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、避難所の運営を行うものとする。その責任者は、その都度災害対策本部長が指名する。

さらに、避難所に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日災害対策本部長(町長)に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。その報告を受け、本部長(町長)は県に報告する。

ア 開設報告事項

(ア) 避難所開設の日時及び場所

(イ) 箇所数及び受入人員

(ウ) 開設期間の見込み

イ 整備帳簿類

(ア) 避難所設置及び受入状況(資料20)

- (イ) 避難所受入者名簿（資料2 1）
- (ウ) 避難所受入台帳（資料2 2）
- (エ) 避難所用物品受払簿（資料2 3）
- (オ) 避難所開設用施設及び器物借用簿（資料2 4）
- (カ) 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品払証拠書類

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合、速やかに地域住民や観光客、他自治体からの避難者に周知するとともに、県はじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における町長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

ア 被災者の受入

イ 被災者に対する給水、給食措置

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ等の通信機器の設置を図る。）

カ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

(4) その他の施設の利用

町長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を經由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設するものとする。

第2 避難所の運営

1 避難所運営の主体

- (1) 避難所には、町災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。
- (2) 町長は、地域づくり協議会、行政区長会、婦人消防協力隊、ボランティア、防災士、避難所運営について専門性を有した外部支援者等（以下、「避難所運営協力者」という。）の協力を得て避難所の運営を行う。なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じ、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。
- (3) 避難所運営協力者は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (4) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、町や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際は、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の

意見を反映できるものとする。

(5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も併せて持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して町は避難所の運営を行う。

(6) 町は避難所の運営状況について、県と連絡調整を密に行い、避難所運営の優良事例等の情報を収集し、避難所運営の改善に努める。

2 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活が長期化する場合の対策

(1) 設備の整備

町は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる。

ア 畳、マット、カーペット、簡易ベッド

イ 間仕切り用パーティション

ウ 冷暖房機器

エ 洗濯機・乾燥機

オ 仮設風呂・シャワー

カ 仮設トイレ

キ テレビ・ラジオ

ク 簡易台所、調理用品

ケ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境づくりに努める。

4 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう速やかに多目的トイレ、スロープ等の設置に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することになった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳が尊重される環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援助を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援助を

依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

(3) メンタルヘルスケアの実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対する、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について、栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

5 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活をおくる被災者に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了承が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町施設等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第12節 医療（助産）救護

（生活課）

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、被災地の住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保してその保護を図るとともに、災害発生時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関、各防災関連機関及び自主防災組織との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被災状況等の収集、把握

町は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を町民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握に努めるものとする。

第2 医療（助産）救護活動

1 医療救護班の編成

医療及び助産の実施は、「福島県災害救急医療マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ、速やかに医療救護班を編成するとともに、必要に応じ地区の医療機関の協力を得て、医療救護班を編成し、救護活動を行う。

被害が甚大化し災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めるときは、県に対し医療（助産）救護の要請を行うものとする。また、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、精神科救護所を設置し、メンタルヘルスケアを実施するものとする。医療救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて町長が決定する。

(1) 医療救護班の編成基準：医師1名・看護師1名・連絡員1名の3人体制（状況に応じ増員する。）

2 医療救護班の活動

- (1) 診療（死体検索を含む）
- (2) 分娩の介助及びその前後の措置
- (3) 医療施設への搬送要否の決定
- (4) 応急処置、その他の治療及び施術
- (5) 薬剤又は治療材料の支給
- (6) 看護
- (7) その他医療（助産）救護に必要な措置

3 血液確保体制の確立

県及び町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について町民への普及啓発を図る。

4 救護所の設置

災害の規模、被災者等の状況により必要に応じて設置する。また、災害救助法が適用された後に、医療・救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の能力をもっては十分でないとき、県に対し協力を要請する。

5 医療実施状況の報告

医療救護班の編成出動及び実施状況並びに患者移送、病院等による医療実施状況を医療救護班編成、活動記録簿に準じて報告事項発生の都度県に報告する。

6 整備帳簿類

整備する帳簿類は、資料31～資料39によるものとする。

7 傷病者搬送

- (1) 医療救護班の班長は、医療救護及び助産救護の処置を行った者のうち、さらに医療行為を必要とする重傷の患者については、後方医療機関へ搬送する必要があるか否か判断する。
- (2) 県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。重傷者などの場合は必要に応じて県（消防防災ヘリコプター、福島県ドクターヘリ）及び自衛隊に対しヘリコプターの手配を要請する。
- (3) 重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び医療救護班及び医療機関等で確保し

た車両により搬送する。この際、要請を受けた県、町及び医療救護班及び医療機関等は、医療機関の被災情報や搬送経路など状況を踏まえ、受入先医療機関を確認のうえ搬送する。

また、道路の損壊等ないしは遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター、福島県ドクターヘリにより実施する。また必要に応じ自衛隊等に対し要請する。

8 医療スタッフ等の搬送

町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第3 助産

災害の発生によって助産の実施を要する場合は、医療救護班、助産機関等により助産の実施に当たるものとし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任のあった場合のほか、知事の補助機関として助産の実施に当たるものとする。

1 助産実施状況の報告

助産実施の都度、その状況を医療救護班の編成及び活動状況記録簿及び助産台帳に準じて県に報告する。

2 整備帳簿類

(1) 助産台帳（資料40）

(2) 助産関係支出証明書類

第4 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定し、実施要綱に従い要請する。

第5 人工透析の供給確保

町は、被災地内における人工透析医療機関の稼動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第13節 緊急輸送対策

(総務課、生活課、建設課、産業課)

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 輸送計画

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療、助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済物資等の運搬のための輸送
- (6) 死体捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）ための輸送
- (8) 応急的資材等の輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

第1段階に加え、

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第9節緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

2 道路交通規制等

福島県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行禁止措置を行う必要があると判断したときは、道路管理者は、直ちに緊急通行車両の通行を確保するための区間を指定し、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行い、交通の確保を図る。

3 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 陸上搬送拠点の確保

町は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び町物資受け入れ拠点の管理者の協力を得ながら物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。

5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保するものとする。なお、避難所と臨時離着陸場の二重の指定を避けること。

第3 車両等の確保及び調達

(1) 確保体制

車両等の確保及び調達にあつては緊急を必要とするので迅速かつ的確にするとともに、その配車については総務課長がこれに当たる。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県と（公社）福島県トラック協会との協定に基づき、県に対して緊急・救援輸送の調達・あっせんを要請する。

(2) 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

第14節 警備活動及び交通規制措置

(会津坂下警察署、総務課、建設課)

大規模災害の発生においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予想される。これに対し、町民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序等の活動が重要となる。

第1 警備体制

1 職員の招集

会津坂下警察署は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

2 災害警備本部等の設置

会津坂下警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

3 広域援助隊の運用

会津坂下警察署は、被災状況の全体把握に努めるとともに、広域緊急援助隊（被災都道府県警察本部の要請により出動し、被災情報、交通情報等の収集・伝達及び救出救助活動並びに緊急輸送路の確保、緊急輸送車両の先導等の任務を行う部隊）の援助を必要と認めるときは、県警察本部を通して直ちに隣接（近接）都道府県警察本部等に対して援助の要求を行うものとする。

4 警備活動

(1) 災害情報の収集

会津坂下警察署は、多様な手段により災害による被災状況等の情報収集確保に当たるものとする。

(2) 救出援助活動

会津坂下警察署は、把握した被害状況に基づき、災害警備隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、会津坂下消防署等の防災機関と連携して救出援助活動を行うものとする。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、緊急の場合を除き、町と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(4) 死体見分

会津坂下警察署は、町と協力し、死体見分場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(5) 二次災害防止措置

会津坂下警察署は、二次災害の危険箇所を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、町災害対策本部に伝達し、避難勧告等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

(6) 社会秩序の維持

会津坂下警察署は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(7) 被災地のニーズに応じた情報伝達活動の実施

会津坂下警察署は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

(8) 相談活動の実施

会津坂下警察署は、町等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

(9) ボランティア活動の支援

会津坂下警察署は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

(1) 交通情報の収集

会津坂下警察署は、災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の破損状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

2 被災地への流入抑制と交通規制の実施

会津坂下警察署は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混乱緩和のための措置を行うものとする。

(1) 被災地区への流入抑制

災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、隣接町村と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

ウ 高速自動車道については、被災地区を経由する車両を抑制するため、規制区域おけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(2) 交通規制の方法

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するための標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ 迂回路対策

公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要の場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドラ

イバーをはじめ居住者等に広く周知するものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く）。

イ 確認手続

知事又は、公安委員会（会津坂下警察署）は、車両の使用者の申し出により、当該車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

※ 「標章」の様式（災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第3号）

(4) 緊急通行車両の事前届出・確認手続

ア 公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「緊急通行車両の事前届出・確認手続要領」に基づき行うものとする。

イ 緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して令第33条第1項に定める確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略するものとする。

ウ 公安委員会は、事前届出の申請についての処理、届出済証の交付を受けた者からの確認申請があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

エ 公安委員会は、緊急通行車両の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は、駐車しなければならない。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、

自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第15節 防疫及び保健衛生

(生活課)

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 防疫組織

- (1) 県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。
- (2) 知事の指示に従い、感染症予防委員をおく。

2 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

3 感染症予防委員

感染症予防委員は、各行政区の保健委員を充て防疫活動に従事できる体制をとるよう指導する。

4 被害状況の把握

被害状況の把握には衛生班長が当たり、迅速かつ的確に把握するとともに、防疫薬剤等の調達の参考に資するものとする。

5 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項を速やかに管轄保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式(5)）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

6 消毒の実施

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）第27条及び第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき、町が管内における道路、溝きよ、公園等の公共の場所を中心に実施する。
- (2) 実施に当たっては、感染症新法施行規則に従い薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

7 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) 感染症新法第28条第2項の規定により、知事の指示に基づき実施し、また、薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。
- (2) 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥・汚物の堆積地帯に対しては、殺虫・殺蛆効果のある殺虫剤を使用する。

8 生活の用に供される水の供給

- (1) 感染症新法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、濾水器による濾過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活に用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

9 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

10 患者等に対する措置

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、法の規定により、県の指示を受け、速やかに隔離収容の措置をとる。交通途絶等のため伝染病隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない理由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行うこととする。

11 避難所の防疫指導等

避難所では、施設の設備が応急仮設的であり、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

第2 栄養指導

1 栄養指導班の編成

町は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士等を派遣したり、保健指導班と連携して避難所等を巡回し、被災者の栄養・食生活支援を行う。

2 栄養指導活動内容

(1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

町等が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題が生じないよう配慮し、給食の早期平常化を支援する。

第3 保健指導

町の保健師・栄養士等は、災害の状況によっては避難所等を巡回し、栄養指導とともに被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師・歯科医師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生（児童）委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談等の実施による要配慮者をはじめとする被災者の健康状態の把握に努める。

第4 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

被害の状況に応じ、関係機関の協力を得ながら、精神科診療体制を確保する。

2 被災者のメンタルヘルスケア

被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、必要に応じ、関係機関の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

入院医療及び保護を必要とする被災者のため、関係機関の協力を得ながら、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第5 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

町は、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第6 動物（ペット）救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医

師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。

また、被災した飼育動物の保護収用、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講じるものとする。

第16節 廃棄物処理対策

(生活課、建設課)

災害時においては、汚物、へい獣等、土砂、竹木、などの散乱あるいは堆積等により、衛生環境が悪化し、伝染病流行の原因となるので、災害時に発生したゴミ、し尿及び災害に伴って発生したガレキ（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物ゴミ処理

1 ゴミ排出量の推定

災害時には、通常的生活ゴミに加え、一時的に大量の粗大ゴミやガレキが排出されるものと予想される。

町は、ごみの種類ごとに排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

2 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び機材の応援を求め、場合によっては、近隣ゴミ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講じる。

また、ゴミ収集車両については、町が委託しているゴミ収集業者並びに町保有運搬車両にて行うが、必要に応じて建設業者等の保有車両の応援を要請する。

このため、町は、あらかじめ民間の清掃関連業界並びに建設業関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく必要がある。

3 処理対策

(1) 生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物

生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集が行われるよう、町は第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ゴミ等

粗大ゴミ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理施設への大量搬入により、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて生活環境保全等の支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) ガレキ等

ガレキ等については、原則として排出者自らが町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理する場合には、町が収集処理を行う。

町は、大量にガレキ等が発生した場合は、仮置き場に搬入する必要があるため、あらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

また、発生したガレキ等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるのでその確保策の検討を行う。

建築物の解体等によるガレキの処理にあっては、県及び町は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

県（環境保全班、救援班）及び町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害により上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが予想されるので、上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、町は、水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、一時的には、処理量が増加すると考えられる。そのため緊急における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

2 収集体制の確保

被災地に対する平常作業から全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的な処理を崩さないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講ずることとする。

また、防疫上、不要になった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」の基づき、仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿、及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対応するため、普段より水の汲み置き等を指導しておくものとする。また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設場所を設ける等の対策を講ずるものとする。

第3 廃棄物処理施設の確保

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、広域事業組合処理施設及び民間廃棄物処理施設に依頼するなど協力が得られるよう体制を整えておくものとする。

第4 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、町内の処理が不可能と思われる場合には、県（危機管理部）に支援を要請するものとする。また、被災時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃、し尿処理関連業界及び仮設、トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、協力が得られるよう体制を整えておくものとする。

第17節 救援対策

(総務課、生活課、建設課、産業課)

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、町民の基本的な生活の確保、人身の安定を図ることを目的として、生活の維持に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに迅速な援助を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

第1 給水援助対策

1 供給方針

給水計画は、被災地に対する応急給水について、その供給を円滑ならしめるためのものである。災害救助法が適用された場合においては、災害救助法第13条第1項の規定により、知

事は、その権限の属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。なお、被害甚大等のため救出が困難な場合は知事に自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して概ね当初被災者1人1日3ℓに相当する量の飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10ℓ、2週目は50～100ℓ、3～4週目は150～200ℓを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目処に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行なうものとする。

3 飲料水の応急給水活動

(1) 飲料水の供給

町長は、当該地域に飲料水供給の実施を必要とする場合は、責任者を定めて給水の実施に当たるものとする。

(2) 町の所有する機械施設

給水タンク1台(1m³)

揚水施設2箇所(2,960m³/d)

(3) 給水対策

ア 町は、上水道班(上下水道班)に給水部門を組織し、応急給水を実施する。

イ 町は、水道事業者が確保した飲料水ほか、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水タンクを用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

4 飲料水供給状況報告

飲料水の供給状況を飲料水供給記録簿(資料25)によって報告する。

第2 食料援助対策

1 対応の概要

町は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食糧、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

ただし、広域に及ぶ大災害で災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

2 調達及び供給

町は、調達計画に基づき地元小売業者等が保有の米穀等を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。町内で調達が難しい場合は、県に対して供給の要請を行う。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

3 協定に基づく応急物資の調達

第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画

町は、災害に状況その他に応じ、町内での給与物資の調達が困難な場合は、埼玉県北本市及び関係機関に対し、食料等の供給及びそれに必要な資機材の提供、衛生知識を有する職員等の派遣を要請する。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方法

町は、被災者に対する衣料、生活必需品、被災児童、生徒の学用品その他物資を確保、給(貸)与をして、被災者の応急的な日常生活を確保するため、あっせん又は調達し、供給する。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとする。女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

(3) 炊事用及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需物資等の調達及び供給

衣料、寝具その他物資の調達について応急的な日常生活の確保を目的とするため、備蓄物資を活用するとともに、調達に当たっては応援協定並びに町内小売業者及び会津若松市等近隣市町村の小売業者等より調達し、被災者へ供給するものとする。町内での調達が難しい場合は、県並びに災害援助協定により埼玉県北本市に対して供給の要請を行う。

4 被災者への給与

避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第4 支援物資等の支援体制

町は県と連携し、避難所等の設置主体が異なる場合であっても、避難所等からの支援物資の要請に応じるよう努めるとともに、必要数量や在庫数量等を情報交換し、提供する物資等の品目や提供量に差が出ないように努める。

第5 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

(1) 受入れ物資リストの作成及び公表

町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び町の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表する。

また、被災地の需用状況を把握し、同リストを逐次改定するように努める。

(2) 個人等からの義援物資の辞退

町は、阪神淡路大震災や東日本大震災等の教訓をかんがみて、原則として、古着など個人からの義援物資については、受入れを辞退するものとする。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱を避けるため、個人からの義援物資と同様に辞退するものとする。

2 義援金の受入れ

町は、あらかじめ災害義援金の受け入れ計画を整えておくものとする。

第18節 被災地の応急対策

(総務課、生活課、建設課)

被災地内の住民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、住宅を確保できない者に対する応急仮設住宅の建設及び損壊住宅の応急的修理並びに野外応急受入施設の仮設を行う。

また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談業務を行う。

第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

町は、被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成を行うとともに、災害時において判定士等を迅速かつ効果的に活用する制度確立に向け県に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第2 障害物の除去

1 道路関係障害物の除去対策

(1) 実施機関及び方法

ア 町は、建設課が中心になって、他の道路管理者、警察等の関係機関と協議し、本計画を定め、原則として道路管理者が行うことになる。なお、国や県管理道路上の障害物除去の要請については、国管理道路は郡山国道事務所、県管理道路は会津若松建設事務所へ要請するものとする。

イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るもの

とする。

(2) 障害物除去の方法

ア 障害物除去の優先道路順位は、以下の順位を基準とする。

(ア) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）

(イ) 災害の拡大防止上重要な道路（例：延焼阻止のために、消防隊が防御線をはる道路）

(ウ) 緊急輸送を行う上で重要な道路

(エ) その他応急対策活動上重要な道路

イ 除去に必要な車両、機械、器具の確保方法

(ア) 除去に必要な車両、機械、器具、町内の業者等から借り上げるものとする。ただし、不足する場合には、知事又は隣接市町村長の応援を求めるものとする。

(イ) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械器具に併せて確保するものとする。

2 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去にあたる。

(ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) その他、公的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には市町村が保有する車両、機械、器具、町内の業者等から借り上げた機材等を使用して、実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、知事又は隣接市町村長の応援を求めるものとする。

また、労力又は機械力が相当不足する場合は、(一社)福島県建設業協会からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

風水害等により住居又はその周辺に運ばれた土砂、立木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去して被災者の保護を図る。

ア 障害物の除去対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等障害物が運び込まれたもので、しかも自らの資力で障害物が除去できないものであること。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内

オ 上記ア～エにおいて適切な実施が困難な場合には、県と協議しその同意を得た上で、

活動の程度、方法及び期間を定めるものとする。

3 河川関係障害物の除去対策

風水害により発生した流木等が橋脚などにひっかかって、流れに障害をもたらしたり、橋脚などの構築物を破壊することも予想される。さらに、ダムアップ（橋脚に引っ掛かった流木などにより、流れがせき止められ、上流側の水位が上昇する現象）による浸水などの危険性も考えられることから河川等管理者は相互の連絡を密にし、障害物の除去に努める。

(1) 実施機関及び方法。

ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。

イ 河川管理者は、河川法第22条第1項に規定する緊急措置を行うものとする。

ウ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第21条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には、町の設置する廃棄物処分場へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において確保するものとする。なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図るものとする。

(1) 交通支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県・町有地の公共用地を選定するものとする。

(2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合において、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

5 地域ぐるみの除排雪

(1) 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

町は、次の事項について十分計画、調整のうえ、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努めるものとする。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

ア 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

イ 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

(2) 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、県（災害対策本部各班、道路班）、町、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

6 関係機関との連携

町は、国・県の出先機関、町建設業組合等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要因の調達、提供の確保に努める。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

2 臨時相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること。(被災者の安否の確認に関すること。)
- (4) その他住民の生活に関すること。

第19節 応急仮設住宅の供与

(総務課、建設課)

災害により住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 応急仮設住宅の建設

1 応急仮設住宅の設置

町長は、災害によって住民が滅失した戸数、世帯数及び自らの資力では住宅を確保できない者の状況を把握し、設置戸数を決定するとともに、その建設を指示するものとする。

(1) 実施機関等

ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行うものとする。

ウ 町は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合には、建設業者への協力依頼及び技術的支援等を行うものとする。

エ 町は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要因の確保について、町建設業組合等に対し、協定に基づき協力を要請する。確保困難な場合には、(社)プレハブ建築協会、県建設業協会等に対し、県が締結した協定に基づき協力を要請するものとする。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設実施基準

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住宅がない者または避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については、制度の趣旨を十分に理解して運用するものとする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅入居者の決定のため、住家が全壊、全焼及び流失した者のうちから、選定調書によって県が町長の協力を求めて行い、県は状況に応じて町長に事務委託することができるものとする。

なお、選定に当たっては、高齢者及び身体障がい者等を優先する。

※ 応急仮設住宅入居該当者調報告書は資料26のとおりとする。

※ 応急仮設住宅該当対象者選定調書の報告書は、資料27のとおりとする。

(3) 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

ア 一戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。

イ 応急仮設住宅の設計にあたっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は、すべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的に障害が除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 建設場所

早期着工できるよう建設適地の把握に努め、災害の状況により選定する。

なお、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに考慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れ、原則として前住所地に設置するものとするが、前住所地に建設できないものについては、町有地等で、できる限り集団的に建設できる場所に設置するものとする。

ア 都市公園予定地

イ 公営住宅敷地内空地

- ウ 公園、緑地及び広場
- エ 県有敷地内空地
- オ 国・町が選定供与する用地
- カ その他の適地

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内または近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(7) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し速やかに建設する。

イ 着工時期の延長

大災害で20日以内に着工できない場合は、県を通し事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

ウ 供与機関

完成の日から建築基準法第85条第3項の規定による期限内(最高2年以内)とする。

3 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 整備帳簿類

応急仮設住宅入居者台帳は資料28のとおりとする。

第2 借上げ住宅等の提供

1 借上げ住宅の提供

避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合には、公営住宅の一時使用、民間アパートの借り上げ等により住宅を提供することができる。なお入居対象者並びに入居の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため地域単位での入居なども検討する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時

に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第3 住宅の応急修理

町長は、災害の発生により住宅の応急修理を要する場合は、応急修理を行い、災害救助法が適用された場合は、応急修理戸数、世帯名、深刻度を県に報告するとともに、住宅の応急修理について、知事の委任があった場合は、その修理に当たる。

1 実施機関等

(1) 被害家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行うものとする。

2 災害救助法による住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本事項は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法による実施基準

ア 応急修理対象者

住宅が半壊し、又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力では、応急修理ができない者であること。

イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

エ 当該災害により半壊の住宅被害を受けた者（世帯）については、前年の世帯収入が次のいずれかに該当していること。（大規模半壊の住宅被害を受けた者（世帯）は除く。）

(ア) (収入額) ≤ 500万円の世帯

(イ) 500万円 < (収入額) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上または要援護世帯

(ウ) 700万円 < (収入額) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上または要援護世帯

(2) 応急修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

(ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

(イ) ドア、窓等の開口部の応急修理

(ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

(エ) 衛生設備の応急修理

イ 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ 応急修理期間

原則として災害発生の日から1カ月以内に完了するものとする。

エ 応急修理の方法

直営工事又は請負工事で実施し、次の帳簿類を整理するものとする。

オ 整備帳簿書類

住宅応急修理記録簿（資料29）

住宅の応急修理該当者調（資料30）
住宅応急修理のための契約書（請書）、仕様書等

第20節 死体の捜索、遺体対策等

（総務課、生活課）

災害により既に死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、収容、処理及び火葬等に付し、人心の安定を図る。このため、町は、警察・消防団及び町民の協力を得て、処理等を実施するものとする。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用ができない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要となる。

第2 遺体の捜索

1 捜索活動

町は、県（保健福祉部）、県警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て捜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、窓口において、安否確認についての情報の一元化を図るものとする。

（1）捜索対象

- ア 行方不明の者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の場合
- イ 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- ウ 災害の規模が非常に広範囲にわたり特定の避難場所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- エ 行方不明になった者が重度の身体障がい者又は重病人であったような場合
- オ 災害発生後、ごく短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合
- カ 捜索実施期間
災害発生の日から10日以内

2 災害救助法適用の場合の捜索活動

- 災害救助法適用の場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。
- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。
 - (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。
 - (3) 他市町村への応援要請等
町で被災し、町のみで搜索の実施が困難な場合又は死体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合、関係市町村等に対し、搜索依頼を要請する。
 - (4) 搜索状況の報告
死体搜索実施の都度、その状況を死体搜索状況記録簿（資料44）に準じて報告する。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び救護班による検索を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

災害により死亡した者の収容処理は、一時適当な場所に収容するが、その場合町長は、被害現場付近の適当な場所（学校敷地、寺院境内等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、前記収容所に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

また、必要に応じて医師、消防団及び一般住民の協力を得るものとする。死体処理台帳は資料45のとおりである。

(2) 遺体の収容

収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

3 災害救助法適用の場合の遺体対策

災害救助法を適用した場合、災害の際死亡した者について遺体に関する対策は、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合又は消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。）

第4 遺体の火葬・埋葬

引受人の判明しない死体又は引取人が判明しても火葬・埋葬することが困難な遺体については、応急的に火葬・埋葬を行うこととなるが、町長は、火葬場及び墓地の所在を把握しておき、災害の発生により埋葬を要する場合は、埋葬用品を調達し、消防団その他一般住民等の協力を

得て埋葬を実施する。埋葬台帳は資料46のとおり。

なお、身元が判明し災害救助法による救助でない遺体の火葬・埋葬に当たっては、町は火葬・埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

1 遺体の火葬

(1) 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

(2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

2 火葬場の調整

(1) 町は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多くなる場合を考慮し、近隣市町村との連携により少数の施設に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

(2) 町は、火葬許可に当たっては所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

(1) 火葬・埋葬は、知事の委任のあった場合のほか、知事の補助機関として、原則として町で実施する。

(2) 遺体が法適用地外に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施する。

(4) 費用期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は、棺材等の現物を持って実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨壺又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第5 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合には、条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

第21節 生活関連施設の応急対策

(総務課、建設課、東北電力(株)会津若松支社、各LPGガス事業者、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)福島支店、各通信事業者)

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、上下水道、電力、公衆電気通信等生活関連事業者等は、施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じ、各々その供給確保を図るものとする。

第1 上水道施設等応急対策

上水道事業者又は水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害復旧状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害復旧・復旧対策の中核となる官公庁などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

(1) 配水管路の応急復旧は、順位は次のように考える。

- ア 配水池及び給水地点までの配水管
- イ 病院等の緊急利水施設への配水管
- ウ その他の配水管

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者、県等他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

3 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

第2 下水道施設等応急対策

下水道管理者は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

下水道管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

2 応急対策用資機材の確保

下水道管理者は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

3 復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資機材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

第3 電力施設等応急対策

応急措置については各施設の事業者とあらかじめ協議した、次の要領により実施する。

1 災害対策組織の設置

- (1) 災害により電力施設に被害が発生するおそれがある場合は東北電力(株)が策定した「非常災害対策実施基準」に基づいて災害対策組織を設置する。
- (2) 対策組織の長は、情報連絡、警戒指令及び復旧方針等の災害対策の基本方針を決定し迅速かつ的確な応急対策を実施する。

2 人員の確保

対策組織の長は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、上位機関に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。

3 応急復旧用資機材の確保等

対策組織の長は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定車両の確保に努める。

4 被害状況の把握

災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。

5 災害時における広報

- (1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設の被害状況及び復旧の見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故等を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。
 - ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
 - ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
 - エ 漏水、雨漏りなどのより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外へ避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 防災行政無線、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項について広報を行う。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

7 復旧計画等

(1) 災害対策組織は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧態勢を確立し応急対策を実施する。

(2) 復旧作業は各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。

(3) 復旧作業は、病院、交通、通信、ガス、災害対策の中核となる官公署報道機関及び避難所等を原則的に優先する。また、災害の状況及び各施設の復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

第4 ガス施設〔L Pガス〕応急対策

1 出動体制

台風等風水害の発生が予想される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤し二次災害の防止等の措置を講ずるものとする。

2 (一社)福島県エルピーガス協会会津支部坂下方部会による災害対策組織の設置及び人員の確保

(1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、被害の状況がB級事故以上等の規模になると認められる場合又は、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合は、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策組織を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県L Pガス災害対策要綱」に基づき要員を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報すること。

(1) 平常時の広報活動

需用家に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及びガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレットのほか、領収書等を利用して直接PRを行

うものとする。

(2) 二次災害防止等の広報活動

防災行政無線、広報車等により需要家へ次の注意事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使用しないこと。

4 被害状況の把握

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

(1) 災害対策組織は、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てると共に、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

ア 被害状況の概要

イ 復旧応援要員の要請

(ア) 救援を必要とする作業内容

(イ) 要員

(ウ) 資機材及び工具車両

(エ) 救援隊の出動日時・集結場所

ウ 復旧作業の日程

エ 仮復旧の見通し

オ その他必要な対策

(2) 復旧計画の策定については、原則として現地災害組織が行うものとするが、上位対策本部等は、上記(1)の報告に基づき、災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易度等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第5 鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社〕応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害応急体制の確立

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び風水害、地震に関する警報装置の整備に努める。

(3) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

また、災害の発生に伴う、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

イ 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き沈静化に努める。

(4) 消防及び救助に関する措置

ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び町に対する応援要請を行なう。

第6 電気通信施設等の応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、町及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たる。

2 電話（通信）の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

ア 電源の確保

イ 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備

ウ ビル建築物の防災設備の点検

エ 工事用車両、工具等の点検

オ 保有する資材、物資の点検

カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

ア 通信の利用制限

イ 非常通話、緊急通話の優先・確保

ウ 無線設備の使用

エ 非常用公衆電話の設置

オ 臨時電報、電話受付所の開設

カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(ア) 応急復旧工事

a 電気通信設備を応急的に復旧する工事

b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○選挙管理機関に設置されるもの

順位	復旧する電気通信設備
	<ul style="list-style-type: none"> ○別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	○第1順位及び第2順位に該当しないもの

第2節 文教対策

(教育課・子ども課(教育委員会))

教育委員会は、災害時において、園児、児童及び生徒(以下「生徒等」という。)の安全を確保するとともに、文教施設の被害状況を把握し、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を策定し、効率的な運用を期するものとする。

第1 生徒等の保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。
- (2) 生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。

また、交通機関の利用者、留守家庭等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校が保護する。

- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、生徒等を教室に集める。
- (2) 生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携帯し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・避難させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等組織を作るなど十分に配慮をする。
- (5) 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡し方法で確実にを行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 生徒等の安全を確保してのち、本部の指示により防災活動にあたる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各小・中学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職員及び施設の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

3 応急教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応も検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた中央公民館やコミュニティセンター等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

4 生徒等並びに教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

(1) 教育委員会は、各校の生徒等並びに教職員の心身の健康状態について調査し、実態を把握するとともに調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を総括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずるものとする。

(2) 教育委員会は、生徒等並びに教職員の心の健康に関する相談窓口を開設し、災害後も必要に応じて継続的に、生徒等並びに教職員の心身の健康に関する実態を把握することに努める。

5 教員の確保

(1) 臨時参集

教員は原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶等で登校不能な場合は、最寄りのコミュニティセンター等の町有施設（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の別）に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で把握した参集教員の人数等については、県教育庁義務教育課、高校教育課、特別支援教育課を通じて県教育庁教育総務課に報告する。

ウ 県教育委員会の指示

県教育庁教育総務課は、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校に対しては高校教育課、特別支援教育課を通じて、町教育委員会に対しては会津教育事務所を通じて、教員の配置等適宜指示連絡をする。

エ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

6 学用品の確保のための調査

(1) 教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し県へ報告する。また、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は県へ協力要請する。

(2) 被害生徒等の不足教材、学用品は災害の発生と同時にその実態を品目別、数量を児童、生徒の個人別表により把握集計して購入配給計画を策定するものとする。その場合の業務担当は教育部（教育課・子ども課）職員とし、教科書については教科書会社及び販売店との連絡を密にして調達、配給の確保に努める。

(3) 調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は県へ協力要請する。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。このため町は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

8 児童・生徒へのメンタルヘルス対策

町は、学校機能が再開した場合においては、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアに努める。

9 授業料の減免

被災によって授業料の減免等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講ずる。

第3 社会教育施設（文化財）の応急対策計画

1 建物及び搬出不可能な文化財等の対策

この対策については常に防災診断等を行い、予防及び応急対策の計画を立て文化財等の保全に努める。

2 搬出可能な文化財等の場合

各文化財等について、その性質及び保全等について知識のある者を責任者に定め、搬出に当たっての安全を期すること。

3 史跡等の応急対策

史跡等の応急対策については、史跡の管理を中心としてその性質等によって災害時の応急措置ができるよう計画すること。また、被災した場合には、教育委員会は、被害状況の調査を行い、県教育委員会へ報告する。なお、被害が発生した場合は、次の事項を早急に進めるものとする。

- (1) 被害が小さいときは、至急、応急修理を行う。
- (2) 被害が大きときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。

4 避難所として使用される場合の措置

各地区コミュニティセンター並びに中央公民館等は、社会教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有する。このため総務課、政策財務課及び教育課は、事前に施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、社会教育機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての担当者を定め、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

第23節 町管理施設の応急対策

(総務課、政策財務課、生活課、建設課、産業課、教育課、子ども課)

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な、又は影響の大きい町管理施設の速やかな機能回復及び復旧を図るものとする。

第1 建築物等の応急対策

役場庁舎、集会所等の多数の者が利用する施設及び社会福祉施設等においては、災害が発生した場合、町は当該施設の管理者としてあらかじめ定められた防災計画等の計画に基づき、利用者の安全対策、避難誘導、施設点検、被害状況の報告等の応急対策を行うこととなるが、次のような施設については、各施設の管理者の指示するところによるものとする。

1 役場庁舎

- (1) 住民、職員等の避難、誘導方法
- (2) 負傷者の措置方法
- (3) 電気施設の点検及び修復方法
- (4) 電話施設の点検及び修復方法

(5) 無線通信施設の点検及び修復方法

(6) 給排水施設の点検及び修復方法

(7) 冷暖房設備の点検及び修復方法

(8) 建築物の点検及び修復方法

2 学校・社会教育施設（第2.2節文教対策）

3 保育所・幼稚園

(1) 保育所・幼稚園の被害状況の把握方法

(2) 保護者への連絡・引き渡し方法

(3) 被害調査及び安全確保方法

(4) 応急復旧の方法

4 町営住宅

入居者の生活に必要な最小限の施設・設備機能を確保するための方法

5 社会福祉施設

被害箇所のうち特に安全上支障をきたすと思われるものの復旧措置

6 保健福祉施設

被害箇所のうち特に安全上支障をきたすと思われるものの復旧措置

第2 土木施設の応急対策

1 道路、橋梁

災害時に交通施設を確保することは特に重要であり、ここでは道路及び橋梁の被害状況、危険箇所の把握方法、被害箇所の応急措置方法、代替道路の確保方法等について定める。

(1) 道路、橋梁の危険箇所の把握

ア 町の管理する道路

町の管理する道路の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、迅速かつ適切な措置をとる。

イ 国、県の管理する道路

応急対策活動上重要となる国道及び県道の被害状況、復旧見通し等の情報を町が収集する。

(2) 応急措置

ア 町の管理する道路に対する措置方法

町長は、町の管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路がある場合はこれにより交通の確保をする。

イ 国、県の管理する道路に対する措置要請

国道及び県道に対する措置が実施される必要がある場合は、国や県に対し措置要請を行う。

a 要請先 b 要請事項 c 要請理由

2 河川

災害が発生した場合は、管渠、ポンプ場、処理上等の被害を防止するとともに被害が発生

したときは、その応急復旧を行い河川施設の損壊や浸水の防止等を図る。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 応急復旧要員の確保方法
- (3) 応急復旧用資材の確保方法
- (4) 応急措置方法

3 ため池及び用水路

施設に破損又は決壊の危険が生じた場合を考慮して以下の項目について定める。

- (1) 被害状況の把握方法
- (2) 危険性の通報・避難方法
- (3) 関係機関との連絡調整後の緊急放流
- (4) 雨水進入防止対策（土のう積み、シート掛け）
- (5) 監視体制の強化（二次災害の防止）

4 上水道（第21節生活関連施設の応急対策）

5 下水道（第21節生活関連施設の応急対策）

第24節 要配慮者対策

（総務課、生活課、社会福祉協議会、国際交流協会）

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、以下の点に留意しながら、民生（児童）委員等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- 1 在宅保健福祉サービス利用者、独り暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。
- 2 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
 - (1) 避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設への緊急入所を行うこと。

- (3) 居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
 - (4) 障がい者及び寝たきり高齢者等の避難には、リフト車などの特殊車両が必要となるので、必要に応じ、災害時応援協定に基づき、指定居宅介護支援事業者や指定居宅サービス事業者等に輸送協力を要請する。
- 3 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- (2) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。
- (3) 町は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
 - イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
 - ウ ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を地域住民、自主防災組織等の協力を得て実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- 2 防災行政無線、掲示板、広報誌等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や生活可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- 4 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行なう等当該物資の確保を図ること。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等等必要な措置を講ずること。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を

行う。

- (1) 避難所の責任者を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- (4) 孤児、遺児等の保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。
また、孤児、遺児等については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

2 児童のメンタルヘルスキアの確保

被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談所において、メンタルヘルスキアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、遺児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況等についての確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

安否について、相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら調査班を編成し、住民票等に基づき外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティア、町国際交流協会等の協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供をチラシ、インターネット通信等を活用し、外国語による情報提供を含めて行う。

4 相談窓口の開設

語学ボランティア、町国際交流協会等の協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第25節 ボランティアとの連携

(生活課、社会福祉協議会、N I V O)

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には迅速かつ的確に受け入れるものとする。

また、被災地外からのボランティアの受け入れ、活動調整等については、日本赤十字社福島県支部、社会福祉協議会、県内ボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを町単位に設置し、対応に当たる。

なお、町は、組織化されていないボランティアについての受け入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行っていただいた後に、ボランティア派遣を受け付けるものとし、受入れに当たっては、コーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図るものとする。

また、町は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定される時は、一般ボランティアの受け入れは行わないものとする。

2 情報提供

ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、災害対策本部の中にボランティア団体に対する情報提供の窓口を設け、被災者のニーズや求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう情報提供に努める。

特に、発災直後においては、近隣地方公共団体や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

3 活動拠点の提供

必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設の提供を行うものとする。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

1 災害・安否・生活情報の収集・伝達

- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 10 無線による情報収集及び伝達
- 11 被災ペットの救護活動

第3 ボランティア保険の加入促進

町及びボランティア関係団体は、ボランティア保険への加入を広報等を通じて呼びかけるとともに、町は、災害態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

第26節 災害救助法の適用等

(総務課)

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものとされていることから、町は、県知事の指示に従い、対処する。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

(1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が目的であり、国の責任において行われるものであるが、その実施にあたっては県知事があたることとされている。この場合、災害救助法に基づく救助の部分については町長が県知事に権限の一部を委任され、また、県知事を補助して行うものである。

(2) 救助の実施を市町村長に委任した方が、より迅速に災害に対処できると判断されるような場合には、県知事は、事前に救助に関する権限の一部を町長に委任することができることとされている。(法第13条第1項)

2 災害救助法における留意点

(1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が町長の要請に基づき、町の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。

(2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、

適正に行わなければならない。

- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した町の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準を達するとともに被災者が現に救助を必要としている状況にあるとき適用される。

- (1) 住家の滅失した世帯の数が町域内で50世帯以上に達した場合
(2) 福島県の区域内の被害世帯数が2,000世帯以上に達し、本町における被害世帯数が25世帯以上に達した場合
(3) 福島県の区域内の被害世帯数が9,000世帯以上に達し、本町における被害世帯数が多数である場合
(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

2 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

被害の認定基準については、資料編「被害の認定基準一覧」のとおりである。

第3 災害救助法の適用手続き

- 1 災害救助法による救助は、町の区域単位で実施されるものであり、町における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法施行令8条の規定に基づき、災害救助法による救助に着手することができる。また、町長はこの救助に着手したときはその状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等

1 救助の種類

- (1) 避難所の設置（応急仮設住宅を含む）の供与
(2) 炊き出し等による食品及び飲料水の供給
(3) 被服、寝具等の生活必需品の給与又は貸与
(4) 医療及び助産

- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具、資料の給与・貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜査及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (12) 応急救助のための搬送・賃金職員等

2 職権の委任

災害救助法第29条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であります。自らが災害に備え、「自らの命と地域は自らで守る」という考えで、地域の方々と連携をし、互いに助け合う共助の精神を構築しましょう。



第3章 災害復旧対策計画

第1節 公共施設の災害復旧（対策）計画

（総務課、政策財務課、生活課、建設課、産業課、教育課）

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 災害復旧計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりとする。

（1）災害の再発防止

災害発生後、被災した各施設の被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生を防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り計画を作成する。

（2）災害復旧事業時間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧対策計画の事項別項目

（1）公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画

イ 砂防設備事業復旧計画

ウ 林地荒廃防止施設事業復旧計画

エ 道路公共土木施設事業復旧計画

（2）農林水産業施設事業復旧計画

（3）都市災害復旧計画

（4）上、下水道災害復旧事業計画

（5）住宅災害復旧事業計画

（6）社会福祉施設災害復旧事業計画

（7）学校教育施設災害復旧事業計画

（8）社会教育施設災害復旧事業計画

（9）復旧上必要な金融その他資金計画

- (10) 被災中小企業振興計画
- (11) 被災者の生活確保計画
- (12) その他の災害復旧計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるため査定計画を作成し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同法査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律の基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業

- イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
 - セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

町は、県が行う激甚災害及び極地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第4 災害復旧事業の実施

町は、復旧事業を早期に実施し災害により被害を受けた施設の復旧を迅速におこなうため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

第2節 被災者の生活確保対策

(総務課、政策財務課、生活課、建設課、産業課、社会福祉協議会)

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の受け入れ配分

町に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議のうえ被災者へ配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害(全壊、流失世帯又はこれに準ずるもの)、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し、十分に透明性を確保するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 災害により住居を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、既設公営住宅の一時使用し、住居の確保を図るものとする。

イ 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は、流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

- (ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、寡婦（夫）、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
- (オ) これらに準じる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 公営住宅の一時使用の選定については、町長が行うものとする。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の期間

一時使用の条件は、原則として町が次の事項に留意し定めるものとする。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令、会津坂下町営住宅管理条例等を準用する。

エ 一時使用される住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
- (イ) 町は、提供する住宅が不足している場合は、周辺の地方公共団体が所有する公営住宅等の提供を依頼するものとする。
- (ウ) 町が、前項の依頼を受けた場合、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、町長の承認を受け、被災者に提供する。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者について、公営住宅法の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同法政令第5条に基づく特定入居として正式な入居とする。

2 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対し、地方税法又は会津坂下町被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例等の規定により、租税の徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講ずるものとする。

3 職業のあっせん

被災者が災害のため、転職又は一時的に就職を希望している場合は、会津若松公共職業安定所と連絡協力して、職業のあっせんに努めるものとする。

4 郵便関係の措置等

会津坂下町内の郵便局は、災害が発生した場合には、会津坂下町との災害時における相互協力に関する覚書により災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

第3 被災者生活再建支援法に基づく支援

1 制度の趣旨

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（施行令第1条第6号）

3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）

4 支援法の適用手続き

- (1) 被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、市町村長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

5 支援金支給の基準

対象世帯と支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃貸する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

6 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。）
- ③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

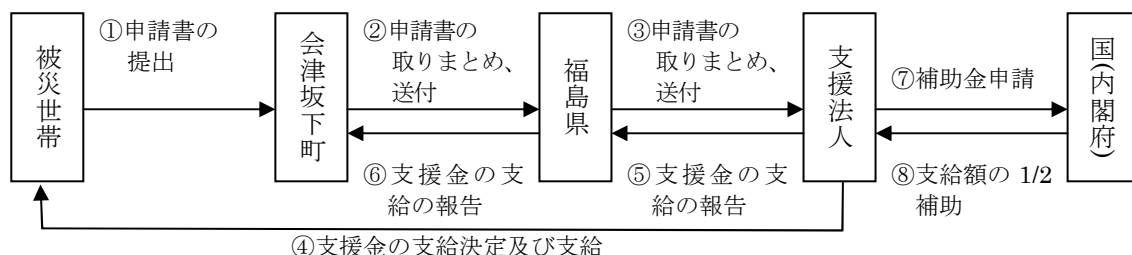
町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。

県は、市町村から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第4 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、町の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 会津坂下町において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 福島県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 福島県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合 500万円、その他の者の場合 250万円を限度として支給する。

第5 資金の融資等

1 農林漁業資金の確保

被災した農林漁業者等の経営の維持等に必要な資金及び被災した施設の復旧に必要な資金の融通が円滑に行われ、農林漁業の再生産力を確保し経営の維持安定を図るため会津みどり農協及び関係機関の協力を得て次の措置を講ずるものとする。

- (1) 国及び関係機関に対する天災融資法の発動要請並びに同法による天災資金（経営資金）のあっせん、活用並びに同資金に対する利子補給の実施
- (2) 災害に対処するために設けられている農林漁業金融公庫資金の斡旋、活用
- (3) 天災資金等の農林漁業制度資金を借り入れるまでに必要なつなぎ資金の斡旋、活用
- (4) 農協等融資機関に対する既往資金の返済条件等の緩和要請

2 中小企業資金の確保

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、商工会及び関係機関の協力を得て、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害復旧貸付」の円滑な融資を関係金融機関に対し要請する。
- (2) 銀行、信用金庫及び信用組合等の金融機関の中小企業向融資の配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力する。
- (3) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害の指定を受けるために必要な措置を講ずる。

3 福祉関係

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

第6 罹災証明書等の交付

町は、あらかじめ被害認定及び罹災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第7 被災者台帳の作成

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付状況
- (11) 台帳情報を町外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供して場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおいて特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）

(14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれている場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第3編

地震災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針

第1 計画の目的

当計画の地震災害対策編は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大地震が発生した場合にとるべき地震災害応急対策を中心に、日常の啓発、訓練及び緊急整備事業等について地震防災計画を作成する等地震防災体制の推進を図るものとする。

また、大地震が発生した場合、木造建物の倒壊及び火災による消失等の被害は大きく、その他崖崩れ等の被害も予想され、阪神・淡路大震災などの大規模震災の例に見られるような電気、水道、道路などライフラインの寸断、交通の混乱等が予測される。

この計画は、地震予防対策、地震災害応急対策等に係る措置、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、大震災に係る防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等について定め、これを推進することにより町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

第2 計画の指針

- 1 本計画は、大地震の発生に伴う被害の発生を防止し軽減するための町及び防災関係機関の講ずべき措置を定めるものとする。
- 2 本計画は、震災時における応急対策を中心に作成ものとする。併せて教育、広報、訓練及び緊急整備事業等平常時における対策についても計画化するものとする。
- 3 本計画は、防災関係機関等とともに引き続き研究協議し、検証を行い、計画内容の充実を図るものとする。
- 4 地域自立型防災体制の推進

阪神淡路大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくには、行政の力だけに頼らない地域住民による自主的な活動やボランティア活動を柔軟に展開していくことができる体制をあらかじめ整備しておかなければならないものとする。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」という基本的な考え方による「災害に強いコミュニティの形成」を目指す。

- 5 災害対策本部の応急対策能力の強化

大規模な地震災害時には、断片情報しか入手することができないことも想定される。発災

直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考える。つまり、被害の断片情報を被害の全体像に結びつける能力を養成することが重要である。そのためには、平常時から詳細な地域の特性を把握した上で、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。

6 職員の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模災害発生時において、防災担当部局の活動には限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

7 地震被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、阪神・淡路大震災や東日本大震災等大規模震災の教訓等の反映に努めるとともに、体制整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、応急的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

8 町民総ぐるみ運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、町民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自らが守る自助、地域コミュニティ等が中心なる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日ごろから災害に備えておくことが大切である。

このため、町では、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進める町民総ぐるみ運動を展開するとともに、町民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、町、町民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、町民一人一人による自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

また、第五次会津坂下町振興計画においてももうたわれているとおり、「みんなが元気で、安心して暮らせるまち」の実現のために、自然災害などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高めていくとともに、地域住民の間で防災に関する情報の共有を行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止や迅速な救助・復旧及び復興体制を構築していくものとする。

第3 発災直後及び発災後の活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各自体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため発災後の期間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

発災後フェーズ		活動目標
直後	即時対応期	初動体制の確立 ・対策活動要因の確保（非常招集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急時対応期	生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路警戒、治安維持に関する対策 ・有害物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策
4日目～1週間	応急対応期 I	被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
1週間～1ヶ月	応急対応期 II	被災者の生活の安定（日常活動環境） ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	地域・生活の回復 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復 ・生活の再建
数ヶ月以降	復興対応期	地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

第2節 会津坂下町の地震災害

第1 地質構造・地形

1 地質

会津盆地は、周りを新第三紀の各種堆積岩類及び火山岩類よりなる山地と第四紀の猫魔火山により囲まれ、盆地の基盤もまた新第三系の地層より形成されている。

これらの地層は、時代未詳の古生層（又は中生層）花崗岩を基盤に新第三紀最下部層の閼川層（安山岩熔岩をはさむ緑色凝灰岩や凝灰角礫岩）及び大検沢層（礫岩を主体とし安山岩熔岩をはさむ暗緑色凝灰岩、砂岩、頁岩を含む）の上位に累重している。黒岩層や上三寄層の堆積が開始された時期から本地域は、本格的な堆積盆地に成長しはじめ、まもなく地域全域に海進が及んで厚い海成層が堆積している。

火山活動は、新第三紀の間を通じてほとんど連続的に行われた。火山活動は、檜原湖北東部や会津盆地東縁部や北縁部の西部で活発であった。（閼川層）が利田層、荻野凝灰岩堆積時には、ほとんど全域に広がった。この間に、岩質は安山岩質から流紋岩質に移り変わっている。

また、この直後には変形運動を伴う流紋岩や石英安山岩の活動が、局地的に行われているが、この期間には、再び安山岩の活動も始まっている。

塩坪層の堆積時になると、また、流紋岩や石英安山岩の活動が行われ、隆起運動を伴いながら、藤峠層の堆積時まで継続している。鮮新世に入って多量の熔岩凝灰岩で特徴づけられる石英安山岩の活動が、当時の堆積盆地の周辺の地背斜化したところで、開始されているが、この活動は、山都層群（藤峠層～七折坂層）堆積時をとおして継続した。会津盆地の原形は、山都層群の堆積が始まるころにその萌芽が表れ、造盆地運動を伴いながら、厚さ最大700mに及ぶ山都層群がここに堆積した。山都層群堆積後に断層褶曲運動が起こり、その結果生じた盆地部に厚い洪沖積層が堆積した。この時期に猫魔、磐梯火山の活動が始まった。盆地面下の堆積物は、層相変化の激しい砂礫層が優勢で砂層や粘土層をはさむ第四紀層である。構造的には、会津盆地西縁に達する褶曲構造であり、大規模な地震が予想される。

2 地形

地形はその形成過程を反映した結果として形成されるものであり、地形が類似している場合、地盤の性質も類似している場合が多い。国土数値情報等で整備されている地形分類は、地盤の成因、形態、構成する地質、形成年代がそれぞれの基準の中において等質となるものをまとめたものであり、地盤の構成と関係が深い。地震動は、地盤の統制により様々な大きさに増幅されるが、この特性と地形との間に一定の相互関係があることがわかっている。つまり、地域の地形を把握することで地震動の危険度を概ね予測することが可能である。

地形と災害の関係

地形区分	震 害 特 性		
	振動災害	液状化災害	地盤崩壊等
山地・火山地	○比較的地盤が安定しており安全。	○危険はない。	○30度以上の急傾斜地風化の進展した地域、表土層が厚く堆積した地域では非常に危険。 ○火山噴出物が厚く堆積した斜面や火山活動により岩石の変質が進んだ地形で危険性が非常に高い。
丘陵地・台地	○比較的地盤が安定しており安全。	○危険性はない。	○近年、都市近郊の宅地開発が進み、丘陵の傾斜地、台地の崖付近にも住宅が増加、人工の崖も急増しており、崖崩れによる被害を生じやすい。
盆地	○過去の事例より、本地形の端部等において大きな被害が出たとの報告もある。	○河川沿い、湖沼付近、地下水位の高い所では危険性あり。	○比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。

出所) 各種資料により作成 (福島県地域防災計画書より抜粋)

第2 既往の地震災害と地震発生の特性

1 直下の地震 (内陸部の断層の破壊によって発生する地震)

(1) 活断層の分布

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部、会津盆地東縁部に認められており、会津坂下町には、その中で会津盆地西縁部が横断している。

会津盆地西縁活断層は、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側 (盆地側) に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

(2) 地震発生履歴

ア 直下の地震 (内陸部の断層の破壊によって発生する地震)

(ア) 1611年 (慶長16年) 9月 (会津地方)

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼郡、南会津の3郡で被害が多かった。神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し (2万余戸)、死者3,700名余りとなった。阿賀川、日橋川がせき止められ、山崎付近では、

16平方キロメートルほどの山崎湖が出現した。

(イ) 1659年(万治2年)4月(会津地方)

会津地方で大地震があり、39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

(ウ) 1821年(文政4年)12月(大沼郡)

イ 海溝型地震(プレート境界部を震源として発生する地震)

(ア) 東北地方太平洋沖地震

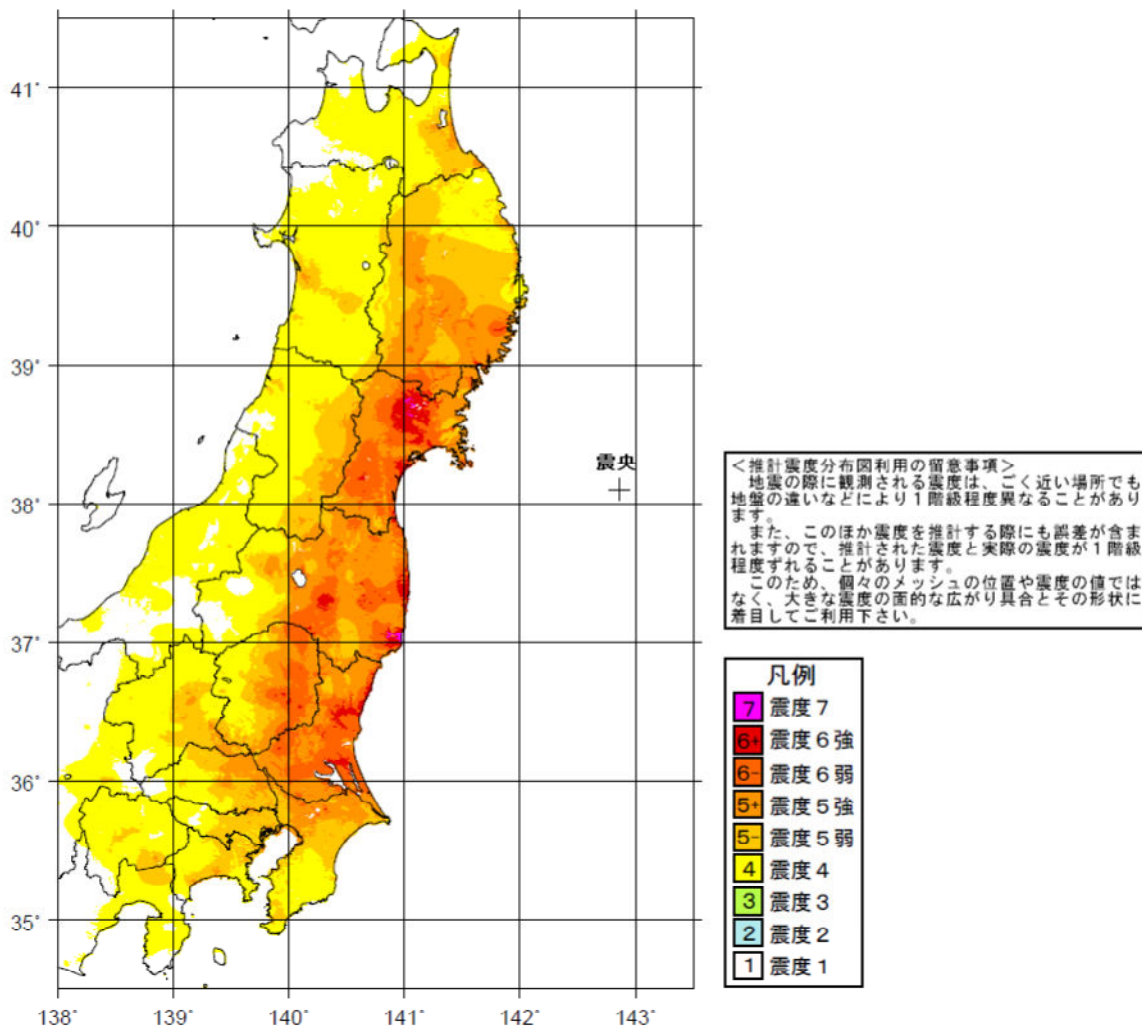
三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,400名以上という、福島県の歴史上類を見ない大災害となった。

東日本大震災の規模・被害概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖(震源の深さ24km)
県内の観測震度	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、 会津坂下町 、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：小名浜港333cm
人的被害	死者：4,026名 行方不明者：2名 重症者：20名 軽傷者：162名
建物被害	住家全壊：15,224棟 住家半壊：80,803棟 住家一部損壊：141,044棟 住家床上浸水：1,061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1,010棟 その他建物被害：36,882棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：5,706人 消防団員：43,776人

(平成23年度東北地方太平洋沖地震による被害状況速報(第1734報)平成30年2月19日現在)

東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図（出典：気象庁）



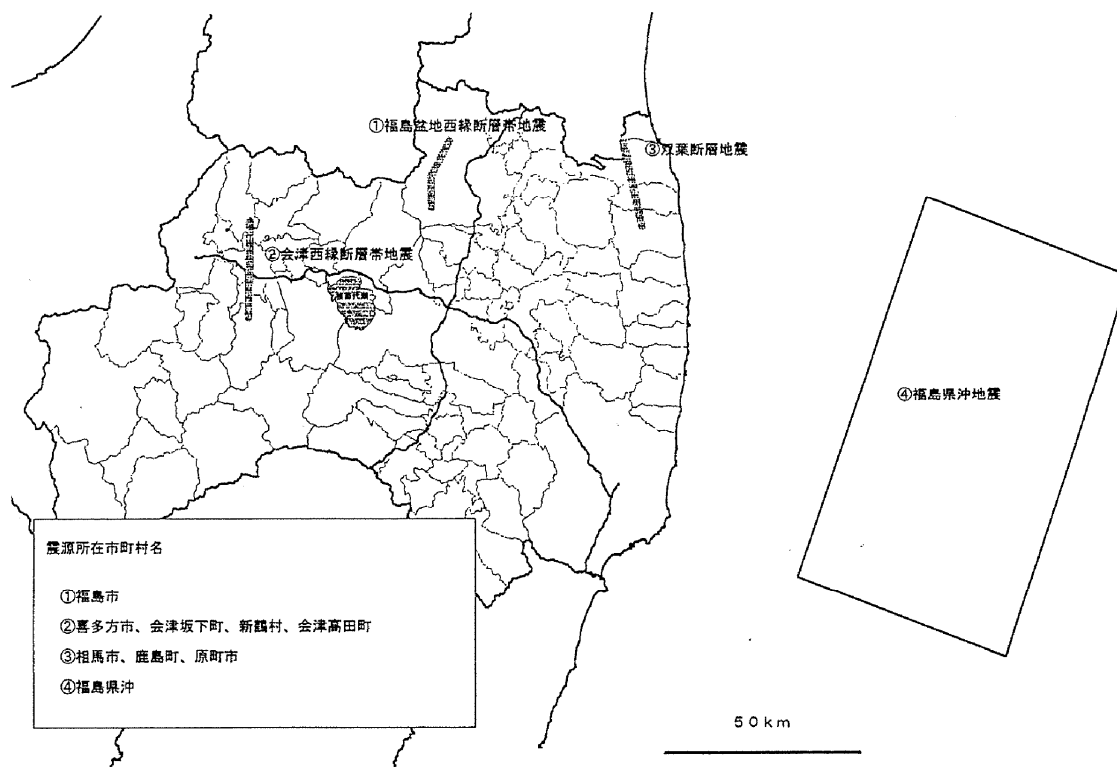
2 地震の想定

(1) 想定地震の設定

福島県は、平成7年度から3カ年を費やし、地震・津波被害想定調査を実施した。地調は、地質や地盤の状況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行い、次に想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。

・会津盆地西縁断層帯を震源とする地震

マグニチュード	M7.0
震源の深さ等	震源の深さ 10 km
	長さ 20 km
	幅 5 km



福島県地域防災計画書より抜粋

3 地震被害発生の特徴

2 (1) において設定した想定地震が発生した場合、地域の特性により様々な被害が想定される。

(1) 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地をはじめ、猪苗代湖北岸及び西岸周辺等広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津高田町北部から喜多方南部至る地域を中心として、会津坂下町等では、最大で地震の規模は、M6程度の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、建物被害については、木造大破棟11,000棟強、非木造倒壊棟約500棟にも及ぶ被害の発生が想定される。人的被害については、死者が最大で750名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を大きく上回る極めて深刻な被害がもたらされると想定している。

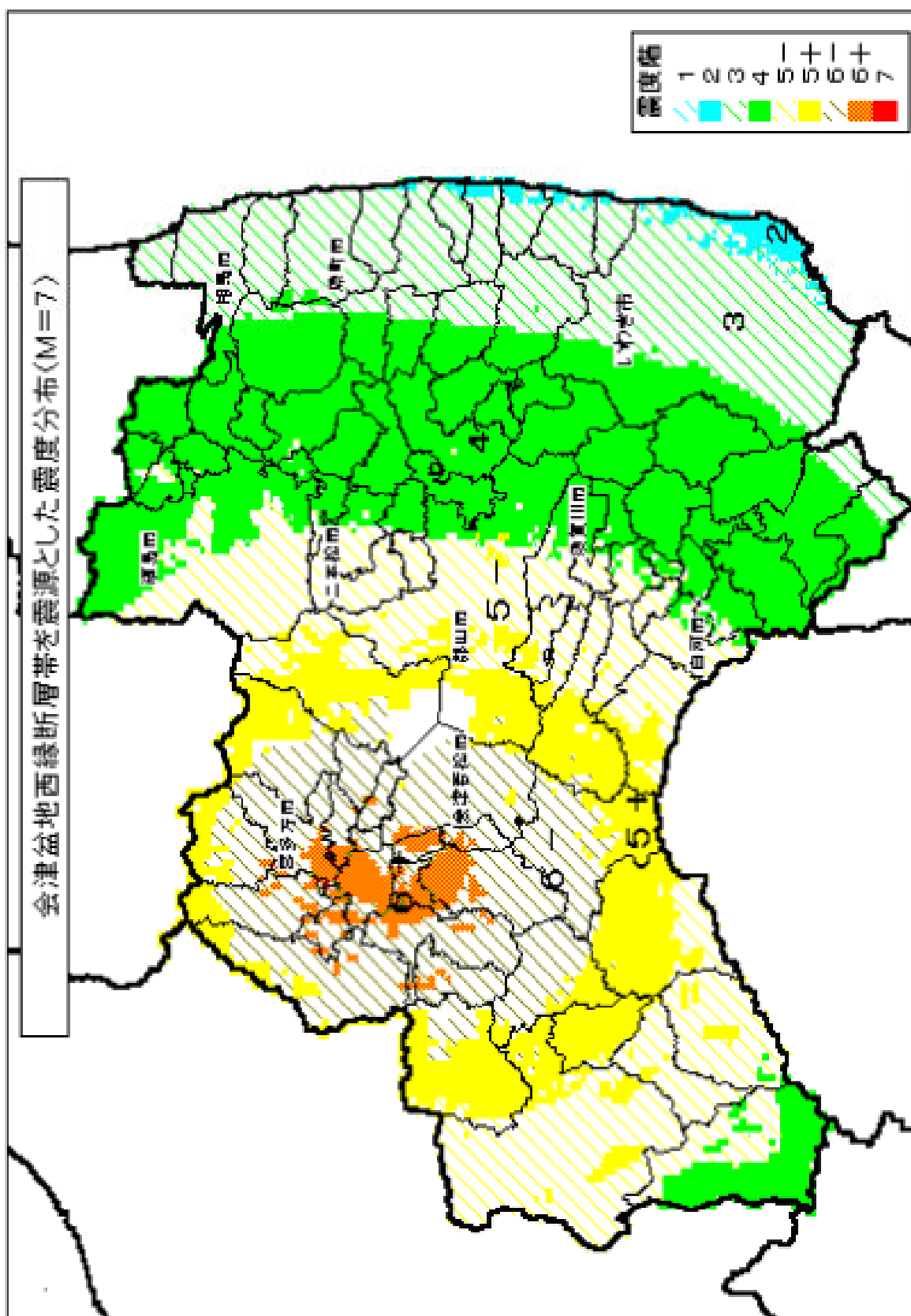
また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。

さらに、会津盆地周辺には、冬期間において豪雪等の影響により交通等の都市機能や住民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火等様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行

支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれがある。

定量被害想定結果の概要

被害想定分野		会津盆西縁断層帯地震被害想定結果	
想定地震		M7.0、幅5km、深さ10km	
地震動（1kmメッシュ数）		6強：約300メッシュ 6弱：約2,000メッシュ 5強：約1,900メッシュ	
液状化危険度		極めて高い：139メッシュ	
斜面崩壊危険度		危険度A：1,346メッシュ	
建物被害		木造大破壊：11,031棟 非木造倒壊棟：342棟	
火災災害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合		出火数：最大97火点 消失棟数：863棟	
人的被害		死者（夜間）：749人、（昼間）：278人 負傷者（夜間）：4,604人、（昼間）4,476人 避難者：38,366人	
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	50箇所
		配水管破損箇所数	約1,500箇所
		支障需要家数(直後)	約84,000箇所
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	13箇所
		枝線管きよ被害箇所数	13箇所
	電力	電柱被害本数 ()は支障対象の本数	約2,500本（1,000本）
		架空線被害延長	約58km（約23km）
		地下ケーブル被害延長	約0.43km
		支障需要家数	約7,700件
	ガス	中圧管被害箇所数	0箇所
		低圧管被害箇所数	約450箇所
	電話	電柱被害本数	約3,000本
		架空線被害延長	約54km
		地下ケーブル被害延長	約19.0km
		支障回線数	約29,000回線
	道路被害箇所数		緊急輸送道路第1次指定路線：14 緊急輸送道路第2次指定路線：27
鉄道被害区間		JR只見線 塔寺～会津若松 JR磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	



福島県地域防災計画書より抜粋

(2) 会津盆地西縁断層帯評価

平成20年9月文部科学省地震調査委員会発表によると、会津盆地西縁断層帯の平均的な上下方向の速度は、概ね1m/千年と推定され、最新の活動は1611年（慶長16年）の会津地震であった可能性がある。活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に4～5m程度隆起した可能性がある。本断層帯の平均活動間隔は、約7,400～9,700年であった可能性がある。

断層帯の将来の活動

項目	特 性	信頼度 (注1)	根 拠 (注2)
(1)将来の活動 時の地震の 規模	活動区間 断層帯全体で1区間	△	断層の位置関係、形状などから推定
	地震の規模 マグニチュード7.3程度	△	断層の長さから推定
	ずれの量 4～5程度（上下成分）	△	過去の活動から推定

注1：信頼度は、特注欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

◎：高い、○：中程度、△：低い

注2：文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2008）

自らの命は、自らが守るよう心がけて下さい。また、互いに助け合いの気持ちも忘れずに



災害は、いつ起こるか分かりません。非常持出用袋の中の物品の確認をお願いします。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

(総務課)

第1 町防災組織

1 防災会議

「第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第1節防災組織の整備・充実」のとおり

2 災害対策本部

「第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第1節防災組織の整備・充実」のとおり

3 水防本部

「第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第1節防災組織の整備・充実」のとおり

第2 防災関係機関の防災組織

会津坂下町の区域を所管している防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、会津坂下町地域防災計画等の防災行政を円滑に実施するため、防災組織の充実を図る。

第3 自主防災組織

「第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第1節防災組織の整備・充実」のとおり

第4 応援協力体制

町は、地震災害等により甚大な被害が発生し、役場機能を喪失した場合などにおいて、適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村広域圏、地方振興局等を単位とした応援協定を随時再確認しておくとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲で被災することも想定し、姉妹都市「埼玉県北本市」や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

1 行政機関に対する応援要請

- (1) 知事等に対する応援の要求等について迅速な対応をとれるよう努める。
- (2) 他の市町村長等に対する応援の要求等について迅速な対応をとれるよう努める。
- (3) 他の消防機関に対する応援要請について迅速な対応をとれるよう努める。

2 防災関係民間団体等に対する応援要請

応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう災害支援協定締結等により協力体制を整える。

第2節 防災情報通信網等の整備

(総務課)

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、県、町及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じる

第1 防災情報通信網の整備・活用

町の防災行政無線及び福島県総合情報通信ネットワークの供用が開始され行政機関との連絡通信回線、地域住民に対する災害・被害情報の提供、収集伝達手段として活用の充実に努める。

(第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第2節のとおり)

第2 その他の通信網の整備・活用

消防庁が運用するJ-ALERT(全国瞬時警報システム)で入電した緊急地震速報などを防災行政無線を通し、防災情報の提供を行う。

第3 通信手段の周知

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第4 防災施設・設備の整備

町は、地理的特性を踏まえ、国道49号宮古橋のたもとに位置し、非常時自家発電設備及び太陽光蓄電設備を備えた「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」を防災拠点として位置付け、大規模な災害時には共同設置者である湯川村、郡山国道事務所、阿賀川河川事務所と連携を図りながら、災害情報の受信・収集及び道路利用者への情報提供、負傷者や避難者の安全な受入れ、救援・救助及び災害応急活動を担う防災関係機関の集結場としての役割を果たすものとする。

第3節 地震観測計画

(総務課)

地震の発生が予知されることが地震被害の軽減に極めて有効であり、計測震度計を設置するなど観測体制を整備し、地震時の基礎データの充実及び初動体制の確立を図ることが重要である。

このことから、町は、県の震度情報ネットワークシステムにより震度情報を収集し、防災関係機関の初動活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

また、震度4以上の震度情報については、地域住民への広報、応援等の対応方針等の検討に役立てるものとする。

第1 地震観測網

会津坂下町の地震計の設置並びに観測状況

【観測地点】

設置場所：会津坂下町字市中三番甲3662番地（会津坂下町役場敷地内）

設置者：福島県（福島県地震情報ネットワークシステム）

第2 福島県震度情報ネットワークシステムの概要

福島県では、県内84箇所に計測震度計を整備し、各地域の震度情報を県庁内で集約し、県総合情報通信ネットワークを通じて各市町村等に配信され、町では、その情報を総合的に判断し、各種の応急対策の検討をはじめ、職員の参集システムに組み入れており、初動体制の充実・強化に活用している。

第4節 市街地の防災対策

（建設課）

被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備及び輸送路の確保、さらには既成市街地の区画整備等による総合的な市街地防災の整備に取り組み、災害に強い安全な街づくりを積極的に推進する。

第1 建築物防災対策

1 既存建築物総合防災対策推進計画の策定

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な防災対策計画を策定する。

（1）耐震診断及び耐震改修対策

（2）防災診断及び防災改修対策

（3）落下物対策

（4）ブロック塀等安全対策

（5）定期調査報告及び維持保全計画の推進

2 建築物の耐震性促進

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状であり、建築物の所有者又は、管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

（1）防災上重要な建造（築）物の耐震性確保

災害応急対策は、迅速かつ的確な情報伝達とともに、避難、救助活動の本拠となる建築物が基本（必要）となるので、本町は、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保に努めるものとする。

ア 震災時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる役場庁舎、町民体育

館、健康管理センター、農村環境改善センター及び中央公民館並びに地区コミュニティセンター等の町有施設

イ 震災時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる学校、病院等（特に小中学校）

(2) 一般建築物の耐震性促進

一般建築物の耐震性について、広く町民の認識を深めるとともに、耐震化の指導に努める。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするを指導する。

ア 町は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを作成し、知識の普及を図る。

イ 町は、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

ウ 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

エ 町は、ブロック塀を新設又は、改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(4) 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物危険度判定士制度」を設けるとともに、判定活動体制の構築を図るものとする。

(5) 窓ガラス等の落下物防止対策

ア 町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

(ア) 容積率400%以上の地域内に存する建築物及び町地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。

(イ) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。

(ウ) 建築物の所有者または町管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

第2 防災空間の確保

1 緑地保全地区の指定

都市における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地保全法に基づく緑地保

全地区を指定し、町は、県が定める「福島県広域緑地計画」及び町が定める「緑の基本計画」に基づき、計画的に指定の推進を図り、防災結果を発揮する防災空間の確保に努める。

2 都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりでなく、コミュニティの形成等、住民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

町は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路のネットワークの計画的な整備を推進する。

整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

3 オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、ガレキの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、町は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第3 住環境整備事業の推進

市街地において、住宅が連なり集団的に存在する地区等は災害時に被害の拡大が懸念される。

これらの地区を居住環境、都市基盤及び都市防災等の観点から整備することにより、良好な市街地が形成され防災性の高い安全で快適なまちづくりが図られる。

第4 各施設の対策

町並びに不特定かつ多数の者が出入りする事業所等は、地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため管理する施設、設備については、第三者（来庁者等）に対し危険を及ぼさないことを第1目標に対策を実施するものとする。なお、具体的な措置内容は、施設管理者が別に定める。

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

- (1) 公共施設
- (2) 病院
- (3) 旅館等
- (4) ショッピングセンター
- (5) 集会所

2 各施設等に共通する事項

- (1) 地震情報等の入場者への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 火気使用設備の点検
- (4) 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止の措置
- (5) 発火流失、爆発のおそれのある危険物等の点検

- (6) 受水槽等の緊急貯水
- (7) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (8) 防災活動上必要な資機材等の確保
- (9) 通信手段の確認と確保
- (10) 溜池の監視体制の実施
- (11) その他、管理する施設、設備について特に必要な点検

3 個別事項

- (1) 病院等にあつては、重傷患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置
- (2) 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (3) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置

4 広域避難場所等の安全確認

町は、発災に備えて避難場所等の安全確保の確認を行う。

5 地震災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置等による非常電源の確保
 - イ 通信手段の確保
 - ウ その他の必要な措置

第5節 上下水道施設災害予防対策

(建設課)

上・下水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することとする。

第1 上水道施設予防対策

- 1 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- 2 基幹施設の分散や系統多重化により保管機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により地震被害の軽減等を図るものとする。
- 3 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。
- 4 応急復旧用資機材の確保
応急復旧用資機材の備蓄の推進と備蓄状況の把握に努める。
- 5 応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくよう努める。

第2 下水道施設予防対策

- 1 ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度地震被害を想定し、機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど復旧対策に重点を置いた整備を図るものとする。
また、液状化対策も事前に講じておくものとする。
- 2 ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の配水機能が確保されるよう整備を図るものとする。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう努める。
- 3 ポンプ場及び処理場での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。
- 4 応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくよう努める。

第6節 電気、ガス施設災害予防対策

(総務課、東北電力(株)、LPガス事業者)

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力及びガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

また、災害が発生した場合には直ちに出勤し、二次災害の防止等の措置を講じるものとする。
(第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第8節のとおり)

第7節 鉄道施設災害予防対策

(東日本旅客鉄道(株)会津坂下駅)

旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、鉄道施設の耐震性を強化し被害を最小限に止めるよう各施設毎に予防措置を講ずるものとする。

- 1 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、組織内において災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくものとする。
- 2 災害の情報を迅速かつ的確に把握し、報告事項の基準を定めておくとともに、町及び関係機関と密接な情報連絡を行うための必要な措置等についても定めておくものとする。
- 3 災害応急対策及び災害復旧に必要な訓練を行うとともに、町及び防災関係機関が行う合同訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。
- 4 施設の耐震性の強化計画

土木構築物の変状、若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、災害警備計画を定め、異常気象時等に備える。

第8節 電気通信施設等災害予防対策

(東日本電信電話(株)福島支店)

災害時においても、通信の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、災害が発生した場合に備えて東日本電信電話(株)福島支店に迅速かつ的確な措置が行えるよう、万全の

体制を期する。

1 施設・設備等の確保

(ア) 公共機関の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。

(イ) 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度通信できるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、町民の使用に供するよう努める。

第9節 道路及び橋梁等災害予防対策

(建設課、会津坂下警察署、道路管理者)

町並びに各施設等の管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1 道路の整備

道路の法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所については、対策工事を実施する。

第2 橋りょうの整備

日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに震災点検に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

今後、構造物等の耐震設計は、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について（平成24年2月16日付け建設省通知）」を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

第3 町管理の道路及び橋梁災害予防対策

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面防護工の設置、落石防止工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋梁については、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

第4 農道・林道及び橋梁災害予防対策

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架替補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

第5 道路付帯施設災害予防対策

軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。

主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

第6 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除し、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよ

う民間との応援協定等に基づき、道路開通用資機材を緊急配備できるよう体制を整備する。

第10節 河川等災害予防対策

(建設課、産業課、河川管理者)

河川やダムは、地域住民の生命・財産を守り、産業発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備にあたっては耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

第1 河川管理災害予防対策

地震等により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

第2 砂防施設災害予防対策

土砂災害が甚大になると想定される土石流危険渓流について土石流対策事業の推進を図るとともに、施設の安全性を確保する。

第3 ため池施設災害予防対策

ため池については、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあることから、ため池データベースに基づき、緊急性の高い地区から整備を推進する。

第11節 地盤災害等予防対策

(建設課、産業課)

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施する必要がある。

このため、適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第1 土石流災害予防対策

地震により山腹崩壊等が発生し、渓流内に堆積した土砂が土石流として住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、県と連携しながら危険渓流の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

第2 地すべり災害予防対策

急峻な地形と、脆弱な地質、豪雪等の気象条件により地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により誘発・助長され

ないよう地すべり対策事業を推進する。

第3 急傾斜地災害予防対策

災害の現象を図るために、危険箇所の周知、雨量等の情報提供に努め、梅雨期など必要と判断される時には危険箇所の点検を実施し、避難勧告体制等の整備を図る。

第4 液状化災害予防対策

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

第5 二次災害予防対策

町は、余震あるいは降雨時による二次的な災害を防止するため、土砂災害等の危険箇所を点検する体制を整備する必要がある。

また、危険箇所が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第12節 火災予防対策

(総務課)

地震発生時における被害防止を防ぐためには、火災を最小限に止めることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化等の対策を実施する必要がある。

第1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

2 住宅防火対策の推進

地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備・器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。

第2 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

第3編 地震災害対策編 第2章 災害予防計画

災害時における初期消火の実効性をたかめるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう推進する。

2 自主防災組織の初期消火体制

地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

第3 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓蒙指導する。

3 薬品類取扱施設対策

地震発生時には、教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発し、被害を拡大する危険性があるため、これらに対し薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

消防の資機材については国の補助等を積極的に活用して充実を図り、また、第一線において消防活動を行う消防団員については、技術の向上と組織の活性化に努め、地域の実情に応じた適正な配置を行うよう指導を行う。

また、隣接市町村との既存の消防相互応援協定について随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

第5 消防水利の整備

地震による消火栓等人工水利の障害に対応すべく耐震性の貯水槽の整備の導入、また、河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努めるものとする。

第6 救助体制の整備

町は自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第13節 積雪・寒冷対策

(総務課、建設課、各道路管理者)

積雪・寒冷期において地震が発生した場合は、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生じる場合が想定される。

このため、町及び関係機関においては、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

第1 積雪・寒冷対策の推進

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、町は、豪雪時における対策要領を定め、実効ある積雪・寒冷対策の確立に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

地震発生時には、町と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、高速自動車道、一般国道、県道及び町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の密接な連携の下に除雪計画を策定する。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、孤立が予想される地域のヘリポートの確保を推進し、臨時ヘリポートの除雪体制の強化を図る。

第3 寒冷対策の推進

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、被災者及び避難者に対する防寒用品並びにストーブ等電源を要しない暖房器具、燃料のほか積雪寒冷期を想定した資機材の備蓄に努める。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することも予想されることから、被災者や避難者の生活確保のための長期対策を検討しておく必要がある。

第14節 緊急輸送路等の指定

(総務課、建設課、会津坂下警察署、県、東北地方整備局、日本道路公団)

町は、災害応急対策活動を実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

また、東日本大震災時においては、自家発電に必要な重油やガソリンが不足したことを教訓に、石油コンビナートなどから被災地に向けた輸送経路をあらかじめ定めることが望まれる。

(第2編一般災害対策編 第1章 災害予防計画 第9節のとおり)

1 本町における緊急輸送ルートは次のとおりである。

(1) 県の指定する第1次確保路線

路 線 名	区 間
磐越自動車道	町内の区間全線
国道49号	

(2) 町が指定する第1次確保路線

路 線 名	区 間
国道252号 県道会津坂下会津高田線	町内の区間全線
県道会津坂下会津本郷線 県道喜多方会津坂下線 県道塩川山都線 県道会津坂下山都線 県道熱塩加納会津坂下線 県道会津坂下山都線 県道上郷舟渡線 県道別舟渡線 県道山都柳津線 県道赤留塔寺線	町内の区間全線
1級町道水原線 1級町道寿の宮線 1級町道坂下束原線 1級町道勝大線 1級町道塔寺宇内線 2級町道中村線 その他町道坂下南幹線 その他町道公園通り線	第1編第2章第9節別表1で定める区間

(注) ただし、上記路線・区間には、重複するルートは表記していない。

(ア) このルートは、緊急輸送に備え、役場より各地区避難場所等を結ぶルートを指定する。

(イ) 本ルートの通行に支障を生じたときは、補助ルートを使用するものとする。

(3) 第2次確保路線

今後、逐次指定を行っていくものとする。

(4) 第3次確保路線

今後、逐次指定を行っていくものとする。

2 ヘリコプター臨時離着陸場

(1) 陸上自衛隊第6特科連隊管内

番号	名 称	所 在 地	管理者	連絡先	電話番号
1	ぼんげひがし公園 (野球場・多目的広場)	大字福原字殿田98	町 長	建設課	83-3755

(2) その他

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	坂下南小学校	字石田甲650	学校長	学校	83-2046
2	若宮コミュニティセンター 附属グラウンド	大字牛川字寿ノ宮 1715	町長	政策財務課	84-1533
3	阿賀川防災ステーションヘリポート	大字宮古字下川原 118	阿賀川河川事務所長	管理課	26-6873
4	会津農林高等学校	字曲田 1391	学校長	学校	83-4115
5	坂下高等学校	大字白狐字古川甲 1090	学校長	学校	83-2911

※ 上記No.4並びにNo.5の離着陸場は、「県ドクターヘリ」だけの離着陸場として県が指定している。

3 広域陸上輸送拠点

管内	施設名称	所在地
会津地方振興局	会津若松トラックセンター	会津若松市インター西20
	会津総合運動公園	会津若松市門田町大字御山字村山 164

4 町内の陸上輸送拠点

名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
ばんげひがし公園	大字福原字殿田 98	町長	建設課	83-3755

第15節 避難対策

(総務課、生活課、教育課(教育委員会))

大地震による災害は、火災等の二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、町及び防災関係機関等においては、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

(第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第10節のとおり)

1 避難計画の策定

町は、地震による火災、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難計画の策定に当たっては、避難の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながら避難先の指定についても考慮するものとする。

第16節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

(総務課、生活課)

地震発生時には、広域的あるいは局地的に救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測される場所である。町においては、救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図る。

(第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第11節のとおり)

第17節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備

(総務課、建設課、産業課、生活課)

住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、町民は3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくよう推進する。

なお、今後、災害時における生活必需物資の確保のため町内のスーパーマーケット等と協定を締結するよう努める。

(第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第12節のとおり)

第18節 防災教育

(総務課、政策財務課、生活課、教育課)

地震による災害発生の防止、或いは災害発生時における被害の軽減を図るため、日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、町民一人一人が自らの生命と財産を守るため、地域の中で積極的な防災活動の推進に努めるために、町をはじめ防災関係機関の職員はもとより、各種団体、事業所、住民等地域のすべての人々がそれぞれの役割に応じた活動主体として大地震に関する警告という事態を正しく認識し、大地震に関する予報等が出された場合の具体的な行動について習熟するよう不断に努力することが必要である。

このため、町は、自主的又は各種団体、事業所及び地域の自主防災組織等と協力し、地震災害上必要な教育、広報及び防災訓練を繰り返し実施して、地震災害応急対策に関する知識の普及及び大地震が発生した時の的確な行動に資するものとする。

(第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第13節のとおり)

1 町職員に対する教育

(1) 教育の方法

町は、地震災害応急対策の万全を期するため、職員に対し講演会、職員研修等の機会を活用して必要な防災教育を実施する。

(2) 教育の内容

- ア 地震災害の特徴
- イ 予想される福島県沖地震並びに内陸における活断層地震に関する知識
- ウ 地震が発生した場合、具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 職員が果たすべき役割
- オ 地震発生後における溜池等の決壊の二次災害の防止
- カ その他、地震対策の必要な事項

2 住民等に対する教育、広報

(1) 教育、広報の方法

- ア 広報紙等による広報及び参考資料の配布

- イ 住民集会等の開催
- ウ 地域住民の自主防災活動に対する指導、協力
- (2) 教育、広報の内容
 - ア 地震災害の特徴
 - イ 予想される福島県沖地震並びに内陸型活断層地震の被害想定に関する知識
 - ウ 地震情報等の正確な情報の入手方法
 - エ 大地震が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - オ がけ地崩壊危険地及び避難地、避難路に関する知識
 - カ 地震発生後におけるため池等の二次災害に関する知識
 - キ 日頃から備え、実施しうる生活必需品の備蓄、落下物の防止、家屋、付属施設の補強、家具、危険物等の転倒防止等の内容
- (3) 児童、生徒等に対する教育
 - 教科、学級活動、学校行事等教育活動全体を通して、地震の基礎的な知識及び対策の教育を行う。
- (4) 自動車運転者に対する教育
 - 町交通対策協議会、交通安全協会等を通して、大地震が発生した場合における自動車の運行等の措置について徹底を図る。

第19節 防災訓練

(総務課、防災関係機関)

町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

また、地震災害対策の熟知、関係機関及び地域の自主防災組織体制上の強調体制の強化を目的として、大地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

(第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第5節のとおり)

第1 総合防災訓練

次に掲げる内容を組み合わせ、独自又は隣接町村と共同し、地域の自主防災組織の参加を得て、年1回以上実施する。

1 概要

町は、大規模な地震の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施する。

2 訓練項目

- (1) 地震情報等の受伝達（非常招集及び自主参加、災害対策本部の設置、情報の収集、被害状況調査、広域応援要請、火災等の通報、無線通信）

- (2) 避難誘導（自主避難、避難誘導（災害弱者誘導を含む）、救助、救急）
- (3) 初期消火（地域住民による初期消火、消火、林野火災防御）
- (4) 避難所運営（避難所の設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティアの受入れ、応急物資緊急輸送及び受入れ・仕分け等）
- (5) 緊急路の確保（交通規制、障害物の除去、道路応急架橋）
- (6) 応急復旧作業（上下水道施設応急復旧、水質検査、電力・電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧）
- (7) その他、応急対策等に関する内容

第2 個別防災訓練

次に掲げる防災訓練を重点として随時計画的に実施する。

- 1 県及び町防災行政無線等による通信情報訓練
- 2 地震災害対策本部の運営
災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部運営を適切に行うための訓練を実施する。
- 3 職員の動員、参集訓練

第3 緊急初動訓練

町は、大地震が発生した場合の緊急な事態に対応した臨機即応の初動体制を図るため、次の項目を重点とする事前に予告しない緊急初動訓練を実施するものとする。

- 1 勤務時間内における訓練
 - (1) 地震情報等の伝達訓練
 - (2) 職場安全点検訓練
- 2 勤務時間外における訓練
 - (1) 地震情報等の伝達訓練
 - (2) 職員参集訓練

第20節 自主防災組織の整備

（総務課）

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、防災対策を講じるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自分達で守る」という意識のもとに自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日ごろから防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家具からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

（第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第14節のとおり）

- 1 自主防災組織の活動

(1) 防災知識の普及

万一の地震発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての家具の転倒防止、非常持出品の準備や地震に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路等を確認し、地域の防災マップを作成する等地域の防災環境の共有化に努める。

(2) 防災訓練の実施

ア 地震災害情報の収集伝達訓練

地震災害時における防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれら関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

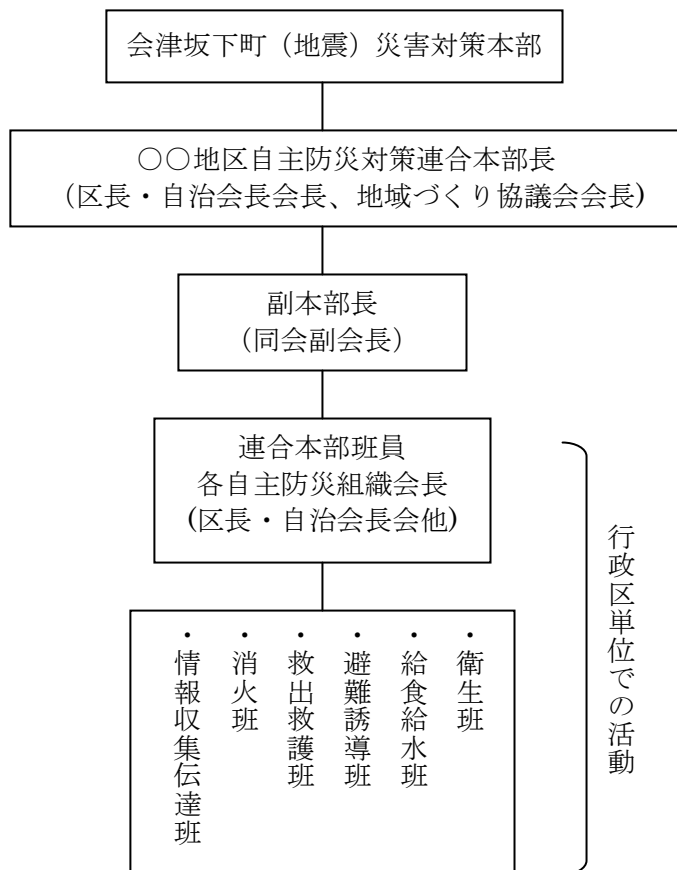
ウ 救出、応急手当訓練

大規模な地震発生時には、多くの家屋が倒壊することが想定され、倒壊家屋の下敷きとなった人の早期救出が重要であることから、救出用資機材の使用方法等について習熟に努める。

エ 給食給水訓練

オ 避難訓練

自主防災組織(例)



自主防災組織の役割分担（例）

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情報収集伝達班	1 防災知識の普及に関する事 2 情報収集伝達訓練の計画実施に関する事 3 必要資機材の整備、点検に関する事	1 情報の収集、伝達に関する事 2 指導、命令等の伝達に関する事 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事
消 火 班	1 地域の安全点検に関する事 2 消火訓練の計画、実施に関する事 3 必要資機材の整備に関する事	1 出火防止と初期消火に関する事
救 出 救 護 班	1 地域の安全点検に関する事 2 救出救護訓練の計画、実施に関する事 3 必要資機材（救助用具、医薬品等）の整備点検に関する事	1 負傷者の救出及び搬送に関する事 2 負傷者の応急手当に関する事 3 仮設救護所の設置に関する事
避 難 誘 導 班	1 地域の安全点検に関する事 2 避難路、避難場所の設定に関する事 3 必要資機材の整備点検に関する事	1 安全な避難誘導に関する事
給 食 給 水 班	1 井戸の状況把握に関する事 2 給食・給水訓練の計画、実施に関する事 3 必要資機材の整備点検に関する事	1 炊き出しに関する事 2 食料、飲料水、生活必需品等の配分に関する事 3 ろ水機の運用に関する事
衛 生 班	1 衛生処理訓練の計画、実施に関する事 2 必要資機材の整備点検に関する事	1 仮設トイレに関する事 2 ゴミ処理及び消毒に関する事

第21節 要配慮者対策

（総務課、政策財務課、生活課、社会福祉協議会）

地震災害時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。こうした状況を踏まえ、今後は要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっ

ている。

(第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第15節のとおり)

第22節 ボランティアとの連携

(生活課、社会福祉協議会、N I V O)

大規模な地震災害発生時には、多くの善意の支援申し入れが寄せられ町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制について検討しておく必要がある。

また、ボランティアの受け入れに際しても、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう努める。

(第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第16節のとおり)

第23節 緊急整備事業の推進

(総務課、生活課、建設課、産業課、教育課)

町は、大地震が発生した場合の被害を軽減するため、次に掲げる防災施設につき、関連事業との融合を図り、その整備を図るものとする。

- | | | |
|-------------|---------------|---------------|
| (1) 避難地 | (2) 避難路 | (3) 消防用施設 |
| (4) 緊急輸送路 | (5) 医療施設 | (6) 社会福祉施設 |
| (7) 学校等教育施設 | (8) がけ崩れ等防止施設 | (9) 上水道施設 |
| (10) 下水道施設 | (11) ため池等施設 | (12) その他必要な施設 |

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

町及び防災関係機関等は、地震災害の発生防止、または地震災害が発生した場合における被害の軽減を図るため必要な地震災害応急対策を実施するものとする。

第1 活動体制

1 初動対応

町民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

(1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集

(2) 災害発生後3時間以内

- ア 被害状況に応じ、県に対し応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害発生後6時間以内

- ア 広域応援体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安否情報の発信
- エ 広域避難の調整

2 災害対策本部の設置基準

(1) 災害対策本部の設置等

町長は、地震が発生した場合において、次の基準により災害対策本部を設置する。また、災害の危険がなくなったとき、本部を解散する。

設 置 基 準	
1	町内で震度6（弱）以上を観測したとき。【自動設置基準】
2	町内で震度5（弱、強）を観測し、大規模な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき。
3	気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。

(2) 災害対策本部の業務

- ア 町民への情報提供と呼びかけ

- イ 地震情報等の受伝達
- ウ 防災関係等の業務に係る連絡調整
- エ 発災後における応急対策の準備
- オ その他地震災害応急対策の実施

(3) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、会津坂下町災害対策本部条例の定めるところによる。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第1節のとおり)

共通事務分掌

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。2 管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。3 関係各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。4 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。5 班内の対応要因の確保及びローテーションに関すること。6 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。7 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。8 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。 |
|---|

第2 災害救助法適用時の活動体制

町は、甚大な被害が広域に発生し、災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受け、災害救助法に基づく救助事務を実施し、または県が行う救助事務の補助をする。この場合において町の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

第2節 職員の動員配備

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第2節のとおり)

第1 職員の配備体制

1 災害対策本部の非常配備体制

- (1) 町長は、地震災害応急対策に係る措置を要する場合、非常配備の体制をとるものとする。
- (2) 配備体制及び参集場所は、町長が別に定める。
- (3) 職員は、地震情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに動員を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

※ 災害対策本部（各各班）の分掌事務については、一般災害対策本部事務分掌に準ず

る。

2 組織内の伝達

(1) 勤務時間内

ア 庁舎内 放送設備による一斉放送により伝達する。

イ 出先機関 放送を受けた各連絡員は、防災行政無線、電話等により関係出先機関に伝達する。

(2) 勤務時間外、休日の伝達

勤務時間外、休日においては宿日直者が防災消防交通係長へ連絡し、防災行政無線、電話又は使送により関係職員に伝達する。

(3) 町教育委員会の伝達

教育委員会より各町立学校等の伝達系統は、教育委員会において別に定める。

第2 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各所属長は、所属職員の配備状況及び参集状況を災害対策本部庶務班に報告する。災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認めるときは、関係部長を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各所属長は、職員や家族の安否確認を併せて行うものとし、その状況を災害対策本部庶務班に報告する。

第3節 地震災害情報に関する対策

(総務課)

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑に、さらに確実に伝達する。また、災害が発生した場合、災害状況の調査及災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速かつ的確に行うものとする。

第1 地震情報等の受理・伝達

1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	○震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。

地震情報の種類	発表基準	内容
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報等発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	○震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	○顕著な地震の震源要旨を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(2) 緊急地震速報

ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源に近くでは強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

イ 町は、福島地方気象台と協力し、町が実施する防災訓練等に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得等を周知・広報に努めるとともに、防災行政無線を活用し、住民に直接緊急地震速報を伝達する。

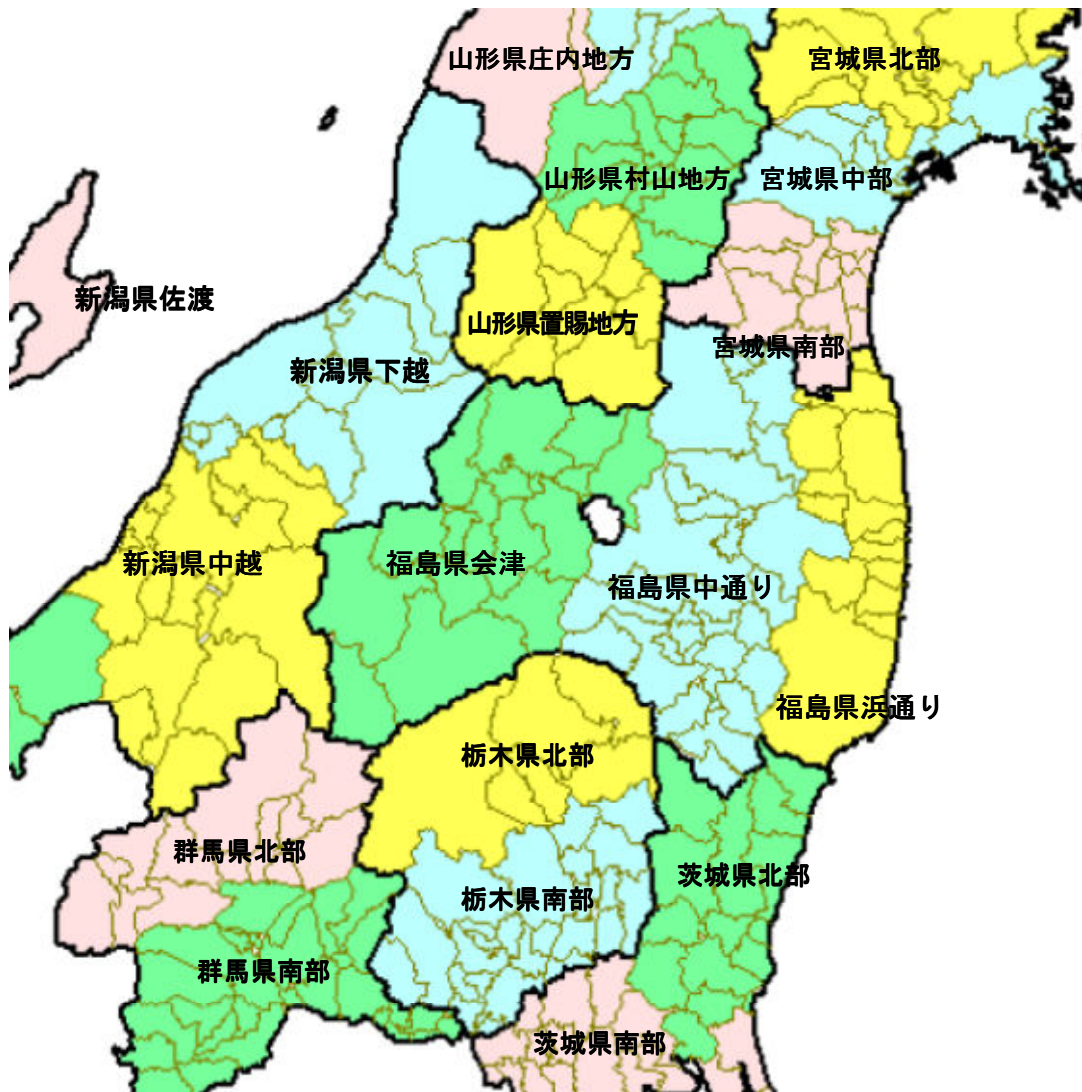
(3) 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

ア 震源の地域名称

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地震震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

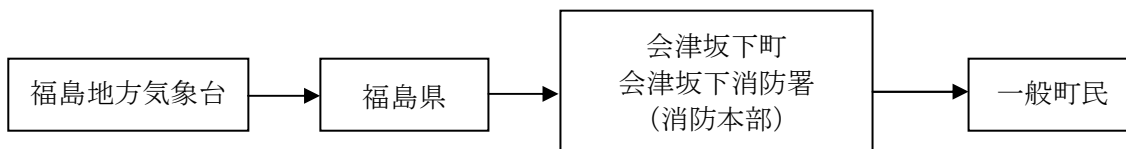
震央地名（福島県及び隣県の陸域の震央地名）



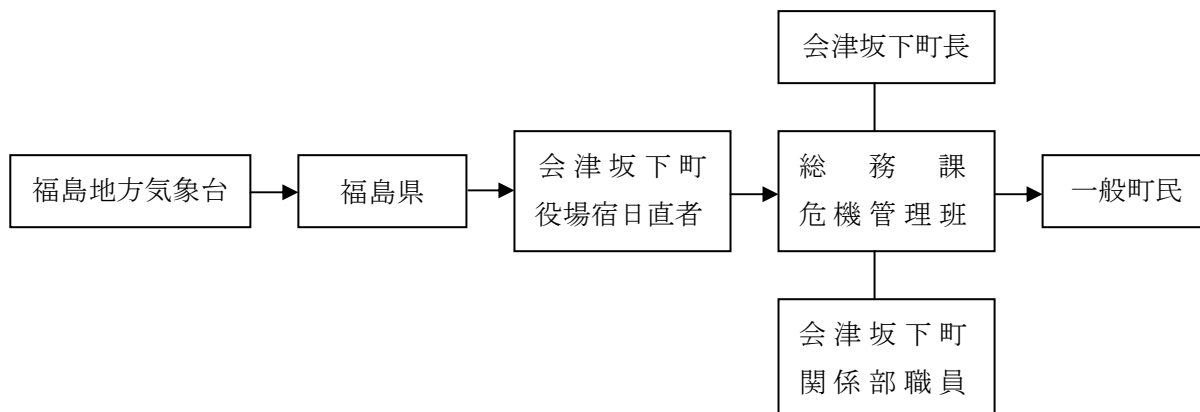
2 地震情報の伝達経路

地震情報の種類には、地震情報、又は各地の震度に関する情報があり情報伝達経路により迅速・的確に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の必要な措置を行う。

(1) 勤務時間内の情報伝達経路



(2) 勤務時間外、休日の情報伝達経路

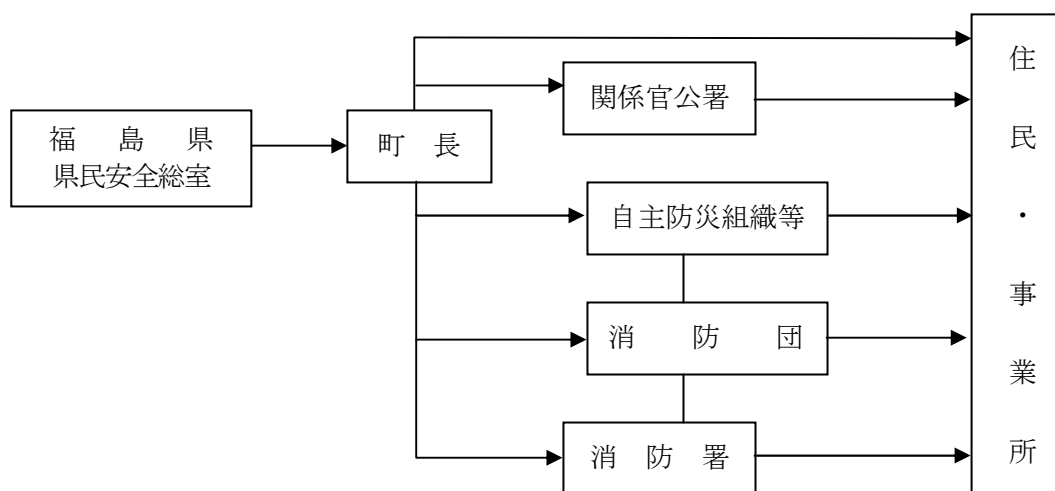


(3) 県総合情報通信ネットワークの活用

県が行う気象予報警報及び災害時における災害情報の伝達並びに被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は県総合情報通信ネットワークを活用する。

(4) 住民への周知

町は、地震情報等について防災行政無線、広報車、消防車等により地域住民に伝達するものとする。



3 被害状況等の報告

町が県に報告するに当たっては、県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、合わせて会津地方振興局にも報告するものとする。

なお、この場合において、町が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

また、地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部（福島県県民安全総室）に報告するものとする。

第4節 通信の確保

(総務課)

地震災害時には、正確な情報の伝達が求められることから、通信設備等を災害から防御するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第5節のとおり)

1 緊急通話の確保

災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言版(web171)、災害用伝言板(iモード携帯、スマートフォン)、災害用音声お届けサービス(iモード携帯、スマートフォン)を活用し、被災地に集中するトラヒック状況を分散するよう通信業者は、訓練等において住民に周知・広報に努める。

第5節 災害広報

(総務課、政策財務課)

地震災害において、被災地住民、地域住民及び関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町は発生直後、速やかに広報部門を設置し広報活動を展開する。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第6節のとおり)

1 広報活動

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオの広報活動、さらにコミュニティFM放送局等の協力を得ながら、広報活動を行う。

(1) 地域の被害状況に関する情報

(2) 避難に関する情報

ア 避難勧告に関すること。

イ 収容施設に関すること。

ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報

(3) 応急対策活動に関する情報

ア 救護所の開設に関すること。

イ 交通関係及び道路の復旧に関すること。

ウ ライフラインの復旧に関すること。

(4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報

(5) その他住民に必要な情報(二次災害防止に関する情報を含む。)

ア 給水及び給食に関すること。

イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。

ウ 防疫に関すること。

エ 臨時災害相談所の開設に関すること。

第6節 消火活動

(総務課、会津坂下消防署)

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

第1 消防活動

1 会津坂下消防署（消防本部）による消防活動

会津坂下消防署は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し最も中心的役割を果たすとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

- (1) 災害情報収集活動優先の原則
- (2) 避難地及び避難路確保優先の原則
- (3) 重要地域優先の原則
- (4) 消火可能地域優先の原則
- (5) 市街地火災消防活動優先の原則
- (6) 重要対象物優先の原則
- (7) 火災現場活動の原則

2 消防団による活動

会津坂下消防署（消防本部）と連携をとりながら以下の活動を行う。

(1) 情報収集活動

管内の災害情報の収集

(2) 出火防止

地震発生により、火災等の災害発生が予想された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

(3) 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

(4) 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自ら積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡を取りながら、住民を安全に避難誘導する。

(6) 組織及び分担業務

消防団の組織及び分担業務は、資料14によるほか、事態に即してその都度対応する。

3 消防防災ヘリコプターの応援要請

町長は、次の基準に該当する場合に県（危機管理部）、会津坂下消防署（消防本部）を通

して要請するか、直接消防防災航空隊へ要請する。

- (1) 地震等による災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送を行う必要があると認められる場合。
- (3) 高速道路等での大規模災害事故等が発生した場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。
- (4) 災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急かつ広範囲ににわたり住民等に対し危険のおそれがあると認められた場合。
- (5) その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

第2 他都道府県等への応援要請

1 町長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 進入経路及び集結場所

(2) 緊急消防援助隊の受入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊、応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確保
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

2 隣接協定及び県内統一応援協定による応援

会津坂下消防署（消防本部）は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応ができない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第7節 救急・救助

（総務課、生活課、教育課、会津坂下消防署（消防本部））

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出てくること予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を最優先し投入して、救助活動を実施する。

(第2編一般災害編 第2章災害応急対策計画 第8節のとおり)

1 町は、予想される災害、特に建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

(1) 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立

(2) 地震による土砂崩れ、なだれ等による孤立化が予想される地域については、孤立者の救助方法、当該地域との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立

(3) 自主防災組織、事業所及び住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発

(4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進

(5) 救助技術の教育、救助活動の指導

2 広域応援派遣要請

町長は、大規模な災害が発生した場合、県（生活環境部）を通じて消防長官に対し、緊急消防応援隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第8節 自衛隊災害派遣

(総務課)

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第9節のとおり)

1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

(1) 災害派遣要請基準

町長は、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するため、自衛隊の派遣を知事に要請する。

(2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣要請の範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とする。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

第9節 避難

(総務課、生活課、教育課)

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第10節のとおり)

1 避難の勧告、指示

人命、身体の保護を図るため、町は危険地区の住民等避難を必要と認める者に対し、避難の勧告又は指示を行うものとする。

(1) 避難の実施

ア 町長は、大地震が発生した場合、直ちに危険地区の住民等に対し、次の内容を明示して避難の勧告又は指示を行うものとする。

(ア) 避難対象地区

(イ) 避難経路

(ウ) 避難先

(エ) 避難勧告又は指示の理由、地震動による急傾斜崩壊の危険性

(オ) その他必要な事項

(2) 町長は、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認められるときは、危険区域の指定を行うとともに次の措置をとるものとする。

ア 防災行政無線、広報車等による避難の勧告、指示等の周知

イ 県災害対策本部への避難状況等の報告

ウ 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指導

エ 会津坂下警察署への避難の勧告、指示を行った旨の通知

オ 会津坂下警察署への避難誘導、交通規制等の措置の依頼

(3) 町長は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備並びに職員の派遣を行うものとする。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 町長は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等避難にあたり介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

(6) 町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(5)に掲げる者の避難場所までの介護及び担当は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織の指定するものが担当するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は移送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(7) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ その他必要な措置

(8) 町は、(7)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の放出等の要請

イ その他必要な措置

第10節 避難所の設置・運営

(総務課、生活課、社会福祉協議会)

避難所は、災害のために現に被害を受け、または受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、コミュニティセンター、健康管理センターその他既存の建物または応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

また、地震災害時には、避難所が震災により機能が維持できない場合も考えられることから、指定避難所以外への避難並びに広域的な避難体制も想定しておく必要がある。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第11節のとおり)

第11節 医療(助産)救護

(生活課)

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、町は、初動体制を確立し、地域防災計画に基づき救護所の開設を行い、医療救護活動に必要な医療器材、医薬品の緊急調達を行うものとする。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第12節のとおり)

第12節 道路の確保(道路障害物除去等)

(建設課)

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第19節被災地の応急対策第2障害物の除去のとおり)

1 優先開通道路の選定

開通優先順は、「第2編第2章第9節緊急輸送路等の指定」の中で指定した順位により路線を確保する。

2 町は、区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

第13節 緊急輸送対策

(総務課、生活課、建設課、産業課)

地震災害時には、迅速な応急対策を講じる必要があるため、その応急対策活動の根幹となる人員及び物資の輸送の確保は極めて重要な課題である。このことから、防災関係機関等は、人命の安全、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を実施する。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第13節のとおり)

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は、次のとおりである。

(1) 地震災害応急対策実施要員

(2) 地震災害応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災用等の物資、資機材

(3) その他地震災害対策本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係及び実施機関相互の連絡協力体制を十分整備するものとし、緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町災害対策本部において必要な調整を行うものとする。

3 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者は、計画に基づきその施設の整備に努める。

4 本町における緊急輸送ルートは、「本編第2章第14節緊急輸送路等の指定」で定める路線とする。

5 ヘリコプター臨時離着陸場

空路からの物資受入れ拠点としては、「本編第2章第14節 2 ヘリコプター臨時離着陸場」とする。

6 緊急輸送車両等の確保

(1) 町及び関係機関は、緊急輸送に必要な輸送車両などについては、町内運送業者と災害支援協定締結等によって確保を図るものとする。

確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段は別に定める。

(2) 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対し要請及び調達・斡旋を依頼する。

第14節 警備活動及び交通規制措置

(総務課、会津坂下警察署)

大規模な地震発生時には、様々な社会的混乱や交通混乱が予想される。これに対し、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第14節のとおり)

第1 警備活動

1 警備活動

警察は、地震の発生に係る住民の危惧、不安感等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に災害対策体制を確立し、警察の統合力を発揮して迅速かつ的確な地震災害応急対策を実施することにより、住民の生命、身体、財産の保護行動に努め、治安維持の万全を期する。

2 相談活動

過去の大震災では、多くの行方不明者や消息の確認ができない状況があったことから、町は、会津坂下警察署と連携し、相談窓口等を設置し、相談活動に努めるものとする。

第2 交通対策

安全、円滑な避難及び緊急輸送を確保するため、車両を使用しないことを前提としながら、次の交通対策を実施するものとする。

1 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア 地震の発生を覚知した場合は徐行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車させること。やむを得ず道路上において避難するときは、他の車両等の通行に支障のない場所に停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

2 交通規制措置等

(1) 基本方針

ア 災害危険区域内への一般車両の走行は極力抑制する。

イ 災害危険区域への一般車両の流入は極力抑制する。

ウ 災害危険区域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制箇所

ア 災害危険区域への車両の流入は、原則として災害危険区域と災害危険区域外との境界付近の交差点において規制する。

(3) 交通規制の実施

混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制は、会津坂下警察署と連絡を取りながら実施する。

(4) 交通規制は、災害対策基本法に定められた標識等を設置し実施する。ただし、緊急を要し標識等を設置するいとまがないとき又は標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行うものとする。

(5) 緊急輸送車両の確認手続

ア 緊急輸送車両は、災害対策基本法第76条に規定する地震災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

(ア) 避難勧告、指示

(イ) 消防、水防その他の応急措置

(ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

(エ) 施設及び設備の整備及び点検

(オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大地震により、地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持

(カ) 緊急輸送の確保

(キ) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備

- (ク) その他の災害応援対策又は被害の軽減を図るための措置
- (6) 緊急輸送車両の確認申請

ア 緊急輸送車両の確認申請は、会津坂下警察署に対して行うものとする。

第15節 防疫及び保健衛生

(生活課)

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図る。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第15節のとおり)

第16節 廃棄物処理対策

(生活課、建設課)

地震災害時におけるゴミ、し尿及び災害に伴って発生したガレキ(以下、「災害廃棄物」という。)の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第16節のとおり)

1 災害廃棄物処理

(1) ガレキ発生量の推定

震災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物(以下「ガレキ」という。)など大量の廃棄物が発生するおそれが想定される。

町は、ガレキの発生量を、県の地震・津波被害想定結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を想定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理または最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのために分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、ガレキ量の推定は、木造1㎡当たり0.35t、非木造1.20tを目安とする。

(2) 処理体制の確保

町は関係機関と協力して、ガレキの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

(3) 処理対策

ア 仮置場の確保

大量のガレキが発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

イ 分別収集体制の確保

発生したガレキ等を効率よく処理、処分するために、排出時の分別の徹底が必要とな

ることから、事前に確保策の検討を行う。

ウ 適正処理リサイクル体制の確保

災害時において廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するガレキ等の最終処分はかなり困難が予想される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援の在り方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

エ 粉じん等の公害防止策

ガレキ等の応急処分の過程において、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面からの問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるので、町は県（生活環境部）と連携し、実態を把握するとともに、公害防止策を行うよう関係機関を指導する。

特に石綿については、県及び町は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」に基づき適正に解体等をおこなうよう指導・助言するものとする。

県（環境保全班、救護班）及び町は又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第17節 救援対策

（総務課、生活課、建設課、産業課）

震災により、被害が大規模になれば指定避難所以外に多くの住民が避難することも予想されることから、避難状況に応じた供給を実施する必要がある。

（第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第17節のとおり）

1 給水救援対策

（1）供給量の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水も確保するため、関係機関の協力を得て、各家庭その他の施設等に対して緊急貯水を要請する。

（2）応急給水体制

町は、給水に必要な水量の確保を行う。

2 食料等救援対策

被害状況によっては、避難生活が長期化する事も予想されることから、町は、長期化にも対応した調達計画を策定するとともに、計画に基づき地元業者等保有の食料等を調達し、備蓄品と併せて被災者等に供給する。

第18節 被災地の応急対策

(総務課、生活課、建設課)

被災地内の住民の生活を復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設や、住宅の応急修理等を行う。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第18節のとおり)

1 応急金融対策

各金融機関は、日本銀行福島支店並びに福島財務事務所等関係行政機関と協議の上、応急金融対策を講じるものとする。また、金融機関及び報道機関と協力して速やかに金融対策内容の周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資するものとする。

ア 預金通帳を滅(紛)失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期日前払戻し、又は預金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災したために支払期日が経過した手形について、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができること。また、災害関連手形の不渡処分について適宜配慮すること。

エ 損傷銀行券及び貨幣の引換えについて、状況に応じ必要な措置をとること。

オ 被災者への融資等に対し、相談所を開設し、手続き等の簡素化、貸出等の迅速化等の措置をとること。

第19節 応急仮設住宅の供与

(総務課、生活課、建設課)

災害により住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第19節のとおり)

第20節 死体の捜索、遺体の処理等

(総務課、生活課)

町は、災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、収容、処理及び火葬等に付し、人心の安定を図る。このため、町は、警察・消防団及び町民の協力を得て、処理等を実施するものとする。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第20節のとおり)

第21節 生活関連施設の応急対策

(総務課、建設課、東北電力(株)、LPガス事業者、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、各通信事業者)

上水道などの生活に密着した施設等が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧対策を図るための対策を確立す

るものとする。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第21節のとおり)

第1 上水道施設の応急対策

町は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対して給水を確保継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた地震災害応急対策計画等に従って地震防災上の措置を実施するものとする。

1 家庭用水の確保

- (1) 災害区域内における井戸を速やかに掌握し、塩素消毒を直ちに実施するとともに利用計画を策定する。
- (2) 流水使用（飲料不適井戸を含む。）の場合は、ろ過機の配置及び利用計画を策定する。
- (3) タンク車の応援要請及び配車利用計画を策定する。
- (4) 水道法第40条に基づく緊急応援の要請及び配管並びに利用計画を策定する。
- (5) 給水量は、生活上最小限度を確保するものとし、1日1人3リットルとする。

2 復旧計画

(1) 復旧用資材の確保

- ア 隣接町村水道事業所に対し、手持資材の供給要請
- イ 製造業者よりの資材の確保

(2) 資材の輸送体系の確立

資材を迅速に輸送するため車両の確保に努める。

(3) 復旧技術者の確保

隣接町村の水道事業所及び関係機関等の協力を要請し、復旧技術者の確保を図る。特に配管工等特種技術者の確保を重点とする。

(4) 第1次復旧

最小限度の給水可能な程度の復旧を目標とし実施する。

各施設の被害状況を速やかに掌握し、とりあえず一部通水可能な程度の復旧作業を行うものとし、配水、浄水施設等については応急復旧作業程度の工事を行い、配管は露出配管により通水する。

消毒は、完全実施を行い得るよう他の工事に優先し実施し、遊離残留塩素0.4PPMを確保する。

配水量は、1人1日最小限10リットルとし、被災地区に均等に配水し得るように考慮し配水計画を立てその旨周知徹底する。

また、配水量が十分でない中、限られた水はまず飲用に使うため、清掃用、トイレ用、洗濯用などの生活用水（雑用水）は、不足するものと予想されます。事態を少しでも早期に軽減し得るよう、応急用雑用水として地下水を提供するため、災害時応援協定に基づき、地下水の提供を受け臨時供給する。

(5) 第2次復旧

浄水能力の復旧を目標とし、併せて主要配水管系の復旧を行う。

(6) 第3次復旧

被害前の状況に復旧し配水規制を解除する。

完全復旧に当たっては、被害時の状況を十分検討し、将来を考慮し適切な補強工作を行うよう配慮する。

第2 下水道施設の応急対策

下水道施設は、管渠と処理場・ポンプ場から成り、管路施設においては、ほとんどが地中構造物であるため、大地震が発生した場合、短時間で被災状況を把握することは困難なので、情報交換を密に行い、二次災害の防止に努めなければならない。

1 応急対策

(1) 要員の確保

下水道管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

(2) 応急対策用資機材の確保

下水道管理者は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

(3) 復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画の策定に努めるものとする。

ア 応急復旧の緊急度及び工法

イ 復旧資材及び作業員の確保

ウ 設計及び監督技術者の確保

エ 復旧財源の措置

2 情報収集及び連絡

(1) 管渠の状況

ア 道路面からマンホールの浮上沈下

イ マンホールごとの目視調査

ウ TVカメラによる調査

(2) 処理場・ポンプ場の状況

ア 構造物のクラック、エキスパンションジョイント部の異常、地盤沈下

イ 設備機械、配管バルブ等の調査

ウ 処理場・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

(3) 住民からの情報

3 応急復旧

(1) 災害対策本部は、区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し、応急対策を実施する。

(2) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。

(3) 復旧作業は、病院、社会福祉施設及び避難所等を原則的に優先する。

また、災害の状況及び施設復旧の難易等を考慮して、復旧効果の最も大きいものから実施する。

第3 電力施設等応急対策

大地震が発生した場合、電力の各施設を点検し、応急措置を講じ、供給確保を図るものとする。

1 実施責任者

(1) 地域内における施設の応急対策は、事業所が行うものとする。

(2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、事業所に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

2 応急措置要領

応急措置については、施設の事業者とあらかじめ協議し、次の要領により実施する。

3 応急対策

(1) 災害対策本部の設置

ア 災害により電力施設に被害が発生するおそれがあるとき又は発生した場合は、東北電力㈱が策定した「非常災害対策実施基準」に基づいて災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、非常配備の体制により応急対策を実施する。

ウ 災害対策本部長は、情報連絡、警戒指令及び復旧方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

エ 災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、上位機関に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。

オ 災害対策本部は、応援復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定及び車両の確保に努める。

(2) 情報収集及び広報

ア 大地震が発生した場合、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。

イ 大規模な地震災害の事例を踏まえ、通電後の火災発生予防等、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項について広報を行う。

(3) 応援復旧

ア 災害対策本部は、区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。

イ 復旧作業は各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。

ウ 復旧作業は、病院、交通、通信、災害対策の中核となる官公署報道機関及び避難所等を原則的に優先する。

また、災害の状況及び施設復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

第4 ガス施設（L Pガス）応急対策

1 出動体制

震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤し二次災害の防止等の措置を講ずるものとする。

2 （一社）福島県エルピーガス協会会津支部坂下方部会による災害対策組織の設置及び人員の確保

（1）地震等による災害が発生した場合等

地震により災害が発生し、被害の状況がB級事故以上等の規模になると認められる場合又は、震度5以上の地震が発生した場合は、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速活かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策組織を設置するものとする。

（2）復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県L Pガス災害対策要綱」に基づき要員を要請するものとする。

第5 鉄道施設応急対策

1 運行方針

鉄道機関は、大地震発生時の交通規制について次の方針を原則として対処するものとする。

（1）災害危険区域へ進入する予定の列車に対しては、進入を制限する。

（2）災害危険区域を運行中の列車に対しては、最寄りの駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機する等の措置をとるものとする。

2 列車の運転規制等

（1）大地震が発生した場合、列車の運転規制手配は次のとおりとする。

ア 災害危険区域への列車の入り込みを規制する。

イ 災害危険区域を運転中の列車は、原則として地震防災上、安全な最寄り駅又は駅付近の指定する箇所へ停止させる。

ウ 運転再開は、東日本旅客鉄道（株）東北地域本社福島支店（以下「JR」という。）災害対策本部長の指示による。

3 旅客の待機、救護等

（1）駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客については、駅内又は車内放送、掲示等により地震情報等を伝達し、係員の指示に従うよう案内する。

この場合、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。

（2）旅客の待機が長期間となった場合、危険が見込まれる場合及び発生後は、地方自治体の定める避難地へ旅客を避難させることとし、このことについては、あらかじめ関係地方自治体と協議をしておくものとする。

（3）（1）に掲げる旅客に対しては、食事の斡旋を行うこととし、あらかじめ指定した駅周辺の食料品店、食堂等の食事供給能力について調査をし、その供給能力について協力体制を

整えておくものとする。

なお、食事の斡旋が不可能となった場合は、関係地方自治体に給食を要請する。このことについては、あらかじめ関係地方自治体と協議しておくものとする。

- (4) 前各号に掲げるJRの保護下にある旅客のうち、病人等、緊急を要する旅客は、駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立し、また、駅間における列車内旅客に病人が発生した場合は、乗客中の医師等に応急手当を依頼するとともにJR災害対策本部又は現地災害対策本部に救護要請を行う。
- (5) 駅等においては、応急医薬品を定期的に整備点検するとともに救護を要する旅客に対して応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

4 警備対策

駅舎内及び列車内等、JRの保護下にある旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、列車の停止状況、旅客の待機状況等を勘案のうえ、関係社員を配備強化する。また、必要により警察の応援を求めて混乱、盗難等各種犯罪の防止に努める。

第6 バス運行応急対策

本町を運行するバス会社は、会津乗合自動車(株)1社であり、大地震の発生時における地震災害応急対策の概要は、次のとおりである。

1 広報施策

大地震が発生した場合の運行停止措置について、その内容を車両及び停留所等に掲示し、平素から旅客に呼びかけるものとする。

2 災害危険予防措置

運行路線にかかわる危険箇所についてあらかじめ調査し、それを教育、訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

- (1) 建物密集地
- (2) ガソリンスタンド
- (3) 橋梁
- (4) 踏切
- (5) 歩道橋の下
- (6) 路肩軟弱箇所
- (7) 高圧ガス貯蔵所
- (8) 電柱、塀
- (9) 高圧線の真下

3 情報の収集、伝達

地震情報等の伝達、収集は迅速かつ的確な周知の方法を図るものとする。

特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、半鐘、標識等による情報収集に努めるものとする。貸切車の乗務員についても同様とする。

4 運転中の乗務員の措置

- (1) 大地震の発生を覚知した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け、安

全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示を行うものとする。

- (2) 運行の中止にあっては、十分な車両の安全措置を行ったうえ、駐車措置を講じ旅客の避難状況等について町災害対策本部に連絡するものとする。

第7 電気通信施設応急対策

地震災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、町及び各防災関係機関と密接な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

2 災害時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- ウ ビル建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

地震により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 災害により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

- (ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
 - b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
 - (イ) 原状復旧工事
 - 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
 - (ウ) 本復旧工事
 - a 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
 - b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事
- イ 地震等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○選挙管理機関に設置されるもの ○別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	○第1順位及び第2順位に該当しないもの

第22節 道路、河川管理施設及び公共建築物等の応急対策 (建設課、東北・北陸地方整備局、東日本高速道路㈱)

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を優先的に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救護のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等が被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる必要がある。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における緊急輸送路の確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

2 応急対策

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い道路機能を確保する。
- (2) 上水道等道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。
- (3) 地震災害発生と同時に、警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者等に対し交通情報等を提供する。

第2 河川管理施設等の応急対策

1 基本方針

地震による被害を軽減するため、水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮する。

- (1) 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制
- (2) 水門、樋門等に対する遅延のない操作
- (3) 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

2 応急対策

- (1) 水防活動が十分に行われるよう水防関係機関は、情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与える等相互協力して応急復旧にあたる。
- (2) ため池施設の管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告する。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもと直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対

策活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止を重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を作成して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

3 役場庁舎等の応急修理

軽微な被害については、庁舎等管理者において応急修理を実施することとし、被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し必要により仮庁舎等を設置する。

第23節 文教対策

(教育課)

大地震が発生した場合、学校においては、園児、児童、生徒（以下この章において「生徒等」という。）の生命、身体の安全保護に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できるよう措置が講ぜられなければならない。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第22節のとおり)

1 生徒等保護対策

(1) 基本方針

- ア 生徒等の生命、身体の安全確保を最優先した計画であること。
- イ 町の地震災害対策計画等を踏まえ、交通機関の運行状況についても十分配慮したものであること。
- ウ 学校の所在する地域の諸条件を考慮した計画であること。
- エ 生徒等の行動基準及び学校や教師の対処、行動が明確にされていること。
- オ 全職員の共通理解がなされていること。
- カ 大地震が発生した場合、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に生徒等の引き渡し等について、保護者に十分理解されている対策計画であること。

(2) 学校等の対応

- ア 学校長等は、災害対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指導に当たる。
- イ 生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
- ウ 生徒等の引き渡しにあっては、あらかじめ方法を明確にしておくものとする。
- エ 学校長等は、町教育委員会に退避、誘導等の状況を速やかに報告する。

オ 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動、防災体制をとる。

(3) 教職員の対処、指導基準

ア 大地震が発生した場合、生徒等を教室等を集める。

イ 生徒等の退避、誘導にあつては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し本部の指示により所定の場所へ誘導退避させる。

エ 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

オ 生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家族等で帰宅できない生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 生徒等の安全を確保した後、本部の指示により防災活動に当たる。

(4) 登下校時、在宅時に大地震の発生が予知された場合の対策

ア 登下校時に大地震が発生した場合は、直ちに帰宅するよう指導する。

イ 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。

ウ 在宅中の時は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導する。

2 応急教育対策

各所属は、速やかに生徒等並びに教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告し、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

第24節 要配慮者対策

(生活課、社会福祉協議会、国際交流協会)

地震災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、非難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第10節避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第24節のとおり)

第25節 ボランティアとの連携

(生活課、社会福祉協議会、NIVO)

大規模な地震により県内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくこ

とに留意する必要がある。

(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第25節のとおり)

第26節 危険物施設等災害応急対策

(総務課、生活課、会津坂下消防署、高圧ガス貯蔵所)

地震により危険物等貯蔵施設に係る危険物災害等による災害が発生した場合、附近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかに応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1 火薬類施設応急対策

1 出動体制

火薬類の販売業者及び消費者は、地震発生による火災等により、火薬庫、火薬類取扱所及び庫外貯蔵所(以下、この項目においては「施設等」という。)が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための残置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速に実施できるよう出動体制を整えるものとする。

2 被害状況の把握(情報収集)

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報(交通状況等)

3 災害時における緊急措置

関係業者は、消防署、警察署等との連携を密にして、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人等を配置し、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉し、木部にあっては、適切な防火措置を講ずる。
- (3) 火薬類の爆発等の恐れがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘導を行う。
- (4) 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬取締法に基づき廃棄を行う。

第2 高圧ガス施設応急対策

1 出動体制

震度4以上の地震が発生した場合には、あらかじめ定められた社員等が出動し、巡回・点検等を行い、ガス漏れ等の被害が生じた場合又は危険な状態になったときは、二次災害防止

のため緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう社員等に周知するとともに、必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

2 被害状況の把握（情報収集）

地震発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

(1) 施設等の被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

3 災害時における緊急措置

災害が発生した場合においては、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定めておくものとする。

(1) 設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。

(2) 被害状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第27節 災害救助法の適用等

(総務課)

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものとされていることから、町は、県知事の指示に従い、対処する。

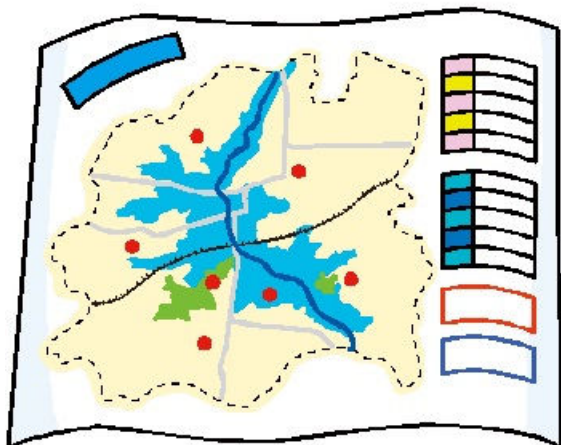
(第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第26節のとおり)



みんなで助け合い



ハザードマップ



常備品



地域の方々の助け合い

第4章 災害復旧対策計画

第1節 公共施設の災害復旧（対策）計画

（総務課、政策財務課、生活課、建設課、産業課、教育課）

大地震の場合、数年にわたり大きな余震も続くことも考えられるため、災害復旧計画は、災害発生後被災した原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行うこと、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復興を目標にその実施を図る者とする。この計画の策定に当たっては、応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、今後、災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

（第2編一般災害編 第3章災害復旧対策計画 第1節のとおり）

第2節 被災者の生活確保対策

（総務課、政策財務課、生活課、建設課、産業課、社会福祉協議会）

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

（第2編一般災害編 第3章災害復旧対策計画 第2節のとおり）



避難所設置・福祉避難室開設訓練
平成26年8月30日
広瀬地区防災訓練

【平成25年6月災害対策基本法改正により
「要援護者」が「避難行動要支援者」に変更】



平成25年8月31日
会津坂下町総合防災訓練



第4編

事故対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

地域防災計画事故対策編は、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災（以下、この章において事故災害という。）に対処するため、近年の社会構造の変化、過去の大規模な災害の経験等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、町及び防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする。

この事故対策計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。



福島県防災ヘリによる救助訓練
平成26年8月30日実施
広瀬地区防災訓練

第2章 航空災害対策計画

(総務課)

この計画は、航空輸送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空機事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

第1節 航空災害予防対策計画

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 航空運送事業者は、航空災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備する。

(2) 町は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム(GIS)の整備に努めるものとする。

2 応援協力体制の整備

(1) 航空運送事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

(2) 町は、迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

3 捜索、救助・救急及び医療(助産)救護

(1) 町は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第6節第1 消防力の強化」及び「同章第11節 医療(助産)救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。

4 消防力の強化

「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

第2 要配慮者対策

町は、「第2編第1章第10節 避難対策」及び「同章第15節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 航空災害応急対策

第1 災害情報の収集伝達

町は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第2編第2章第4節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、県（危機管理部）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 町は、発災後速やかに職員の非常招集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

2 相互応援協力

町は、航空災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編第2章第3節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求めるものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

町は、「第2編第2章第8節 救急・救助」及び「同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

2 消火活動

(1) 消防関係等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 災害広報

町は、県、防災関係機関及び航空運送事業者と相互に協力し、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「第2編第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3章 鉄道災害対策計画

(総務課、政策財務課)

この計画は鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

第1節 鉄道災害予防対策

第1 鉄道交通の安全確保

町、道路管理者及び東日本旅客鉄道㈱等は、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 東日本旅客鉄道㈱は、「第2編第1章第21節第5 鉄道施設〔東日本旅客鉄道㈱〕応急対策」の定めにより、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図るものとする。

町は、密接に情報の収集・連絡するため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム(GIS)の整備に努めるものとする。

2 応援協力体制の整備

(1) 町は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、応援体制の整備を図るとともに、「第2編第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

3 捜索、救助・救急及び医療(助産)救護

(1) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第6節第1 消防力の強化」及び「同章第11節 医療(助産)救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。

4 防災体制の強化

「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

第4編 事故対策編 第3章 鉄道災害対策計画

5 防災訓練の実施

町は、「第2編第1章第5節 訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、町、防災関係機関、東日本旅客鉄道㈱及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第3 要配慮者対策

町は、「第2編第1章第10節 避難対策」及び「同章第15節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要配慮者に十分配慮し、民生委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

東日本旅客鉄道㈱は、国等と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線事故等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の復旧・啓発に努めるものとする。

第2節 鉄道災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

町は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第2編第2章第4節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、県（危機管理部）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 町は、発災後速やかに職員の非常招集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

2 相互応援協力

町は、鉄道災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編第1章第3節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求めるものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

町は、「第2編第2章第8節 救急・救助」及び「同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）

救護活動を実施するものとする。

2 消火活動

- (1) 消防関係等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 災害広報

町は、県、防災関係機関及び東日本旅客鉄道㈱と相互協力し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「第2編第1章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 鉄道災害復旧対策計画

- 1 東日本旅客鉄道㈱は、県、町及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。
また、東日本旅客鉄道㈱は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編第3章 災害復旧対策計画」の定めによるものとする。

第4章 道路災害対策計画

(総務課、建設課)

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

第1節 道路災害予防対策

第1 道路交通の安全のための情報の充実

町、道路管理者及び会津坂下警察署は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

第2 道路施設等の整備

- 1 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努める。
- 2 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- 3 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム(GIS)の整備に努めるものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町は、道路災害における応急対策に万全を期すため、応援体制の整備を図るとともに、「第2編第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

3 捜索、救助・救急及び医療(助産)救護

- (1) 町は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第6節第1 消防力の強化」及び「同章第11節 医療(助産)救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を

第4編 事故対策編 第4章 道路災害対策計画

図るために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。

4 消防力の強化

「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

5 防災訓練の実施

町は、「第2編第1章第5節 訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、町、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 要配慮者対策

町は、「第2編第1章第10節 避難対策」及び「同章第15節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第5 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路を守る月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

第2節 道路災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 町は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第2編第2章第4節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、県（危機管理部）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、災害発生後速やかに職員の非常招集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、発災後速やかに職員の非常招集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等

第4編 事故対策編 第4章 道路災害対策計画

必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

町は、道路災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編第2章第3節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援あつせんを求めるものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1) 道路管理者は、消防機関、会津坂下警察署等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

(2) 町は、「第2編第2章第8節 救急・救助」及び「同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

2 消火活動

(1) 消防関係等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、会津坂下警察署、道路管理者等は、相互協力して直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧

1 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

2 会津坂下警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

第6 災害広報

町は、県、防災関係機関及び道路管理者と相互に協力し、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「第2編第1章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

る。

第3節 道路災害復旧対策計画

1 道路管理者は、県、町及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編第3章 災害復旧対策計画」の定めによるものとする。

第5章 危険物等災害対策計画

(総務課、生活課)

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

第1節 危険物等災害予防対策

第1 危険物等の定義

1 危険物

消防法第2条に規定されているものとする。

2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

4 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

第2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県（危機管理部、保健福祉部）及び町は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 事業者は、災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

(2) 町は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。

2 応援協力体制の整備

(1) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

(2) 町は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、応援体制の整備を図るとともに、「第2編第1章第1節第4 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

3 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 町は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第6節第1 消防力の強化」及び「同章第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。

4 消防力の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

消防機関、関係事業者は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備え、防除資機材を整備するとともに、災害時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。

6 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編第1章第10節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

7 防災訓練の実施

町は、「第2編第1章第5節 訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、町、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 要配慮者対策

町は、「第2編第1章第10節 避難対策」及び「同章第15節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要配慮者に十分配慮し、民生委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第5 防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

第2節 危険物等災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 町は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第2編第2章第4節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、県（危機管理部）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事業者は、災害発生後速やかに職員の非常招集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

3 相互応援協力

町は、危険物等災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編第2章第3節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援あっせんを求めるものとする。

第3 災害の拡大防止

県、町、消防機関等は、関係法等の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じるものとする。

第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1) 町は、「第2編第2章第8節 救急・救助」及び「同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

2 消火活動

(1) 消防関係等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うもの

第4編 事故対策編 第5章 危険物等災害対策計画

とする。

(2) 町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第5 危険物等の大量流出に対する応急対策

県及び町は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第6 避難誘導

1 危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第2編第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講じるものとする。

2 要配慮者対策

町等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに「第2編第2章第10節 避難」及び「同章第24節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第7 災害広報

町は、県、防災関係機関及び道路管理者と相互協力し、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「第2編第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 危険物等災害復旧対策計画

1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編第3章 災害復旧対策計画」の定めによるものとする。

第6章 大規模な火事災害対策計画

(総務課)

この計画は、住宅の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

第1節 大規模な火事災害予防対策計画

第1 災害に強いまちづくりの形成

1 災害に強いまちの形成

県及び町は、火事による被害の防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全性

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

県(危機管理部)、町、消防本部(会津坂下消防署)及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

県(危機管理部)、町、消防本部(会津坂下消防署)及び事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

県(危機管理部)及び町は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 町は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム(GIS)の整備に努めるものとする。

2 応援協力体制の整備

第4編 事故対策編 第6章 大規模な火事災害対策計画

(1) 町及び防災関係機関は、応急対策に万全を期すため、各関係機関及び関係事業団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

(2) 町は、迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

3 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第6節第1 消防力の強化」及び「同章第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。

4 消防力の強化

町は、大規模な火事に備え、消火栓に偏ることなく防火水槽等の整備等消防水利の多様化を図るとともに、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、全国火災予防運動等を通じて、住民に対して、大規模な火事の想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

町は、「第2編第1章第10節 避難対策」及び「同章第15節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 大規模な火事災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

町及び防災関係機関は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第2編第2章第4節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、県（危機管理部）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 町は、発災後速やかに職員の非常招集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等

第4編 事故対策編 第6章 大規模な火事災害対策計画

必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

2 相互応援協力

町は、火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編第2章第3節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援斡旋を求めるものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

町は、「第2編第2章第8節 救急・救助」及び「同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

2 消火活動

(1) 消防関係等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 避難誘導

1 大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第2編第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講じるものとする。

第5 要配慮者対策

町等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに「第2編第2章第10節 避難」及び「同章第24節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第6 災害広報

町は、県及び防災関係機関と相互協力し、火災の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「第2編第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

- 1 町、県及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧作業を行い、又は支援するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編第3章 災害復旧対策計画」のさだめによるものとする。

第7章 林野火災対策計画

(総務課、産業課)

この計画は、火災により広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

第1節 林野火災予防対策計画

第1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による早期発見が困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2 林野火災に強い地域づくり

- 1 町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域を有していることから、県（危機管理部、農林水産部）と協議してその地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。
- 3 町及び県は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

第3 林野火災防止のための情報の充実

県（危機管理部）及び町は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じるものとする。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 町は、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報をコンピューター上のデジタル地図に関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。

2 応援協力体制の整備

(1) 町及び防災関係機関は、対策に万全を期すため、各関係機関及び関係事業団体相互にお

第4編 事故対策編 第7章 林野火災対策計画

いて、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

(2) 町は、迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第6節第1 消防力の強化」及び「同章第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連絡強化に努めるものとする。

4 消防力の強化

(1) 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。

(2) 町は、林野火災に備え、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

5 避難誘導

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編第1章第10節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

第5 防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、林野火災の未然防止のため、山火事防止強調月間等を通じて、住民に対して、防火意識の啓発に努める。

第6 要配慮者対策

町は、「第2編第1章第10節 避難対策」及び「同章第15節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 林野火災応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

町及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「第2編第2章第4節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

また、県（危機管理部）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等速報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 町は、発災後速やかに職員の非常招集、情報収集伝達の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

2 相互応援協力

町は、大規模な林野火災が発生した場合、町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編第2章第3節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援あっせんを求めるものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

町は、「第2編第2章第8節 救急・救助」及び「同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

2 消火活動

(1) 消防関係等は、速やかに林野火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講じるものとする。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防御担当区域（地況精通者の確保）

ウ 携行する消防資機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

ク 交代要員の確保

ケ 救急救護対策

コ 住民等の避難

サ 空中消火の要請

シ 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野空中消火資機材等貸付要領」を参照）

(3) 町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 避難誘導

- 1 林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第2編第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 要配慮者対策
町等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに「第2編第2章第10節 避難」及び「同章第24節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 森林内の滞在者
町及び消防機関等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

第5 災害広報

町は、県及び防災関係機関と相互協力し、林野火災の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制、二次災害の危険性等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「第2編第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第6 二次災害の防止

- 1 町、県（農林水産部、土木部）及び国（森林管理署等）は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 町及び県（農林水産部、土木部）は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り応急対策を行うものとする。
- 3 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3節 林野火災復旧対策計画

- 1 町及び県は、国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編第3章 災害復旧対策計画」の定めによるものとする。

第5編

原子力災害対策編

第1節 総則

(総務課)

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、町民の安全を図ることをこの章の目的とする。

なお、この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「第1編総則 第2編一般災害対策編 第3編地震対策編」に準拠するものとする。

近隣原子力発電所からの直線距離



会津坂下町は、各原子炉施設から直線距離で100km以上離れていることから影響は極めて低いものと考えられるが、しかしながら、気象（大気）の状況に応じては、多少なりとも放射線の影響が懸念される。

第1 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路

第5編 原子力災害対策編

及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる放射線モニタリング等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

第2 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

原子力防災に関し、町並びに防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、本計画第1編第1章第3節に定める「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を基本とする。

1 会津坂下町

- (1) 町民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
- (2) 原子力防災対策の実施に必要な諸資機材の整備に関すること。
- (3) 事故状況の把握及び連絡に関すること。
- (4) 汚染物質の除去等に関すること。
- (5) 被災住民の広域避難の受入れ等の支援に関すること。
- (6) 防災関係機関との連絡調整に関すること。

2 福島県

- (1) 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
- (2) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
- (3) 事故状況の把握及び連絡に関すること。
- (4) 緊急時モニタリングに関すること。
- (5) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) の整備・維持に関すること。
- (6) 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。
- (7) 緊急被ばく医療活動に関すること (いわき市保健所が担う業務を除く)。
- (8) 飲食物の摂取制限等に関すること。
- (9) 汚染物質の除去等に関すること。
- (10) 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。
- (11) 防災関係機関との連絡調整に関すること。

3 指定公共機関

機 関	事 務 また は 業 務
独立行政法人 放射線医学総合研究所	1 緊急被ばく医療活動に関すること。 2 専門機関との連携強化に関すること。 3 専門家の派遣に関すること。 4 緊急時モニタリング体制の整備に関するこ

機 関	事務または業務
	と。 5 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関すること。 6 住民相談窓口の設置等に関すること。 7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
独立行政法人 日本原子力研究開発機構	1 関係機関との連携強化に関すること。 2 専門家の派遣に関すること。 3 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 4 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関すること。 5 住民相談窓口の設置等に関すること。 6 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。

4 東京電力株式会社

- (1) 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。
- (2) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (3) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (4) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (5) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (6) 緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。
- (7) 緊急被ばく医療活動に関すること。
- (8) 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

第2節 原子力災害事前準備

(総務課、生活課、教育課、子ども課)

第1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 広報実施マニュアル等の作成

町は、県（県民安全総室）が作成するマニュアルに従い、国及び市町村と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて整理し、指示内容、頻度等を検討し、あらかじめ整理しておくものとする。

2 住民相談窓口の整備

町は、県、国、関係市町村、事業者と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

3 要配慮者等への広報体制の整備

第5編 原子力災害対策編

町は、県、国、関係市町村及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等(以下、「要配慮者」という。)及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。

第2 環境放射線モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングのために、「原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁(海上保安庁等)はその支援を行う。」とされている。

町は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国、県の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。

そのために、町は、国、県、関係地方公共団体と連携し、モニタリング設備・機器の整備・維持、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

1 モニタリング設備・機器の整備・維持

町は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、平常時よりその操作の習熟に努めるものとする。

また、空間線量率等を自動で連続測定するモニタリングポストの適正な維持・管理に努めるものとする。

第3 広域避難の受入れ体制の整備

町は、県〔県民安全総室〕並びに関係市町村で作成する市町村間を越えた広域避難を想定し、関係市町村が避難について調整した広域避難計画に基づき、受入れ体制を整備するものとする。

1 指定避難所等の整備

町は、県並びに関係市町村と連携し、公共的施設(コンクリート屋内退避施設を含む)等を対象に、避難やスクリーニング等の場所の指定にあたっては、要配慮者へ配慮した施設とする。

2 避難場所における設備等の整備

町は、県並びに関係市町村と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、放射線測定器及び被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

第4 避難収容活動体制の整備

【関係市町村における避難計画の作成】

関係市町村は、原災法第15条の緊急事態において、住民避難、コンクリート屋内退避、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村地域防災計画原子力災害対策編の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。

なお、避難計画の策定に当たって、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を有する市町村は、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとし、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を有する市町村は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難の先行避難が円滑に実施できるよう配慮した避難計画を策定するものとする。さらに、避難の長期化や県外も含めた市町村間を越えた広域避難についても考慮する。

町は、県並びに関係市町村が作成する広域避難計画に基づき、あらかじめ受入れ体制等の整備を行う。

- 1 避難等に関する指標
- 2 避難等の指示の伝達方法
- 3 他の市町村への避難の方法、他市町村からの避難の受け入れの体制
- 4 避難状況の確認体制
- 5 住民輸送に関する事項
 - (1) 輸送車両の数
 - (2) 輸送の経路
- 6 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣類、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
 - (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
- 7 指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 指定避難所の管理者及び運営方法
 - (2) 避難収容中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 8 指定避難所の整備に関する事項
 - (1) 収容施設（コンクリート建物の区別）
 - (2) 給水施設
 - (3) 給食施設
 - (4) 情報伝達施設
 - (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
 - (6) ペット等の保管施設

第5編 原子力災害対策編

9 要配慮者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
- (2) 避難及び避難誘導
- (3) 避難所における配慮等
- (4) 老人デイサービスセンターの活用等

10 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識等の設置
- (3) 住民に対する巡回指導

第5 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

1 住民に対する知識の普及と啓発

町は、国、県、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関すること。
- (9) 要配慮者への支援に関すること。
- (10) その他必要と認める事項

2 防災教育の充実

町は、県、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

3 原子力防災に関する訓練

町は、県、関係市町村と連携し、国、事業者等の協力下、相互連携及び及び防災対策確立と関係職員の防災技術向上を図るため、次に掲げ訓練定期的実施するものとする

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (3) 緊急時モニタリング訓練
- (4) 広報訓練
- (5) 住民等に対する情報伝達及び避難訓練
- (6) 上記訓練を統合した総合的な防災訓練

第3節 原子力災害応急対応計画

(総務課、生活課)

第1 県からの情報提供

町は、県〔県民安全総室〕から発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び環境放射線モニタリングやSPEEDI等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により連絡を受けた場合は、情報を整理し、庁内連絡会議（災害対策本部）を立ち上げ、緊急時の対応に備えるものとする。

第2 庁内連絡会議（災害対策本部）における活動

町は、県並びに関係市町村に対し、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国並びに県の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施するものとする。

町は、町民の安全確保並びに被災市町村の受入れ体制の確保に努めるものとする。

1 庁内連絡会議（災害対策本部）の所掌事務

(1) 災害対策の総括に関すること。

(2) 災害情報の収集に関すること。

(3) 応急対策の決定、実施に関すること。

(緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、警備等現地での対応を除く)

(4) 応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること。

(5) 水道の給水制限に関すること。

(6) 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。

(7) 農作物の出荷制限に関すること。

(8) 畜産物の出荷制限に関すること。

(9) 県との連絡調整に関すること。

(10) その他町長が指示する事項に関すること。

第3 広域避難の実施

1 被災市町村の他市町村への避難

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるとされている。

2 要請を受けた市町村の措置

町は、県から要請を受けた場合は、当該市町村地域防災計画に定める指定避難所の中から、受け入れに必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営を行うものとする。

第4節 原子力災害中長期対策

(総務課、生活課)

第1 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、関係市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第2 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、国の統括の下、関係機関及び事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第3 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、心身の健康相談等を行うための体制を整備するものとする。

参 考

参 考 編 目 次

1	会津坂下町防災会議条例	1
2	会津坂下町防災会議運営規程	3
3	会津坂下町災害対策本部条例	4
4	会津坂下町災害対策本部規程	5
5	会津坂下町防災行政無線局管理運用規程	6
6	会津坂下町一般業務用無線局管理運用規程	11
7	巻末資料 用語集（防災気象情報や避難勧告等の用語説明）	15

○会津坂下町防災会議条例

会津坂下町防災会議条例

昭和37年11月30日条例第34号

改正 昭和49年6月29日条例第26号 平成7年3月23日条例第5号
平成4年3月12日条例第2号 平成12年3月21日条例第5号
平成6年2月28日条例第2号 平成26年9月17日条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、会津坂下町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会津坂下町地域防災計画及び会津坂下町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 会津坂下町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員35人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び広域消防長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 前各号のほか町長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬)

第5条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

- 2 報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例(昭和36年会津坂下町条例第8号)の定めるところによる。
- (議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月29日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則（平成4年3月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年2月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月23日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月17日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（会津坂下町水防協議会条例の廃止）

2 会津坂下町水防協議会条例（昭和55年会津坂下町条例第25号）は、廃止する。

○会津坂下町防災会議運営規程（平成26年3月17日訓令第42号）

会津坂下町防災会議運営規程

平成26年3月17日訓令第42号

（趣旨）

第1条 この規程は、会津坂下町防災会議条例（昭和37年会津坂下町条例第34号）第6条の規定に基づき、会津坂下町防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会議は、会長が招集する。

（部会）

第3条 部会の数、名称及び構成については、会長が会議に図って定める。

2 部会は、部会長が会長の承認を得て招集する。

3 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、速やかに関係部会に付議するものとする。

4 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議を終わったときは、速やかに報告書を会長に提出するものとする。

5 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

（専決処分等）

第4条 会長は、会議において処理すべき事項のうち、次の各号に該当するときは、専決処分することができる。

（1）会長において、会議を招集することができないとき。

（2）軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処理については、次の会議で報告するものとする。

（幹事会議）

第5条 会長は、会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

第1条 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 会津坂下町防災会議運営規程（平成7年2月1日制定）は、廃止する。

○会津坂下町災害対策本部条例（昭和37年11月30日条例第35号）

会津坂下町災害対策本部条例

昭和37年11月30日条例第35号

改正 平成25年3月21日条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、会津坂下町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け本部長が事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前3条に定めるもののほか、本部に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年6月27日から適用する。

○会津坂下町災害対策本部規程（平成26年3月17日訓令第41号）

会津坂下町災害対策本部規程

平成26年3月17日訓令第41号

（趣旨）

第1条 この規程は、会津坂下町災害対策本部条例（昭和37年会津坂下町条例第35号）第4条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、会津坂下町災害対策本部（以下「本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員）

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、会津坂下町副町長及び会津坂下町消防団長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

（1） 会津坂下町教育委員会教育長

（2） 町長の事務局及び教育員会事務局の課長、議会事務局長、会計管理者

3 町長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、町の職員のうちから随時適当と認める者を本部員として任命することができる。

（災害対策本部員会議）

第3条 本部に災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を審議決定し、その実施の推進を図るものとする。

（本部の組織）

第4条 本部に別表第1に定める部及び班を置く。

2 部に部長、副本部長、班長及び班員を置き、部（事務局）長、班（所、室）長及び別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 部及び班の事務分掌は、別表第2に定めるとおりとする。

4 本部の事務局は、総務課がこれに当たるものとする。

附 則

第1条 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 会津坂下町災害対策本部規程（平成7年2月1日制定）は、廃止する。

○会津坂下町防災行政無線局管理運用規程（平成9年3月21日告示第9号）

会津坂下町防災行政無線局管理運用規程

平成9年3月21日告示第9号

改正	平成9年7月30日告示第55号	平成19年3月30日告示第15号
	平成13年3月30日訓令第29号	平成26年3月25日告示第22号
	平成16年3月26日訓令第35号	平成28年9月1日告示第80号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 職員（第4条—第10条）

第3章 運用

第1節 通則（第11条—第13条）

第2節 固定系無線（第14条—第17条）

第3節 研修（第18条）

第4章 保全整備（第19条—第23条）

第5章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、会津坂下町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し円滑な通信、通報を図るために設置する防災行政用の無線局（以下「防災行政無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通信 通話及び通報をいう。
- (2) 通話 音声によって行う通信をいう。
- (3) 通報 音声又は信号によって行う一方的な通信をいう。
- (4) 統制 災害時及び通信重複時に通信運用を統制管理することをいう。
- (5) 固定系 同報通信方式によって通報を行う通信系をいう。
- (6) 固定系親局 特定の2以上の通信設備に対し、同一内容の情報を送信することができる無線局で固定系に属するものをいう。
- (7) 固定系子局 固定系親局又は固定系中継局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (8) 遠隔制御局 固定系親局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。
- (9) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。

（通信系統、設備、配備先等）

第3条 防災行政無線局の通信系統は、情報の伝達を目的とする固定系とし、その設備構成は別表第1のとおりとする。

2 無線設備の配備場所は、別表第2のとおりとする。

3 非常災害時等における防災行政無線局の適切な運用を確保するため、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部会津坂下消防署に遠隔制御局を設置し、別に定める運用に関する協定書に基づき、これを運用するものとする。

第2章 職員

（職員）

第4条 防災行政無線局に総括管理者、副総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任

者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者及び副総括管理者)

第5条 総括管理者は、防災行政無線局の管理運用の事務を総括し、管理責任者及び管理者を指揮監督する。

2 総括管理者は、町長の職にある者を、副総括管理者には副町長の職にある者をもって充てる。

3 副総括管理者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理運用の事務を行うとともに、通信取扱責任者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第7条 管理者は、総括管理者の命を受け、配備された無線設備を管理し、当該部署の通信取扱責任者を監督する。

2 管理者は、遠隔制御局の無線設備を配備された部署の長にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、通信取扱者を指揮し、防災行政無線局の無線設備の管理、運用の業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者とは、無線設備の通信操作を行う者をいう。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた防災行政無線局の運用を行わなければならない。

(無線従事者)

第10条 総括管理者は、防災行政無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配備するように努めなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、毎年4月1日現在における無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

4 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく東北電気通信監理局長に届け出るものとする。

第3章 運用

第1節 通則

(運用時間)

第11条 防災行政無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内の運用を原則とする。

(災害時の運用)

第12条 災害時においては、会津坂下町地域防災計画に基づく災害対策の指令、情報の収集の通話を優先するものとする。

(他無線局との関係)

第13条 総括管理者は、常に関係行政機関の無線局と連絡を密にして、それらの通信運用を熟知し、災害等に対処するものとする。

2 総括管理者は、常に福島県防災行政無線局と有機的な運用に努めるとともに、災害対策本部が設置された場合は、福島県防災行政無線局と協力して災害通信の円滑な疎通を図る

ものとする。

第2節 固定系無線

(固定系無線の通報内容)

第14条 固定系無線の通報内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる災害に関する情報で、住民に対し緊急に伝達を必要とするもの

ア 暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報（いずれも会津坂下町に影響を及ぼすと予想される場合）

イ 地震情報

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警報

エ 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防警報

オ 災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合に発する避難の準備、勧告、指示

(2) 地域住民の生命、財産に関わる緊急かつ重要なもの

(3) 町の一般行政広報に関することで多数の住民に伝達を必要とするもの

(4) 時報

(5) その他町長が特に必要と認めたもの

(通報の種類)

第15条 通報の種類は、定時通報、一般通報及び緊急通報とする。

2 定時通報は、毎日7時、12時、17時、20時の4回の時報とする。ただし、時季により通報時刻を変更することができる。

3 一般通報は、定時通報及び緊急通報以外の通報とし、通報時刻は別に定めるものとする。

4 緊急通報は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測される場合に行う通報とする。

(通報の区分)

第16条 通報の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一斉通報 全固定系子局を対象とする通報

(2) グループ別通報 固定系子局のグループ別を対象とする通報

(3) 個別通報 固定系子局の一部を対象とする通報

(通報の依頼及び処理)

第17条 固定系無線の通報の依頼及び処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般通報 通報を希望する担当課長は、無線通報依頼書（様式第2号）を3日前までに作成し、総括管理者の決裁を得なければならない。この場合において、総括管理者は、その内容を審査し、通報の可否を決定し、通報しないと決定したときはその旨を担当課長に通知しなければならない。

(2) 緊急通報 通報を希望する担当課長は、無線通報依頼書を作成し、総括管理者の決裁を得なければならない。ただし、事態が切迫し、そのいとまがないときは、口頭、電話等によることができる。この場合において、総括管理者は、速やかにその内容を審査し、通報の可否を決定しなければならない。

(3) 勤務時間外に職員が緊急通報を実施したときは、緊急通報報告書（様式第3号）により遅滞なく総括管理者に報告するものとする。

第3節 研修

(研修)

第18条 総括管理者は、通信取扱者に対して、毎年1回以上防災行政無線局の管理運用について必要な知識及び技能に関する研修を行わなければならない。

第4章 保全整備

(無線設備の保守点検)

第19条 無線設備の正常な機能を維持するため、次に掲げる点検を行うものとする。

- (1) 週点検 通信取扱者が週1回定期的に行う点検
- (2) 半年点検 通信取扱責任者が半年に1回定期的に行う点検
- (3) 年点検 管理責任者が年1回定期的に行う点検
- (4) 臨時点検 管理責任者が機器の機能に異常があると認めたとときに臨時に行う点検

2 前項の点検の結果は、点検記録簿（様式第4号から様式第8号まで）に記録するものとする。

（試験電波の発射）

第20条 無線設備の点検整備等のため、通信により試験電波を発射するときは、電波法に定めるところにより通報又は通話の閑散な時に行わなければならない。

（故障等の措置）

第21条 管理者は、無線設備に故障等があった場合は、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項に規定する報告を受けた場合は、遅滞なく復旧に必要な措置をとらなければならない。

（無線業務日誌の整備）

第22条 通信取扱者は、無線業務日誌（様式第8号）に通信状態の概要その他必要な事項を記載し、整備しておかななければならない。

2 管理責任者は、無線業務の概要等を定期的に総括責任者に報告しなければならない。

（無線業務日誌の保存期間）

第23条 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

第5章 雑則

（その他）

第24条 この規程に定めるもののほか、防災行政無線局の管理運用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月30日告示第55号）

この規程は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第29号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日訓令第35号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第15号）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際限に改正前のそれぞれの訓令の規程に基づき提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの訓令の相当規程に基づき提出された申請書等とみなす。

3 この規程の施行の際限に作成されている改正前のそれぞれの訓令に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年3月25日告示第22号）

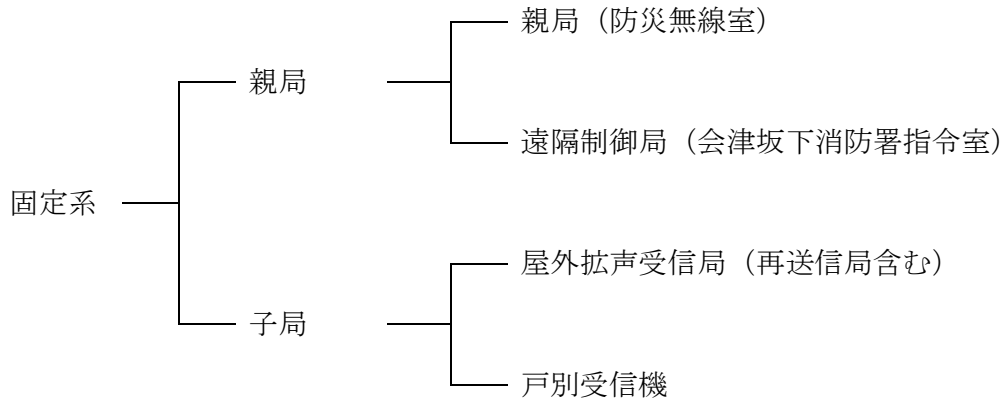
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月1日告示第80号）
この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）
防災行政無線局の設備構成



○会津坂下町一般業務用無線局管理運用規程（平成28年9月1日告示第82号）

会津坂下町一般業務用無線局管理運用規程

平成28年9月1日告示第82号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 職員（第4条—第10条）

第3章 運用

第1節 通則（第11条—第13条）

第2節 移動系無線（第14条—第17条）

第3節 研修（第18条）

第4章 保全整備（第19条—第23条）

第5章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、会津坂下町の一般業務用として一般行政事務の円滑な通信、通報を図るために設置する一般業務用の無線局（以下「業務用無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）通信 通話及び通報をいう。
- （2）通話 音声によって行う通信をいう。
- （3）通報 音声又は信号によって行う一方的な通信をいう。
- （4）統制 災害時及び通信重複時に通信運用を統制管理することをいう。
- （5）移動系 基地局及び陸上移動局の通信系をいう。
- （6）中継局 陸上無線局からの電波を受け、特定の2以上の受信設備に対し、同一内容の情報を送信することができる無線局で移動系に属するものをいう。
- （7）基地局 役場庁舎（以下「庁舎」という。）に設置され、陸上移動局を通信の相手方とする無線局で、移動系に属するものをいう。
- （8）陸上移動局 基地局又は他の陸上移動局を通信の相手方とする車載型又は携帯型の無線局で、移動系に属するものをいう。
- （9）無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。

（通信系統、設備、配備先等）

第3条 業務用無線局の通信系統は、情報の収集及び情報の伝達を目的とする設備構成は、別表第1のとおりとする。

2 無線設備の配備場所は、別表第2及び第2の2のとおりとする。

第2章 職員

（職員）

第4条 業務用無線局に総括管理者、副総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

（総括管理者及び副総括管理者）

第5条 総括管理者は、業務用無線局の管理運用の事務を総括し、管理責任者及び管理者を指揮監督する。

2 総括管理者は、町長の職にある者を、副総括管理者には副町長の職にある者をもって充

てる。

3 副総括管理者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、業務用無線局の管理運用の事務を行うとともに、通信取扱責任者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第7条 管理者は、総括管理者の命を受け、配備された無線設備を管理し、当該部署の通信取扱責任者を監督する。

2 管理者は、陸上移動局の無線設備を配備された部署の長にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、通信取扱者を指揮し、業務用無線局の無線設備の管理、運用の業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者とは、無線設備の通信操作を行う者をいう。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた防災行政無線局の運用を行わなければならない。

(無線従事者)

第10条 総括管理者は、業務用無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配備するように努めなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、毎年4月1日現在における無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

4 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく東北電気通信監理局長に届け出るものとする。

第3章 運用

第1節 通則

(運用時間)

第11条 業務用無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内の運用を原則とする。

(災害時の運用)

第12条 災害時においては、会津坂下町地域防災計画に基づく災害対策の指令、情報の収集の通話を優先するものとする。

(他無線局との関係)

第13条 総括管理者は、常に関係行政機関の無線局と連絡を密にして、それらの通信運用を熟知し、災害等に対処するものとする。

第2節 移動系無線

(移動系無線の通信内容)

第14条 移動系無線の通信内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般行政事務を遂行するための通信

(2) 災害に関する情報の収集及び伝達のための通信

(通信の種類)

第15条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 平常時通信 平常時に行う通信
- (2) 統制時通信 災害等で統制により範囲を制限して行う通信
- (3) 非常通信 電波法第52条の規定により災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全ての無線局が自主的判断によって行う通信
(通信の区分)

第16条 通信の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉通信 全無線局を対象とする通信
- (2) 個別通信 特定の無線局を対象とする通信
(通信統制)

第17条 総括管理者は、災害時における緊急重要通信を確保するため、通信の統制を行うことができる。

- 2 通信統制は、通信の制限、通信事項の優先順位、その他の通信の統制をもって行う。
- 3 統制時の通信は、基地局の統制及び指示のもとに行うものとする。

第3節 研修

(研修)

第18条 総括管理者は、通信取扱者に対して、毎年1回以上業務用無線局の管理運用について必要な知識及び技能に関する研修を行わなければならない。

第4章 保全整備

(無線設備の保守点検)

第19条 無線設備の正常な機能を維持するため、次に掲げる点検を行うものとする。

- (1) 週点検 通信取扱者が週1回定期的に行う点検
- (2) 半年点検 通信取扱責任者が半年に1回定期的に行う点検
- (3) 年点検 管理責任者が年1回定期的に行う点検
- (4) 臨時点検 管理責任者が機器の機能に異常があると認めたときに臨時に行う点検

- 2 前項の点検の結果は、点検記録簿(様式第2号から様式第4号まで)に記録するものとする。

(試験電波の発射)

第20条 無線設備の点検整備等のため、通信により試験電波を発射するときは、電波法に定めるところにより通報又は通話の閑散な時に行わなければならない。

(故障等の措置)

第21条 管理者は、無線設備に故障等があった場合は、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項に規定する報告を受けた場合は、遅滞なく復旧に必要な措置をとらなければならない。

(無線業務日誌の整備)

第22条 通信取扱者は、無線業務日誌(様式第5号)に通信状態の概要その他必要な事項を記載し、整備しておかななければならない。

- 2 管理責任者は、無線業務の概要等を定期的に総括責任者に報告しなければならない。

(無線業務日誌の保存期間)

第23条 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

第5章 雑則

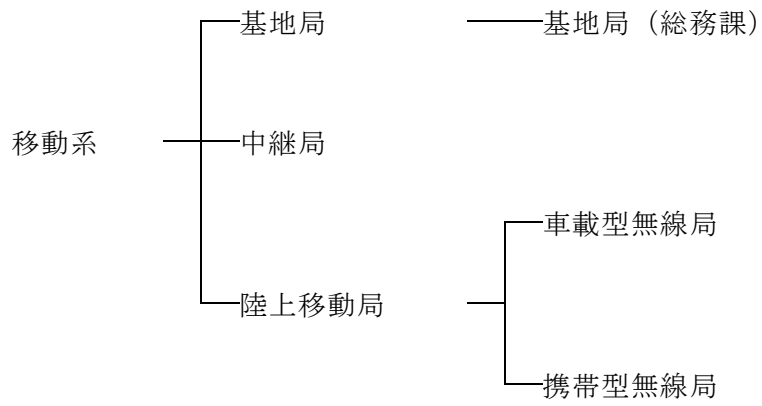
(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、業務用無線局の管理運用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）



巻末資料 用語集（防災気象情報や避難勧告等の用語説明）

【あ行】

大雨警報（おおあめけいほう）

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表。

大雨注意報（おおあめちゅういほう）

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

大雨特別警報（おおあめとくべつけいほう）

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。

大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等の強度を基準とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。

■雨量を基準とする大雨特別警報

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

■台風等の強度を基準とする大雨特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

屋内安全確保（おくないあんぜんかくほ）

屋内での待避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

【か行】

解析雨量（かいせきうりょう）

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせ、より精度が高い、面的な雨量を1km格子で解析したもの。

規格化版流域雨量指数（きかくかばんりゅういきうりょうしすう）

流域雨量指数を、1991～2010年の20年間の最大値に対する比率として表したもの。5km格子で表示し、およその出現頻度を推定できる。例えば、この指数が0.50～0.69であれば1年に数回程度で発現する流域雨量指数であり、0.70～0.89であれば1年に1回程度、0.90～0.99であれば数年に1回程度、1.00～ならば過去20年程度で経験がない流域雨量指数であることを意味する。

強風注意報（きょうふうちゅういほう）

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。

記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される情報。

緊急地震速報（きんきゅうじしんそくほう）

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。

地震波には主に2種類の波があり、最初に伝わる早い波（秒速約7 km）をP波、速度は遅い（秒速約4 km）が揺れは強い波をS波という。この速度差を利用して、P波を検知した段階でS波による大きな揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約30万km）で伝わることから、S波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。

警報（けいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波警報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

洪水警報（こうずいけいほう）

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

洪水注意報（こうずいちゅういほう）

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。

洪水時家屋倒壊危険ゾーン（こうずいじかおくとうかいきけんぞん）

洪水氾濫または河岸侵食により家屋の倒壊のおそれがある区域。

a) 洪水時家屋倒壊危険ゾーン（洪水氾濫）

河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

b) 洪水時家屋倒壊危険ゾーン（河岸侵食）

洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

降水短時間予報（こうすいたんじかんよほう）

1時間降水量について分布図形式で行う予報。30分毎に発表し、1km格子単位で6時間後（1時間～6時間先）まで予報する。

降水ナウキャスト（こうすいなうきゃすと）

降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km格子単位で1時間後（5分～60分先）まで予報する。

洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

洪水予報河川は、流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川が対象となる。

【さ行】

災害時要援護者（さいがいじょうえんごしゃ）

避難行動に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難な者、災害から自らを守るための避難行動をとるのに手助けが必要な者（例えば、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等）。

平成25年6月の災害対策法改正において、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義されている。

山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり）による被害のおそれがある地区。

① 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害（落石による災害を含む。）が発生するおそれがある地区

② 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

③ 地すべり危険地区

地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

小河川等による浸水（しょうかせんとうによるしんすい）

平地を流れる小さい川や水路など、大雨により河川氾濫したとしても屋内の安全な場所へ待避すれば命を脅かされることはほとんど無い、水深の浅い浸水。

水位周知河川（すいしゅうちかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が水位情報を通知及び周知する対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

垂直避難（すいちよくひなん）

切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること。（「屋内安全確保」の一つ。）

水平避難（すいへいひなん）

その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難すること。（「立ち退き避難」と同意。）

水防団待機水位（すいぼうだんたいきすい）

水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。

【た行】

待避（たいひ）

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること。（「屋内安全確保」の一つ。）

台風情報（たいふうじょうほう）

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

b) 台風の予報の内容

72時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

立ち退き避難（たちのきひなん）

自宅等から指定避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。（水平避難と同意。）

竜巻注意情報（たつまきちゅういじょうほう）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に概ね1つの県を対象に発表される。有効期間は、発表から1時間。

地下空間等関係者（ちかくうかんとうかんけいしゃ）

「小河川等による浸水」により命が脅かされる危険性がある地下街関係者、地下鉄会社、下水道工事等関係者、道路のアンダーパスを有する道路管理者等

注意報（ちゅういほう）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

特別警戒水位（とくべつけいかいすい）

水位周知河川において、付近の住民が避難を開始するために設定された水位。氾濫危険水位と同意。

特別警報（とくべつけいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

土砂災害危険区域（どしゃさいがいきけんくいき）

都道府県が調査した土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による被害のおそれがある区域。

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地

② 土石流危険区域

溪流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域

③ 地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいけいかいいくいき・どしゃさいがいとくべつけいかいいくいき）

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

① 土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

② 土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害警戒情報を補足する情報（どしゃさいがいけいかいじょうほうをほそくするじょうほう）

気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と各都道府県が発表する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」を総称した情報。

土砂災害警戒判定メッシュ情報（どしゃさいがいはけいかいはんていめっしゅじょうほう）

土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生危険度を5kmメッシュ毎に階級表示した分布図。「土砂災害警戒情報の補足的な情報」の一つ。気象庁HP や防災情報提供システムで提供されている。

土壌雨量指数（どじょうりょうしう）

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。5kmメッシュ、30分毎に計算している。

【は行】

氾濫危険情報（洪水警報）（はんらんきけんじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなる時に発表される洪水予報。洪水予報河川及び河川管理者により指定された河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合には、「××川氾濫危険情報」が発表される。

氾濫危険水位（はんらんきけんすい）

基準地点の受け持ち区間において、氾濫のおそれが生じる水位。

氾濫警戒情報（洪水警報）（はんらんけいかいじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなる時に発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又は氾濫危険水位に達すると予想された場合には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

氾濫注意水位（はんらんちゅういすい）

出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。

氾濫注意情報（洪水注意報）（はんらんちゅういすい（こうずいちゅういほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなる時に発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合には、「××川氾濫注意情報」が発表される。洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

氾濫発生情報（洪水警報）（はんらんはっせいじょうほう（こうずいけいほう））

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなる時に発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。洪水予報河川以外に、あらかじめ河川管理者により指定された河川（水位周知河川）についても、発表されることがある。

避難勧告（ひなんかんこく）

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。（屋内安全確保も避難勧告が促す避難行動としている。）

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

避難指示（ひなんしじ）

市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立

ち退きを指示すること。(避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者に立ち退き避難を促す。)

また、土砂災害等から立ち退き避難をしそびれた者に屋内安全確保を促す。

避難準備情報（ひなんじゅんぴじょうほう）

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。(気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をすることを求める。)

また、(災害時)要配慮者に、立ち退き避難を促す。

避難所（ひなんじょ）

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。

避難場所（ひなんばしょ）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。

避難判断水位（ひなんはんだんすいゐ）

避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位。

府県気象情報（ふけんきしょうじょうほう）

警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。

プロアクティブの原則（ぷろあくていぶのげんそく）

アメリカでの危機管理者が行う行動原則

- ① 疑わしいときは行動せよ。
- ② 最悪の事態を想定して行動せよ。
- ③ 空振りには許されるが見逃しは許されない。

暴風警報（ぼうふうけいほう）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね20 m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下の通り。

■ 台風等を要因とする暴風特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa 以下又は最大風速50 m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60 m/s 以上。

【や行】

要配慮者（ようはいりょしゃ）

平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」のこと。

【ら行】

陸閘（りくこう）

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

流域（りゅういき）

ある河川、または水系の四囲にある分水界（二以上の河川の流れを分ける境界）によって囲まれた区域。

洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

流域平均雨量（りゅういきへいきんりょう）

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。

流域雨量指数（りゅういきりょうしすう）

河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。5 km 四方の領域ごとに算出される。

資 料 編

資 料 編 目 次

1	山岳	1
2	河川	1
3	溜池	1
4	地すべり危険箇所・土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所	3
5	土砂災害危険箇所・注意区域	4
6	山腹崩壊・崩壊土砂流出危険箇所	5
7	雪崩危険箇所	5
8	災害発生時の連絡体制	6
9	注意報・警報等の発表基準と構成	7
10	災害の被害認定基準	9
11	被害状況報告書	11
12	防災行政無線設備状況	19
13	動員計画	24
14	消防組織一覧表	25
15	消防力	25
16	救出車両、舟艇、その他機械器具調達策報告書	26
17	指定避難所（福祉避難所）	27
18	避難場所	28
19	避難場所設置及び収容状況	29
20	避難所収容者名簿	29
21	避難所収容台帳	29
22	避難所用物品受払簿	30
23	避難所開設用施設及び器物借用簿	30
24	飲料水供給記録簿	30
25	応急仮設住宅入居該当者調	31
26	応急仮設住宅入居該当対象者選定調書	31
27	応急仮設住宅入居者台帳	32
28	応急住宅修理記録簿	32
29	住宅の応急修理該当者調	32
30	救護班の編成	33
31	救護班編成及び活動記録簿	33
32	救護活動記録簿	33
33	医薬品衛生材料受払簿	33
34	医薬品班出動編成表	34
35	救護班診療記録	34
36	救護班医薬品衛生材料使用簿	34
37	医薬品衛生材料等引継書	35

38	医院、診療所医療実施状況	3 5
39	助産台帳	3 5
40	障害物除去該当者調	3 6
41	障害物除去該当者選考調書	3 6
42	障害物除去の実施状況記録簿	3 6
43	死体捜索状況記録簿	3 7
44	死体処理台帳	3 7
45	埋葬台帳	3 7
46	保有車両	3 8
47	被災使用教科書等調	4 0
48	被災教科書一覧表	4 0
49	学用品交付簿	4 0
50	災害防疫調査指導票	4 1
51	感染症予防申請書	4 2
52	災害防疫業務完了報告書	4 3
53	災害時応援協定締結事業所	4 4

資料編

1 山岳

名称	所在地	標高 (m)	備考
大蔵山	大字坂本	452.0	
高寺山	大字高寺	401.6	
船窪山	大字船杉	366.0	
勝方山	大字勝大	336.2	
雷神山	大字大上	309.0	
長峰	大字長井	256.5	

2 河川

名称	管内流域距離 (km)	管理区分	備考
阿賀川	16	国土交通省	
旧宮川 (鶴沼川)	10	福島県	
只見川	7	福島県	
宮川	3	福島県	

3 溜池

番号	溜池名	水系名 支線名	所在地	受益 面積 ha	型式	貯水量 m ³	堤高 m	堤長 m	適用
1	稻荷前堤	阿賀川	大字長井字東山田	15.0	土堰堤	10,000	3.30	88.0	警戒
2	山田堤	阿賀川	大字長井字三ツ曾根	13.0	土堰堤	25,000	4.77	145.0	
3	二ノ平堤	阿賀川	大字長井字松曾根	15.0	土堰堤	38,000	6.90	83.5	
4	切開堤	阿賀川	大字長井字松曾根	5.0	土堰堤	20,000	5.39	56.0	
5	伊谷沢堤	阿賀川 鶴沼川	大字宇内字伊谷沢	9.6	土堰堤	30,000	10.49	55.0	
6	墓前堤	阿賀川 鶴沼川	大字宇内字墓前	9.6	土堰堤	21,000	6.57	60.0	警戒
7	仲子山堤	阿賀川 鶴沼川	大字宇内字北沢	20.0	土堰堤	20,000	7.05	40.0	
8	深沢堤	阿賀川 鶴沼川	大字津尻字深沢	7.0	土堰堤	7,000	8.27	62.0	警戒
9	中丸堤	阿賀川 只見川	大字高寺字中丸	25.0	土堰堤	70,000	5.90	50.0	
10	堂ノ入堤	阿賀川 只見川	大字東松字堂ノ入	1.0	土堰堤	5,000	1.70	13.0	警戒
11	柏原堤	阿賀川 只見川	大字東松字柏原	1.5	土堰堤	7,000	5.61	38.0	警戒
12	上沼堤	阿賀川 只見川	大字東松字反屋敷	15.0	土堰堤	24,000	5.00	67.0	
13	大沼堤	阿賀川 只見川	大字東松字茅場	9.0	土堰堤	20,000	2.77	50.0	
14	下沼堤	阿賀川 只見川	大字東松字油子	11.0	土堰堤	28,000	3.67	86.0	
15	八百刈堤	阿賀川 只見川	大字東松字霞ヶ沢	4.0	土堰堤	10,000	6.00	40.0	警戒
16	新堤	阿賀川 只見川	大字東松字柏原	10.0	土堰堤	20,000	6.80	80.0	

資料編

番号	溜池名	水系名 支線名	所在地	受益 面積 ha	型式	貯水量 m ³	堤高 m	堤長 m	適用
17	泥布沢堤	阿賀川 只見川	大字東松字泥布沢	5.0	土堰堤	6,000	4.40	54.0	警戒
18	中田堤	阿賀川 只見川	大字東松字中田	5.0	土堰堤	6,000	5.00	40.0	警戒
19	荒田堤	阿賀川 只見川	大字東松字荒田	15.0	土堰堤	30,000	6.85	54.0	
20	二十刈堤	阿賀川 只見川	大字東松字二十刈	15.0	土堰堤	6,000	5.60	40.0	
21	水頭堤	阿賀川	大字高寺字水頭	7.0	土堰堤	10,000	3.11	80.0	警戒
22	新堤	阿賀川	大宝塔寺字北原	2.0	土堰堤	20,000	8.18	91.8	警戒
23	堂前堤	阿賀川	大宝塔寺字蔵王権現	10.0	土堰堤	5,000	4.00	176.8	
24	上ノ山堤	阿賀川	大宝塔寺字上ノ山	28.0	土堰堤	35,000	6.50	238.0	警戒
25	大蔵沢堤	阿賀川 只見川	大字坂本字大蔵沢	2.0	土堰堤	12,000	8.75	62.0	警戒
26	大沢堤	阿賀川 只見川	大字坂本字堤ノ上	5.0	土堰堤	18,000	6.57	65.0	警戒
27	品ノ木沢1号	阿賀川 田沢川	大字船杉字品ノ木沢	8.0	土堰堤	3,000	6.26	42.3	警戒 廃止予定
28	品ノ木沢2号	阿賀川 田沢川	大字船杉字品ノ木沢	8.0	土堰堤	7,000	4.69	39.0	警戒 廃止予定
29	杉温水堤	阿賀川 田沢川	大字船杉 字南杉大道下	5.5	土堰堤	3,500	3.80	180.0	
30	蟹沢1号堤	阿賀川 田沢川	大字船杉字蟹沢	5.5	土堰堤	15,000	6.62	28.0	警戒 廃止予定
31	蟹沢2号堤	阿賀川 田沢川	大字船杉字蟹沢	5.5	土堰堤	7,000	8.35	47.0	警戒 廃止予定
32	白子沢堤	阿賀川 田沢川	大字船杉字白子沢	20.2	土堰堤	25,000	8.50	57.0	警戒
33	船窪沢堤	阿賀川 田沢川	大字船杉字船窪沢	20.2	土堰堤	10,000	7.35	48.5	警戒
34	楢沢1号堤	阿賀川 田沢川	大字船杉字楢沢	14.0	土堰堤	25,000	8.10	75.0	警戒
35	楢沢2号堤	阿賀川 田沢川	大字船杉字楢沢	14.0	土堰堤	16,000	6.19	71.0	警戒
36	湯沢堤	阿賀川 田沢川	大字船杉字湯沢	7.0	土堰堤	15,000	6.01	28.0	警戒
37	越沢1号堤	阿賀川 田沢川	大字牛川字越沢	20.0	土堰堤	20,000	9.70	70.0	警戒
38	越沢2号堤	阿賀川 田沢川	大字牛川字越沢	20.0	土堰堤	8,000	6.99	80.8	警戒
39	越沢3号堤	阿賀川 田沢川	大字牛川字越沢	20.0	土堰堤	20,000	7.18	143.5	警戒
40	芦沢堤	阿賀川 宮田川	会津美里町山戸田沢	20.0	土堰堤	34,000	8.89	95.0	
41	姥沢堤	阿賀川 宮田川	大字牛川字寺西	10.0	土堰堤	5,000	3.95	27.0	
42	大村新堤	阿賀川 宮田川	大字勝大字水林	1.8	土堰堤	16,000	6.50	67.0	警戒
43	坊ヶ沢堤	阿賀川 宮田川	大字勝大字坊ヶ沢	20.0	土堰堤	16,000	5.20	48.0	警戒
44	上ノ山堤	阿賀川 牛川新堀	大字勝大字沢口	10.0	土堰堤	3,000	4.55	28.3	警戒
45	鬼渡堤	阿賀川 牛川新堀	大字勝大字鬼渡山	89.0	土堰堤	80,000	10.75	122.0	

番号	溜池名	水系名 支線名	所在地	受益 面積 ha	型式	貯水量 m ³	堤高 m	堤長 m	適用
46	大沢入堤	阿賀川 牛川新堀	大字勝大字大沢入	89.0	土堰堤	70,000	7.24	49.0	
47	手寺沢堤	阿賀川 宮田川	大字勝大字手寺沢	10.0	土堰堤	20,000	10.10	50.0	
48	木流堤	阿賀川 牛川新堀	大字勝大字遠京山	89.0	土堰堤	12,000	7.53	45.0	
49	大久保堤	阿賀川 牛川新堀	会津美里町大字沼田 字前田	50.0	土堰堤	40,000	7.90	165.0	警戒
50	下宮堤	阿賀川 田沢川	大字船杉字下宮	20.2	土堰堤	3,000	2.99	80.0	

4 地すべり危険箇所・土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 地すべり危険箇所

(農林水産部)

番号	地区名	所在地	面積 (ha)	法指定年月日	農林省告示番号
27	束松	会津坂下町大字束松字杉山外	160.20(3.73)	S59.3.12(H9.6.18)	630(962)
	洲走	会津坂下町大字片門字窪倉前外	14.89	H29.9.11	1406

地区番号	地区名	所在地	面積(ha)	保全対象	法指定の有無
	束松	会津坂下町大字束松字田中	7.74	道路	有・36.8.12

(土木部)

指定 番号	箇所名	所在地	河川名 水系名	河川名	河川名 溪流名	面積 (ha)	法指定年月日
	束松	会津坂下町大字束松	阿賀川	只見川	高橋川	7.2	S37.12.10

(2) 土石流危険渓流

危険渓流Ⅰ（保全家5戸以上、又は保全家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流）

渓流番号 50421	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (km ²)	砂防指定有無
A0003	阿賀野川	只見川	大沢	会津坂下町大沢	3.07	
A0006	阿賀野川	只見川	紙漉沢	会津坂下町朝立	0.75	
A0007	阿賀野川	只見川	黒森山沢	会津坂下町朝立	0.48	
A0008	阿賀野川	只見川	大蔵沢	会津坂下町朝立	2.01	
A0013	阿賀野川	旧宮川	見明沢	会津坂下町見明	0.34	
A0014	阿賀野川	旧宮川	見明沢2号	会津坂下町見明	0.41	
A0015	阿賀野川	旧宮川	中の沢	会津坂下町見明	0.24	
A0016	阿賀野川	旧宮川	ミミオ沢	会津坂下町見明	0.40	
A0017	阿賀野川	旧宮川	北原沢	会津坂下町塔寺北原	0.08	
A0019	阿賀野川	旧宮川	ミノ沢	会津坂下町気多宮	0.13	
A0020	阿賀野川	旧宮川	浦沢	会津坂下町気多宮	0.04	
A0021	阿賀野川	旧宮川	坊が沢	会津坂下町気多宮	0.12	
A0022	阿賀野川	旧宮川	気多宮沢	会津坂下町気多宮	0.06	
A0023	阿賀野川	旧宮川	上野沢	会津坂下町塔寺上野	0.28	
A0025	阿賀野川	旧宮川	盗人沢(境沢)	会津坂下町杉	0.24	
A0026	阿賀野川	旧宮川	品ノ木沢	会津坂下町杉	1.92	
A0027	阿賀野川	旧宮川	杉沢	会津坂下町杉	1.03	(有・2号指定)

A0030	阿賀野川	旧宮川	船窪沢	会津坂下町船窪	1.48	(有・2号指定)
溪流番号 50421	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (km ²)	砂防指定有無
A0031	阿賀野川	旧宮川	湯沢	会津坂下町船窪	0.87	
A0037	阿賀野川	旧宮川	さんずかり沢	会津坂下町勝方	3.75	(有・2号指定)

危険溪流Ⅱ (保全人家戸数1戸以上5戸未満の場所に流入する溪流)

溪流番号 50421	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (km ²)	砂防指定有無
B0004	阿賀野川	只見川	朝立沢	会津坂下町朝立	0.24	
B0005	阿賀野川	只見川	前林沢	会津坂下町朝立	0.47	
B0018	阿賀野川	旧宮川	北原沢2号	会津坂下町塔寺北原	0.35	
B0024	阿賀野川	旧宮川	境ノ沢	会津坂下町杉	0.14	
B0028	阿賀野川	旧宮川	蟹沢	会津坂下町杉	1.44	
B0033	阿賀野川	旧宮川	西村中沢	会津坂下町牛川西村中	0.89	
B0034	阿賀野川	旧宮川	西村中沢2号	会津坂下町牛川西村中	0.19	
B0035	阿賀野川	旧宮川	大村新田沢	会津坂下町大村新田	0.96	

準ずる溪流 (現在は保全人家戸数0戸であるが、今後住宅等の新築等の新築の可能性があると考えられる区域に流入する溪流)

溪流番号 50421	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (km ²)	砂防指定有無
C0010	阿賀野川	旧宮川	勝負沢	会津坂下町宇内勝負沢	0.45	
C0029	阿賀野川	旧宮川	白狐沢	会津坂下町杉	0.07	
C0032	阿賀野川	旧宮川	檜沢	会津坂下町船窪	0.11	
C0036	阿賀野川	旧宮川	大村沢	会津坂下町大村	0.06	
C0038	阿賀野川	旧宮川	勝方沢	会津坂下町勝方	0.03	

(3) 急傾斜地崩壊

危険箇所Ⅰ

箇所名	所在地	区域指定年月日
気多宮	会津坂下町大字気多宮字浦ノ沢	S47.3.31 S51.3.26 S56.3.27 H27.3.27
舟 渡	会津坂下町大字高寺字舟渡	S54.3.20 H27.3.27

危険箇所Ⅱ

箇所名	所在地	区域指定年月日
谷 地	会津坂下町大字高寺字谷地	H27.12.25
諏訪田	会津坂下町大字東松字諏訪田	H27.12.25

5 土砂災害危険箇所・注意区域

箇所名	要配慮者関連施設	所在地
八幡地区	特別養護老人ホーム会津寿楽荘	会津坂下町大字塔寺字北原 645 番地
川西地区	グループホームもも太郎さん(坂下)	会津坂下町大字見明字古屋敷 771-1

6 山腹崩壊・崩壊土砂流出危険箇所

(1) 山腹崩壊（農林水産部）

箇所番号	地区名	所在地(大字)
1001	窪	会津坂下町 高寺
1002	山子Ⅰ	会津坂下町 津尻
1003	山子Ⅱ	会津坂下町 津尻
1004	松原	会津坂下町 束松
1005	上ノ堤	会津坂下町 塔寺
1006	横峯	会津坂下町 長井
1007	上越引	会津坂下町 高寺
1008	上ノ原	会津坂下町 片門

(2) 崩壊土砂流出危険地区（農林水産部）

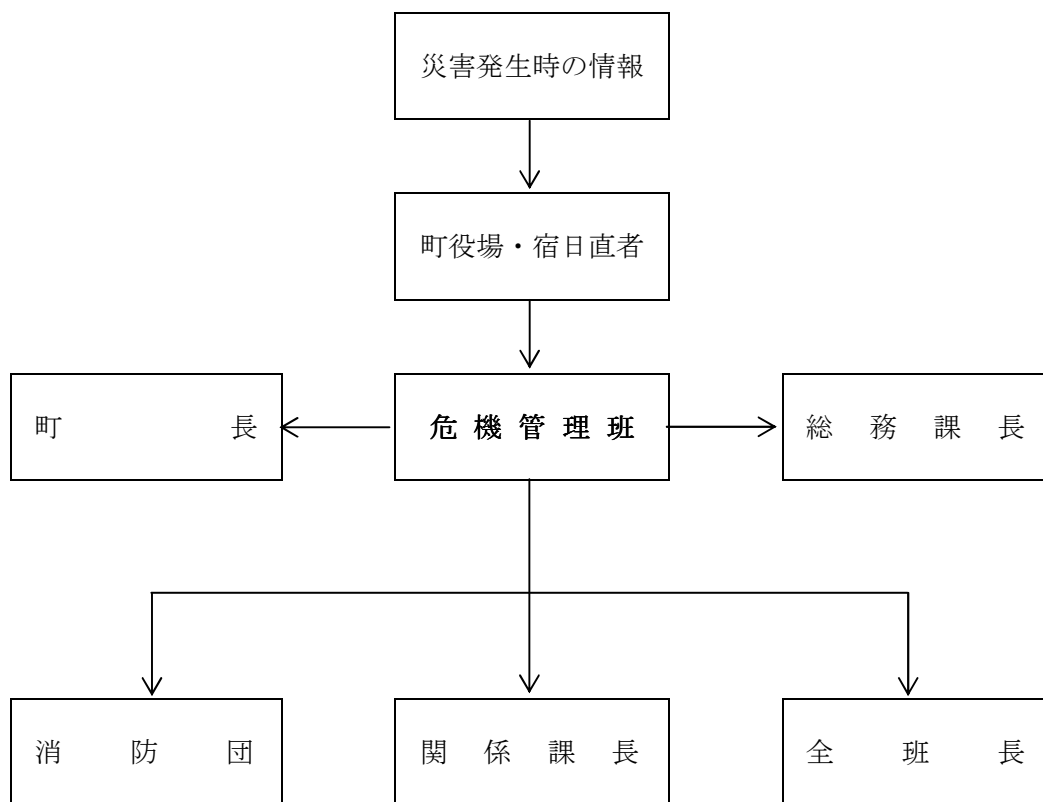
箇所番号	地区名	所在地(大字)
2001	山子	会津坂下町 津尻
2002	勝負沢	会津坂下町 宇内
2003	見明沢	会津坂下町 見明
2004	姥ヶ懐	会津坂下町 塔寺
2005	蟹沢	会津坂下町 船杉
2006	楢沢Ⅰ	会津坂下町 牛川
2007	楢沢Ⅱ	会津坂下町 牛川
2008	牧の日向	会津坂下町 勝方
2009	大沢	会津坂下町 坂本
2010	大蔵沢山	会津坂下町 坂本
2011	早稲沢	会津坂下町 坂本
2012	赤城	会津坂下町 束松
2013	白子沢	会津坂下町 船杉
2014	草山	会津坂下町 勝大
2015	紙渡沢山	会津坂下町 坂本
2016	八百沢	会津坂下町 束松

7 雪崩危険箇所

(1) 雪崩危険箇所Ⅱ（雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所）

箇所番号	地区名	所在地	面積 (㎡)	斜面延長	
				縦断方向(m)	横断方向(m)
29	舟渡	会津坂下町大字高寺字五味	1,120	28	60
30	気多宮	会津坂下町大字気多宮字若林	3,525	94	60

8 災害発生時の連絡体制



9 注意報・警報等の発表基準と構成

会津坂下町 一時細分区域：会津

市町村を取りまとめた地域：会津中部

(1) 特別警報

種 類	内 容
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。 50年に一度の値：R48=298, R3=106, SWI=185 平成29年3月1日現在
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。

(2) 警報

種 類	内 容
暴風	平均風速が18m/sを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
暴風雪	平均風速が18m/sを超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合 (平成27年3月26日現在) 雨量基準 3時間雨量80mm (R3=80) 土壌雨量指数基準 127 大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように警戒すべき事項が明記される。
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合 (平成27年3月26日現在) 雨量基準 3時間雨量80mm (R3=80) 流域雨量指数基準 只見川流域=52 複合基準 平坦地：3時間雨量45mm (R3=45) かつ 流域雨量指数 阿賀川流域=40 指定河川洪水予報による基準 阿賀川(馬越・宮古・山科)
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 平均40cm以上、山沿い50cm以上

注) 平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね300m以上

(3) 注意報

種 類	内 容
風雪	平均風速が12m/s以上で、雪を伴い災害が発生するおそれがあると予想される場合。
強風	平均風速が12m/s以上で、強風による災害が発生するおそれがあるとが予想される場合。
大雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合 (平成27年3月26日現在) 雨量基準 3時間雨量50mm (R3=50) 土壌雨量指数基準 81
洪水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合 (平成27年3月26日現在) 雨量基準 3時間雨量50mm (R3=50) 流域雨量指数基準 只見川流域=42

種 類	内 容
	複合基準 平坦地：3時間雨量30mm (R3=30) かつ 流域雨量指数 阿賀川流域=40 指定河川洪水予報による基準 阿賀川 (馬越・宮古・山科)
大雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 平均20cm以上、山沿い30cm以上
濃霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視界が陸上で100m以下
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し火災の危険性が大きいと予想される場合。 ・実効湿度60%以下、最低湿度40%以下、風速8m/s以上 ・実効湿度60%以下、最低湿度30%以下
なだれ	なだれが発生し災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
着雪(氷)	着雪(氷)が著しく、通信線や送電線当に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合。
霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜+、晩霜期に概ね2℃ 注：+は農作物の成育を考慮し実施する。
低温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 (夏期) 最高、最低又は平均気温が平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く。 (冬期) 最低気温 〔会津の平地〕-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続く。
融雪	融雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。

注) 平地：標高が概ね300m未満、山沿い：標高が概ね350m以上

(4) 気象特別情報

種 類	内 容
ア 記録的短時間大雨情報	1時間雨量：100mm

(5) 指定河川洪水予報

ア 氾濫注意情報(洪水注意報)は、準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。

イ 氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。

ウ 氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき

エ 氾濫発生情報(洪水警報)は、氾濫が発生したとき。

オ 基準地点と基準水位

・阿賀川

観測所名	水防団待機水位 (指定水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫危険水位 (危険水位) (m)	計画高水位 (m)
馬越	3.40	3.90	5.00	6.60	8.60
宮古	1.50	2.00	4.00	5.19	5.19
山科	1.80	2.70	6.30	7.70	7.83

・宮川

観測所名	通報水位(m)	氾濫注意水位 警戒水位(m)
開津	1.80	2.30

10 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な者	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いのある者	
	負傷者	重傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込の者
		軽傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満の治療で治ゆできる見込みの者
住宅被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊、全焼 又は流失1	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。	
	半壊、又は 半焼111	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものであるとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。	
	床上浸水	浸水が住家の床より上に浸水したもの及び半壊には該当しないが土砂、竹木等の推積により、一時的に居住することができない。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
	非住家の被害	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
その他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道他路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するため河川、運河等の上に架設された橋とする。	
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。		

分類	用語	被害程度の認定基準
その他	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの
	通信被害	電信、電話が災害によって故障し、通信不能になった回線をいう。
被害金額	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	被災者	被災世帯の構成員をいう。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第9号）による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。 例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
		災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

資料編

1 1 被害状況報告書

様式 1 (被害状況報告様式) 被 害 状 況 報 告 書 (一般被害状況)											
災害の種類											
災害の発生場所		郡 町									
災害発生年月日		年 月 日 時									
報告の時限		日 時現在			受信時刻		時 分				
発 信 者					受 信 者						
発信担当者					受信担当者						
ア	被 災 ウ 総数	戸数(棟)		人		セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ ヌ ネ ノ ハ	一 部 破 損 床 上 浸 水 床 下 浸 水	戸数		戸(棟)	
イ		世帯数		人				世帯数		世帯	
エ	人 的 被 害	死 者		人		チ ツ テ ト ナ ニ ヌ ネ ノ ハ	床 上 浸 水 床 下 浸 水	戸数		戸(棟)	
オ		行方不明		人				世帯数		世帯	
カ	被 害	負 重 傷		人		テ ト ナ ニ ヌ ネ ノ ハ	浸 水 床 下 浸 水	人 員		人	
キ		傷 軽 傷		人				人 員		人	
ク	住 家	全 戸数(棟)		戸(棟)		ナ ニ ヌ ネ ノ ハ	非 住 家 被 害	全 壊		棟	
ケ		壊 世帯数		世帯				半 壊		棟	
コ	家 焼	人 員		人		ヌ ネ ノ ハ	非 住 家 被 害	全 壊		棟	
サ		半 戸数		戸(棟)				半 壊		棟	
シ	家 焼	世帯数		世帯		ノ ハ	非 住 家 被 害	被 害 総 額		千円	
ス		人 員		人				消 防 団 出 動 人 員		人	
応急措置状況・その他											

様式 2				
被 害 状 況 報 告 書				
(公衆衛生関係)				
災害の種類				
災害の発生場所		郡 町		
災害発生年月日		年 月 日 時		
報告の時限		日 時現在	受信時刻	時 分
発 信 者		受 信 者		
発信担当者		受信担当者		
ア	被害戸数	全 壊	戸	
イ		半 壊	戸	
ウ		床上浸水	戸	
エ		床下浸水	戸	
オ	被	災人口	人	
カ	赤痢患者発生数	真 性	人	
キ		疑 似	人	
ク		保 菌	人	
ケ		死 者	人	
区 分		単 位	数 量	被 害 額
コ	公衆衛生施設	上 水 道		
サ		簡 易 水 道		
シ		し尿浄化槽		
ス		じん芥処理場		
セ		隔 離 病 舎		
ソ		下 水 道		
タ		農業集落排水		
チ		斎 苑		
応急措置状況・その他				

様式 3									
被 害 状 況 報 告 書									
(農林水産関係)									
災害の種類									
災害の発生場所		郡		町					
災害発生年月日		年		月		日		時	
報告の時限		日		時現在		受信時刻		時 分	
発信者						受信者			
発信担当者						受信担当者			
区 分		件 数		数 量		被 害 額 (千円)			
ア	農 地	田	流失埋没						
イ			冠 水						
ウ		畑	流失埋没						
エ			冠 水						
オ		再 掲	果 樹 園						
カ			桑 園						
キ									
ク			小 計						
区 分		流失土砂	土砂流入	冠 水	浸 水	その他	計(ha)	被害額(千円)	
ケ		主要食糧農作物							
コ		疏 菜 類							
サ		果 樹							
シ		葉 タ バ コ							
ス									
セ									
ソ			小 計						
区 分		件 数		数 量		被 害 額 (千円)			
タ	家 畜								
チ									
ツ	水 産 関 係	漁 船							
テ		漁 具							
ト									
ナ									
ニ									
ネ									

ノ	林業関係				
ハ					
ヒ					
フ					
ヘ	治山関係				
ホ					
マ					
ミ					
ム	農業用施設関係				
メ					
モ					
ヤ					
イ					
ユ					
エ					
ヨ					
ラ					
リ					
ル					
レ					
応急措置状況・その他					

様式 4			
被 害 状 況 報 告 書			
(商 工 関 係)			
災害の種類			
災害の発生場所		郡 町	
災害発生年月日			
報告の時限		日 時現在	受信時刻 時 分
発 信 者		受 信 者	
発 信 担 当 者		受信担当者	
区 分		件 数	被 害 額 (千円)
ア	鉱 業		
イ	工 業		
ウ	商 業		
エ			
オ	計		
応急措置状況・その他			

様式 5						
被 害 状 況 報 告 書						
(土 木 関 係)						
災害の種類						
災害の発生場所		郡 町				
災害発生年月日						
報告の時限		日	時現在	受信時刻	時	分
発 信 者				受信者		
発 信 担 当 者				受信担当者		
区 分	県 工 事		市 町 村 工 事		計	
	ヶ所	被 害 額	ヶ所	被 害 額	ヶ所	被 害 額
ア	河 川					
イ	海 岸					
ウ	砂 防					
エ	道 路					
オ	橋 梁					
カ	漁 港					
キ						
ク						
ケ	計					
応急措置状況・その他						

様式 6				
被 害 状 況 報 告 書				
(教 育 関 係)				
災 害 の 種 類				
災害の発生場所		郡 町		
災害発生年月日		年 月 日 時	受信時刻	時 分
発 信 者		受信者		
発 信 担 当 者		受信担当者		
区 分		単 位	数 量	被 害 額 (千円)
ア	高 等 学 校			
イ	中 学 校			
ウ	小 学 校			
エ	幼 稚 園			
オ	小 計			
カ	社会教育施設			
キ	文 化 財			
ク				
ケ	合 計			
応急措置状況・その他				

様式 7				
被害状況報告書				
(その他)				
災害の種類				
災害の発生場所	郡 町			
災害発生年月日				
報告の時限	日	時現在	受信時刻	時 分
発信者			受信者	
発信担当者			受信担当者	
区分	単位	数量	被害額 (千円)	
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
カ				
キ				
ク				
ケ				
応急措置状況・その他				

1 2 防災行政無線（固定系）・一般業務用無線設備状況

(1) 固定系無線設備配置一覧表

固定系親局		同報系子局	
周波数	出力	屋外拡声受信局	戸別受信機
68.220 MHz	10 W	97 局	500 台

遠隔制御局	会津坂下消防署司令室
-------	------------

屋外拡声受信局

番号	子局名	緯度 (度.分.秒.000)	経度 (度.分.秒.000)	備考
0	会津坂下町役場	37.33.41.331	139.49.17.911	
1	袋原屯所	37.37.54.191	139.47.51.293	
2	袋原	37.37.54.558	139.48.11.725	
3	長井	37.37.18.461	139.47.44.842	
4	津尻	37.36.31.528	139.48.23.775	
5	宇内	37.35.56.278	139.48.47.027	
6	青津	37.35.29.454	139.49.49.791	
7	窪倉	37.35.25.154	139.45.58.936	再送信
8	大上	37.35.14.174	139.48.44.700	アンサー
9	青木	37.35.16.339	139.50.70.944	アンサー
10	東河原	37.35.21.328	139.50.26.715	
11	洲走	37.34.59.827	139.45.33.425	
12	窪	37.34.54.080	139.46.23.076	
13	見明	37.35.04.189	139.48.15.268	
14	西青津	37.35.95.453	139.49.38.435	
15	沼越	37.35.15.261	139.50.43.014	
16	立川	37.34.59.567	139.51.14.724	
17	杉山	37.34.47.614	139.44.59.542	
18	舟渡	37.34.39.303	139.46.07.124	
19	八日沢	37.34.48.272	139.48.49.885	
20	下政所	37.34.53.414	139.49.35.770	
21	谷地	37.34.56.254	139.50.18.160	
22	太田分	37.34.37.957	139.50.51.782	
23	天屋・本名	37.34.30.288	139.44.46.903	
24	片門	37.34.25.337	139.45.58.501	アンサー
25	気多宮	37.34.23.998	139.47.21.697	
26	塔寺	37.34.26.753	139.47.45.151	
27	旧八幡公民館	37.34.27.962	139.47.56.816	アンサー
28	新館	37.34.19.375	139.48.47.683	
29	中政所	37.34.97.325	139.49.38.319	
30	御池田	37.34.24.732	139.50.32.586	
31	鐘突堂入口	37.34.20.049	139.47.13.663	
32	杉境	37.34.74.364	139.48.78.048	
33	塔寺2区	37.34.18.564	139.48.10.634	
34	新館前	37.34.10.742	139.48.27.464	

番号	子局名	緯度(度.分.秒.000)	経度(度.分.秒.000)	備考
35	和泉川原	37.34.10.283	139.49.27.505	
36	樋口分	37.34.11.446	139.50.40.045	
37	五香	37.34.85.386	139.51.11.789	
38	赤城新田	37.33.55.052	139.44.39.738	
39	和泉	37.33.50.368	139.46.68.736	
40	杉	37.33.46.465	139.48.22.430	
41	稻荷塚公園	37.33.56.843	139.48.36.753	
42	大道	37.34.04.359	139.48.46.081	
43	茶屋町公園	37.33.53.751	139.49.22.252	
44	金上	37.33.52.680	139.50.30.384	
45	履形	37.33.46.158	139.51.31.410	
46	平井	37.33.27.926	139.45.32.952	
47	大沢	37.33.25.277	139.46.23.964	
48	諏訪公園	37.33.42.308	139.48.47.963	
49	桜ヶ丘公園	37.33.48.822	139.49.67.737	
50	緑町公園	37.33.43.694	139.49.39.314	
51	旧第一中学校(坂下東小学校)	37.33.37.080	139.50.19.961	アンサー
52	東金上前	37.33.31.370	139.50.33.706	
53	太田谷地	37.33.38.780	139.50.51.627	
54	村田	37.33.27.237	139.51.13.604	
55	台畑	37.33.28.370	139.50.54.099	
56	台の宮公園	37.33.34.011	139.49.51.200	
57	古坂下屯所	37.33.32.970	139.49.42.317	
58	公民館分室	37.33.35.580	139.49.20.823	
59	新栄町	37.33.25.591	139.49.10.066	
60	会津農林高校	37.33.21.802	139.49.27.659	
61	沢ノ目	37.33.37.402	139.48.59.242	
62	船窪	37.33.13.259	139.48.29.768	
63	蛭川	37.33.20.347	139.48.22.926	
64	坂下高校	37.33.19.674	139.49.96.994	
65	原	37.33.25.879	139.49.29.436	
66	羽林	37.33.17.270	139.49.48.883	
67	鶴沼球場	37.33.10.182	139.50.12.733	
68	旧金上小学校	37.33.36.291	139.50.35.251	アンサー
69	海老沢	37.33.11.345	139.51.29.058	
70	中村	37.33.38.261	139.49.30.755	
71	細工名	37.32.51.992	139.51.23.839	
72	朝立	37.33.08.574	139.45.24.175	
73	西村	37.32.54.534	139.48.59.315	
74	沖	37.32.44.735	139.49.42.027	
75	下新田	37.32.45.003	139.50.15.707	
76	新開津	37.32.35.884	139.50.53.018	
77	大村新田	37.32.41.473	139.47.56.816	
78	牛沢	37.32.44.091	139.48.27.387	

資料編

番号	子局名	緯度(度.分.秒.000)	経度(度.分.秒.000)	備考
79	旧若宮小学校	37.32.33.679	139.48.55.022	アンサー
80	大江	37.32.34.016	139.49.24.994	
81	新村	37.32.25.594	139.51.17.969	
82	束原	37.32.23.083	139.51.36.122	
83	大村	37.32.28.167	139.47.56.217	
84	金沢	37.32.10.955	139.49.54.850	
85	中新田	37.32.12.731	139.50.27.565	
86	中開津	37.32.12.364	139.51.12.064	
87	勝方	37.32.62.078	139.47.47.450	
88	樋渡	37.31.53.037	139.48.50.194	
89	水島	37.32.54.115	139.49.19.394	
90	矢ノ目	377.32.55.034	139.49.37.624	
91	上金沢	37.31.57.938	139.50.12.038	
92	上開津	37.31.54.722	139.51.52.233	
93	村田新田	37.33.16.027	139.50.37.421	
94	上新田	37.32.00.309	139.50.26.864	
21-1	佐藤分	37.34.42.531	139.49.59.070	
23-1	東松振興センター	37.34.29.414	139.44.58.012	

(2) 一般業務用無線設備配備一覧表

移動系基地局		移動局				
周波数	出力	周波数	出力	固定	車載	携帯型
384.6625 MHz	10w	366.65625 MHz (基地局波) 365.63750 MHz (直接波)	5w	1台	24台	83台

中継局	見明山中継局 (大字見明字西浦地内)
-----	--------------------

陸上移動局 No. 1

種別	呼出名称	所属	出力	備考	種別	呼出名称	所属	出力	備考
固定型	ばんげほんぶ	総務課	5w	危機管理班	携帯型	ばんげけいたい115	総務課	5w	1-3 班長
車載型	ばんげほんぶ 2	〃	〃	指令車	〃	〃 116	〃	〃	1-4 班長
〃	ばんげけんせつ3	〃	〃	建設パト	〃	〃 117	〃	〃	1-5 班長
〃	ばんげ 11	〃	〃	第1分団12班	〃	〃 118	〃	〃	1-6 班長
〃	〃 12	〃	〃	第1分団34班	〃	〃 211	〃	〃	2分団長
〃	〃 13	〃	〃	第1分団56班	〃	〃 212	〃	〃	2副分団長
〃	〃 21	〃	〃	第2分団1班	〃	〃 213	〃	〃	2-1 班長
〃	〃 22	〃	〃	第2分団3班	〃	〃 214	〃	〃	2-2 班長
〃	〃 23	〃	〃	第2分団5班	〃	〃 215	〃	〃	2-3 班長
〃	〃 31	〃	〃	第3分団1班	〃	〃 216	〃	〃	2-4 班長
〃	〃 32	〃	〃	第3分団2班	〃	〃 217	〃	〃	2-5 班長
〃	〃 33	〃	〃	第3分団3班	〃	〃 218	〃	〃	2-6 班長
〃	〃 34	〃	〃	第3分団5班	〃	〃 219	〃	〃	2-7 班長
〃	〃 41	〃	〃	第4分団1班	〃	〃 311	〃	〃	3分団長
〃	〃 42	〃	〃	第4分団4班	〃	〃 312	〃	〃	3副分団長
〃	〃 43	〃	〃	第4分団5班	〃	〃 313	〃	〃	3-1 班長
〃	〃 51	〃	〃	第5分団1班	〃	〃 314	〃	〃	3-2 班長
〃	〃 52	〃	〃	第5分団3班	〃	〃 315	〃	〃	3-3 班長
〃	〃 53	〃	〃	第5分団6班	〃	〃 316	〃	〃	3-4 班長
〃	〃 61	〃	〃	第6分団1班	〃	〃 317	〃	〃	3-5 班長
〃	〃 62	〃	〃	第6分団6班	〃	〃 318	〃	〃	3-6 班長
〃	〃 63	〃	〃	第6分団8班	〃	〃 319	〃	〃	3-7 班長
〃	〃 71	〃	〃	第7分団1班	〃	〃 320	〃	〃	3-8 班長
〃	〃 72	〃	〃	第7分団2班	〃	〃 411	〃	〃	4分団長
〃	〃 73	〃	〃	第7分団5班	〃	〃 412	〃	〃	4副分団長
携帯型	ばんげけいたい101	〃	〃	団長	〃	〃 413	〃	〃	4-1 班長
〃	〃 102	〃	〃	副団長	〃	〃 414	〃	〃	4-2 班長
〃	〃 103	〃	〃	〃	〃	〃 415	〃	〃	4-3 班長
〃	〃 111	〃	〃	1分団長	〃	〃 416	〃	〃	4-4 班長
〃	〃 112	〃	〃	1副分団長	〃	〃 417	〃	〃	4-5 班長
〃	〃 113	〃	〃	1-1 班長	〃	〃 418	〃	〃	4-6 班長
〃	〃 114	〃	〃	1-2 班長	〃	〃 419	〃	〃	4-7 班長

資料編

陸上移動局 No.2

種別	呼出名称	所 属	出力	備 考	種別	呼出名称	所 属	出力	備 考
携帯型	ばんげけいたい420	総務課	5w	4-8 班長	携帯型	ばんげけいたい711	総務課	5w	7分団長
〃	〃 421	〃	〃	4-9 班長	〃	〃 712	〃	〃	7副分団長
〃	〃 511	〃	〃	5分団長	〃	〃 713	〃	〃	7-1 班長
〃	〃 512	〃	〃	5副分団長	〃	〃 714	〃	〃	7-2 班長
〃	〃 513	〃	〃	5-1 班長	〃	〃 715	〃	〃	7-3 班長
〃	〃 514	〃	〃	5-2 班長	〃	〃 716	〃	〃	7-4 班長
〃	〃 515	〃	〃	5-3 班長	〃	〃 717	〃	〃	7-5 班長
〃	〃 516	〃	〃	5-4 班長	〃	〃 718	〃	〃	7-6 班長
〃	〃 517	〃	〃	5-5 班長	〃	〃 719	〃	〃	7-7 班長
〃	〃 518	〃	〃	5-6 班長	〃	〃 911	〃	〃	総務課長
〃	〃 519	〃	〃	5-7 班長	〃	〃 912	〃	〃	危機管理班長
〃	〃 611	〃	〃	6分団長	〃	〃 913	〃	〃	渾身担当係長
〃	〃 612	〃	〃	6副分団長	〃	〃 914	〃	〃	渾身担当係員
〃	〃 613	〃	〃	6-1 班長	〃	〃 915	〃	〃	建設課
〃	〃 614	〃	〃	6-2 班長	〃	〃 916	〃	〃	建設課
〃	〃 615	〃	〃	6-3 班長	〃	〃 917	〃	〃	産業課
〃	〃 616	〃	〃	6-4 班長	〃	〃 918	〃	〃	産業課
〃	〃 617	〃	〃	6-5 班長	〃	〃 919	〃	〃	生活課
〃	〃 618	〃	〃	6-6 班長	〃	〃 920	〃	〃	生活課
〃	〃 619	〃	〃	6-7 班長	〃	〃 921	〃	〃	政策財務課
〃	〃 620	〃	〃	6-8 班長	〃	〃 922	〃	〃	教育委員会
〃	〃 621	〃	〃	6-9 班長	〃	〃 923	〃	〃	教育委員会

1.3 動員計画

災害応急対策の実施に際して、必要な応急対策要員の動員要領は、次により行うものとする。

(1) 各部、各班の人員数の明細

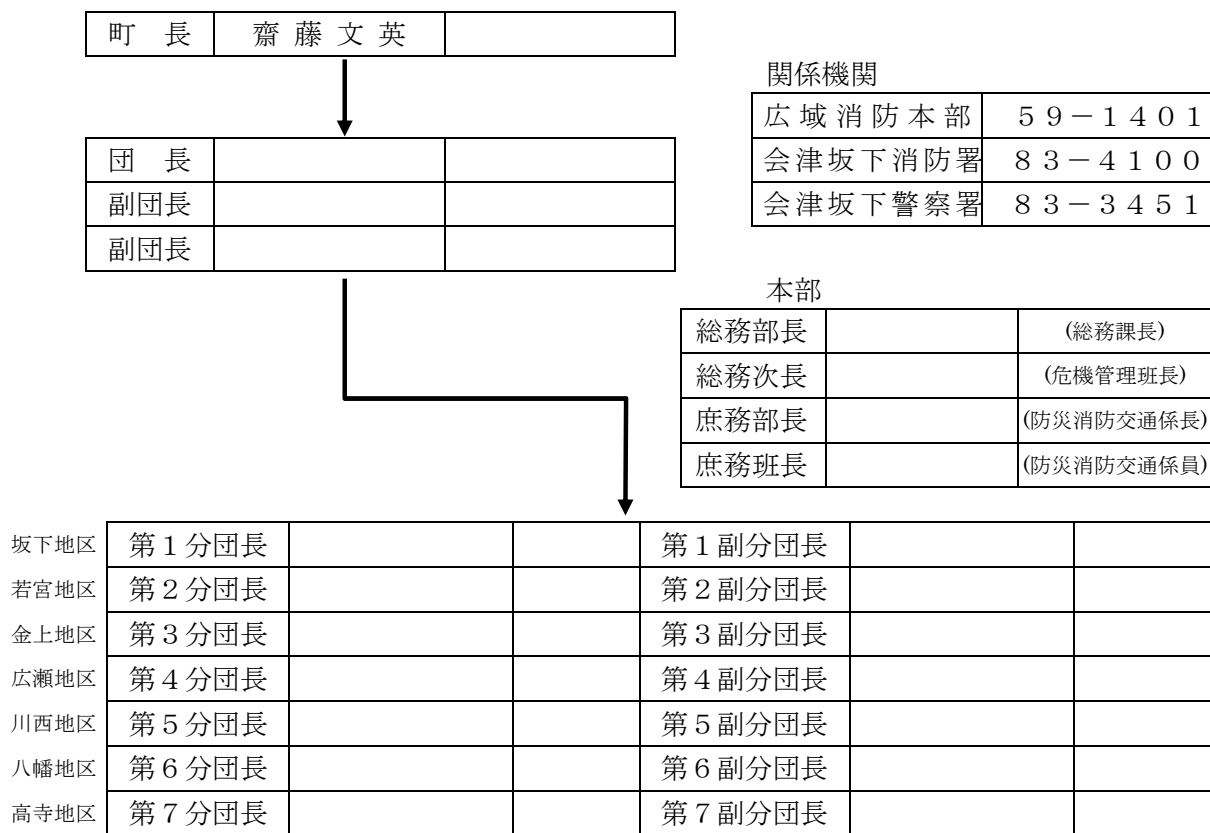
平成29年1月現在

部	班	事務的職員			技術的職員			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
総務部	庶務班(庶務管理班)	5		5				5		5
	行政班(行政管理班)	5	2	7				5	2	7
	税務班(税務管理班)	7	3	10				7	3	10
政策 財務部	広報班(政策企画班)	7	2	9				7	2	9
	財務班(財務管理班)	4		4				4		4
	財産管理班(財務管理班)	2		2				2		2
生活部	福祉班(福祉健康班・保険年金班)	10	6	16		8	8	10	14	24
	衛生班(戸籍環境班)	5	2	7				5	2	7
建設部	土木建築班(都市土木班)	1		1	4		4	5		5
	管理班(都市土木班)	4		4	1		1	5		5
	都市計画班(都市土木班)	2		2	2		2	4		4
	上水道班(上下水道班)	3		3	1		1	4		4
	下水道班(上下水道班)	1	2	3	1		1	2	2	4
産業部	農林班(農林振興班)	8	1	9				8	1	9
	商工観光班(商工観光班)	4	2	6				4	2	6
教育部	教育総務班(教育総務班)	5	1	6				5	1	6
	学校給食センター班	1	1	2				1	1	2
	社会文化班(社会文化班)	5	3	8				5	3	8
子ども部	子ども支援班	5	1	6				5	1	6
	保育所班		1	1	1	14	15	1	15	16
	幼稚園班					20	20		20	20
議会事務局	議会班(議会事務局)	1	1	2				1	1	2
出納部	出納班(出納班)		2	2					2	2
農委事務局	農委班(農地管理)	1	1	2				1	1	2
	合計	86	31	117	10	42	52	96	73	169

※ なお、災害対策本部員（職員）9名は含まない。

1 4 消防団組織一覧表

会津坂下町消防団組織一覧表



1 5 消防力

会津坂下町消防団

平成29年1月現在

機関名	団員数	消防ポンプ等現有				消防水利		無線機器			消防車庫屯所	
		自動車ポンプ	小型動力ポンプ	積載車	指令車	防火水槽	消火栓	車載型	携帯型	受令機		
消防団本部	21				1	127	108	1	4	4	65	
第1分団	50	1	2	2					1	1		1
第2分団	81	1	13	2					1	1		1
第3分団	80	1	10	3					1	1		1
第4分団	84	1	10	2					1	1		1
第5分団	58	1	6	2					1	1		1
第6分団	69	1	8	2					1	1		1
第7分団	57	1	6	2					1	1		1
合計	500	7	55	15	1	127	108	8	12	12		

(団員数は、条例定数)

会津若松地方広域市町村圏整備組合

平成29年1月現在

機関名	署員数	消防ポンプ等現有					無線機器		
		自動車ポンプ	小型動力ポンプ	積載車	救急車	指揮車 広報車	車載型	携帯型	受令機
会津坂下消防署	31	3			2	2	7	7	2

資料編

1 6 救出車両、舟艇、その他機械器具調達先報告書

品名	数量	所有借上の別	調達先			機械器具等	輸送方法	備考
			名称(責任者)	所在地	電話			

1.7 指定避難所

○会津坂下町の指定避難所として次の施設を選定するものとする。

指定避難所名	所在地	収容人員(人)	管理者	特設公衆電話回線
坂下南小学校	会津坂下町字石田甲650番地	763	学校長	無
坂下東小学校	〃 字上口705番地	362	学校長	無
旧坂本分校	〃 大字坂本字宮前甲940番地の2	52	町長	無
坂下中学校	〃 字惣六83番地	413	学校長	無
坂下高等学校	〃 大字白狐字古川甲1090番地	488	学校長	無
会津農林高等学校	〃 字曲田1391番地	768	学校長	無
中央公民館	〃 字五反田1310番地の3	195	教育長	有-2
若宮コミュニティセンター	〃 大字牛川字寿ノ宮1890番地	36	センター長	有-1
〃 附属体育館	〃 大字牛川字寿ノ宮1715番地	256	センター長	有-3
金上コミュニティセンター	〃 大字福原字家東59番地	35	センター長	有-1
〃 附属体育館	〃 大字福原字福川原913番地	212	センター長	有-2
広瀬コミュニティセンター	〃 大字青木字青木139番地	53	センター長	有-1
〃 附属体育館	〃 大字青木字青木139番地	236	センター長	有-2
川西コミュニティセンター	〃 大字大上字柳ノ下甲312番地	36	センター長	有-1
〃 附属体育館	〃 大字大上字柳ノ下甲312番地	270	センター長	有-2
八幡コミュニティセンター	〃 大字塔寺字北原787番地	41	センター長	有-1
〃 附属体育館	〃 大字塔寺字北原787番地	226	センター長	有-2
高寺コミュニティセンター	〃 大字片門字宮ノ下1900番地	57	センター長	有-1
〃 附属体育館	〃 大字片門字片門甲32番地の2	250	センター長	有-2
農村環境改善センター	〃 大字見明字堤埴2115番地	240	町長	無
東松振興センター	〃 大字東松字諏訪田丙304番地1	34	町長	無
子育てふれあい交流センター	〃 大字福原字福川原913番地	86	教育長	無

○会津坂下町の福祉避難所として次の施設を選定するものとする。

福祉避難所名	所在地	収容人員(人)	管理者
健康管理センター	会津坂下町字五反田1295番地1	20	町長
介護老人保健施設 なごみ	〃 字逆水50番地	10	施設長
ケアプラザ坂下	〃 大字羽林字西碓180番地	10	施設長
シルクケア坂下	〃 大字羽林字西碓183番地	10	施設長
住宅型有料老人ホーム こばんげホーム	〃 字台ノ下745番地	10	施設長
ケアホーム つぼみ	〃 大字宮古字台畑52番地	10	施設長
デイサービス しなのき坂下	〃 字小川原954番地	30	施設長

18 避難場所

会津坂下町の避難場所として次の場所を選定するものとする。

○指定緊急避難場所

避難場所名	所在地	管理者	地震	洪水	土砂災害
坂下南小学校グラウンド	会津坂下町字石田甲650番地	学校長	○	○	○
坂下東小学校グラウンド	〃 字上口705番地	学校長	○	×	○
旧坂本分校前広場	〃 大字坂本字宮前甲940番地の2	町長	○	○	○
坂下中学校グラウンド	〃 字惣六83番地	学校長	○	○	○
坂下高等学校グラウンド	〃 大字白狐字古川甲1090番地	学校長	○	○	○
会津農林高等学校グラウンド	〃 字曲田1391番地	学校長	○	○	○
若宮コミュニティセンターグラウンド	〃 大字牛川字寿ノ宮1715番地	センター長	○	○	○
金上コミュニティセンターグラウンド	〃 大字福原字福川原913番地	センター長	○	×	○
広瀬コミュニティセンターグラウンド	〃 大字青木字青木139番地	センター長	○	×	○
川西コミュニティセンターグラウンド	〃 大字大上字柳ノ下甲312番地	センター長	○	○	○
八幡コミュニティセンターグラウンド	〃 大字塔寺字北原787番地	センター長	○	○	○
高寺コミュニティセンターグラウンド	〃 大字片門字片門甲32番地の2	センター長	○	×	○
台ノ宮公園	〃 字台ノ下地内		○	×	○
諏訪公園	〃 字中岩田地内		○	○	○
緑町公園	〃 字上口地内		○	×	○
桜ヶ丘公園	〃 字館ノ内地内		○	○	○
坂下中央公園	〃 字西南町裏地内		○	○	○
稲荷塚公園	〃 字稲荷塚地内		○	○	○
牛沢公園	〃 大字牛川字中島地内		○	○	○
福原公園	〃 大字福原字町尻地内		○	×	○
花ちゃん公園	〃 大字青木字宮田地内		○	×	○
川西公園	〃 大字八日沢字館ノ内地内		○	○	○
ステーションばんげ南公園	〃 字石田地内		○	○	○
ばんげひがし公園	〃 大字福原字殿田98番地		○	×	○

○その他の避難場所

避難場所名	所在地	管理者	備考
塔寺山いこいの森公園	〃 大字塔寺字姥ヶ懐地内	町長	

1 9 避難所設置及び受入状況

避難所名	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備考
〇〇避難所	大字 字 番地	既設建物	月 日から 月 日まで	人	日	人	〇〇コミセン
〇〇避難所	大字 字 番地	既設建物	月 日から 月 日まで	人	日	人	〇〇小学校体育館
計							

2 0 避難所受入容者名簿

会津坂下町 避難所

住 所	世 帯 主	世帯人員	避 難 所 受 入 期 間						計
			月日						

2 1 避難所受入台帳

会津坂下町 避難所

責任者 認め印	月 日 受入人員	物品使用状況		記 事	備 考
		品 名	数量		

資料編

2.2 避難所用物品受払簿

品名		単位			
		呼称			
年月日	摘要	受	払	残	備考
	〇〇商店	100		100	
	〇〇避難所		20	80	
	〇〇避難所		35	45	

2.3 避難所開設用施設及び器物借用簿

名称	品名(施設)	数量	期間	1日当借上費	金額	所有者(管理者)氏名

2.4 飲料水供給記録簿

供給年月日	供給地区	供給水量	対象人員	給水用機械器具			金額	備考
				名称	数量	所有者(管理者)氏名		
		リットル	人				円	

- (注) 1. 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入して差し支えない。
 2. 給水用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に借入額を記入すること。

資料編

2 5 応急仮設住宅入居該当者調

番号	被 帳 災 番 台 号	氏 名	職 業	住 所	家 族 人 員		生活程度	摘 要
					人員数	同上中稼働力者		
							上、中、下 保護世帯	

2 6 応急仮設住宅入居該当対象者選定調書
(住宅の応急修理施行)

被災台帳 番 号							
地 区 名	行政区名	対象者	住所	氏名			
調 査 員 調 査 事 項	資産状況	動 産 不 動 産	職 業				
	被災の概要	家庭の概要					
行 政 区 総 代 意 見							
民 生 委 員 意 見							
調 査 員 意 見							
要 施 行	有・無	調査員					

27 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅台帳

市町村名

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

28 住宅応急修理記録簿

住所	世帯主	職業氏名	家族数	修理箇所	概要	修理着工年月日	修理完成年月日	修理費	備考

29 住宅の応急修理該当者調

番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度備考	被害程度	修理予定箇所	備考
				人員数	同上中可働力者				
						上/中/下被保護者			

資料編

3 0 救護班の編成

班名	班長氏名	編成内容	連絡方法

3 1 救護班編成及び活動記録簿

期間	市町村名	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名	備考

- (注) 1、「診療患者数」欄は、延人員数を記入すること。
 2、「班の編成」欄は、職種ごとに人員数を記入すること。
 3、助産を実施した場合も記入すること。
 4、死体の処理を実施した場合も記入すること。

3 2 救護活動記録簿

期間	市町村名	診療患者数	死体検察数	班の編成	班長職氏名
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	医院 氏名
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	医院 氏名
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	医院 氏名
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	医院 氏名

3 3 医薬品衛生材料受払簿

品名	単位呼称	受	払	残	備考
年月日	摘要				
計					

資料編

3 4 医薬品班出動編成表

班 長	職 名	氏 名	期 日	自 年 月 日 時 分
				至 年 月 日 時 分
場 所				
摘 要				

3 5 救護班診療記録

班長医師氏名

年 月 日	市町村名	患 者 氏 名	年令	病 名	措 置 摘 要	備考

3 6 救護班医薬品衛生材料使用簿

班長医師氏名

医薬品衛生材料品名	単位呼称	単位	摘要	受	払	残	備考

資料編

3 7 医薬品衛生材料等引継書

医薬品衛生材料等引継書

輸送責任者職氏名

受領責任者職氏名

救護用医薬品次のとおり引継ぎました。

記

1. 引継月日

2. 引継場所

3. 品目数量 次のとおり

品名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由、その他

3 8 医院、診療所医療実施状況

市町村名	診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬点数	金額	備考
			入院	退院			
	医院	月 日 から 日間					健康保険
		月 日 まで					国民健康保険
計							

3 9 助産台帳

分 べ ん 者			分 べ ん の 日時・場所	助産機関名	期 間	金 額	備 考
住 所	氏 名	年令					
会津坂下町大字 字							
会津坂下町大字 字							
会津坂下町大字 字							

資料編

4 0 障害物除去該当者調

番号	被災台帳番号	氏名	職業	住所	家族 人員数 同上中可働者	被害程度	障害物除去予定箇所	実施有無

4 1 障害物除去該当者選考調書

						被災台帳 番 号	
地区名		部落 (町) 名	対象 者0 住所			氏 名	
調査員調査事項	資産状況	動 産		職 業			
	被災の概要	不動産		家庭の概要			
行政区代表意見							
民生委員意見							
調査員総合意見							
要 施 行	有 ・ 無			調 査 員			

4 2 障害物除去の実施状況記録簿

住宅被害 程度区分	住 所	氏 名	職 業	家族数	除去を要すべき状態の概要	除去に要 した期間	金 額	備 考
					たい積量高さ m 約 m ² (坪) たい積場所居室・炊事場・便所等	日間		器具撤上費 円 人夫費 円 輸 送 費 円 そ の 他 円
					たい積量高さ m 約 m ² (坪) たい積場所居室・炊事場・便所等	日間		器具撤上費 円 人夫費 円 輸 送 費 円 そ の 他 円

資料編

4 3 死体搜索状況記録簿

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者氏名)		

(注) 1、搜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず、記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を金額欄に記入すること。

4 4 死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の措置費			死体一時保存の場所及び保存の期間	備考
			住所氏名	年令	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		

4 5 埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
			住所氏名	年令	死亡者との関係	住所氏名	附属品	埋火葬料	骨箱	計	

資料編

4 6 保有車両
公用車（特殊車両）

登録番号	車名	取得年月	用途等	備 考
福島る 000-293	日立	02年 11月	除雪車	
福島る 000-100	フルカワ	00年 11月	除雪車	
福島る 000-387	フルカワ	03年 11月	除雪車	
会津る 000-191	T C M	09年 11月	除雪車	
会津る 900-55	コマツ	13年 10月	除雪車	
福島る 000-446	T C M	04年 10月	除雪車	
会津る 900-229	コマツ	16年 10月	除雪車	
会津は 800-13	ニッサン	06年 11月	除雪車	道路作業車
福島る 900-27	新潟鉄工	00年 11月	除雪車	小型除雪車（ロータリ除雪車）
会津る 900-50	新潟鉄工	12年 11月	除雪車	小型除雪車（ロータリ除雪車）
会津る 900-169	新潟鉄工	15年 10月	除雪車	小型除雪車（ロータリ除雪車）
会津る 900-92	コマツ	14年 2月	除雪車	
福島そ 11-2374	三菱	87年 2月	砂利運搬等	4トンダンプ
会津さ 800-211	トヨタ	07年 7月	道路パトロール車	建設課（都市土木班）
福島さ 100-660	トヨタ	99年 9月	給食運搬車	
福島さ 100-5084	三菱	02年 9月	給食運搬車	
福島さ 100-1056	トヨタ	11年 6月	給食運搬車	
福島さ 100-1057	トヨタ	11年 6月	給食運搬車	
福島そ 400-3214	トヨタ	04年 10月	水道工事に用	小型トラック
会津さ 800-474	トヨタ	08年 9月	消防団指令車	
福島さ 800-2272	三菱	00年 3月	第1分団第1班	積載車
福島す 800-1021	トヨタ	05年 1月	第3班	ポンプ車
福島さ 800-8387	三菱	02年 12月	第5班	積載車
福島す 88-6287	日産	96年 2月	第2分団第1班	ポンプ車
福島さ 800-2271	三菱	00年 3月	第3班	積載車
福島せ 88-2241	三菱	99年 3月	第5班	積載車
会津さ 830-625	トヨタ	17年 3月	第3分団第1班	ポンプ車
福島す 800-29	三菱	04年 3月	第2班	積載車
福島せ 88-2243	三菱	99年 3月	第3班	積載車
福島す 800-1916	トヨタ	05年 10月	第5班	積載車
福島さ 800-6767	三菱	01年 12月	第4分団第1班	ポンプ車
福島さ 800-8388	三菱	02年 12月	第4班	積載車
福島す 88-7868	トヨタ	97年 2月	第5班	ポンプ車
福島す 88-5000	日産	95年 2月	第5分団第1班	ポンプ車
福島さ 800-4484	三菱	00年 12月	第3班	積載車
福島さ 800-8389	三菱	02年 12月	第6班	積載車
福島す 88-9692	トヨタ	98年 3月	第6分団第1班	ポンプ車
福島さ 800-4485	三菱	00年 12月	第6班	積載車
福島す 800-1917	トヨタ	05年 10月	第8班	積載車
福島す 88-3836	日産	94年 2月	第7分団第1班	ポンプ車
福島す 800-30	三菱	04年 3月	第2班	積載車
福島さ 800-4486	三菱	00年 12月	第5班	積載車

資料編

公用車（一般車両）

登録番号	車名	取得年月	用途等	備考
会津さ 200-4	ヒノ	98年 8月	マイクロバス	29人乗（総務課）
会津さ 200-301	ヒノ	14年 9月	マイクロバス	29人乗（総務課）
会津さ 300-110	トヨタ	97年 5月	普通乗用車	9人乗ワゴン（総務課）
会津そ 500-7495	日産	14年 5月	普通乗用車	7人乗ワゴン（総務課）
会津さ 300-7995	トヨタ	09年 3月	普通乗用車	10人乗ワゴン（教育課）
会津う 480-2527	スズキ	15年 6月	軽貨物	軽トラック（総務課）
会津む 330-10	トヨタ	12年 1月	普通乗用車	町長車
会津さ 300-4	トヨタ	04年 7月	普通乗用車	議長車
会津い 480-5229	ダイハツ	12年 8月	小型貨物	総務課（危機管理班）
会津い 480-2753	スズキ	11年 9月	小型乗用車	〃（税務管理班）
会津あ 580-628	スズキ	01年 4月	軽乗用車	〃（税務管理班）
会津す 300-840	トヨタ	10年 2月	普通乗用車	政策財務課（政策企画班）
会津き 580-4655	スズキ	15年 7月	軽乗用車	〃（政策企画班）
会津う 580-5104	スズキ	16年 7月	軽乗用車	〃（政策企画班）
会津く 580-943	スズキ	16年 8月	軽乗用車	〃（政策企画班）
会津い 580-137	ミツビシ	08年 4月	小型乗用車	生活課（戸籍環境班）
会津い 480-2348	ミツビシ	11年 7月	小型貨物	〃
会津う 580-7795	スズキ	11年 7月	軽乗用車	生活課（福祉健康班）
会津か 580-8277	スズキ	14年 8月	軽乗用車	〃
会津う 580-7645	スズキ	11年 7月	軽乗用車	〃
会津え 580-6728	ダイハツ	12年 12月	軽乗用車	生活課（保険年金班）
会津そ 500-5432	トヨタ	13年 12月	普通乗用車	〃
会津う 480-3413	ミツビシ	15年 10月	軽乗用車	建設課（都市土木班）
会津さ 500-1216	ホンダ	04年 9月	普通乗用車	〃
会津さ 500-1618	ホンダ	02年 1月	普通乗用車	建設課（上下水道班）
会津そ 500-3989	トヨタ	13年 8月	普通乗用車	〃
会津あ 580-2822	スズキ	00年 4月	水道用緊急車	〃
会津あ 480-9740	ミツビシ	10年 5月	水道用緊急車	〃
会津さ 300-3038	トヨタ	04年 12月	普通乗用車	産業課（農林振興班）
会津か 580-6943	スズキ	14年 5月	軽乗用車	〃
会津あ 580-4545	ホンダ	01年 3月	軽乗用車	産業課（商工観光班）
会津い 480-4803	ダイハツ	12年 6月	小型貨物	〃
福島や 50-1660	スズキ	03年 10月	軽乗用車	教育課（教育総務班）
会津い 480-3281	スズキ	11年 11月	軽乗用車	教育課（学校給食センター）
会津す 300-927	トヨタ	10年 3月	普通乗用車	教育課（社会文化班）
会津あ 580-4508	スズキ	02年 5月	軽乗用車	〃
福島も 50-999	ミツビシ	03年 6月	軽乗用車	〃
会津か 580-8496	スズキ	14年 8月	軽乗用車	子ども課（子ども支援班）
会津あ 580-614	ミツビシ	00年 11月	軽乗用車	〃

資料編

4.7 被災使用教科書等調査 全失分・半失分

区分	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	学校							
	学校							
	計							
合計	冊数							
	実人員							

4.8 被災教科書一覧表

平成 年 月 日

学校名

区分	学年	発行者名	教科書記号番号	教科書名	冊数	単価	金額	被害区分	備考

(注) 学校別に記載のこと

4.9 学用品交付簿

被災台帳 番号	住家の 被害区分	学年	児童(生徒) 氏名	親権者 住所氏名	受領	給与品内訳					給与 年月日
						消ゴム	ナイフ	ノート	鉛筆	筆入	

50 災害防疫調査指導票

年月日 平成 年 月 日
実施者

(1) 市町村名						
総戸数 (世帯)		戸	総人口		人	
(2) 被害の概況 (図面は別紙に略記すること)						
床上浸水		戸	床上浸水		その他	
人 口			人		戸	
被災率			%			
(3) 傷病者及び医療救護班の要否						
(4) 炊き出し及び集団避難						
(5) 使用水及び給水班の要否						
(6) 感染症発生状況						
(7) 薬品、器材						
(8) 市町村の能力と動員態制						
(9) 昆虫駆除の指定地域と代執行の必要						
(10) 防疫計画						
(1) 検病調査班		月	日	～	月	日 班
(2) 消毒班		月	日	～	月	日 班
(3) 昆虫駆除		月	日	～	月	日 班

5 1 感染症予防申請書

番 号
平成 年 月 日

福 島 県 知 事 様

福 島 県 河 沼 郡 会 津 坂 下 町 長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の地域指定の申請について

平成 年 月 日災害により、次のとおり災害が発生し感染症流行のおそれがあるので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定に基づいて、ねずみ族昆虫駆除の地域として指定されるよう申請する。

- 1 災害発生日時
- 2 災害の種類
 - (1) 原 因
 - (2) 経 過
- 3 被害の概要
- 4 ねずみ族昆虫駆除の開始及び終了予定年月日
- 5 ねずみ族昆虫駆除実施予定地域

5 2 災害防疫業務完了報告書

1	災害発生年月日	
2	災害の原因	
3	被害の概要	
4	市町村のとした措置の概要	
	(1) 災害防疫本部の活動	
	(2) 災害救助活動	
	イ 医療救護	
	ロ 調査指導	
	(3) 災害防疫本部の活動	
	イ 予防宣伝	
	ロ 調査指導	
	ハ 検病調査	
	ニ 患者処理	
	ホ 飲料水の確保及び井戸の消毒	
	ヘ 家屋の消毒及び消毒薬の使用方法	
	ト そ族昆虫駆除の実施方法	
	チ 避難場所の防疫指導	
	リ し尿処理の指導	
	ヌ 泥土、堆積物の処理及び清潔方法	
5	感染症の発生状況	
6	予防接種	
8	予算の概要	

5 3 災害時応援協定締結事業所

○市町村相互応援

協定締結先	協定内容	協定締結日
埼玉県北本市	食料、飲料及び生活物資の供給・資機材の提供 被災者の救出・医療の応急等に必要な資機材及び物資の提供 救援・救助活動の車両等の提供 救援・応急復旧に必要な職員の派遣	平成8年8月3日
両沼地方町村会内町村	被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に 必要な資器材及び物資の提供及び斡旋 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要 な資器材の提供 救援・救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋 救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の 短期応援 ボランティア等の斡旋	平成27年11月2日

○消防相互応援

協定締結先	協定内容	協定締結日
会津若松広域市町村圏整備組 合管内市町村	災害発生時における応援	昭和54年11月15日 平成18年11月1日
喜多方市	災害発生時における応援	昭和32年2月2日

○郵便事業

協定締結先	協定内容	協定締結日
坂下郵便局	災害救助法適用時における郵便、為替預金及び簡易保 険の郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策 臨時差出箱の設置 被災住民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提 供 平常時の高齢者の見守り、道路損傷の発見時の対応等 の相互協力 他	平成10年2月26日 基本協定 平成29年3月21日

○生活物資

協定締結先	協定内容	協定締結日
生活協同組合 コープあいづ	生活物資供給	平成11年8月9日
(株) リオン・ドールコーポレー ション	生活物資供給	平成18年3月23日
NPO法人 コメリ災害対策セ ンター	作業用品・日用品・飲料水・冷暖房品・電気用品・ トイレ用品等の対応可能物資の供給	平成21年7月1日

○応急対策

協定締結先	協定内容	協定締結日
会津坂下町建設業組合	応急資機材の提供及び作業員の動員	平成11年8月9日 平成26年5月13日
会津坂下町管工事業協同組合	応急資機材の提供及び作業員の動員	平成11年8月9日
会津坂下町電友会	応急資機材の提供及び作業員の動員	平成16年3月30日 平成29年3月21日

資料編

○応急用井戸水

協定締結先	協定内容	協定締結日
(株) 太郎庵 (株) 佐藤電設	応急用井戸水の提供	平成26年5月27日

○レンタル機材

協定締結先	協定内容	協定締結日
(株) アクティオ	レンタル機材の提供	平成18年3月23日

○L Pガス供給

協定締結先	協定内容	協定締結日
福島県エルピーガス協会 会津支部坂下方部会	L Pガスの供給	平成28年2月18日

○福祉避難所設置運営

協定締結先	協定内容	協定締結日
介護老人保健施設 なごみ	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成28年2月18日
特定非営利活動法人 清扶会	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成28年2月18日
住宅型有料老人ホーム こぼんげホーム	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成28年2月18日
ケアホーム つぼみ	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成28年2月18日
デイサービス しなのき	福祉避難所の設置運営に関する協力	平成28年2月18日

○福祉避難所人的支援

協定締結先	協定内容	協定締結日
介護老人保健施設 なごみ	福祉避難所等へ支援者の派遣に関する協力	平成28年2月18日
特定非営利活動法人 清扶会	福祉避難所等へ支援者の派遣に関する協力	平成28年2月18日
住宅型有料老人ホーム こぼんげホーム	福祉避難所等へ支援者の派遣に関する協力	平成28年2月18日
ケアホーム つぼみ	福祉避難所等へ支援者の派遣に関する協力	平成28年2月18日
デイサービス しなのき	福祉避難所等へ支援者の派遣に関する協力	平成28年2月18日

○搬送協力

協定締結先	協定内容	協定締結日
社会福祉法人 両沼厚生会	単独で移動が困難な者の搬送協力	平成18年3月23日
介護老人保健施設 なごみ	単独で移動が困難な者の搬送協力	平成18年3月23日
(株) ニチイ学館	単独で移動が困難な者の搬送協力	平成18年3月23日
介護タクシー 会津幸労人	単独で移動が困難な者の搬送協力	平成18年3月23日
介護タクシー ひまわり	単独で移動が困難な者の搬送協力	平成18年3月23日
特定非営利活動法人 清扶会	単独で移動が困難な者の搬送協力	平成28年2月18日
住宅型有料老人ホーム こぼんげホーム	単独で移動が困難な者の搬送協力	平成28年2月18日
ケアホーム つぼみ	単独で移動が困難な者の搬送協力	平成28年2月18日
デイサービス しなのき	単独で移動が困難な者の搬送協力	平成28年2月18日

○原子力災害時における県外広域避難

協定締結先	協定内容	協定締結日
茨城県常陸太田市	原子力災害時における常陸太田市民の県外広域避難に伴う避難所の提供	平成29年9月21日

会津坂下町地域防災計画

平成29年度改訂版

会津坂下町防災会議 平成30年3月2日策定

平成30年3月発行

編集：会津坂下町防災会議

発行：会津坂下町役場総務課危機管理班

969-6592

福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662 番地